

平成20年4月改定版

# 自動車総合保険

[ ご契約のしおり ]

# SUP

普通保険約款および特約条項



株式会社 損害保険ジャパン

# はじめに

## 内容のご確認を

この「ご契約のしおり」は、損保ジャパンのSUP（自動車総合保険）契約についての大切なことがらが記載されておりますので、ご一読のうえ内容をご確認ください。

## 保管は

ご契約いただいた後は、ご契約満了まで大切に保管くださいますようお願いいたします。

## ご質問ご要望などは

わかりにくい点、お気付きの点がございましたら、ご遠慮なく取扱代理店または当社にお問い合わせください。

## 特にご注意いただきたいこと

- 1 保険契約締結後1か月を経過しても保険証券（または保険契約継続証）が届かない場合は、当社にお問い合わせください。
- 2 新たに自動車保険にご加入される時、またはご契約のお車を入れ替えられるときには、当社ではご契約のお車の正確な確認による適正な保険料およびその割引・割増の適用のため、資料として自動車検査証または登録事項等証明書の写しのご提出をお願いしています。  
なお、資料のご提出をお願いする自動車は、自動車検査（いわゆる「車検」）の対象となっている登録自動車および検査対象軽自動車です。  
所有権留保条項付売買契約により取得された自動車およびリース自動車の場合の資料などその他の資料につきましては、取扱代理店または当社にお問い合わせください。
- 3 1台のお車に複数のご契約はできません。
- 4 保険金・返れい金等の支払に関する留意事項について  
引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合には、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。  
ただし、この商品は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合には、保険金・返れい金等の8割（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）までが補償されます。  
損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または当社にお問い合わせください。

- 5** 共同保険契約について  
複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。
- 6** 取扱代理店について  
取扱代理店は当社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。従いまして、取扱代理店とご締結いただいております有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。
- 7** 契約申し込みの撤回（クーリングオフ）について  
ご契約者が個人の方で、かつ、「保険期間が1年超」の場合、ご契約のお申し込み後であっても、ご契約のお申し込みの撤回（クーリングオフ）をすることができます。  
詳細につきましては、取扱代理店または当社にお問い合わせください。
- 8** ご契約の内容は、自動車総合保険普通保険約款および特約条項によって定まります。必ず52ページ以降の普通保険約款・特約条項もお読みください。

一般のご契約では、ご契約者間の保険料負担の公平化を図るため、ご契約の前の契約の保険事故の有無、保険事故がある場合はその件数等を保険料に反映させる等級別料率制度<sup>※1</sup>が採用されています。

この等級別料率制度を適正に運営するため、ご契約の損害保険会社等を変更された場合や保険契約を一時的に中断された場合には、損害保険会社等の間では、ご契約の前の契約の等級および保険事故の有無・件数等の確認を行っています<sup>※2</sup>。

また、自動車事故などの場合に、保険金支払いが迅速に、かつ正しく確実に行えるよう、損害保険会社等の間では、同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況などについて、確認を行っています<sup>※3</sup>。

確認内容については、上記の目的以外には用いません。ご不明の点は、当社にお問い合わせください。

※1 等級別料率制度については、「ノンフリート等級別料率制度」（47ページ）をご確認ください。

※2 具体的には、保険契約者名・被保険者名（保険の補償を受けられる方のお名前）・ご契約のお車の所有者名・ご契約のお車の登録番号・ご契約の前の契約の適用等級ならびに保険事故の有無および件数等の項目について確認を行っています。

※3 具体的には、事故発生の場合に当該事故に関係してご契約されている損害保険の種類・保険契約者名・被保険者名（保険の補償を受けられる方のお名前）・受傷者名（被害者名）・ご契約のお車の登録番号・事故の相手自動車の登録番号・事故発生日・事故発生地・扱い損害保険会社等の項目について確認を行っています。

# 個人情報の取扱いについて

損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等当社の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。

なお保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパンのホームページ（<http://www.sompo-japan.co.jp>）に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせください。

損保ジャパンホームページ  
<http://www.sompo-japan.co.jp/>

## アクセス方法

トップページの「個人情報保護宣言」からアクセスしてください。

The screenshot shows the '個人情報保護宣言' (Privacy Policy) page on the Sompo Japan website. The page header includes the Sompo Japan logo, a search bar, and language options for Japanese and English. A navigation menu lists various services and contact information. The main content area is titled '個人情報保護宣言' and contains the following text:

損保ジャパンの個人情報保護の方針

損保ジャパンは、個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報保護の方針を「個人情報保護宣言」として宣言し、これに従って、お客さまに関する情報を適正に取り扱うための取組みを行っております。

**1. 当社の考え方**

1-1. 当社のこれまでの取組み  
当社は、損害保険事業が常に広範囲なお客さま情報を取り扱うものであること、よって、その業務におけるお客さま情報の有用性とプライバシー保護の必要性を両立させ、常にお客さまの当社に寄せた信頼をより向上させるために継続的に取り組む必要があることを強く認識し、平成6年4月に「顧客情報保護規程」を定めて、法人顧客を含むお客さま情報の適正な管理、利用、提供および開示に取り組んでまいりました。

1-2. 当社の現在の取組み  
高度情報通信社会はコンピュータによる大量情報蓄積（データバンク社会）の段階からインターネットによる瞬時広域伝播（ネットワーク社会）の段階に進み、これにともない、個人情報の安全性確保の必要性も情報管理のあり方も大きく変化しています。個人情報を取り巻く外部環境やその保護にかかわる社会的ニーズの変化を背景として、平成15年5月に「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）が成立し、個人情報取扱事業者は、個人の人格尊重の理念の下で、個人情報を適正に取り扱うことを求められています。当社も、保護法の制定、新たな問題状況の出現等を踏まえ、従来の取組みに加えて、個人情報を適正に取り扱うための社内体制の整備や個人情報保護意識の高揚に努めます。

1-3. 継続的な改善の取組み  
この宣言は、お客さまの個人情報の保護に関する当社の考え方や取組方針を説明するものです。当社は、情報通信技術の進歩、個人情報保護にかかわる社会的ニーズの変化等に応じて適宜見直しを行い、継続的に改善を図ります。

**2. 当社の取組方針**

2-1.  
当社は、個人情報を業務上必要な範囲に限り、適法で公正な手段により取得します。  
当社は、業務上必要な場合に限り、かつ、その必要とする範囲内において個人情報を取得します。また、個人情報を取得するに際して適法で公正な手段を用いるものとし、偽りその他不正な手段を用いません。

2-2.  
当社は、取得した個人情報を下記3-1の利用目的の達成に必要な範囲で利用し、目的外に利用することはありません。  
当社は、個人情報の利用目的を下記3-5に定める方法により公表し、または明示します。利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときは、保護法第16条第3項に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得るものとし、

2-3.  
当社は、業務上取り扱う個人データを、利用目的の達成に必要な範囲内で正確かつ最新の内容で保持するよう努めます。

普通保険約款・特約条項一覧表	5
----------------	---

## ご契約にあたって

自動車の保険について	11
------------	----

### 約款について

1 約款とは	13
2 約款をご覧ください。上での注意事項	15
3 用語のご説明	16

### SUPの補償内容

1 基本的な補償内容(普通保険約款)	
対人賠償責任保険	19
対物賠償責任保険	20
人身傷害補償保険	21
車両保険	23
2 主な特約の概要	25
3 保険金をお支払いできない主な場合	35

保険料のお支払いについて	37
--------------	----

ご契約時にご注意いただきたいこと	38
------------------	----

ご契約後にご注意いただきたいこと	44
------------------	----

## 普通保険約款および特約条項

普通保険約款	54
特約条項	113

## 損保ジャパンのサービスと社外相談窓口

ロードアシスタンス(スーパー安心サポート)	283
損保ジャパンのWEBサービス	285
社外相談窓口	286

索引	289
----	-----

# 普通保険約款・特約条項一覧表

約款の内容は下記のページでご確認いただけます。

## 普通保険約款

約款番号		ページ
1-1	第1章 賠償責任条項	54
1-2	第2章 人身傷害補償条項	63
1-3	第3章 車両条項	69
1-4	第4章 一般条項	74

## 特約条項

### 運転者の範囲に関わる特約

2-1	運転者年齢条件特約 ⇒運転者年齢条件特約	113
2-2	子供特約 ⇒子供運転者年齢条件特約	114
2-3	運転者限定特約 ⇒運転者限定特約	115

### 相手への賠償に関わる特約

3-1	対人臨時費用不担保特約 ⇒対人臨時費用不担保特約	117
3-2	自賠償適用除外車対人賠償特約 ⇒自賠償保険等適用除外車に関する「対人賠償損害」特約	117
3-3	対物全損時修理差額費用特約 ⇒対物全損時修理差額費用担保特約	117
3-4	レンタカーの対物賠償保険に関する特約★ ⇒レンタカーの対物賠償保険に関する特約	119
3-5	けん引自動車の対物賠償保険に関する特約 ⇒けん引自動車の対物賠償保険に関する特約	120

### ご自身・搭乗者などの補償に関わる特約

4-1	人身被保険自動車搭乗中のみ特約 ⇒人身傷害に関する被保険自動車搭乗中のみ担保特約	121
4-2	バスの人身傷害補償保険金支払特約★ ⇒バスの人身傷害補償保険金支払に関する特約	121
4-3	搭乗者傷害特約(部位・症状別定額払) ⇒搭乗者傷害危険担保特約(医療保険金部位・症状別定額払)	122
4-4	搭乗者傷害特約(日額払) ⇒搭乗者傷害危険担保特約(医療保険金日額払)	127
4-5	搭乗者傷害特約(医療保険金なし) ⇒搭乗者傷害危険担保特約(医療保険金なし)	131
4-6	部位・症状別定額払医療保険金倍額特約 ⇒部位・症状別定額払医療保険金倍額特約	135
4-7	バスの搭乗者傷害保険金支払特約★ ⇒バスの搭乗者傷害保険金支払に関する特約	135

- 表記の名称は保険証券※に記載される略式名称で、⇒以降が正式名称です。  
※保険証券には、保険契約継続証および異動承認書を含みます。
- ★はご契約の内容により「自動セット」となる特約です。  
自動セットとなる対象契約(条件)については25ページ以降をご確認ください。

## 約款番号

約款番号	特約名称	ページ
4-8	地震・噴火・津波搭乗者傷害特約 ⇒地震・噴火・津波危険「搭乗者傷害」担保特約	137
4-9	無保険車傷害特約★ ⇒無保険車傷害危険担保特約	137
4-10	自損事故傷害特約★ ⇒自損事故傷害危険担保特約	144

## ご自身のお車の補償に関わる特約

5-1	車両価額協定特約★ ⇒車両価額協定保険特約	149
5-2	車両価額協定不適用特約 ⇒車両価額協定保険特約の不適用に関する特約	152
5-3	車両新価特約 ⇒車両新価保険特約	152
5-4	車両全損修理時特約 ⇒車両全損修理時の保険金額に関する特約	156
5-5	車対車自己負担なし特約 ⇒車両保険の免責金額に関する特約	156
5-6	リースカーの車両費用保険特約 ⇒リースカーの車両費用保険特約	157
5-7	車両費用保険の修理費優先支払特約 ⇒リースカーの車両費用保険に関する修理費優先支払特約	162
5-8	地震・噴火・津波車両損害特約 ⇒地震・噴火・津波危険「車両損害」担保特約	163
5-9	車対車衝突危険限定特約 ⇒車対車衝突危険限定担保特約	163
5-10	車両危険限定特約(A) ⇒車両危険限定担保特約(A)	164
5-11	車両危険限定特約(B) ⇒車両危険限定担保特約(B)	165
5-12	車両全損臨時費用不担保特約 ⇒車両臨時費用不担保特約	166
5-13	被保険自動車に関する盗難不担保特約 ⇒被保険自動車に関する盗難危険不担保特約	166
5-14	車両保険の適用範囲に関する特約★ ⇒車両保険の適用範囲に関する特約	166
5-15	ブーム不担保特約 ⇒工作用自動車のブーム不担保特約	168
5-16	事故時代車費用特約 ⇒事故時代車費用担保特約	168
5-17	宿泊・移動費用特約★ ⇒事故時宿泊・移動費用担保特約	170
5-18	休車費用特約 ⇒事故時休車費用担保特約	172

# 普通保険約款・特約条項一覧表

約款の内容は下記のページでご確認いただけます。

## その他の補償などに関わる特約

約款番号

	ページ
<b>6-1</b> 等級プロテクト特約 ⇒等級プロテクト特約	175 <input type="checkbox"/>
<b>6-2</b> 他車運転特約★ ⇒他車運転危険担保特約	175 <input type="checkbox"/>
<b>6-3</b> 他車運転特約(二輪・原付) ⇒他車運転危険担保特約(二輪自動車・原動機付自転車)	178 <input type="checkbox"/>
<b>6-4</b> 臨時代替自動車特約★ ⇒臨時代替自動車担保特約	180 <input type="checkbox"/>
<b>6-5</b> ファミリーバイク特約(人身) ⇒ファミリーバイク特約(人身傷害担保)	183 <input type="checkbox"/>
<b>6-6</b> ファミリーバイク特約(自損) ⇒ファミリーバイク特約(自損傷害担保)	185 <input type="checkbox"/>
<b>6-7</b> 車両積載動産特約 ⇒車両積載動産担保特約	193 <input type="checkbox"/>
<b>6-8</b> 弁護士費用特約 ⇒弁護士費用等担保特約	197 <input type="checkbox"/>
<b>6-9</b> 個人賠償責任特約 ⇒個人賠償責任危険担保特約	202 <input type="checkbox"/>
<b>6-10</b> 受託貨物賠償責任特約 ⇒受託貨物賠償責任危険担保特約	208 <input type="checkbox"/>
<b>6-11</b> 安全運転教育費用特約 ⇒安全運転教育費用担保特約	211 <input type="checkbox"/>
<b>6-12</b> 搭乗中の犯罪被害傷害特約 ⇒自動車搭乗中の犯罪被害事故傷害担保特約	212 <input type="checkbox"/>
<b>6-13</b> 積載中の売上金盗難特約 ⇒自動車積載中の売上金等盗難危険担保特約	215 <input type="checkbox"/>
<b>6-14</b> 個人情報対策費用特約 ⇒個人情報漏えい時対策費用担保特約	217 <input type="checkbox"/>

## 保険料のお支払いに関わる特約

<b>7-1</b> 保険料一括払特約 ⇒保険料一括払特約	220 <input type="checkbox"/>
<b>7-2</b> 保険料一括払特約(即時払用) ⇒保険料一括払特約(即時払用)	224 <input type="checkbox"/>
<b>7-3</b> 保険料分割払特約 ⇒保険料分割払特約	224 <input type="checkbox"/>
<b>7-4</b> 保険料分割払特約(大口口座振替用) ⇒保険料分割払特約(大口口座振替用)	229 <input type="checkbox"/>
<b>7-5</b> 保険料分割払特約(大口) ⇒保険料分割払特約(大口)	233 <input type="checkbox"/>
<b>7-6</b> 保険料分割払特約(長期契約用) ⇒保険料分割払特約(長期契約用)	236 <input type="checkbox"/>
<b>7-7</b> 初回口座振替特約 ⇒初回保険料の口座振替に関する特約	241 <input type="checkbox"/>
<b>7-8</b> クレジットカード払特約 ⇒クレジットカードによる保険料支払に関する特約	243 <input type="checkbox"/>
<b>7-9</b> 初回追加保険料30日猶予特約 ⇒初回追加保険料の払込みに関する30日間猶予特約	244 <input type="checkbox"/>

- 表記の名称は保険証券※に記載される略式名称で、⇒以降が正式名称です。  
※保険証券には、保険契約継続証および異動承認書を含みます。
- ★はご契約の内容により**自動セット**となる特約です。  
自動セットとなる対象契約(条件)については25ページ以降をご確認ください。

## 団体扱・集団扱に関わる特約

### 約款番号

	ページ
<b>8-1</b> 団体扱分割払特約(一般A) ⇒団体扱保険料分割払特約(一般A) .....	245 <input type="checkbox"/>
<b>8-2</b> 団体扱分割払特約(一般B) ⇒団体扱保険料分割払特約(一般B) .....	248 <input type="checkbox"/>
<b>8-3</b> 団体扱分割払特約(一般C) ⇒団体扱保険料分割払特約(一般C) .....	250 <input type="checkbox"/>
<b>8-4</b> 団体扱分割払特約 ⇒団体扱保険料分割払特約 .....	252 <input type="checkbox"/>
<b>8-5</b> 団体扱分割払特約(口座振替用) ⇒団体扱保険料分割払特約(口座振替用) .....	254 <input type="checkbox"/>
<b>8-6</b> 団体扱一括払特約 ⇒団体扱保険料一括払特約 .....	256 <input type="checkbox"/>
<b>8-7</b> 団体扱特約の追加保険料払込方法等に関する特約 ⇒団体扱に関する特約の追加保険料払込方法等に関する特約 .....	258 <input type="checkbox"/>
<b>8-8</b> 団体扱特約の追加保険料の分割払に関する特約 ⇒団体扱に関する特約の追加保険料の分割払に関する特約 .....	260 <input type="checkbox"/>
<b>8-9</b> 団体扱特約失効後の追加保険料の払込みに関する特約 ⇒団体扱特約失効後の追加保険料の払込みに関する特約 .....	261 <input type="checkbox"/>
<b>8-10</b> 集団扱特約 ⇒集団扱に関する特約 .....	262 <input type="checkbox"/>
<b>8-11</b> 集団扱特約の追加保険料払込方法等に関する特約 ⇒集団扱に関する特約の追加保険料払込方法等に関する特約 .....	264 <input type="checkbox"/>
<b>8-12</b> 集団扱特約の追加保険料の分割払に関する特約 ⇒集団扱に関する特約の追加保険料の分割払に関する特約 .....	265 <input type="checkbox"/>
<b>8-13</b> 集団扱特約失効後の追加保険料の払込みに関する特約 ⇒集団扱特約失効後の追加保険料の払込みに関する特約 .....	267 <input type="checkbox"/>

## お手続きに関わる特約

<b>9-1</b> 被保険自動車の入替自動担保特約★ ⇒被保険自動車の入替における自動担保特約 .....	268 <input type="checkbox"/>
<b>9-2</b> 安心更新サポート特約★ ⇒安心更新サポート特約 .....	269 <input type="checkbox"/>
<b>9-3</b> 継続うっかり特約★ ⇒継続契約の取扱いに関する特約 .....	272 <input type="checkbox"/>
<b>9-4</b> リースカーに関する特約 ⇒リースカーに関する特約 .....	274 <input type="checkbox"/>
<b>9-5</b> 全車両一括付保特約 ⇒全車両一括付保特約 .....	274 <input type="checkbox"/>
<b>9-6</b> 通販特約 ⇒通信販売に関する特約 .....	277 <input type="checkbox"/>
<b>9-7</b> インターネット特約 ⇒インターネット販売に関する特約 .....	278 <input type="checkbox"/>

## 共同保険に関わる特約

<b>10-1</b> 共同保険特約 ⇒共同保険に関する特約条項 .....	279 <input type="checkbox"/>
---	------------------------------



ご契約にあたって



# 自動車の保険について

自動車に関する保険は法律で加入が義務付けられている強制保険(自動車損害賠償責任保険。以下「自賠責保険」といいます。)と任意にご加入いただく任意保険(自動車保険)の大きく2種類に分かれています。

## 自動車の保険

### 強制保険

法律で加入が義務付けられています。

### 任意保険

任意にご加入いただく保険です。

## 自賠責保険

自賠責保険は、自動車事故の被害者救済が目的の保険であり、補償される範囲は対人事故の賠償損害のみになります。

補償額は、被害にあわれた方1人につき、それぞれ死亡の場合は最高で3,000万円、後遺障害の場合は最高で4,000万円、傷害の場合は最高で120万円となります。

## 自動車保険

自動車保険は、対人事故の賠償損害につき、自賠責保険だけでは足りない部分を上乘せで補償します。対物事故の賠償損害や自動車を運転する人のけが、お車自体の損害などは、自賠責保険では補償されず自動車保険で補償されます。



# SUP

SUP（自動車総合保険）は個人のお客さまも法人のお客さまも、ノンフリート契約・フリート契約（※）の別にかかわらずご加入いただける総合型の自動車保険です。

●ご契約の対象となる自動車  
すべての用途車種の自動車

●特徴

対人賠償責任保険、対物賠償責任保険、人身傷害補償保険、車両保険などの補償はお客さまのご希望により補償の有無を選択することができます。

（注1）対人賠償責任保険、対物賠償責任保険、車両保険の全ての補償を無しとすることはできません。

（注2）人身傷害補償保険は対人賠償責任保険とセットでご契約いただけます。

損保ジャパンの自動車保険

ONE-Step（個人用自動車総合保険）

ドライバー保険



## ご注意

※自動車保険では、自動車保険をご契約されている「所有・使用自動車」が9台以下のご契約者の場合は「ノンフリート契約」、10台以上のご契約者の場合は「フリート契約」としてご契約いただけます。ノンフリート契約の場合、自動車1台ごとに過去の保険事故歴に応じて設定された等級により保険料の割引・割増が適用されます。フリート契約の場合、主に自動車保険をご契約の「所有・使用自動車」の台数および契約全体での損害率によってご契約者ごとの割引・割増が適用されます。

なお、フリート契約の場合、当社ではSUPでのご契約となります。

# 約款について

## 1 約款とは

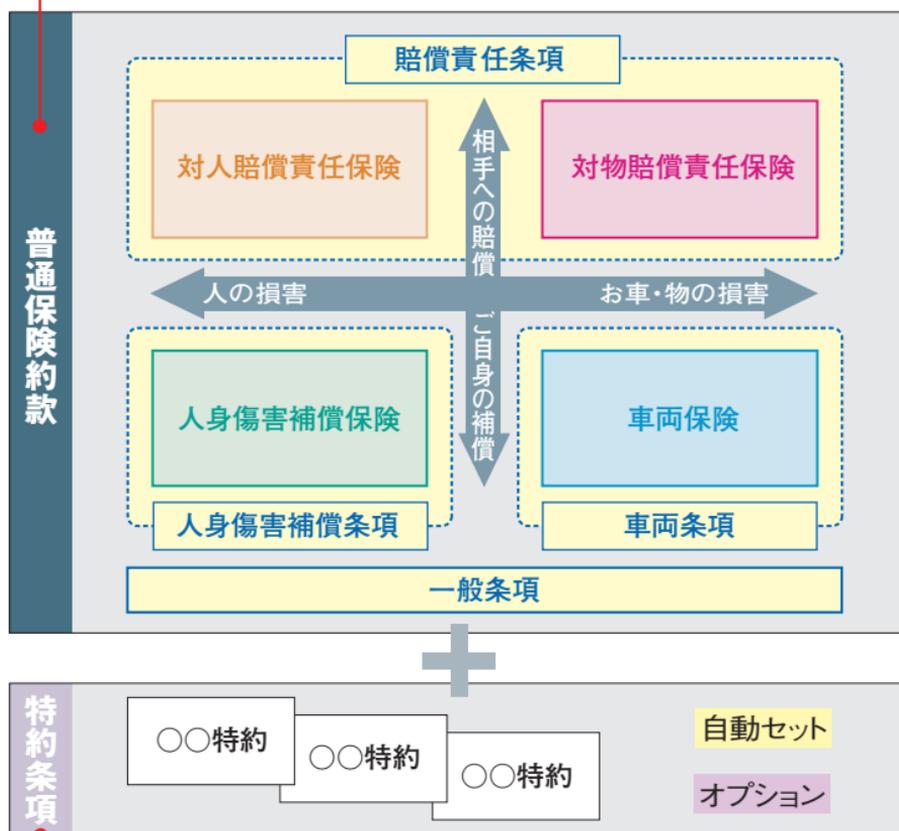
お客さまと保険会社のそれぞれの権利・義務など保険契約の内容を詳細に定めたもので、「普通保険約款」と「特約条項」から構成されています。

● 普通保険約款は、次の①②から構成されています。

① 基本的な補償内容を定めた **賠償責任条項(対人・対物)**

**人身傷害補償条項** **車両条項**

② 保険契約の成立・終了・管理や事故時の対応などに関する権利・義務を定めた **一般条項**



● 特約条項は、普通保険約款に定められた基本的な補償内容や契約条件を補充・変更・削除・追加するもので次の2種類があります。

- ① 自動付帯特約 **自動セット**：ご契約の内容により自動的にセットされる特約
- ② 任意付帯特約 **オプション**：任意でご加入いただく特約

## 普通保険約款

詳細は54ページ以降をご確認ください。

### 1. 基本的な補償内容を定めた条項

<b>第1章 賠償責任条項 (対人・対物)</b>	ご契約のお車を運転中の事故などにより、他人の生命または身体を害したり、他人の車や物を壊した場合に、法律上の賠償責任を負担することによる損害に対して保険金をお支払いします。ただし、対人賠償責任保険については自賠責保険などで支払われる金額を超過した部分にかぎります。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 対人賠償責任保険</li><li>・ 対物賠償責任保険 に区分されます。</li></ul>
<b>第2章 人身傷害補償条項</b>	自動車の運行に起因する事故などにより、被保険者が身体に傷害を被ることによって、被保険者などが被る損害に対して保険金をお支払いします。
<b>第3章 車両条項</b>	事故などによるご契約のお車の損害に対して保険金をお支払いします。

#### 【主な記載内容】

- ・ 保険金をお支払いする場合
- ・ 保険金をお支払いできない場合
- ・ 被保険者(補償の対象となられる方)
- ・ お支払いする保険金の計算方法 など

### 2. 保険契約の成立・終了・管理や事故時の対応などに関する権利・義務を定めた条項

<b>第4章 一般条項</b>	保険契約の成立・終了・管理や事故時の対応に関して、お客さまの権利・義務や当社の権利・義務などを定めた条項で、上記の補償内容を定めた各条項に共通して適用されます。
---------------------	--

#### 【主な記載内容】

- ・ 告知義務(保険契約締結時に告知いただくべき事実と、義務違反のあった場合の取扱い)
- ・ 通知義務(保険期間中に通知いただくべき事実と、事実が発生した場合の補償の取扱い)
- ・ ご契約のお車を譲渡した場合や他のお車に買い替えられた場合などの取扱い
- ・ 当社から保険契約を解除させていただくケースと解除した場合の契約の効力
- ・ 当社が保険料を追加請求させていただく場合、返還させていただく場合の取扱い
- ・ 事故が発生した場合のお客さまの義務と義務違反があった場合の取扱い
- ・ 当社の保険金支払義務
- ・ 保険金請求権の時効 など

## 特約条項

詳細は113ページ以降をご確認ください。

なお、概要は「SUPの補償内容 **2** 主な特約の概要」(25ページ)をご確認ください。

## 2 約款をご覧ください。上での注意事項

### 1. 約款に記載の番号の読み方など

約款に記載の番号は、次のように読みます。

〈例〉①…第1項 ②…第2項 ③…第3項

(1)…第1号 (2)…第2号 (3)…第3号

約款の文中で引用する場合は「第1項」「第1号」と記載しています。

1-3 第3章 車両条項		概要
第1条	第1条（当会社の支払責任）	第1条 第1項 第1号 この所有者（株主）となる者 この付随する車両を対象とする記載
第1項	① 当会社は、次の各号のいずれかの事由によって保険証券記載の自動車（原動機付自転車を含みます。以下「被保険自動車」といいます。）に生じた損害に対して、この車両条項および一般条項に従い、被保険自動車の所有者（以下「被保険者」といいます。）に保険金を支払います。	
第1号	(1) 被保険自動車の盗難 (2) 前号以外の、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、こう水、高潮その他偶然な事故。ただし、被保険自動車の所在が確認できない事故であって、かつ、その原因が明らかでない事故を除きます。	
	② 前項の被保険自動車には、次の各号に規定する物（以下「付属品」といいます。）を含みます。 (1) 被保険自動車に定着（ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。以下同様とします。）されている物 (2) 前号以外の物で、車室内でのみ使用することを目的として被保険自動車に固定されている自動車用電子式航法装置、有料道路自動料金収受システムの用に供する車載器その他これらに準ずる物 (3) 前号以外の物で、被保険自動車に装備（自	

### 2. 約款に記載の番号の表記方法とその意味

約款に記載の下記表現は、次のことを意味します。

〈例〉前条・前項・前号 ⇒ 一つ前の条・項・号

次条・次項・次号 ⇒ 一つ後の条・項・号

次の各号 ⇒ 同じ項の中のすべての号

### 3 用語のご説明

#### 1. 保険契約上の権利・義務に関わる人についての用語

用語	解説
契約者	ご契約の当事者として、保険契約の締結や保険料のお支払いなど、保険契約上のいろいろな権利・義務を持たれる方で、保険証券などの保険契約者欄に記載されている方をいいます。
被保険者	保険契約の補償の対象になる方をいいます。
記名被保険者	ご契約のお車を主に使用される方で、保険証券などの記名被保険者欄に記載されている方をいいます。
所有者(車両所有者)	お車を所有されている方で、保険証券などの車両所有者欄に記載されている方をいいます。 また、車両所有者は、原則として自動車検査証などの所有者欄に記載されている方となります。
保険金請求権者	当社に保険金の支払いを請求することができる方のことをいいます。

#### 2. 保険契約上の主な専門用語

用語	解説
告知義務	ご契約時に、当社に保険申込書の記載事項について知っている事実を告げ、また、正しい事実を告げなければならないという、ご契約者・記名被保険者などの義務のことをいいます。
通知義務	ご契約後や保険期間の途中にご契約の内容に変更が生じた場合、その事実・変更内容を書面で当社に伝え、その承認を受けなければならないという、ご契約者・被保険者などの義務のことをいいます。
解除	当社からの意思表示によって、ご契約の効力を解除時点から将来に向かって失わせることをいいます。なお、ご契約者からの意思表示による解除のことを解約ということがあります。
無効	ご契約いただいた内容のすべての効力がご契約当初から無かったことになることをいいます。
保険料	ご契約いただく保険契約の内容に応じて、ご契約者にお支払いいただく掛け金のことをいいます。
保険金	自動車事故により損害が生じた場合などに、当社が被保険者または保険金請求権者にお支払いする補償額のことをいいます。
被保険自動車	保険証券記載の自動車のことをいいます。
保険価額	その損害が生じた地および時における被保険自動車の価額(被保険自動車と同一車種、同年式で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額)のことをいいます。
協定保険価額	ご契約者または車両保険の被保険者と当社が協定したご契約のお車の価額をいいます。保険契約締結時におけるご契約のお車の市場販売価格相当額により定めます。
保険金額	保険金をお支払いする事故が生じた場合に、当社がお支払いする保険金の限度額(補償限度額)のことをいいます。
新車価格相当額	保険契約締結時における、ご契約のお車の新車での市場販売価格相当額のことをいいます。

用語	解説
市場販売価格相当額	ご契約のお車と同一車種・車名・型式・仕様・初度登録年月または年式で同一損耗度の自動車を自動車販売店などがお客さまに販売する店頭渡現金販売価格相当額をいいます。税金、保険料、登録などともなう費用などは市場販売価格には含まれません。ただし消費税は市場販売価格に含まれます。
未経過期間	ある時点からご契約期間の末日までの残りの期間のことをいいます。
既経過期間	ご契約期間の初日からある時点までの既に経過した期間のことをいいます。
担保・不担保	担保とは補償するということ、不担保は補償対象外のことをいいます。
免責	保険会社は保険事故が発生した場合には、保険契約に基づいて保険金支払いの義務を負いますが、特定の事柄が生じたとき(たとえば、保険契約者などの故意、戦争、地震、噴火、津波などによる事故などによる損害)は例外としてその義務を免れることをいいます。
免責金額	ご契約いただいた保険契約で保険金をお支払いする事故が生じた場合の、被保険者の自己負担額のことをいいます。

### 3. 保険契約上の用法として特にご注意いただきたい用語

用語	解説
同居	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同一家屋に居住していることであり、同一生計や扶養関係の有無は問いません。</li> <li>・同一家屋とは、建物の主要構造部のうち、外壁、柱、小屋組、はり、屋根のいずれをも独立して具備したものを1単位とします。ただし、台所などの生活用設備を有さない「はなれ」、「勉強部屋」などは同一家屋として取り扱います。</li> </ul> <p>【別居として取り扱う例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マンションなどの集合住宅で、各戸室の区分が明確な場合(賃貸・区分所有の別を問いません。)</li> <li>・同一敷地内であるが、別家屋で居住している場合(生計の異同を問いません。)</li> <li>・単身赴任の場合</li> <li>・就学のために下宿している子(住民票記載の有無は問いません。)</li> </ul>
親族	記名被保険者の6親等以内の血族、配偶者および3親等以内の姻族のことをいいます。
未婚の子	これまでに一度も結婚をしたことがない子をいいます。
用途・車種	<p>用途とは、自家用、営業用(事業用)の自動車の使用形態の区分を意味し、車種とは、普通乗用車、小型乗用車、小型貨物車、小型ダンプカー、バスなどの自動車の種類の区分を意味します。</p> <p>なお、用途・車種の区分は、原則として登録番号標または車両番号標の分類番号および塗色に基づき当社が定める区分によるものとなります。</p> <p>※自動車検査証などの記載内容と同一であるとは限りません。</p> <p>※このしおりで、自家用8車種とは以下の用途・車種をいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①自家用普通乗用車</li> <li>②自家用小型乗用車</li> <li>③自家用軽四輪乗用車</li> <li>④自家用小型貨物車</li> <li>⑤自家用軽四輪貨物車</li> <li>⑥自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン以下)</li> <li>⑦自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下)</li> <li>⑧特種用途自動車(キャンピング車)</li> </ol>

用語	解説
配偶者	原則として内縁を含みます。 ※内縁とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻の意思をもち、社会的に事実上の夫婦共同体として婚姻状態にある関係をいいます。

#### 4.その他の用語

用語	解説
付属品	<p>自動車の付属品とは、自動車に定着（ボルト、ナット、ねじなどで固定されており、工具などを使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。）または装備（自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備え付けられている状態をいいます。）されているものをいいます。</p> <p>なお、車室内でのみ使用することを目的として被保険自動車に固定されているカーナビゲーションシステム、ETC車載器などは、固定の方法がボルトなど以外であっても付属品として取り扱います。</p> <p><b>【付属品としてお取り扱いするもの】（例）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車に定着されているステレオ・カーナビゲーションシステムなど</li> <li>・自動車に装備されているスペアタイヤ（1本）、標準工具など</li> <li>・法令等により自動車に定着または装備されている消火器、座席ベルトなど</li> <li>・オイル類のうち、潤滑油、バッテリーの電解液など</li> </ul> <p><b>【付属品とならないもの】（例）</b></p> <p>※自動車に定着または装備されたものであっても車両保険の対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・燃料／ガソリン、軽油、プロパンガス（LPG）など</li> <li>・法令などにより自動車に定着または装備することを禁止されているもの、エアスポイラー（法令に違反するもの）、オーバーフェンダー（標準装備のものおよび陸運支局の許可を得たものを除きます。）</li> <li>・通常装飾品とみなされるもの マスコット類、クッション、花ビン、膝掛など</li> <li>・その他の自動車用品／洗車用品、ボディーカーバーなど</li> </ul>
急激かつ偶然な外来の事故による傷害	突発的な予知されない出来事による傷害をいい、疾病は除外されます。ご契約のお車が他の自動車や電柱に衝突した場合、崖から転落した場合などの通常の自動車事故による傷害はこれにあたります。
法令により定められた運転資格を持たない場合	<p>たとえば、次のいずれかに該当する方が自動車を運転されている状態をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路交通法など法令に定められた運転免許を持たない方</li> <li>・運転免許効力の一時停止処分を受けている方</li> <li>・運転免許によって運転できる自動車の種類に違反している方</li> </ul> <p>（注）免許証記載事項の変更届出中、紛失などによる再交付申請中または免許証不携帯中の方は、運転免許を持たない場合には該当しません。</p>
競技、曲技もしくは試験のために使用すること 競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用すること	<p>競技とは、ロードレース（山岳ラリー、タイムラリー）やサーキットレースなどをいい、これらのレースに出場するための練習も含まれます。</p> <p>曲技とは、サーカス、スタントカーなどをいい、これらのための練習も含まれます。</p> <p>試験とは、自動車メーカーなどが行う自動車の性能テストなどをいいます。</p> <p>また、競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所（サーキットコース、テストコースなど）での走行会なども含まれます。</p>

# SUPの補償内容

## 1 基本的な補償内容（普通保険約款）

相手への賠償

人 お車・物

人 お車・物

# 対人賠償責任保険

1-1 54ページ



## 補償の概要

ご契約のお車を運転中の事故などにより、他人の生命または身体を害した場合に、法律上の賠償責任を負担することによる損害に対して保険金をお支払いします。ただし、自賠責保険などで支払われる金額を超過した部分にかぎります。

被害者1名につき※損害賠償額を保険金額を限度としてお支払いします。

※「1名につき」とは、お支払い対象者（被害者）それぞれに対する保険金額であることを意味します。

事故の相手（被害者）が死亡または3日以上入院した場合は、保険金に加えて右記の金額を臨時費用保険金としてお支払いします。

- 死亡の場合・・・15万円
- 3日以上入院の場合・・・3万円

(注1) 被害者1名についての最低保険金額は1,000万円とします。1,000万円を超える場合、2億円までは1,000万円の整数倍の金額で定め、2億円超は無制限とします。

(注2) 被保険者が負担する損害賠償額は、被害者の損害額および過失割合に従って決まります。

## 補償の対象となる方

- (1) 記名被保険者
- (2) 記名被保険者の配偶者（内縁を含みます。以下同様とします。）
- (3) 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- (4) 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
- (5) 記名被保険者の承諾を得て被保険自動車を使用または管理中の方。ただし、モータービジネス業者（自動車修理業者など）の方が業務として受託した被保険自動車を使用または管理している間を除きます。
- (6) 記名被保険者の使用者。ただし、記名被保険者が被保険自動車をその使用者の業務に使用している場合にかぎります。

お支払いできない主な場合については35ページをご確認ください。

人	相手への賠償 お車・物
人	お車・物

# 対物賠償責任保険

1-1 54ページ



## 補償の概要

ご契約のお車を運転中の事故などにより、他人の車や物を壊した場合に、法律上の賠償責任を負担することによる損害に対して保険金をお支払いします。

1事故につき※損害賠償額から免責金額(自己負担額)を差し引いた額を保険金額を限度としてお支払いします。

※「1事故につき」とは、事故1回ごとそれぞれに対する保険金額であることを意味します。

(注1) 1事故について最低保険金額は20万円とします。20万円を超える場合、1億円までは10万円の整数倍の金額で定め、1億円超は無制限とします。ただし、ご契約の内容によっては無制限と設定できない場合があります。

(注2) 被保険者が負担する損害賠償額は、被害者の損害額および過失割合に従って決まります。

## 補償の対象となる方

- (1) 記名被保険者
- (2) 記名被保険者の配偶者(内縁を含みます。以下同様とします。)
- (3) 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- (4) 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
- (5) 記名被保険者の承諾を得て被保険自動車を使用または管理中の方。ただし、モータービジネス業者(自動車修理業者など)の方が業務として受託した被保険自動車を使用または管理している間を除きます。
- (6) 記名被保険者の使用者。ただし、記名被保険者が被保険自動車をその使用者の業務に使用している場合にかぎります。

お支払いできない主な場合については35ページをご確認ください。



# 人身傷害補償保険

1-2 63ページ



## 補償の概要

自動車の運行に起因する事故などにより、被保険者が身体に傷害を被ることによって、被保険者などが被る損害に対して保険金をお支払いします。

- (注1) 損害額(治療費・休業損害・精神的損害など)は、約款に定められた基準に従い当社で算出します。  
 (注2) 1名についての最低保険金額は3,000万円とします。3,000万円を超える場合、2億円までは1,000万円の整数倍の金額で定め、2億円超は無制限とします。ご契約のお車がバスの場合は、別途1事故についての保険金額を設定します。

## 補償範囲

	ご契約のお車に 搭乗されている方	お客さまご自身およびご家族の方	
	ご契約のお車搭乗中の 事故への補償 	他のお車※1搭乗中の 事故への補償 	歩行中の 自動車事故への補償 
ご加入方法			
搭乗中 および車外 危険担保	○	○	○
搭乗中 のみ担保	○	×	×※2

※1 「他のお車」には、記名被保険者、配偶者、これらの方の同居の親族が所有または主に使用する自動車は含まれません。また、ご契約のお車の用途車種に応じて、次の自動車も含まれません。

ご契約のお車	他のお車に含まれない自動車
二輪自動車	原動機付自転車
原動機付自転車	二輪自動車
上記以外	原動機付自転車・二輪自動車

※2 車両所有者がご契約のお車にひかれた場合など一部補償されます。

人身被保険自動車搭乗中のみ特約 [4-1](#) (121ページ) が付帯されている場合は、ご契約のお車に搭乗中の事故に限定して補償します。なお、記名被保険者が法人の場合、自動セットされます。

## 補償の対象となる方

- (1) 記名被保険者
- (2) 記名被保険者の配偶者（内縁を含みます。以下同様とします。）
- (3) 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- (4) 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
- (5) 上記以外の方で、被保険自動車の正規の乗車装置または当該装置のある室内（隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。）に搭乗中の方
- (6) 上記に定める方のほか、次のいずれかに該当する方。ただし、これの方が被保険自動車の運行に起因する事故により身体に傷害を被り、かつ、それによってこれらの方に生じた損害について自動車損害賠償保障法第3条に基づく損害賠償請求権が発生しない場合にかぎります。

- ① 被保険自動車の保有者
- ② 被保険自動車の運転者

(注1) モータービジネス業者（自動車修理業者など）の方が被保険自動車を業務として受託している場合は、これらの方は被保険者を含みません。

(注2) 極めて異常かつ危険な方法で被保険自動車または他の自動車に搭乗している方は被保険者を含みません。

(注3) 人身被保険自動車搭乗中のみ特約が付帯されている場合は、(1)～(5)の方についてご契約のお車搭乗中の事故に限定して補償します。

## お支払いする保険金

人身傷害事故によるさまざまな出費を補償します。

### ■ お支払いの対象となる損害例



治療費などの  
実費



入院に伴う諸費用  
通院にかかる  
交通費



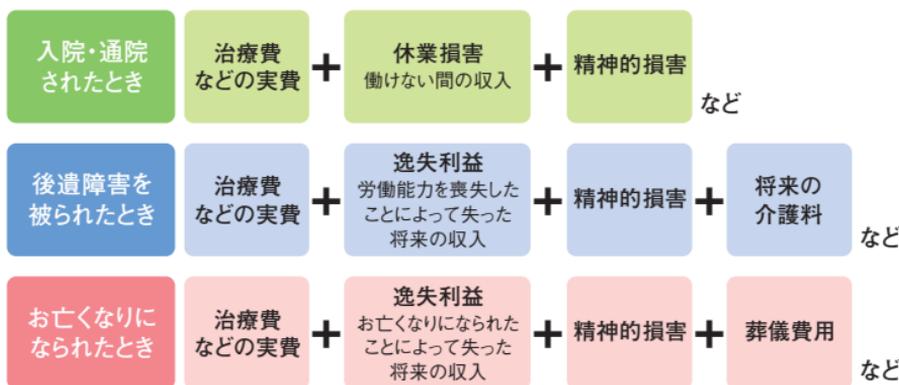
逸失利益



精神的損害



将来の  
介護料



**ご注意** これらの損害額は、約款に定められた基準に従い当社で算出します。

お支払いできない主な場合については36ページをご確認ください。

## 【ご契約のお車と物の衝突】 (単独事故)



## 【ご契約のお車と車同士の衝突】 (車対車事故)



## 補償の概要

事故などによるご契約のお車の損害に対して保険金をお支払いします。

一般条件	ご契約のお車が盗難または衝突・接触・火災・爆発・台風・洪水などの偶然な事故によって損害を被った場合に保険金をお支払いします。
車対車十A	ご契約のお車が相手自動車との衝突・接触によって損害を被り、相手自動車とその運転手または所有者が確認された場合および火災・爆発・盗難・台風・洪水などによって損害を被った場合にかぎり保険金をお支払いします。

(注) 上記以外のご加入方法については、取扱代理店または当社にお問い合わせください。

## 補償範囲

ご加入方法	他車との衝突	盗難事故	火災・台風など	単独事故	あて逃げ
一般条件	○	○※2	○	○	○
車対車十A	○※1	○※2	○	×	×

※1 相手自動車とその運転手または所有者が確認された場合にかぎり補償されます。

※2 被保険自動車に関する盗難不担保特約 [5-13](#) (166ページ) が付帯されている場合は補償されません。  
なお、ご契約のお車が二輪自動車または原動機付自転車の場合、自動セットされます。

## 補償の対象となる方

被保険自動車の所有者

## お支払いする保険金

### ■車両価額協定特約を付帯している場合

ケース	お支払いする保険金(注)
<b>全損の場合</b> (修理できない場合、または修理費が協定保険価額以上となる場合)	ご契約時にお決めいただいた協定保険価額※(お車の時価額)をお支払いします。また臨時費用保険金として、協定保険価額の10%(20万円限度)をお支払いします。
<b>分損の場合</b> (全損以外の場合)	損害額から免責金額(自己負担額)を差し引いた金額を保険金額を限度にお支払いします。

※協定保険価額は、当社が別に定める「自動車保険車両標準価格表」などに従い、ご契約のお車と同一の用途・車種・車名・型式・仕様・初度登録年月の自動車の市場販売価格相当額により、5万円の整数倍の金額でお決めいただけます。

### ■車両価額協定特約を付帯していない場合

ケース	お支払いする保険金(注)
<b>全損の場合</b> (修理できない場合、または修理費が事故時の時価額以上となる場合)	保険金額※を限度としてその時の時価額でお支払いします。
<b>分損の場合</b> (全損以外の場合)	損害額から免責金額(自己負担額)を差し引いた金額をお支払いします。ただし、保険金額が事故時の時価額よりも低い場合には、損害額から免責金額(自己負担額)を差し引いた金額に、保険金額の時価額に対する割合を乗じた額をお支払いします。

※保険金額は、当社が別に定める「自動車保険車両標準価格表」などに掲載の市場販売価格相当額を参考にして、5万円の整数倍の金額(原動機付自転車および農耕作業用自動車は、1万円の整数倍の金額)でお決めいただけます。

(注)このほか、被保険自動車が走行不能となった場合に要する応急処置費用、運搬費用および引き取り費用を、保険金額とは別枠でお支払いします。ただし、上記保険金を支払うべき場合にかぎるものとし、1回の事故につき、15万円または保険金額の10%のいずれか高い額を限度とします。

お支払いできない主な場合については36ページをご確認ください。

## 2 主な特約の概要

主な特約の概要を掲載しています。補償内容などの詳細は113ページ以降をご確認ください。

種類	特約名称(略称) ⇒正式名称	特約の付帯方法
相手への賠償に関わる特約	対物全損時修理差額費用特約 ⇒対物全損時修理差額費用担保特約	オプション
	レンタカーの対物賠償保険に関する特約 ⇒レンタカーの対物賠償保険に関する特約	自動セット レンタカーで対物賠償責任保険を付帯したご契約に自動セットされます。
自身・搭乗者などの補償に関わる特約	人身被保険自動車搭乗中のみ特約 ⇒人身傷害に関する被保険自動車搭乗中のみ担保特約	オプション 記名被保険者が法人であるご契約には自動セットされません。
	バスの人身傷害補償保険金支払特約 ⇒バスの人身傷害補償保険金支払に関する特約	自動セット 自家用バスまたは営業用バスで人身傷害補償保険を付帯したご契約に自動セットされます。
	搭乗者傷害特約(部位・症状別定額払) ⇒搭乗者傷害危険担保特約(医療保険金部位・症状別定額払)	オプション
	搭乗者傷害特約(日額払) ⇒搭乗者傷害危険担保特約(医療保険金日額払)	オプション
	搭乗者傷害特約(医療保険金なし) ⇒搭乗者傷害危険担保特約(医療保険金なし)	オプション
	部位・症状別定額払医療保険金倍額特約 ⇒部位・症状別定額払医療保険金倍額特約	オプション
	バスの搭乗者傷害保険金支払特約 ⇒バスの搭乗者傷害保険金支払に関する特約	自動セット 自家用バスまたは営業用バスで搭乗者傷害保険を付帯したご契約に自動セットされます。

**自動セット**：ご契約の内容により自動的にセットされる特約

**オプション**：任意でご加入いただく特約

概 要	約款番号 ページ
対物事故で相手の自動車の修理費が時価額を超え、被保険者がその差額を負担した場合、被保険者が実際に負担した差額を保険金としてお支払いする特約です。ただし、修理費と時価額の差額部分に被保険者の過失割合を乗じた額または50万円のいずれか低い額を限度とします。	3-3 117ページ
レンタカーの借受人が記名被保険者（レンタカー事業者）の所有する財物などを壊した場合に負担する賠償責任について、対物賠償責任保険で補償する特約です。	3-4 119ページ
人身傷害補償保険の支払対象となる事故をご契約のお車に搭乗中の事故に限定する特約です。	4-1 121ページ
人身傷害補償保険でお支払いする保険金の1事故限度額を定める特約です。	4-2 121ページ
ご契約のお車に搭乗中の方が、自動車事故により死傷したり、後遺障害を被った場合に、死亡保険金・後遺障害保険金・重度後遺障害保険金・医療保険金をお支払いする特約です。 医療保険金のうち治療給付金は、医師の治療を受けた場合に1回の事故につき1万円をお支払いします。医療保険金のうち入通院給付金は、入通院日数が5日以上となった場合に、傷害の部位と症状別にあらかじめ定めた金額をお支払いします。	4-3 122ページ
ご契約のお車に搭乗中の方が、自動車事故により死傷したり、後遺障害を被った場合に、死亡保険金・後遺障害保険金・重度後遺障害保険金・医療保険金をお支払いする特約です。 医療保険金はあらかじめ定めた入院日額・通院日額をお支払いします。なお、医療保険金は、平常の生活または平常の業務に従事することができる程度になおった日の翌日以降の治療日数に対してはお支払いできません。	4-4 127ページ
ご契約のお車に搭乗中の方が、自動車事故により死傷したり、後遺障害を被った場合に、死亡保険金・後遺障害保険金・重度後遺障害保険金をお支払いする特約です。	4-5 131ページ
搭乗者傷害特約（部位・症状別定額払）の医療保険金（入通院給付金・治療給付金）を倍額にしてお支払いする特約です。	4-6 135ページ
搭乗者傷害保険でお支払いする保険金の1事故限度額を定める特約です。	4-7 135ページ

種類	特約名称(略称) ⇒正式名称	特約の付帯方法
いご自身・搭乗者などの補償に関わる特約	<b>無保険車傷害特約</b> ⇒無保険車傷害危険担保特約	<b>自動セット</b> 対人賠償責任保険を付帯したご契約に自動セットされます。ただし、記名被保険者が法人の場合またはフリート契約の場合は付帯しないことができます。
	<b>自損事故傷害特約</b> ⇒自損事故傷害危険担保特約	<b>自動セット</b> 対人賠償責任保険を付帯したご契約に自動セットされます。ただし、人身傷害補償保険が付帯されている場合を除きます。また、記名被保険者が法人の場合またはフリート契約の場合は付帯しないことができます。
いご自身のお車の補償に関わる特約	<b>車両価額協定特約</b> ⇒車両価額協定保険特約	<b>自動セット</b> 自家用8車種で車両保険を付帯したご契約に自動セットされます。なお、二輪自動車や原動機付自転車などを除く自家用8車種以外のご契約にはオプション付帯が可能です。
	<b>車両新価特約</b> ⇒車両新価保険特約	<b>オプション</b>
	<b>車両全損修理時特約</b> ⇒車両全損修理時の保険金額に関する特約	<b>オプション</b>
	<b>車対車自己負担なし特約</b> ⇒車両保険の免責金額に関する特約	<b>オプション</b>
	<b>リースカーの車両費用保険特約</b> ⇒リースカーの車両費用保険特約	<b>オプション</b>

**自動セット**：ご契約の内容により自動的にセットされる特約

**オプション**：任意でご加入いただく特約

概 要	約款番号 ページ
自動車事故で死亡したり、後遺障害を被った場合で、相手自動車が無保険車などで、十分な賠償が受けられないときに保険金をお支払いする特約です。(歩行中のご本人・ご家族も補償します。)	4-9 137ページ
自損事故(電柱との衝突など)で、ご契約のお車の保有者、運転者、搭乗者が死傷し、自賠責保険などで保険金が支払われない場合に保険金をお支払いする特約です。	4-10 144ページ
ご契約のお車のご契約時における市場販売価格相当額を車両保険金額として定めることで、事故時の時価額にかかわらず、車両保険金額を限度に保険金をお支払いする特約です。また、全損の場合は、保険金額の10%の額(20万円限度)を臨時費用保険金としてお支払いします。	5-1 149ページ
ご契約のお車が全損になった場合、または修理費が新車価格相当額の50%以上となった場合で、お車を再取得されたときに、所定の金額を限度に再取得費用に再取得時諸費用保険金を加えてお支払いする特約です。 (注1)盗難による損害はこの特約の対象外です。 (注2)リースカーにはこの特約は付帯できません。	5-3 152ページ
ご契約のお車が全損になり、実際に修理された場合は、協定保険価額に50万円を加えた額を限度として保険金(修理費)をお支払いする特約です。	5-4 156ページ
相手自動車との衝突・接触事故(相手自動車の確認が条件となります。)により車両保険の保険金をお支払いする場合に、免責金額が5万円のときは免責金額を差し引かないこととする特約です。	5-5 156ページ
ご契約のリースカーに生じた盗難や偶然な事故によって、リースカーの借主が被る損害(修理費やリース契約中途解約費用)に対して保険金をお支払いする特約です。 <b>【一般条件】</b> ご契約のお車が盗難または衝突・接触・火災・爆発・台風・洪水などの偶然な事故によって損害を被った場合に保険金をお支払いします。 <b>【車対車十A】</b> ご契約のお車が相手自動車との衝突・接触によって損害を被り、相手自動車とその運転者または所有者が確認された場合および火災・爆発・盗難・台風・洪水などによって損害を被った場合にかぎり保険金をお支払いします。	5-6 157ページ

種類	特約名称(略称) ⇒正式名称	特約の付帯方法
マイ ご自身のお車の補償に関わる特約	<b>車対車衝突危険限定特約</b> ⇒車対車衝突危険限定担保特約	<b>オプション</b>
	<b>車両危険限定特約(A)</b> ⇒車両危険限定担保特約(A)	<b>オプション</b>
	<b>被保険自動車に関する盗難不担保特約</b> ⇒被保険自動車に関する盗難危険不担保特約	<b>オプション</b> 二輪自動車および原動機付自転車で車両保険(リースカーの車両費用保険特約を含みます。)を付帯したご契約には自動セットされます。
	<b>車両保険の適用範囲に関する特約</b> ⇒車両保険の適用範囲に関する特約	<b>自動セット</b> 精密機械を装着した特種用途自動車、工作用自動車、農耕作業の用に供する自動車、消防自動車およびホースを付属する自動車で車両保険(リースカーの車両費用保険特約を含みます。)を付帯したご契約に自動セットされます。
	<b>事故時代車費用特約</b> ⇒事故時代車費用担保特約	<b>オプション</b>
	<b>宿泊・移動費用特約</b> ⇒事故時宿泊・移動費用担保特約	<b>自動セット</b> 自家用8車種で車両保険(リースカーの車両費用保険特約を含みます。)を付帯したご契約に自動セットされます。ただし、レンタカーもしくは教習用自動車の場合またはフリート契約の場合などは除きます。
	<b>休車費用特約</b> ⇒事故時休車費用担保特約	<b>オプション</b>

**自動セット** : ご契約の内容により自動的にセットされる特約

**オプション** : 任意でご加入いただく特約

概 要	約款番号 ページ
車両保険の支払対象となる事故を、ご契約のお車が相手自動車との衝突・接触によって損害を被り、相手自動車とその運転者または所有者が確認された場合の事故に限定する特約です。	5-9 163ページ
車両保険の支払対象となる事故を、火災・爆発・盗難・台風・洪水などの特約に定められた事故に限定する特約です。	5-10 164ページ
盗難によって生じた損害である場合には保険金をお支払いしない特約です。 (注1) 車両保険を付帯した二輪自動車および原動機付自転車には自動的に付帯されます。 (注2) 対人・対物賠償責任保険の保険金はお支払いします。	5-13 166ページ
ご契約のお車の付属品などのうち、特約に記載する物に生じた損害について、その種類により、次のいずれかの取扱いとする特約です。 ①ご契約のお車の他の部分と同時に損害を被った場合や火災または盗難によって損害が生じた場合にかぎり補償します。 ②補償対象外とします。	5-14 166ページ
事故によりご契約のお車に損害が生じた場合（車両保険の保険金の支払対象となる場合にかぎります。）に、修理等でお車を使用できない期間など所定の支払対象期間のレンタカー費用をお支払いする特約です。	5-16 168ページ
ご契約のお車が事故により走行不能となり、かつ、レッカー車などで運搬された場合（車両保険の保険金の支払対象となる場合にかぎります。）に負担した所定の宿泊・移動費用をお支払いする特約です。 ●宿泊費用の支払限度額 1事故1被保険者につき 1万円 ●移動費用の支払限度額 1事故1被保険者につき 2万円	5-17 170ページ
事故によりご契約のお車を修理するために入庫する場合や代替自動車を取得する場合（車両保険金が支払われる場合にかぎります。）など、ご契約のお車を使用できない期間の休車損害に対して定額で保険金をお支払いする特約です。 (注) 保険金の支払対象日数は、実修理期間ではなく、修理工賃額をベースとした本特約に定める日数となります。	5-18 172ページ

種類	特約名称(略称) ⇒正式名称	特約の付帯方法
その他の補償などに関わる特約	等級プロテクト特約 ⇒等級プロテクト特約	オプション
	他車運転特約 ⇒他車運転危険担保特約	自動セット 自家用8車種で賠償責任保険を付帯したご契約に自動セットされます。ただし、記名被保険者が個人の場合(個人被保険者を設定している場合を含みます。)にかぎります。
	他車運転特約(二輪・原付) ⇒他車運転危険担保特約(二輪自動車・原動機付自転車)	オプション
	臨時代替自動車特約 ⇒臨時代替自動車担保特約	自動セット 記名被保険者が法人のご契約または自家用8車種、二輪自動車および原動機付自転車以外のご契約に自動セットされます。
	ファミリーバイク特約(人身) ⇒ファミリーバイク特約(人身傷害担保)	オプション
	ファミリーバイク特約(自損) ⇒ファミリーバイク特約(自損傷害担保)	オプション
	車両積載動産特約 ⇒車両積載動産担保特約	オプション
	弁護士費用特約 ⇒弁護士費用等担保特約	オプション
	個人賠償責任特約 ⇒個人賠償責任危険担保特約	オプション

**自動セット** : ご契約の内容により自動的にセットされる特約

**オプション** : 任意でご加入いただく特約

概 要	約款番号 ページ
ご契約期間中の1回目の等級ダウンの対象となる事故については等級すえおき事故として取り扱う特約です。事故が1回であれば当社と締結する継続後のご契約にも同じ等級が適用されます。	6-1 175ページ
借用中のお車を運転中に対人・対物賠償事故などを起こされた場合に、ご契約のお車の契約内容に従い、優先して保険金をお支払いする特約です。(一定の条件を満たせば車両損害も補償されます。) (注)「借用中のお車」には、以下のお車は含まれません。 ●記名被保険者(個人被保険者を指定している場合は個人被保険者)、その配偶者、これらの方の同居の親族が所有または主に使用するお車 ●自家用8車種以外のお車	6-2 175ページ
借用中の二輪自動車または原動機付自転車を運転中に対人・対物賠償事故などを起こされた場合に、ご契約のお車のご契約内容に従い、優先して保険金をお支払いする特約です。 (注)「借用中の二輪自動車または原動機付自転車」には、以下のお車は含まれません。 ●記名被保険者(個人被保険者を指定している場合は個人被保険者)、その配偶者、これらの方の同居の親族が所有または主に使用するお車 ●二輪自動車および原動機付自転車以外のお車	6-3 178ページ
ご契約のお車の整備・修理・点検中に臨時に借り受けた自動車をご契約のお車とみなして対人・対物賠償責任保険、人身傷害補償保険、搭乗者傷害保険などの保険金をお支払いする特約です。(一定の条件を満たせば車両損害も補償されます。) (注)「臨時に借り受けた自動車」には、ご契約のお車の所有者、記名被保険者または記名被保険者の役員・使用人が所有する自動車は含まれません。	6-4 180ページ
記名被保険者とそのご家族が125cc以下のバイクを運転中などの事故を補償する特約です。 (注1)対人・対物賠償事故、人身傷害事故のみ補償されます。 (注2)運転者限定特約および運転者年齢条件特約は適用されません。	6-5 183ページ
記名被保険者とそのご家族が125cc以下のバイクを運転中などの事故を補償する特約です。 (注1)対人・対物賠償事故、自損傷害事故のみ補償されます。 (注2)運転者限定特約および運転者年齢条件特約は適用されません。	6-6 185ページ
盗難や偶然な事故などによりご契約のお車に損害が生じ、その事故などによってお車に積載中の動産に生じた損害に対して保険金をお支払いする特約です。 盗難の場合は、ご契約のお車の盗難と同時に発生した盗難にかぎり補償の対象となります。 【保険金額】 1事故につき 30万円	6-7 193ページ
自動車事故などの被害事故に関する損害賠償請求のために必要な弁護士費用や、弁護士等への法律相談費用などを保険金としてお支払いする特約です。 (注)業務に使用する財物(ご契約のお車を除き、ご契約のお車以外のお車を含みます。)の被害は対象外です。	6-8 197ページ
記名被保険者とそのご家族の日常生活における偶然な事故で、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いする特約です。 【保険金額】 無制限 ※示談交渉サービス付	6-9 202ページ

種類	特約名称(略称) ⇒正式名称	特約の付帯方法
その他の補償などに関わる特約	<b>受託貨物賠償責任特約</b> ⇒受託貨物賠償責任危険担保特約	オプション
	<b>安全運転教育費用特約</b> ⇒安全運転教育費用担保特約	オプション
	<b>搭乗中の犯罪被害傷害特約</b> ⇒自動車搭乗中の犯罪被害事故傷害担保特約	オプション
	<b>積載中の売上金盗難特約</b> ⇒自動車積載中の売上金等盗難危険担保特約	オプション
	<b>個人情報対策費用特約</b> ⇒個人情報漏えい時対策費用担保特約	オプション
お手続きに関わる特約	<b>被保険自動車の入替自動担保特約</b> ⇒被保険自動車の入替における自動担保特約	<b>自動セット</b> すべてご契約に自動セットされます。ただし、記名被保険者が法人であるフリート契約の場合は除きます。
	<b>安心更新サポート特約</b> ⇒安心更新サポート特約	<b>自動セット</b> フリート契約、1～5等級のご契約など、一部対象外となるご契約があります。
	<b>継続うっかり特約</b> ⇒継続契約の取扱いに関する特約	<b>自動セット</b> 原則として保険期間が1年以上のご契約に自動セットされます。

**自動セット** : ご契約の内容により自動的にセットされる特約

**オプション** : 任意でご加入いただく特約

概 要	約款番号 ページ
ご契約のお車に積載中の受託貨物が、運送中の自動車事故・火災などの原因で損傷したことにより、運送業者が荷主に対して負担する賠償損害に対して保険金をお支払いする特約です。	6-10 208ページ
ご契約のお車を運転し、対人事故または対物事故を起こした従業員などの安全運転教育費用を企業が負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いする特約です。	6-11 211ページ
記名被保険者やその従業員などが業務のためにご契約のお車に搭乗中または一時的にお車から離れている間に、犯罪行為によって傷害を被った場合に保険金をお支払いする特約です。	6-12 212ページ
記名被保険者やその従業員などが業務のためにご契約のお車に搭乗中または一時的にお車から離れている間に、売上金などが盗難された場合に被る損害に対して保険金をお支払いする特約です。	6-13 215ページ
ご契約のお車積載中の財物の盗難により、その財物に記録または記載されていた個人情報や漏えいした場合の謝罪広告や謝罪のための物品購入などの費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いする特約です。	6-14 217ページ
ご契約のお車を手放され、新たにお車（車両入替の対象のお車にかぎります。）を取得されて、入替のお手続きを忘れられた場合に、取得された日の翌日から30日以内にご契約のお車との入替の通知を行い当社が受領した場合にかぎり、その間の事故を補償する特約です。	9-1 268ページ
所定の通知締切日までに当社またはお客さまのいずれか一方から安心更新サポートを適用しない旨の意思表示がない場合は、一定の条件にもとづき保険契約を更新する特約です。	9-2 269ページ
お客さまの事情によらない理由により継続手続きがなされていない場合など、一定の条件を満たしていれば、ご契約満期日の翌日から30日以内にお手続きいただくことにより、満期日と同一の内容で継続されたものとしてご契約いただける特約です。 (注) 安心更新サポートが優先して適用されます。	9-3 272ページ

### 3 保険金をお支払いできない主な場合

次に掲げる損害に対しては保険金をお支払いできません。詳細は普通保険約款・特約条項の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されていますので、ご確認ください。



相手への賠償

人	お車・物
人	お車・物

#### 対人賠償責任保険・対物賠償責任保険

- ご契約者、被保険者の故意によって生じた損害
- 台風・洪水・高潮・地震・噴火・津波・戦争・外国の武力行使・暴動・核燃料物質などによって生じた損害
- 当社以外の者と約定した加重賠償責任により生じた損害
- 次のいずれかに該当する方の生命または身体が害された場合に、それによって被保険者が被った損害
  - ・記名被保険者
  - ・ご契約のお車を運転中の方またはその父母、配偶者（内縁を含みます。以下同様とします。）もしくは子
  - ・被保険者の父母、配偶者または子
  - ・被保険者の業務（家事を除きます。以下同様とします。）に従事中の使用人
  - ・被保険者の使用者の業務に従事中の他の使用人（ただし、被保険者がご契約のお車をその使用者の業務に使用している場合にかぎります）。ただし、ご契約のお車の所有者および記名被保険者が個人の場合は補償されます。
- 次のいずれかに該当する方の所有・使用または管理する財物に損害が生じ、それによって被保険者が被った損害
  - ・記名被保険者
  - ・ご契約のお車を運転中の方またはその父母、配偶者もしくは子
  - ・被保険者またはその父母、配偶者もしくは子

など



## 人身傷害補償保険

- 地震・噴火・津波・戦争・外国の武力行使・暴動・核燃料物質などによって生じた損害
- 被保険者の故意などによって生じた損害
- 異常かつ危険な方法で自動車に搭乗中の方に生じた損害
- 被保険者が、正当な権利を有する方の承諾を得ないで自動車に搭乗中に生じた損害
- 無免許運転・酒気を帯びた状態での運転・麻薬などの影響による運転により、その本人に生じた損害
- 被保険者の闘争行為・自殺行為または犯罪行為によって生じた損害（その者の受け取るべき金額部分）
- 保険金を受け取るべき者の故意などによって生じた損害（その者の受け取るべき金額部分）
- 他の自動車に競技・曲技・試験のために搭乗中に生じた損害

など



## 車両保険

- ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方などの故意によって生じた損害
- 無免許運転・酒気を帯びた状態での運転・麻薬などの影響による運転により生じた損害
- 地震・噴火・津波・戦争・外国の武力行使・暴動・核燃料物質などによって生じた損害
- 詐欺または横領によって生じた損害
- 故障損害
- 差押さえなど国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害
- ご契約のお車に存在する欠陥・摩滅・腐しよ・さび・その他の自然消耗
- タイヤの火災・盗難を除く単独損害およびご契約のお車に定着されていない付属品の火災を除く単独損害
- 法令により禁止されている改造を行った部分品に生じた損害

など

### 【補償される運転者の範囲】

#### ■年齢条件

運転者年齢条件特約を付帯している場合、次の方が運転中の事故に対しては保険金をお支払いできません。

記名被保険者が個人の場合は、次のいずれかの方のうちご契約の運転者年齢条件を満たさない方

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の配偶者（内縁を含みます。以下同様とします。）
- ③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- ④ 上記①～③の方の業務に従事中の使用人
- ⑤ ご契約のお車の所有者が法人である場合で、記名被保険者が当該法人の役員となっているときには、当該法人の業務に従事中の使用人

記名被保険者が法人の場合は、ご契約の運転者年齢条件を満たさない方

#### ■運転者限定

運転者限定特約を付帯している場合、限定運転者以外の方が運転中の事故に対しては保険金をお支払いできません。

# 保険料のお支払いについて

保険料につきましては、以下のようなお支払い方法があります。

【保険料一括払特約または保険料分割払特約によりお支払いいただく場合】

口座振替払	分割払	ご契約期間の初日の属する月の翌月の払込期日（金融機関所定の振替日 <sup>※1</sup> が払込期日となります。）を第1回保険料払込期日とし、以降毎月の払込期日に、合計12回保険料を口座振替によりお支払いいただく方法です。 保険料は一括払に比べて5%増となっています。
	一括払	ご契約期間の初日の属する月の翌月の払込期日（金融機関所定の振替日 <sup>※1</sup> が払込期日となります。）を保険料払込期日とし、一括して保険料を口座振替によりお支払いいただく方法です。
払込票払	一括払	ご契約後、ご契約者に送付する払込票 <sup>※2</sup> を、ゆうちょ銀行、当社所定のコンビニエンスストア、またはPay-easy（ペイジー）利用可能な銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫などにお持ちいただき保険料をお支払いいただく方法です。 なお、払込期日はご契約期間の初日の属する月の翌月末となります。

※1 原則26日となります。ただし、26日が休日などにあたる場合や金融機関によって振替日が異なる場合があります。

※2 払込票は保険証券とは別にお届けします。

(注) 団体扱契約、集団扱契約などは、上記と保険料のお支払い方法が異なります。詳細は取扱代理店または当社にお問い合わせください。

上記のほか、ご契約者名義のクレジットカードによって、ご契約時に保険料をお支払いいただくクレジットカード払などがあります。

口座振替のお手続き方法やご使用いただけるカードの種類など詳細については、取扱代理店または当社にお問い合わせください。



# ご契約時にご注意いただきたいこと



## 1.ご契約時にお申し出いただく内容

ご契約時にお申し出いただいた内容が事実と相違している場合、保険契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

### ① 総付保台数

お客さまが所有し、かつ、使用する自動車の総付保台数<sup>※</sup>により、ノンフリート契約またはフリート契約として取り扱い、保険料やご契約条件が異なります。ご契約時には正確な総付保台数をお知らせください。

<sup>※</sup>「総付保台数」とは、ご契約者が自らを記名被保険者として契約する保険期間1年以上のご契約のお車の合計台数をいいます。総付保台数には、当社でのご契約に加え、当社以外（共済を除きます。）でのご契約も含みます。

### ② 記名被保険者

ご契約のお車を主に使用される方を記名被保険者としてください。補償の対象となる方の範囲を決めるための重要事項となります。

### ③ お車の用途車種・型式

ご契約のお車の用途車種・型式により、保険料が異なります。お車の用途車種・型式については、自動車検査証などをご確認ください。

### ④ お車の初度登録年月

ご契約のお車の初度登録年月をご確認ください。

### 新車割引

ご契約のお車が自家用普通乗用車・自家用小型乗用車で、ご契約期間の初日の属する年月が自動車検査証などに記載の初度登録年月から25か月以内の場合、「新車割引」として保険料を割り引きます。

(注)登録番号標のない構内専用自動車などについては、この割引は適用できません。

### ⑤ お車の安全装置などの有無

ご契約のお車の安全装置などの有無をご確認ください。一定の条件を満たす安全装置などがある場合は、保険料を割り引きます。

## ⑥ 危険物積載の有無

ご契約のお車に危険物を積載することがある場合や、危険物を積載したお車をけん引することがある場合は、取扱代理店または当社にお知らせください。

積載する危険物や積載量により、保険料が割増となることがあります。

## ⑦ 前契約の有無・事故の有無

ご契約期間の初日から過去13か月以内に自動車保険(当社以外の保険会社・共済を含みます。)を締結している場合やそのご契約期間中に事故があった場合は、取扱代理店または当社にお知らせください。ノンフリート等級や保険料が変更となる場合があります。

## 2. 運転者年齢条件の設定

次の条件をすべて満たすご契約に運転者年齢条件特約を付帯いただけます。

- ・ノンフリート契約であること
- ・ご契約のお車が次のいずれかの用途車種であること
  - 自家用普通乗用車
  - 自家用小型乗用車
  - 自家用軽四輪乗用車
  - 二輪自動車
  - 原動機付自転車

次のいずれかの方の中で、ご契約のお車を運転する可能性のある最若年の方の年齢によって下表の①～④(ご契約のお車が原動機付自転車の場合は①または②)の契約方法よりお選びください。設定された年齢条件の年齢よりも若い方が運転された場合には保険金をお支払いできませんのでご注意ください。ただし、記名被保険者が個人のご契約の場合は、次のいずれにも該当しない方が運転中の事故に対しては、設定された年齢条件にかかわらず補償の対象となります。

- (1) 記名被保険者
- (2) 記名被保険者の配偶者
- (3) 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- (4) 上記(1)～(3)の方の業務に従事中の使用人
- (5) ご契約のお車の所有者が法人である場合で、記名被保険者が当該法人の役員となっているときには、当該法人の業務に従事中の使用人

○：補償されます ×：補償されません

契約方法	運転される方の年齢			
	20歳以下	21～25歳	26～29歳	30歳以上
①全年齢担保	○	○	○	○
②21歳以上担保	×	○	○	○
③26歳以上担保	×	×	○	○
④30歳以上担保	×	×	×	○

## 子供特約を付帯する場合

次の条件をすべて満たすご契約に子供特約を付帯いただけます。

- ・ 運転者年齢条件特約が付帯されていること
- ・ 記名被保険者が個人であること
- ・ ご契約のお車が次のいずれかの用途車種であること
  - 自家用普通乗用車
  - 自家用小型乗用車
  - 自家用軽四輪乗用車

左表の①～④の契約方法よりお選びいただいた場合でも、次の契約方法のいずれかをお選びいただくことで、記名被保険者またはその配偶者の同居のお子さま（お子さまの配偶者を含みます。）に対しては、子供特約の年齢条件を適用します。お車を運転されるお子さまの年齢をご確認のうえお選びください。

子供特約の年齢条件	概要
全年齢担保	運転者であるお子さまの年齢を問わず、保険金をお支払いします。
21歳以上担保	運転者が21歳以上のお子さまの場合にかぎり、保険金をお支払いします。
26歳以上担保	運転者が26歳以上のお子さまの場合にかぎり、保険金をお支払いします。

(注) お子さま自身がお契約のお車の所有者または主たる使用者であるご契約には、子供特約を付帯することができません。

## 3. 運転者範囲の設定

次の条件をすべて満たすご契約に運転者限定特約を付帯いただけます。

- ・ ノンフリート契約であること
- ・ 記名被保険者が個人であること
- ・ ご契約のお車が次のいずれかの用途車種であること
  - 自家用普通乗用車
  - 自家用小型乗用車
  - 自家用軽四輪乗用車

次の契約方法のいずれかをお選びいただくことで、運転される方の範囲を限定することができます。

限定された運転者以外の方が運転中に事故を起こされた場合は保険金をお支払いできませんので、運転される方をご確認のうえお選びください。

契約方法	概要
運転者家族限定	ご家族 <sup>※</sup> 以外の方が運転中の事故に対しては保険金をお支払いしません。
運転者「本人・配偶者」限定	記名被保険者またはその配偶者以外の方が運転中の事故に対しては保険金をお支払いしません。

※ 「ご家族」とは、記名被保険者、その配偶者、これらの方の同居のお子さまおよび親族、別居の未婚のお子さまをいいます。

## 4.その他適用できる割引など

### ノンフリート多数割引

ご契約期間の初日において、ご契約者が次のいずれかの方を記名被保険者と  
して3台以上のお車を1保険証券でご契約される場合には、「ノンフリート多数割引」  
としてご契約される台数に応じて保険料を割引きます。

- ・ 保険契約者
- ・ 保険契約者の配偶者
- ・ 保険契約者またはその配偶者の同居の親族
- ・ リース業者が保険契約者となる場合は当該リースカーの借主

ご契約台数	割引率
3台以上5台以下	3%
6台以上	5%

(注1) 総付保台数が10台以上の場合は、対象になりません。

(注2) 複数証券でご契約される場合でも、一定の条件を満たしたときにはこの割引が適用されます。

詳細は、取扱代理店または当社にお問い合わせください。

### 長期優良割引

新たなご契約(新契約)と前契約がともに20等級を適用し、また次の条件をす  
べて満たすご契約の場合、「長期優良割引」として保険料を5%割引きます。

- ・ 次のいずれかの用途車種であること
  - 自家用普通乗用車
  - 自家用小型乗用車
  - 自家用軽四輪乗用車
  - 二輪自動車
- ・ 次のいずれかの契約方法であること
  - 運転者年齢条件(26歳以上担保)
  - 運転者年齢条件(30歳以上担保)
- ・ 過去1年間20等級であり、かつ、無事故<sup>※</sup>であること
  - ※等級すえおき事故は無事故とみなします。
  - ※等級プロテクト特約 [6-1](#) (175ページ) により等級すえおき事故として取り扱われる事故は無事故とみなしません。

### 複数所有新規割引(セカンドカー割引)

すでに11等級以上のご契約(他の自動車のご契約)があり、新たなご契約(新  
契約)が次の条件をすべて満たす場合、7(S)等級でご契約いただけます。ただし、  
ノンフリート契約にかぎります。

- ・ 新契約および他の自動車のご契約のお車が次の用途車種であること、また  
は新契約および他の自動車のご契約のお車がともに二輪自動車であること
  - 自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)
  - 自家用貨物車(小型・軽四輪)
  - 自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン以下・0.5トン超2トン以下)
  - 特種用途自動車(キャンピング車)
- ・ 他の自動車のご契約(損保ジャパン以外のご契約を含みます。)の等級が  
11~20等級であること
- ・ 新契約の記名被保険者および車両所有者が個人であり、かつ、それぞれ次  
のいずれかに該当すること

#### 新契約の記名被保険者

- ・ 他の自動車のご契約の記名被保険者
- ・ 他の自動車のご契約の記名被保険者の配偶者
- ・ 他の自動車のご契約の記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

#### 新契約の車両所有者

- ・ 他の自動車のご契約の車両所有者
- ・ 他の自動車のご契約の記名被保険者
- ・ 他の自動車のご契約の記名被保険者の配偶者
- ・ 他の自動車のご契約の記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

## 中断特則

有効期間内の中断証明書（損保ジャパン以外の保険会社が発行したものを含みます。）をお持ちで、一定の条件を満たす場合、中断証明書記載の等級でご契約いただけますので、取扱代理店または当社にお問い合わせください。

## 5.保険料の主な決定要素

自動車保険の保険料は前記の割引や補償条件の他に、主に以下の要素により決定されます。

### ① 等級

過去の保険事故歴に応じてお客さまごとに等級が設定され、それにより保険料が割引または割増されます。詳細は47ページをご確認ください。

フリート契約の場合、自動車保険をご契約の「所有・使用自動車」の台数および契約全体での損害率によってご契約者ごとの割引・割増が年1回決定されるようになります。

### ② 料率クラス

自家用乗用車（普通・小型）の保険料体系は、対人賠償・対物賠償・傷害（搭乗者傷害・人身傷害）・車両の補償内容ごとの「型式別料率クラス制度（1～9クラス）」により細分化され、お車の型式ごとの事故の損害率を反映するものとなっています。この料率クラスは、過去の損害率より毎年1回見直しを行っているため、お客さま自身が事故を起こされておらず、補償内容が前年と同一の場合でも、料率クラスが上がると、保険料が前年より高くなる場合があります。

毎年1回、車の型式別に損害率を算出（対人・対物・傷害・車両ごと）

同じ型式のお車に乗る方全体の損害率が全体の平均に対して

一定高い

料率クラスが  
1つ上がります。

保険料が上がる  
可能性があります。

一定以内

料率クラスは  
変わりません。

一定低い

料率クラスが  
1つ下がります。

保険料が下がる  
可能性があります。

### ③ 保険料の料率改定

全国の自動車保険の収支状況により、保険料の見直しを行うことがあります。お客さま自身が事故をおこされておらず、補償内容が前年と同一の場合でも、保険料が前年と異なる場合があります。



## 6. 団体扱・集団扱

団体扱特約・集団扱特約は、ご契約者・記名被保険者・車両所有者がそれぞれ下表に該当する場合のみ付帯できます。

なお、ご契約後に下表に該当しなくなった場合は、ただちに取扱代理店または当社にご連絡ください。

		ご加入条件※1 (団体扱・集団扱の対象となる方)	 <b>ご注意</b> 団体扱・集団扱の対象とならない方の例
<p>ご契約者</p> <p>右記に該当する方ご本人のみが対象となります。(ご家族などは対象外)</p>	<p>団体扱</p> <p>団体(企業等)に勤務し、その団体から毎月給与の支払いを受けている方(ご本人)※2 など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体から給与の支払いを受けていない方(ご家族、他団体からの出向者、派遣の方など)</li> <li>・団体に勤務していない方(ご家族、取引業者、下請業者など)</li> <li>・団体に引き続き雇用される期間が1年未満の方(アルバイト・臨時雇の方など)</li> <li>・【団体の制度で退職者が対象となっていない場合】団体を退職された方※2 など</li> </ul>	
	<p>集団扱</p> <p>次のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集団の構成員(役員・従業員を含みます。)</li> <li>・集団を構成する集団の構成員(役員・従業員を含みます。)</li> <li>・集団</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記の集団扱の対象となる方の「ご家族」</li> <li>・集団の構成員でない方(取引業者など)</li> </ul>	
<p>記名被保険者 車両所有者</p> <p>ご家族などの場合、ご契約者との属性にご注意ください。</p>	<p>次のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ご契約者ご本人</li> <li>・ご契約者の配偶者</li> <li>・ご契約者またはその配偶者の同居の親族</li> <li>・ご契約者またはその配偶者の別居の扶養親族</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別居の結婚しているお子さま</li> <li>・別居の扶養していないご父母</li> <li>・別居の就職しているお子さま など</li> </ul>	

※1 ご加入条件の詳細については、取扱代理店または当社にお問い合わせください。

※2 団体によっては、退職者や系列会社に勤務されている方なども対象となる場合があります。

# ご契約後にご注意いただきたいこと

## 1.ご契約内容の変更

ご契約後に、次のような事実が発生した場合はただちに取扱代理店または当社にご通知ください。

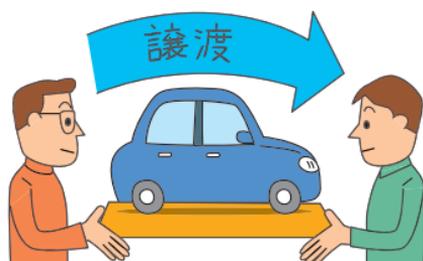
ご通知がない場合、保険金がお支払いできないことがありますのでご注意ください。また、ご通知の内容によっては、保険料が変更になることがありますのであらかじめご了承ください。

ご通知が必要な場合		
 <p>①用途車種、登録番号（車両番号）の変更</p>	 <p>②競技・曲技・試験等への使用や、これらを目的とした場所での使用</p>	 <p>③危険物の積載やそれらを積載した車のけん引</p>
 <p>④他の保険契約（共済契約を含みます。）の締結</p>	 <p>⑤お車の改造、付属品の装着・取り外しでお車の価格が変わる場合</p>	 <p>⑥ご契約者の住所変更</p>
 <p>⑦前契約の解除</p>	 <p>その他、保険証券・契約申込書記載事項の変更</p>	

## 2.お車の譲渡

保険期間の途中で、ご契約のお車を譲渡された場合、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務は譲受人には移りません。

保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を譲渡される場合は、ただちに取扱代理店または当社にご通知のうえ、手続きをおとりください。手続きをおとりになるまでの間に生じた損害または傷害に対しては、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。



### 3.お車の入替

ご契約のお車と同一範囲の用途・車種(96ページ<別表Ⅱ>)のお車を新たに取得した場合には、ただちに取扱代理店または当社にお申し出ください。

新たに取得したお車で生じた事故を補償するには、次のいずれかの手続きが必要です。

①取得したお車に新たな保険をご契約いただく

②ご契約のお車との車両入替手続きにより、ご契約を有効に存続させる

この手続きをされるまでの間に、新たなお車で生じた事故は補償されませんのでご注意ください。

(注)ご契約のお車を廃車・譲渡またはリース業者へ返還した場合や、上記②の手続きによって無保険となったお車に対しても保険の手当てが必要な場合には、別途入替の手続きを行うことができる場合があります。詳しくは取扱代理店または当社にお問い合わせください。



#### もしも、入替の申し出を忘れてしまったら・・・

##### [自動車の入替における自動担保]

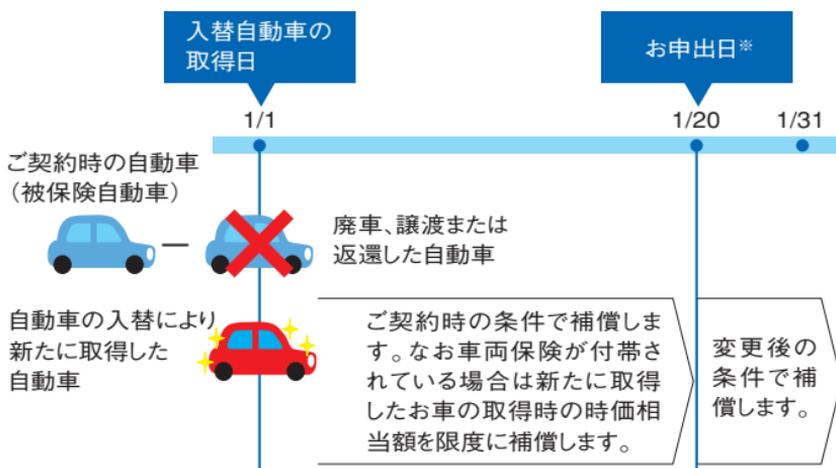
(被保険自動車の入替自動担保特約 **9-1** (268ページ) **自動セット**)

ご契約のお車と同一範囲の用途・車種(96ページ<別表Ⅱ>)のお車を新たに取得した日(取得日といいます。)の翌日から30日以内に、ご契約のお車との入替手続きを行った場合には、取得日からお申出日までの間も、新たに取得したお車をご契約のお車とみなして補償します。

(注1)ご契約のお車が廃車・譲渡またはリース業者へ返還される場合にかぎりません。

(注2)記名被保険者が法人であるフリート契約は対象になりません。

<例>1月1日に新たにお車を取得したが、お申し出が1月20日となった場合



※自動車の入替について当社が通知を受けた日

(注)自動担保されるのは新たに取得したお車の取得日以降となります。取得日が客観的資料により確認できない場合は、自動車検査証などに所有者の氏名が記載された日以降となります。

## 4.ご契約の解約

ご契約を解約される場合には、取扱代理店または当社にお申し出ください。当社の定めるところにより計算した保険料を追加請求または返還します。



### 解約後でも保険料が 口座から引き落とされることがあります

お支払いいただくべき保険料の未払込分がある場合、解約日以降に保険料をお引き落としします。なお、この保険料がお引き落としできない場合には、解約日または解約日以前に遡及して契約を解除する場合があります。この場合、ご契約のノンフリート等級が次の契約へ継承できなくなりますので、ご注意ください。

#### 〈例〉1月1日始期の契約を5月20日に解約された場合

保険契約の解約日は5月20日ですが、口座振替の停止月を解約日以降に設定した場合、解約日以降の口座振替日に保険料が引き落とされます。



解約後であっても、必要な回目まで保険料が引き落とされることがあります。この場合、6/26の引き落としまで保険料が必要になります。

## 5.保険金支払い後の保険金額

保険金のお支払いが何回あっても保険金額は減額されず、ご契約は満期日まで有効です。

## 6.ご契約者が死亡された場合

ご契約者が死亡された場合は、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務がご契約者の死亡時の法定相続人に移転します。

## 7.保険金または損害賠償額の代理請求

被保険者または損害賠償請求権者に保険金または損害賠償額を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち一定の条件を満たす方が、代理人として保険金または損害賠償額を請求できる場合があります。詳細は当社または取扱代理店にお問い合わせください。

## 8.ノンフリート等級別料率制度

ノンフリートのご契約では、1等級から20等級までの等級区分により保険料が割増・割引される等級別料率制度を適用しています。

### 【初めてご契約される場合】

①初めてご契約される場合は、6(S)等級からのスタートとなります。

年齢条件	全年齢	21歳以上	26歳以上	30歳以上	年齢条件対象外の車種
割増(%)	30%	10%	0%		

②11等級以上のご契約がある方が、2台目以降のお車を新たにご契約される場合で、用途車種など一定の条件を満たす場合にかぎり、「複数所有新規割引」として7(S)等級からのスタートになります。

年齢条件	全年齢	21歳以上	26歳以上	30歳以上	年齢条件対象外の車種
割増引(%)	10%割増	10%割引	30%割引		

(注) 運転者の年齢条件により、上表の割増引となります。ただし、子供特約を付帯されている場合は、運転者の年齢条件ではなく、子供特約の年齢条件により割増引が決定します。

### 【継続でご契約される場合】

翌年度のご契約は、1年間無事故の場合、1等級上がり、最高20等級が適用されます。事故を起こされた場合、事故件数1件につき3等級下がります。ただし、自動車の運行に関係のない事故の場合などは「ノーカウント事故」や「等級すえおき事故」として取り扱うことがあります。なお、記名被保険者が変更となった場合でも、同居の親族間などの一定の範囲内である場合は等級を継承できることがあります。

(注1) 原則、前契約の満期日または解約日の翌日から7日以内に新たな保険を契約しない場合は7等級以上の等級は引き継ぐことができませんのでご注意ください。

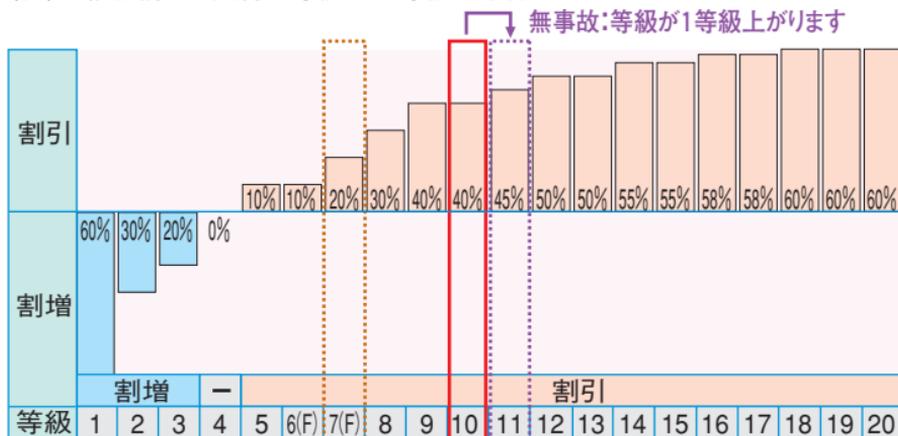
(注2) 前契約(当社契約にかぎります。)が1年未満の短期契約であっても、前々契約と通算して1年間無事故で満期を迎えられた場合など一定の条件を満たす場合は次契約の等級が1等級上がります。

(注3) 満期日の翌日から180日以内にご契約のお申し出をいただいたときには一定の条件を満たしている場合にかぎり、満期時にご継続されたときと同様に等級を定めることができます。ただし新たな契約(新契約)の初日はお申出日以降となりますので、お申出日までに生じた事故は補償されません。

(注4) 前契約が解除された場合には7等級以上の等級は継承できません。なお、ご契約締結後に前契約が解除された場合も同様とします。(この場合、等級の訂正により差額保険料をいただくこととなりますのでご注意ください。)

(注5) 当社から他の保険会社などに移行した場合における事故件数の数え方は、他の保険会社などの規定によります。

### 〈例〉ご継続前のご契約の等級が10等級の場合



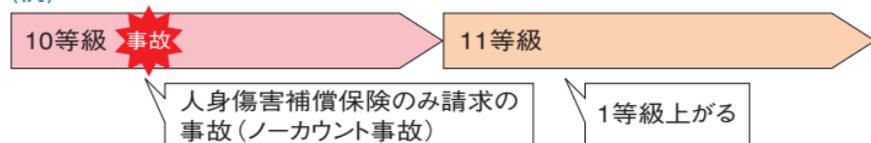
事故件数1件:等級が3等級下がります ↑

(注) 等級別料率制度において、下記の事故についてはその取扱いが異なりますのでご注意ください。

## ① ノーカウント事故

次の事故、またはこれらの組み合わせの事故の場合は、次回契約時の等級適用の際に事故が無かったものとして取り扱います。(現在のご契約の等級から1等級上がります。)

〈例〉



- 搭乗者傷害保険 ●人身傷害補償保険 ●無保険車傷害特約
- 事故時代車費用特約 ●事故・故障代車費用保険(特約) ●宿泊・移動費用特約
- 事故・故障付随費用保険(特約) ●業務用付随費用特約
- 事故代車費用担保特約(実損) ●盗難代車特約
- 人身犯罪被害事故特約 ●人身家族おもいやり特約 ●搭傷事業主費用保険特約
- 安全運転教育費用特約 ●ファミリーバイク特約(人身・自損)
- 傷害保険特約 ●ゴルフ特約 ●弁護士費用特約 ●個人賠償責任特約
- 生活用動産担保特約 ●疾病保険特約 ●がん保険特約
- 家族携行品損害担保特約 ●搭乗中の犯罪被害傷害特約
- 平成14年7月1日以降の対人賠償保険の臨時費用保険金のみのお支払い・事故付随費用担保特約

(注) 車両無過失事故に関する特約により、無事故として取り扱う事故は、ノーカウント事故として取り扱います。

## ② 等級すえおき事故

次の(1)かつ(2)に該当する場合は、次回契約時の等級適用の際に等級が下らず、すえおきとなります。(現在のご契約の等級と同じ等級になります。)

〈例〉



(1) 下記の保険金のみまたはその組み合わせの保険金をお支払いする事故であること

- 車両保険 ●リースカーの車両費用保険特約 ●車両積載動産特約
- 身の回り品特約 ●事業用動産特約 ●盗難対策費用特約
- 個人情報対策費用特約 ●積載中の売上金盗難特約

(2) 事故発生原因が下記のいずれかに該当する事故であること

- 火災または爆発(他物との衝突・接触・転覆・墜落により生じた事故を除きます。)
- 盗難 ●騒じょう、または労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
- 台風、たつ巻、こう水または高潮
- 落書・いたづら等の被保険自動車に対する直接の人為的行為(平成20年3月以前始期契約は、落書および平成16年1月1日以降のいたづらにかぎります。)
- 窓ガラスの破損(平成14年6月30日以前の他物との衝突・接触・転覆・墜落により生じた事故を除きます。)
- 飛来中または落下中の他物との衝突
- 上記の他平成14年7月1日以降の偶然な事故によって生じた損害(他物との衝突・接触・転覆・墜落により生じた事故を含めません。)

(注1) 「等級プロテクト事故」<sup>※</sup>は、等級すえおき事故として取り扱います。

(注2) 「等級すえおき事故」と「ノーカウント事故」の組み合わせの事故は、等級すえおき事故として取り扱います。

※等級プロテクト特約 [6-1](#) (175ページ) により、等級がすえおかれる事故をいいます。

## 9. 安心更新サポート

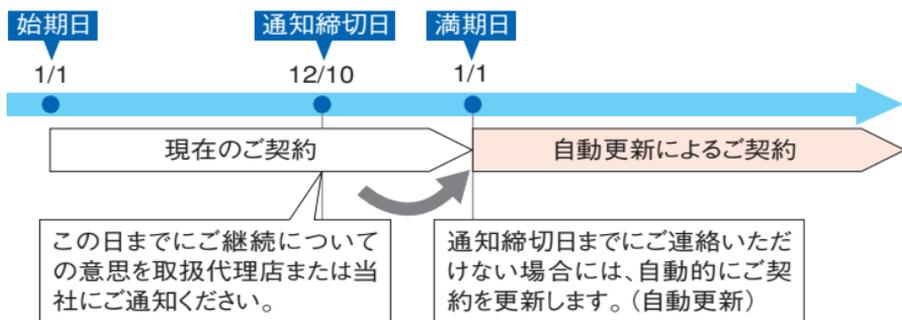
安心更新サポート特約 9-2 (269ページ) は、一部のご契約※を除き自動的に付帯されます。この特約では、万が一お客さまとご連絡がとれない場合も、一定期日(以下、通知締切日といいます。)までに当社またはお客さまからお申し出がないかぎり、前年と同条件でご契約を更新いたします。更新を希望されない場合には、通知締切日までに必ず取扱代理店または当社にご連絡ください。

※フリート契約、記名被保険者が法人のご契約、ご契約のお車が自家用8車種以外のご契約 など

通知締切日は、下表のとおりご契約の満期日より異なります。

保険契約の満期日	通知締切日
毎月1日～15日	満期日前月の10日
毎月16日～末日	満期日前月の25日

〈例〉1月1日始期のご契約の場合



## 10. ご契約を中断される場合(「中断特則」について)

ご契約のお車の廃車、譲渡、リース業者への返還、車検切れ、盗難、災害または記名被保険者の海外渡航などにもない、一時的にご契約を中断された場合、ご請求により「中断証明書」を発行することができます。これにより、後日、新たなご契約が一定の条件を満たしているときは中断前のご契約の等級を適用することができます。詳しくは、取扱代理店または当社にお問い合わせください。

(注) 原則、ご契約の中断日(ご契約の解約日または満期日)から13か月以内に取扱代理店または当社にご請求いただかない場合には、「中断証明書」を発行することができませんので、ご注意ください。  
なお、ご契約が解除された場合は「中断証明書」を発行することができません。

## 11.保険料不払い時の取扱い

保険料払込期日※1の翌月末までに保険料（分割払の場合は分割保険料）のお支払いがない場合は、払込期日の翌日（初回保険料の場合はご契約期間の初日）以降に発生した事故に対しては保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

ただし、保険料のお支払いがなかったことについてご契約者の故意や重大な過失※2がなかったと当社が認めた場合には、払込猶予期間を払込期日の翌月末から翌々月の25日まで延長します。

※1「払込期日」については「保険料のお支払いについて」（37ページ）をご確認ください。

※2「重大な過失」とは当該ご契約において、過去にも残高不足によって口座振替の再請求に対して引き落としができなかったことがある場合などをいいます。

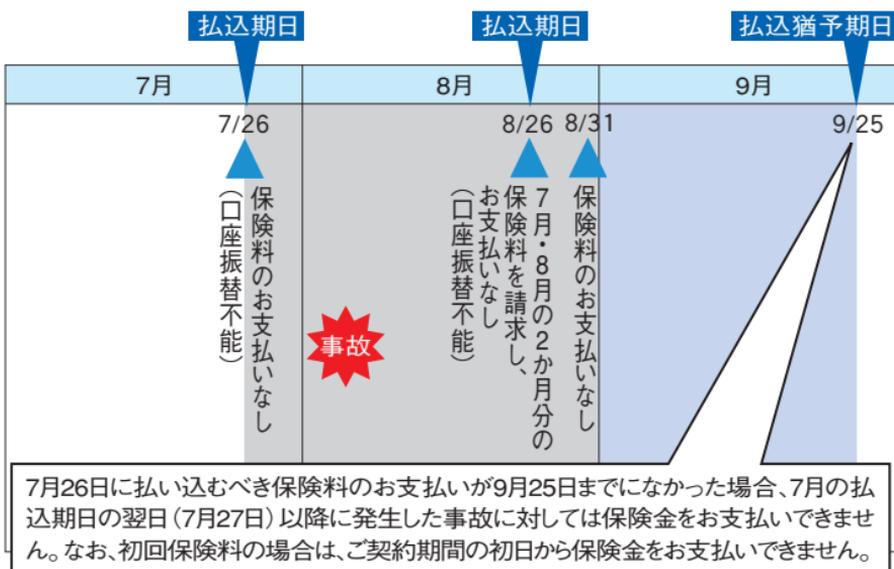
### 【保険料の払込猶予期間】

「重大な過失」なしの場合	「重大な過失」ありの場合
払込期日の翌々月25日	払込期日の翌月末

なお、払込猶予期間中に保険料をお支払いいただけない場合は、払込期日（初回保険料の場合には保険始期日、第2回目以降の分割保険料の場合には、その保険料を払い込むべき払込期日またはこのご契約期間の末日のいずれか早い日）から保険契約を解除することがあります。

また、2回連続して分割保険料をお支払いいただけない場合には、2回目の不払いとなった払込期日またはご契約期間の末日のいずれか早い日から保険契約を解除することがあります。

### 〈例〉払込猶予と保険契約の関係（分割払契約で「重大な過失」なしの場合）



(注) 団体扱契約、集団扱契約などは上記と取扱いが異なります。詳細は取扱代理店または当社にお問い合わせください。

詳細は、保険料のお支払いに関わる特約（220ページ以降）をご確認ください。



# 普通保険約款 および 特約条項





## 概要

## 第1条（当会社の支払責任—対人賠償）

- ① 当会社は、保険証券記載の自動車（原動機付自動車を含みます。以下「被保険自動車」といいます。）の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害すること（以下「対人事故」といいます。）により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この賠償責任条項および一般条項に従い、保険金を支払います。
- ② 当会社は、1回の対人事故による前項の損害の額が自動車損害賠償保障法に基づく責任保険または責任共済（以下「自賠責保険等」といいます。）によって支払われる金額（被保険自動車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額。以下同様とします。）を超過する場合にかぎり、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

## 第2条（当会社の支払責任—対物賠償）

当会社は、被保険自動車の所有、使用または管理に起因して他人の財物を滅失、破損または汚損すること（以下「対物事故」といいます。）により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この賠償責任条項および一般条項に従い、保険金を支払います。

## 第3条（被保険者—対人・対物賠償共通）

- ① この賠償責任条項において、被保険者とは次の各号のいずれかに該当する者をいいます。
  - (1) 保険証券記載の被保険者（以下「記名被保険者」といいます。）
  - (2) 被保険自動車を使用または管理中の次のいずれかに該当する者
    - (イ) 記名被保険者の配偶者（内縁を含みます。以下同様とします。）
    - (ロ) 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
    - (ハ) 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
  - (3) 記名被保険者の承諾を得て被保険自動車を使用または管理中の者。ただし、自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者（これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。）が業務として受託した被保険自動車を使用または管理している間を除きます。
  - (4) 記名被保険者の使用者（請負契約、委任契約

第1条  
対人賠償保険の保険金をお支払いする場合について記載しています。

☞自賠責保険等から支払われる金額を超えた場合のみ保険金をお支払いします。

第2条  
対物賠償保険の保険金をお支払いする場合について記載しています。

第3条  
対人賠償保険・対物賠償保険の補償の対象となる方について記載しています。

☞自動車を取り扱う事業者やその使用人などが、ご契約のお車を業務として受託し、使用・管理している間は補償の対象外となります。

またはこれらに類似の契約に基づき記名被保険者の使用者に準ずる地位にある者を含みます。以下この号において、同様とします。)。ただし、記名被保険者が被保険自動車をその使用者の業務に使用している場合にかぎりま。

- ② この賠償責任条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって、第13条（支払保険金の計算－対人賠償）第1項および第14条（支払保険金の計算－対物賠償）第1項に定める当会社の支払うべき保険金の限度額ならびに第13条第2項第2号に定める臨時費用の額が増額されるものではありません。

#### 第4条（当会社による援助－対人・対物賠償共通）

被保険者が対人事故または対物事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合には、当会社は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続について協力または援助を行います。

#### 第5条（当会社による解決－対人賠償）

- ① 被保険者が対人事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合、または当会社が損害賠償請求権者から次条（損害賠償請求権者の直接請求権－対人賠償）の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合には、当会社は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続（弁護士を選任を含みます。）を行います。
- ② 前項の場合には、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
- ③ 当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項の規定は適用しません。
- (1) 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額が、保険証券記載の保険金額および自賠償保険等によって支払われる金額の合計額を明らかにこえる場合
  - (2) 損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合
  - (3) 被保険自動車に自賠償保険等の契約が締結されていない場合
  - (4) 正当な理由がなく被保険者が前項に規定する協力を拒んだ場合

#### 第6条（損害賠償請求権者の直接請求権－対人賠償）

- ① 対人事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して第3項に定める損害賠償額の支払を請求することができます。
- ② 当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合

☞ 記名被保険者がご契約のお車を業務に使用中の場合は、その使用者（雇用主など）についても、被保険者となります。

☞ この賠償責任条項に定める内容は、被保険者ごとに個別に適用します。

第4条  
対人事故・対物事故で補償の対象となる方が損害賠償請求を受けた場合に、当社が事故解決のために、協力・援助を行う旨を記載しています。

第5条  
対人事故で損害賠償の請求を受けた場合に、当社が補償の対象となる方のために示談交渉を行う旨を記載しています。

☞ 例外ケース（当社が示談交渉を行わないケース）について記載しています。

第6条  
対人事故において、被害者が当社に直接損害賠償額を請求できること（「直接請求権」）について記載しています。

(※本条は被害者から直接請求がなされた場合にのみ、適用する規定です。)

に、損害賠償請求権者に対して次項に定める損害賠償額を支払います。ただし、当社がこの賠償責任条項および一般条項に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額（同一事故につきすでに支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額）を限度とします。

- (1) 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
  - (2) 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
  - (3) 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
  - (4) 次項に定める損害賠償額が保険証券記載の保険金額（同一事故につきすでに当社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額）をこえることが明らかになった場合
  - (5) 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合
    - (イ) 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明
    - (ロ) 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。
- ③ 前条およびこの条の損害賠償額とは、次の算式により算出された額をいいます。

(1) 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額

－ (2) 自賠償保険等によって支払われる金額

－ (3) 被保険者が損害賠償請求権者に対してすでに支払った損害賠償金の額

- ④ 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。
- ⑤ 第2項の規定に基づき当社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。

☞被害者からの直接請求と被保険者の保険金請求が競合した場合は、被害者への損害賠償額のお支払いを優先し、重複して保険金をお支払いしません。

## 第7条（当社による解決－対物賠償）

- ① 被保険者が対物事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合、または当社が損害賠償請求権者から次条（損害賠償請求権者の直接請求権－対物賠償）の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を

第7条 対物事故で損害賠償の請求を受けた場合に、当社が補償の対象となる方のために示談交渉を行う旨を記載しています。

受けた場合には、当社は、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手續（弁護士を選任を含みます。）を行います。

- ② 前項の場合には、被保険者は当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。
- ③ 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項の規定は適用しません。
  - (1) 1回の対物事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が保険証券記載の保険金額（保険証券に免責金額の記載がある場合はその額との合計額）を明らかにこえる場合または保険証券記載の免責金額を明らかに下回る場合
  - (2) 損害賠償請求権者が、当社と直接、折衝することに同意しない場合
  - (3) 正当な理由がなくて被保険者が前項に規定する協力を拒んだ場合

### 第8条（損害賠償請求権者の直接請求権－対物賠償）

- ① 対物事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当社に対して第3項に定める損害賠償額の支払を請求することができます。
- ② 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して次項に定める損害賠償額を支払います。ただし、1回の対物事故につき当社がこの賠償責任条項および一般条項に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額（同一事故につきすでに支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額）を限度とします。
  - (1) 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
  - (2) 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
  - (3) 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
  - (4) 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合
    - (イ) 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明
    - (ロ) 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。
- ③ 前条およびこの条の損害賠償額とは、次の算式

☞ 例外ケース（当社が示談交渉を行わないケース）について記載しています。

### 第8条

対物事故において、被害者が当社に直接損害賠償額を請求できること（「直接請求権」）について記載しています。

（※本条は被害者から直接請求がなされた場合にのみ、適用する規定です。）

により算出された額をいいます。

(1) 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額

(2) 被保険者が損害賠償請求権者に対してすでに支払った損害賠償金の額

- ④ 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。
- ⑤ 第2項または第7項の規定に基づき当社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。
- ⑥ 1回の対物事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額（同一事故につきすでに当社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。）が保険証券記載の保険金額（保険証券に免責金額の記載がある場合はその額との合計額）をこえると認められる時以後、損害賠償請求権者は第1項の規定による請求権を行使することはできず、また当社は第2項の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、このかぎりではありません。
- (1) 第2項第4号に規定する事実があった場合
- (2) 損害賠償請求権者が被保険者に対して、対物事故にかかわる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人も折衝することができないと認められる場合
- (3) 当社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合
- ⑦ 前項第2号または第3号に該当する場合は、第2項の規定にかかわらず、当社は、損害賠償請求権者に対して、損害賠償額を支払います。ただし、1回の対物事故につき当社がこの賠償責任条項および一般条項に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額（同一事故につきすでに支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額）を限度とします。

☞ 被害者からの直接請求と被保険者の保険金請求が競合した場合は、被害者への損害賠償額のお支払いを優先し、重複して保険金をお支払いしません。

☞ 例外ケース（対物賠償保険において、直接請求権を行使できないケース）について記載しています。

## 第9条（保険金を支払わない場合—その1 対人・対物賠償共通）

- ① 当社は、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- (1) 保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の法定代理人（保険契約者または記名被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意
- (2) 記名被保険者以外の被保険者の故意。ただし、それによってその被保険者が賠償責任を負担す

第9条 対人賠償保険・対物賠償保険の保険金をお支払いできない場合について記載しています。

ることによって被る損害にかぎります。

- (3) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
  - (4) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
  - (5) 台風、こう水または高潮
  - (6) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この号において、同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
  - (7) 前号に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
  - (8) 第3号から前号までの事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ② 当会社は、被保険者が損害賠償に関し第三者との間に特約を締結している場合は、その特約によって加重された賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

## 第10条（保険金を支払わない場合—その2 対人賠償）

- ① 当会社は、対人事故により次の各号のいずれかに該当する者の生命または身体が害された場合には、それによって被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。
  - (1) 記名被保険者
  - (2) 被保険自動車を運転中の者またはその父母、配偶者もしくは子
  - (3) 被保険者の父母、配偶者または子
  - (4) 被保険者の業務（家事を除きます。以下同様とします。）に従事中の使用人
  - (5) 被保険者の使用者の業務に従事中の他の使用人。ただし、被保険者が被保険自動車をその使用者の業務に使用している場合にかぎります。
- ② 当会社は、被保険自動車の所有者および記名被保険者が個人である場合には、前項第5号の規定にかかわらず、記名被保険者がその使用者の業務に被保険自動車を使用しているときに、同じ使用者の業務に従事中の他の使用人の生命または身体を害することにより、記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払います。
- ③ 前項の所有者とは次の各号のいずれかに該当する者をいいます。
  - (1) 被保険自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
  - (2) 被保険自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
  - (3) 前2号以外の場合は、被保険自動車を所有する者

## 第10条

対人賠償保険の保険金をお支払いできない場合について記載しています。

☞ 「被保険者の使用者の業務に従事中の他の使用人」とは、被保険者と雇用主を同じくする同僚などを指します。

☞ ご契約のお車の所有者が「個人」の場合は、①(5)の規定にかかわらず、同僚などに対して対人賠償保険の保険金をお支払いします。

## 第11条（保険金を支払わない場合—その3 対物賠償）

当会社は、対物事故により次の各号のいずれかに該当する者の所有、使用または管理する財物が滅失、破損または汚損された場合には、それによって被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- (1) 記名被保険者
- (2) 被保険自動車を運転中の者またはその父母、配偶者もしくは子
- (3) 被保険者またはその父母、配偶者もしくは子

## 第12条（費用—対人・対物賠償共通）

① 保険契約者または被保険者が支出した次の費用（収入の喪失を含みません。）は、これを損害の一部とみなします。

- (1) 一般条項第14条（事故発生時の義務）第1号に規定する損害の防止または軽減のために必要または有益であった費用
- (2) 一般条項第14条第6号に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
- (3) 保険事故の原因となるべき偶然な事故が発生した場合において、損害の防止または軽減のために必要または有益と認められる手段を講じた後に賠償責任のないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
- (4) 偶然な事故によって被保険自動車に積載していた動産（法令で積載が禁止されている動産または法令で禁止されている方法で積載されていた動産を除きます。）が落下したことに起因して、落下物を取り片づけるために被保険者が負担した費用のうち、あらかじめ当会社の同意を得て支出した取り片づけ費用
- (5) 対人事故または対物事故に関して被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用、および第5条（当会社による解決—対人賠償）第2項または第7条（当会社による解決—対物賠償）第2項の規定により被保険者が当会社に協力するために要した費用
- (6) 損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用

② 被保険者が対人事故により法律上の損害賠償責任を負担する場合であって、生命または身体を害された者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の費用のほか、被保険者が臨時に必要なとする費用（以下「臨時費用」といいます。）は、これを損害の一部とみなします。

- (1) 対人事故の直接の結果として死亡したとき。

第11条  
対物賠償保険の保険金をお支払いできない場合について記載しています。

第12条  
ご契約者または補償の対象となる方が支出された費用のうち、損害の一部として保険金のお支払い対象となる費用を記載しています。

対人事故において、見舞金など被保険者が臨時に必要なとされる費用についても損害の一部として保険金をお支払いします。

- (2) 対人事故の直接の結果として病院または診療所に3日以上入院したとき。

### 第13条（支払保険金の計算－対人賠償）

- ① 1回の対人事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式により算出された額とします。ただし、生命または身体を害された者1名につき、それぞれ保険証券記載の保険金額を限度とします。

$$\begin{array}{r}
 \text{(1) 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額} \\
 + \\
 \text{(2) 前条第1項第1号から第3号までの費用} \\
 - \\
 \text{(3) 自賠償保険等によって支払われる金額}
 \end{array}$$

- ② 当会社は、前項に定める保険金のほか、次の額の合計額を支払います。
- (1) 前条第1項第5号および第6号の費用
  - (2) 前条第2項の臨時費用。ただし、1回の対人事故により生命または身体を害された者1名につき、次の額とします。
    - (イ) 前条第2項第1号に該当するときは、15万円
    - (ロ) 前条第2項第2号に該当するときは、3万円
  - (3) 第5条（当会社による解決－対人賠償）第1項の規定に基づく訴訟または被保険者が当会社の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

### 第14条（支払保険金の計算－対物賠償）

- ① 1回の対物事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の算式により算出された額とします。ただし、保険証券記載の保険金額を限度とします。

$$\begin{array}{r}
 \text{(1) 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額} \\
 + \\
 \text{(2) 第12条（費用－対人・対物賠償共通）第1項第1号から第4号までの費用} \\
 - \\
 \text{(3) 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額} \\
 - \\
 \text{(4) 保険証券に免責金額の記載がある場合は、その免責金額}
 \end{array}$$

- ② 当会社は、前項に定める保険金のほか、次の額の合計額を支払います。
- (1) 第12条第1項第5号および第6号の費用
  - (2) 第7条（当会社による解決－対物賠償）第1項の規定に基づく訴訟または被保険者が当会社の書面による同意を得て行った訴訟の判決によ

第13条  
対人賠償保険の支払保険金の計算方法について記載しています。

☞(1)から(3)に掲げる費用などは、対人賠償保険の保険金額を超過した場合でもお支払いします。

第14条  
対物賠償保険の支払保険金の計算方法について記載しています。

☞(1)(2)に掲げる費用などは、対物賠償保険の保険金額を超過した場合でもお支払いします。

る遅延損害金

### 第15条（仮払金および供託金の貸付け等—対人・対物賠償共通）

第15条  
補償の対象となる方に対する仮処分・仮差押命令や、仮執行がなされる場合において、当社が仮払金・供託金の貸付けを行う場合の取扱いについて記載しています。

- ① 第4条（当会社による援助—対人・対物賠償共通）、第5条（当会社による解決—対人賠償）第1項または第7条（当会社による解決—対物賠償）第1項の規定により当会社が被保険者のために援助または解決にあたる場合には、当会社は、次の金額の範囲内で、仮処分命令に基づく仮払金を無利息で被保険者に貸し付け、また、仮差押えを免れるための供託金もしくは上訴のときの仮執行を免れるための供託金を当会社の名において供託し、または供託金に付されると同率の利息で被保険者に貸し付けます。
  - (1) 対人事故については、生命または身体を害された者1名につき、それぞれ保険証券記載の保険金額（同一事故につきすでに当会社が支払った保険金または第6条（損害賠償請求権者の直接請求権—対人賠償）の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額）
  - (2) 対物事故については、1回の事故につき、保険証券記載の保険金額（同一事故につきすでに当会社が支払った保険金または第8条（損害賠償請求権者の直接請求権—対物賠償）の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額）
- ② 前項により当会社が供託金を貸し付ける場合には、被保険者は、当会社のために供託金（利息を含みます。以下この条において、同様とします。）の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。
- ③ 第1項の貸付けまたは当会社の名による供託が行われている間においては、第6条第2項ただし書、第8条第2項ただし書、同条第7項ただし書、第13条（支払保険金の計算—対人賠償）第1項ただし書および前条第1項ただし書の規定は、その貸付金または供託金をすでに支払った保険金とみなして適用します。
- ④ 第1項の供託金が第三者に還付された場合には、その還付された供託金の限度で、同項の当会社の名による供託金または貸付金（利息を含みます。）が保険金として支払われたものとみなします。
- ⑤ 一般条項第20条（保険金の請求）の規定により当会社の保険金支払義務が発生した場合は、第1項の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。

## 概要

## 第1条 (当会社の支払責任)

- ① 当会社は、日本国内において、被保険者が次の各号のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害（ガス中毒を含みます。以下同様とします。）を被ること（以下「人身傷害事故」といいます。）によって被保険者またはその父母、配偶者（内縁を含みます。以下同様とします。）もしくは子が被る損害（第7条（損害額の決定）に定める損害額をいいます。以下同様とします。）に対して、この人身傷害補償条項および一般条項に従い、保険金を支払います。
- (1) 保険証券記載の自動車（原動機付自転車を含みます。以下「被保険自動車」といいます。）の運行に起因する事故
- (2) 被保険自動車以外の自動車（原動機付自転車を含みます。以下「他の自動車」といいます。）の運行に起因する事故。ただし、被保険者が他の自動車に搭乗中の場合は、次の条件をすべて満たしているときにかぎります。
- (イ) 他の自動車の用途および車種が、被保険自動車の用途および車種の区分ごとにそれぞれ下表のとおりであること。

被保険自動車の用途および車種の区分	他の自動車の用途および車種
a 下記bおよびc以外の場合	二輪自動車および原動機付自転車を除くすべての用途および車種
b 二輪自動車の場合	原動機付自転車を除くすべての用途および車種
c 原動機付自転車の場合	二輪自動車を除くすべての用途および車種

- (ロ) 他の自動車が、保険証券記載の被保険者（保険証券記載の被保険者が法人であり、かつ、保険証券に個人被保険者を指定する旨の記載がある場合は、個人被保険者を含みます。以下「記名被保険者」といいます。）、その配偶者または記名被保険者もしくはその配偶者の同居の親族が所有する自動車（所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。）以外の自動車であること。
- (ハ) 他の自動車が、記名被保険者、その配偶者または記名被保険者もしくはその配偶者の同居の親族が主として使用する自動車以外の自動車であること。
- (ニ) 被保険者が、被保険者の使用者の業務（家

第1条  
人身傷害補償保険  
の保険金をお支払い  
する場合について記載  
しています。

☞(イ)から(ハ)については、ご契約のお車以外で、補償の対象となる自動車（「他の自動車」）の条件を記載しています。

事を除きます。)のために、その使用者の所有する他の自動車(所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。)に搭乗中でないこと。

- (ホ) 被保険者が、自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としており、かつ、他の自動車を業務として受託している場合以外であること。
- (3) 被保険自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または被保険自動車の落下。ただし、被保険者が被保険自動車に搭乗中である場合にかぎります。
- (4) 他の自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または他の自動車の落下。ただし、被保険者が他の自動車に搭乗中であり、かつ、第2号の(イ)から(ホ)までの条件をすべて満たしている場合にかぎります。
- ② 前項の損害には、日射、熱射または精神的衝動による障害によって被保険者が被る損害および被保険者の訴えを裏付けるに足りる医学的他覚所見のない症状による損害を含みません。

## 第2条 (被保険者)

- ① この人身傷害補償条項において被保険者とは、次の各号のいずれかに該当する者をいいます。
- (1) 記名被保険者
  - (2) 記名被保険者の配偶者
  - (3) 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
  - (4) 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
  - (5) 前各号以外の者で、被保険自動車の正規の乗車装置または当該装置のある室内(隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。)に搭乗中の者
- ② 前項に定める者のほか、次の各号のいずれかに該当する者をこの人身傷害補償条項の被保険者とします。ただし、これらの者が被保険自動車の運行に起因する事故により身体に傷害を被り、かつ、それによってこれらの者に生じた損害について自動車損害賠償保障法第3条に基づく損害賠償請求権が発生しない場合にかぎります。
- (1) 被保険自動車の保有者(この号においては、自動車損害賠償保障法第2条第3項に定める保有者をいいます。)
  - (2) 被保険自動車の運転者(この号においては、自動車損害賠償保障法第2条第4項に定める運転者をいいます。)
- ③ 前2項の規定にかかわらず、自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者(これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。)が被

**第2条**  
人身傷害補償保険の補償の対象となる方について記載しています。

☞自動車を取り扱う事業者やその使用人などが、ご契約のお車を業務として受託し、使用・管理している間は補償の対象外となります。

保険自動車を業務として受託している場合は、これらの者は被保険者に含みません。

- ④ 第1項および第2項の規定にかかわらず、極めて異常かつ危険な方法で被保険自動車または他の自動車に搭乗している者は被保険者に含みません。

### 第3条 (用語の定義)

この人身傷害補償条項において、次の各号の用語は、それぞれ次の定義によります。

- (1) 身体に傷害を被ること  
人身傷害事故の直接の結果として、次のいずれかに該当することをいいます。
  - (イ) 傷害  
生活機能または業務能力の減失または減少をきたし、かつ、医師の治療を要した場合で、平常の生活または平常の業務に従事することができない状態であること。
  - (ロ) 後遺障害  
身体の一部を失いまたはその機能に重大な障害を永久に残した状態であること。
  - (ハ) 死亡  
死亡したこと。
- (2) 賠償義務者  
人身傷害事故により、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
- (3) 自賠責保険等  
自動車損害賠償保障法に基づく責任保険または責任共済をいいます。
- (4) 対人賠償保険等  
人身傷害事故により、賠償義務者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約で自賠責保険等以外のものをいいます。
- (5) 保険金請求権者  
人身傷害事故によって損害を被った次のいずれかに該当する者をいいます。
  - (イ) 被保険者（被保険者が死亡した場合は、その法定相続人とします。）
  - (ロ) 被保険者の父母、配偶者または子
- (6) 労働者災害補償制度  
労働者災害補償保険法等法令によって定められた業務上の災害を補償する災害補償制度をいいます。

### 第4条 (個別適用)

この人身傷害補償条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

### 第5条 (保険金を支払わない場合—その1)

当社は、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

④極めて異常かつ危険な方法でお車に搭乗されている方は補償の対象外となります。

第3条  
人身傷害補償条項において使用されている用語の定義を記載しています。

第4条  
この人身傷害補償条項に定める内容は、補償の対象となる方ごとに個別に適用します。

第5条  
人身傷害補償保険の保険金をお支払いできない場合について記載しています。

- (1) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
- (2) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (3) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この号において、同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- (4) 前号に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- (5) 前各号の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故

### 第6条（保険金を支払わない場合—その2）

- ① 当会社は、次の各号のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
  - (1) 被保険者の故意または極めて重大な過失（事故の直接の原因となりうる過失であって、通常の不注意等では説明のできない行為（不作為を含みます。）をともなうものをいいます。以下この条において、同様とします。）によって生じた損害
  - (2) 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで被保険自動車もしくは他の自動車を運転している場合、道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で被保険自動車もしくは他の自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車もしくは他の自動車を運転している場合に生じた損害
  - (3) 被保険者が、被保険自動車または他の自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで被保険自動車または他の自動車に搭乗中に生じた損害
  - (4) 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害
- ② 損害が保険金を受け取るべき者の故意または極めて重大な過失によって生じた場合は、当会社はその者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。
- ③ 当会社は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症（丹毒、りんぼせんえん 淋腺炎、はいけつしやう 敗血症、はしょうふう 破傷風等）による損害に対しては、保険金を支払いません。
- ④ 当会社は、被保険者が他の自動車に競技、曲技（競技または曲技のための練習を含みます。）もしくは試験のために搭乗中、または、競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において

第6条  
人身傷害補償保険  
の保険金をお支払  
いできない場合に  
ついて記載してい  
ます。

搭乗中（救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために搭乗している場合を除きます。）に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ⑤ 当会社は、第2条（被保険者）第1項第4号に掲げる者が、自ら所有する他の自動車（所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。）または主として使用する他の自動車を、自ら運転者として運転している場合に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

### 第7条（損害額の決定）

当会社が保険金を支払うべき損害額は、被保険者が傷害、後遺障害または死亡のいずれかに該当した場合に、その区分ごとに、それぞれ別紙に定める算定基準（以下「算定基準」といいます。）に従い算出した金額の合計額とします。ただし、賠償義務者がある場合において、上記の額が自賠責保険等によって支払われる金額（自賠責保険等がない場合、または自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償保障事業により支払われる金額がある場合は、自賠責保険等によって支払われる金額に相当する金額）を下回る場合には、自賠責保険等によって支払われる金額とします。

### 第8条（費用）

保険契約者または被保険者が支出した次の費用（収入の喪失を含みません。）は、これを損害の一部とみなします。

- (1) 一般条項第14条（事故発生時の義務）第1号に規定する損害の防止または軽減のために必要または有益であった費用
- (2) 一般条項第14条第6号に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために当会社の書面による同意を得て支出した費用

### 第9条（支払保険金の計算）

- ① 1回の人身傷害事故につき当会社の支払う保険金の額は、被保険者1名につき、次の算式により算出された額とします。この場合において、1回の人身傷害事故につき当会社の支払う保険金の額は、被保険者1名につき保険証券記載の保険金額（以下この条において、「保険金額」といいます。）を限度とします。ただし、別表Iに従い決定した後遺障害の等級が第1級もしくは第2級である後遺障害または同表第3級3号もしくは4号に掲げる後遺障害が発生し、かつ、介護が必要と認められる場合で、保険金額が無制限以外のときは、保険金額の2倍の金額を限度とします。

(1) 第7条（損害額の決定）の規定により決定される損害額

+ (2) 前条各号の費用の合計額

- ② 次の各号のいずれかに該当するもの（以下この

第7条  
損害額の決定方法  
について記載して  
います。

第8条  
ご契約者または補  
償の対象となる方  
が支出した費用の  
うち、損害の一部  
として保険金のお  
支払い対象となる  
費用を記載してい  
ます。

第9条  
人身傷害補償保険  
の支払保険金の計  
算方法について記  
載しています。

項において、「回収金等」といいます。)がある場合において、回収金等の合計額が保険金請求権者の自己負担額(損害額および前条の費用のうち実際に発生した額の合計額から前項に定める保険金の額を差し引いた額をいいます。)を超過するときは、当会社は前項に定める保険金の額からその超過額を差し引いて保険金を支払います。なお、賠償義務者があり、かつ、判決または裁判上の和解において、賠償義務者が負担すべき損害賠償額が算定基準と異なる基準により算出された場合であって、その基準が社会通念上妥当であると認められるときは、自己負担額の算定にあたっては、その基準により算出された額を損害額とします。ただし、訴訟費用、弁護士報酬、その他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用および遅延損害金は損害額に含みません。

- (1) 自賠責保険等または自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償保障事業によってすでに給付が決定しまたは支払われた金額
- (2) 対人賠償保険等によって賠償義務者が第1条(当会社の支払責任)第1項の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対してすでに給付が決定しまたは支払われた保険金もしくは共済金の額
- (3) 保険金請求権者が賠償義務者からすでに取得した損害賠償金の額
- (4) 労働者災害補償制度によって給付が受けられる場合には、その給付される額(社会復帰促進等事業に基づく特別支給金を除きます。)
- (5) 第7条の規定により決定される損害額および前条の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者がすでに取得したものがある場合は、その取得した額
- (6) 第1号から前号までのほか、第1条第1項の損害を補償するために支払われる保険金、共済金その他の給付で、保険金請求権者がすでに取得したものがある場合は、その取得した給付の額またはその評価額(保険金額および保険金日額等が定額である傷害保険の保険金を含みません。)

#### 第10条(すでに存在していた身体の障害または疾病の影響等)

- ① 被保険者が第1条(当会社の支払責任)の損害を被ったときすでに存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の損害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の損害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する損害額を決定してこれを支払います。
- ② 正当な理由がなくて被保険者が治療を怠り、または保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったために第1条の損害が重大となった場合も、前項と同様の方法で支払います。

☞自賠責保険などの回収金がある場合の保険金のお支払い方法について記載しています。

第10条  
補償の対象となる方が損害を被った時点ですでに存在していた身体の障害または疾病の影響により損害が重大となった場合の損害額の決定方法などについて記載しています。

☞被保険者が治療を怠ったために損害が重大となった場合の損害額の決定方法について記載しています。

## 概要

## 第1条 (当会社の支払責任)

- ① 当会社は、次の各号のいずれかの事由によって保険証券記載の自動車（原動機付自転車を含みます。以下「被保険自動車」といいます。）に生じた損害に対して、この車両条項および一般条項に従い、被保険自動車の所有者（以下「被保険者」といいます。）に保険金を支払います。
- (1) 被保険自動車の盗難
- (2) 前号以外の、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、こう水、高潮その他偶然な事故。ただし、被保険自動車の所在が確認できない事故であって、かつ、その原因が明らかでない事故を除きます。
- ② 前項の被保険自動車には、次の各号に規定する物（以下「付属品」といいます。）を含みます。
- (1) 被保険自動車に定着（ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。以下同様とします。）されている物
- (2) 前号以外の物で、車室内でのみ使用することを目的として被保険自動車に固定されている自動車用電子式航法装置、有料道路自動料金収受システムの用に供する車載器その他これらに準ずる物
- (3) 前2号以外の物で、被保険自動車に装備（自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態または法令に従い被保険自動車に備えつけられている状態をいいます。以下同様とします。）されている物
- ③ 前項の付属品には、次の物を含みません。
- (1) 燃料、ボデーカバーおよび洗車用品
- (2) 法令により、自動車に定着、固定または装備することを禁止されている物
- (3) 通常装飾品とみなされる物
- (4) 付属機械装置（医療防疫車、検査測定車、電源車、放送中継車等自動車検査証記載の用途が特種用途である自動車に定着、固定または装備されている精密機械装置をいいます。）のうち、保険証券に明記されていない物

## 第2条 (保険金を支払わない場合—その1)

当会社は、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- (1) 次のいずれかに該当する者の故意
- (イ) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）
- (ロ) 所有権留保条項付売買契約に基づく被保険自動車の買主、または1年以上を期間とする

**第1条**  
車両保険の保険金をお支払いする場合について記載しています。

☞ご契約のお車の所有者が被保険者（補償の対象となる方）となります。

☞付属品として車両保険の補償の対象になるものを記載しています。

☞付属品の対象にならないものを記載しています。

**第2条**  
車両保険の保険金をお支払いできない場合について記載しています。

- 貸借契約に基づく被保険自動車の借主（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）
- (イ) 上記(イ)および(ロ)に定める者の法定代理人
- (ニ) 上記(イ)および(ロ)に定める者の業務に従事中の使用人
- (ホ) 上記(イ)および(ロ)に定める者の父母、配偶者（内縁を含みます。以下同様とします。）または子。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき者に保険金を取得させる目的であった場合にかぎりま。
- (2) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
- (3) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (4) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この号において、同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- (5) 前号に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- (6) 第2号から前号までの事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (7) 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
- (8) 詐欺または横領

### 第3条（保険金を支払わない場合—その2）

当会社は、次の各号のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- (1) 被保険自動車に存在する欠陥、摩滅、腐しよく、さびその他自然の消耗
- (2) 故障損害（偶然な外来の事故に直接起因しない被保険自動車の電氣的または機械的損害をいいます。）
- (3) 被保険自動車から取りはずされて車上にない部分品または付属品に生じた損害
- (4) 付属品のうち第1条（当会社の支払責任）第2項第3号に定める物に生じた損害。ただし、被保険自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災によって損害が生じた場合を除きます。
- (5) タイヤ（チューブを含みます。）に生じた損害。ただし、被保険自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災もしくは盗難によって損害が生じた場合を除きます。
- (6) 法令により禁止されている改造を行った部分

第3条  
車両保険の保険金  
をお支払いできない  
場合について記  
載しています。

品に生じた損害

**第4条（保険金を支払わない場合—その3）**

当社は、次の各号のいずれかに該当する者が法令により定められた運転資格を持たないで被保険自動車を運転している場合、道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で被保険自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車を運転している場合に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）
- (2) 所有権留保条項付売買契約に基づく被保険自動車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づく被保険自動車の借主（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）
- (3) 前2号に定める者の法定代理人
- (4) 第1号および第2号に定める者の業務に従事中の使用人
- (5) 第1号および第2号に定める者の父母、配偶者または子

**第5条（損害額の決定）**

- ① 当社が保険金を支払うべき損害の額は、その損害が生じた地および時における被保険自動車の価額（被保険自動車と同一車種、同年式で同じ消耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。以下「保険価額」といいます。）によって定めます。
- ② 被保険自動車の損傷を修理することができる場合には、次の算式により算出された額を損害の額とします。ただし、実際に修理しなかった場合は、次条（修理費）に定める修理費は保険価額を限度とします。

(1) 次条に定める修理費

－ (2) 修理に際し部分品を交換したために被保険自動車全体として価額の増加を生じた場合は、その増加額

－ (3) 修理にともなって生じた残存物がある場合は、その価額

**第6条（修理費）**

前条の修理費とは、損害が生じた地および時において、被保険自動車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、被保険自動車の復旧に際して、当社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費をこえると認めるときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

第4条  
車両保険の保険金をお支払いできない場合について記載しています。

第5条  
損害額の決定方法について記載しています。

ご契約のお車が修理可能な場合の損害額の計算方法について記載しています。

第6条  
車両保険における修理費の定義を記載しています。

## 第7条（費用）

次条（支払保険金の計算）の費用とは、保険契約者または被保険者が支出した次の費用（収入の喪失は含みません。）をいいます。

- (1) 一般条項第14条（事故発生時の義務）第1号に規定する損害の防止または軽減のために必要または有益であった費用
- (2) 一般条項第14条第6号に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
- (3) 被保険自動車が、自力で走行できない状態、盗難により使用できない状態または法令により走行が禁じられた状態（以下「走行不能」といいます。）となった場合に要する次の費用。ただし、当社が保険金を支払うべき場合にかぎるものとし、かつ、1回の事故につき、15万円または保険証券記載の保険金額（以下「保険金額」といいます。）の10%のいずれか高い額を限度とします。
  - (イ) 被保険自動車が走行不能となった地（以下「走行不能となった地」といいます。）において被保険自動車を自力で走行できる状態に復旧するために必要な応急の処置に要する費用
  - (ロ) 被保険自動車を走行不能となった地から、損害発生地、保険証券記載の被保険者の居住地（保険証券記載の住所をいいます。）もしくは被保険自動車の所有者の居住地のもよりの修理工場、またはこれ以外の場所で、当社の指定する場所までレッカー車等で運搬するために要する費用
  - (ハ) (イ)または(ロ)のほか、被保険自動車を引き取るために要する費用
- (4) 船舶によって輸送されている間に生じた共同海損に対する被保険自動車の分担額

第7条  
ご契約者または補償の対象となる方が支出した費用のうち、保険金のお支払い対象となる費用を記載しています。

☎️ 保険金の支払対象となる場合で、自力走行できないとき（盗難を含みます。）にお支払いする費用について記載しています。

## 第8条（支払保険金の計算）

- ① 1回の事故につき当社の支払う保険金の額は、下表のとおりとします。ただし、保険金額を限度とし、保険金額が保険価額をこえる場合は、保険価額を限度とします。

区 分	保険金の額
(1) 全損の場合	保険価額
(2) 上記(1)以外の場合	次の算式により算出された額。ただし、保険金額が保険価額に達しない場合は、これに保険金額の保険価額に対する割合を乗じた額とします。  <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">第5条（損害額の決定）の損害の額</div> <div style="margin: 0 10px;">-</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px;">保険証券記載の免責金額</div> </div>

第8条  
車両保険の支払保険金の計算方法について記載しています。

- ② 前項の保険金に加え、保険契約者または被保険者が前条に定める費用を支出した場合は、当会社は、当該費用の合計額を保険金として支払います。
- ③ 当会社は、前項の規定によって支払うべき保険金と第1項の保険金の合計額が保険金額または保険価額をこえる場合であっても、前項の保険金を支払います。
- ④ 第5条の損害の額および前条の費用のうち、被保険者のために第三者からすでに回収されたもの（以下この項において、「回収金」といいます。）がある場合において、回収金の額が被保険者の自己負担額（損害額および前条の費用のうち実際に発生した額の合計額から前3項に定める保険金の合計額を差し引いた額をいいます。）を超過するときは、当会社は前3項に定める保険金の合計額からその超過額を差し引いて保険金を支払います。
- ⑤ この車両条項において、全損とは第5条第1項による損害の額または第6条（修理費）の修理費が、保険価額以上となる場合をいいます。
- ⑥ 第1項の免責金額は、当会社が支払責任を負う事故の発生の時の順によって定めるものとします。

### 第9条（現物による支払）

当会社は、被保険自動車の損害の全部または一部に対して、修理または代品の交付をもって保険金の支払に代えることができます。

### 第10条（被害物についての当会社の権利）

- ① 当会社が全損として保険金を支払った場合は、被保険自動車について被保険者が持っているすべての権利を取得します。ただし、保険金額が保険価額に達しない場合には、当会社は、保険金額の保険価額に対する割合によってその権利を取得します。
- ② 被保険自動車の一部が盗難にあった場合に、当会社はその損害に対して保険金を支払ったときは、当会社は、保険金の損害額に対する割合によって被保険者が盗難にあった物について持っている権利を取得します。
- ③ 前2項の場合において、当会社はその権利を取得しない旨の意思を表示して保険金を支払ったときは、被保険自動車について被保険者が持っている権利は当会社に移転しません。

### 第11条（盗難自動車の返還）

当会社が第1条（当会社の支払責任）第1項第1号に定める被保険自動車の盗難によって生じた損害に対して保険金を支払った日の翌日から起算して60日以内に被保険自動車が発見された場合は、被保険者は、すでに受け取った保険金を当会社に払い戻して、その返還を受けることができます。この場合、発見されるまでの間に被保険自動車に生じた損害に対して保険金を請求することができます。

④ 第7条に定める費用などは、ご契約の保険金額を超過した場合でもお支払いします。  
⑤ 第三者からの回収金がある場合の、保険金のお支払い方法について記載しています。

第10条  
車両保険金をお支払いした場合の、ご契約のお車の所有権の取扱いについて記載しています。

第11条  
ご契約のお車が盗難にあわれた場合で、保険金をお支払いした後に発見された場合の取扱いについて記載しています。

## 第1条（保険責任の始期および終期）

- ① 当会社の保険責任は、保険証券記載の保険期間（以下この条において、「保険期間」といいます。）の初日の午後4時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻）に始まり、末日の午後4時に終わります。
- ② 当会社は、保険契約者が当会社へ必要事項が記載された所定の保険申込書を提出し、当会社がこれを受領した時までに生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金（賠償責任条項、人身傷害補償条項および車両条項の保険金をいいます。以下同様とします。）を支払いません。
- ③ 保険契約者は、この保険契約に適用される特約の規定に従い、この保険契約に定められた保険料を当会社に払い込まなければなりません。

## 第2条（保険責任のおよぶ地域）

当会社は、保険証券記載の自動車（原動機付自転車を含みます。以下「被保険自動車」といいます。）が日本国内（日本国外における日本船舶内を含みます。）にある間に生じた事故による損害または傷害に対してのみ保険金を支払います。

## 第3条（告知義務）

- ① 保険契約者、記名被保険者（車両条項においては、被保険者として）以下この条において、同様とします。）またはこれらの者の代理人は、当会社に対して、保険契約の締結にあたり、保険申込書の記載事項について知っている事実を正確に告げなければなりません。
- ② 当会社は、保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の代理人が、故意または重大な過失によって保険申込書の記載事項について知っている事実を告げなかった場合、または不実のことを告げた場合は、保険証券記載の保険契約者の住所にあてた書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ③ 前項の規定は次の各号のいずれかに該当する場合には適用しません。
  - (1) 前項の告げなかった事実または告げた不実のことがなくなった場合
  - (2) 当会社が保険契約締結の際、前項の告げなかった事実もしくは告げた不実のことを知っていた場合、または過失によってこれを知らなかった場合
  - (3) 保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の代理人が、当会社が保険金を支払うべき事故の発生前に、保険申込書の記載事項につき、書面をもって更正を申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社は、更正の申出を受けた場合には、その更正を申し出た事実が、保

## 概要

第1条  
当社の保険責任が開始する日時と終了する日時について記載しています。

☞ 保険期間の初日以降であっても、保険申込書が未提出の場合は、当社の保険責任は生じません。

☞ ご契約者の保険料の払込方法については所定の特約に規定しています。

第2条  
当社の保険責任が日本国内（日本国外における船舶内を含みます。）での事故を対象とする旨を記載しています。

第3条  
ご契約時に保険申込書記載内容について正確に申告いただく義務（告知義務）があることと、告知義務に違反した場合の保険契約の取扱いについて記載しています。

☞ 上記②の例外となる場合について記載しています。

- 險契約締結時に当会社に告げられていたとしても、当会社が、保険契約を締結していたと認めるときにかぎり、これを承認するものとします。
- (4) 当会社が保険契約締結の後、前項の告げなかった事実または告げた不実のことを知った時からその日を含めて保険契約を解除しないで30日を経過した場合
- (5) 前項の告げなかった事実または告げた不実のことが、当会社が行う危険測定に関係のないものであった場合。ただし、その告げなかった事実または告げた不実のことがこの保険契約の賠償責任条項、人身傷害補償条項または車両条項と全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約（以下「他の保険契約等」といいます。）に関する事項であった場合を除きます。
- ④ 第2項の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、その解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。

#### 第4条（通知義務）

- ① 保険契約締結の後、次の各号のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責に帰すべき事由によるときはあらかじめ、責に帰すことのできない事由による場合は発生を知った後遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知し、承認の請求を行わなければなりません。ただし、その事実がなくなった後はこのかぎりではありません。
- (1) 被保険自動車の用途、車種または登録番号(車両番号および標識番号を含みます。)を変更すること。
- (2) 被保険自動車を競技、曲技（競技または曲技のための練習を含みます。）もしくは試験のために使用すること、または、被保険自動車を競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用する（救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために使用する場合を除きます。）こと。
- (3) 被保険自動車に危険物（「道路運送車両の保安基準」に定める高圧ガス、火薬類、危険物もしくは可燃物、または「毒物及び劇物取締法」第2条に定める毒物もしくは劇物をいいます。以下この号において、同様とします。）を積載すること、または被保険自動車が、危険物を積載した被けん引自動車をけん引すること。
- (4) この保険契約の保険料を決定するための保険事故歴等の条件に変更を生ずべき事実が発生すること。
- (5) 第1号から前号までのほか、保険証券または保険申込書の記載事項に重要な変更を生ずべき事実が発生すること。

#### 第4条

ご契約締結後に(1)から(6)の事実が発生した場合にその事実を通知する義務（通知義務）があること、通知義務に違反した場合の保険契約の取扱いについて記載しています。

- (6) 他の保険契約等を締結すること。
- ② 当社は、前項の事実が生じた時（同項の事実の発生が保険契約者または被保険者の責に帰すことのできない事由による場合は、その発生を知った時とします。）からその事実がなくなる時まで（同項の書面を受領した後を除きます。）の間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、同項第1号、同項第4号および同項第5号については、危険の増加が生じない場合はこのかぎりではありません。
- ③ 保険契約者が保険証券記載の住所を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。
- ④ 保険契約者が前項の通知を怠った場合は、当社の知った最終の住所に送付した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に保険契約者に到達したものとみなします。

### 第5条（被保険自動車の譲渡）

- ① 被保険自動車が譲渡（所有権留保条項付売買契約に基づく買主または貸借契約に基づく借主を保険契約者または記名被保険者とする保険契約が締結されている場合の被保険自動車の返還を含みます。以下この条において、同様とします。）された場合であっても、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務は、譲受人（所有権留保条項付売買契約に基づく売主および貸借契約に基づく貸主を含みます。以下この項において、同様とします。）に移転しません。ただし、保険契約者がこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を被保険自動車の譲受人に譲渡する旨を書面をもって当社に通知し承認の請求を行った場合において、当社がこれを承認したときは、このかぎりではありません。
- ② 当社は、被保険自動車が譲渡された後に、被保険自動車について生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、前項ただし書の書面を受領した後に、被保険自動車について生じた事故による損害または傷害に対しては、このかぎりではありません。

### 第6条（被保険自動車の入替）

- ① 次の各号のいずれかに該当する場合に、保険契約者が書面をもってその旨を当社に通知し、新規取得自動車または所有自動車と被保険自動車の入替の承認の請求を行い、当社がこれを承認したときは、新規取得自動車および所有自動車について、この保険契約を適用します。
- (1) 次のいずれかに該当する者が、被保険自動車と同一の用途および車種（別表Ⅱに掲げる用途および車種をいいます。以下この項において、同様とします。）の自動車を新たに取得（所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。以下この条において、同様とします。）し、

☞ 通知義務が履行されなかった場合は、保険金をお支払いできないことがあります。

☞ ご契約者の住所変更も通知義務の対象となります。

#### 第5条

ご契約のお車を他の人に譲渡された場合でも、保険契約上の権利・義務は原則として移転しない旨を記載しています。

☞ ご契約のお車を譲渡した後に、ご契約のお車に生じた事故については、保険金のお支払い対象となりません。

#### 第6条

ご契約のお車を、新しく取得したお車または既に所有されている他のお車に変更できる条件と、手続きについて記載しています。

または1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた場合（この条において、「自動車の新規取得」といい、当該自動車を「新規取得自動車」といいます。）

(イ) 被保険自動車の所有者

(ロ) 記名被保険者

(ハ) 記名被保険者の配偶者（内縁を含みます。

以下この号において、同様とします。）

(ニ) 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

(2) 被保険自動車が廃車、譲渡または返還された場合（以下この条において、「被保険自動車の廃車等」といいます。）。ただし、前号(イ)から(ニ)までのいずれかに該当する者が所有（所有権留保条項付売買契約による購入、および1年以上を期間とする貸借契約による借入れを含みます。）する自動車（被保険自動車および新規取得自動車を除き、被保険自動車と同一の用途および車種の自動車とします。この条において、「所有自動車」といいます。）がある場合にかぎり

② 前項の所有者とは次の各号のいずれかに該当する者をいいます。

(1) 被保険自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主

(2) 被保険自動車が貸借契約により貸借されている場合は、その借主

(3) 前2号以外の場合は、被保険自動車を所有する者

③ 当社は、自動車の新規取得または被保険自動車の廃車等のあった後に、新規取得自動車または所有自動車について生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、第1項の書面を受領した後に、新規取得自動車または所有自動車について生じた事故による損害または傷害に対しては、このかぎりではありません。

## 第7条（管理義務）

保険契約者、被保険者もしくはこれらの者の代理人または被保険自動車の運行を管理する者は、被保険自動車を常に安全に運転しうる状態に整備し、かつ、官庁の検査を受けることを怠ってはなりません。

## 第8条（調査）

当社は、被保険自動車に関し、必要な調査をし、かつ、保険契約者または被保険者に対し必要な説明または証明を求めることができます。

## 第9条（保険契約の無効）

保険契約締結の際、次の各号のいずれかに該当する事実があった場合は、保険契約は無効とします。

(1) 保険契約に関し保険契約者、記名被保険者（車両条項においては、被保険者とします。以下この条において、同様とします。）またはこれらの者の代理人に詐欺の行為があったこと。

☞上記①の所有者の定義を記載しています。

☞ご契約のお車の変更手続きがなされていない場合は、保険金をお支払いできません。

### 第7条

ご契約者または補償の対象となる方には、ご契約のお車について車検を受けるなどの管理義務がある旨を記載しています。

### 第8条

当社が、ご契約のお車に関して保険契約上必要な調査を行うことができる旨を記載しています。

### 第9条

ご契約が無効になる場合について記載しています。

- (2) 保険契約者または記名被保険者が、当社が保険金を支払うべき損害もしくは傷害またはこれらの原因がすでに生じていることを知っていたこと。
- (3) 他人のために保険契約を締結する場合において、保険契約者がその旨を保険申込書に記載しなかったこと。

### 第10条（解除）

- ① 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険証券記載の保険契約者の住所にあてた書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (1) 第4条（通知義務）第1項の事実が発生した場合（この事実がなくなった場合を除きます。）、または同項、第5条（被保険自動車の譲渡）第1項もしくは第6条（被保険自動車の入替）第1項の規定により承認の請求があった場合。ただし、第4条第1項第1号、同項第4号および同項第5号については、危険の増加が生じた場合にかぎりず。
- (2) 正当な理由がなく第7条（管理義務）の規定に違反した場合
- (3) 正当な理由がなく第8条（調査）に規定する当社の求めに応じない場合
- (4) 保険金請求に関し、保険契約者、被保険者もしくは保険金を受け取るべき者、またはこれらの者の法定代理人に詐欺もしくは第16条（事故発生時の義務違反）第4項に該当する行為があった場合
- (5) 保険契約者が、次条（保険料の返還または追加保険料の請求—告知・通知事項等の承認等の場合）第1項の追加保険料の支払を怠った場合
- ② 前項のほか、当社は、この保険契約を解除する相当な理由があると認めた場合は、対物賠償保険契約、人身傷害補償保険契約または車両保険契約を解除することができます。この場合には、当社は、解除する日の前日から遡って10日前までに書面をもって保険証券記載の保険契約者の住所にあてて通知するものとします。
- ③ 保険契約者は、当社に対する書面による通知をもってこの保険契約を解除することができます。
- ④ 前3項の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。
- ⑤ 第1項第1号に基づく当社の解除権は、その通知を受けた日からその日を含めて30日以内に行使しなければ消滅します。

### 第11条（保険料の返還または追加保険料の請求—告知・通知事項等の承認等の場合）

- ① 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当社の定めるところに従い、保険料を返還し、または追加保険料を請求できます。
- (1) 第3条（告知義務）第3項第3号、第4条（通

**第10条**  
当社およびご契約者がこの保険契約を解除することができる旨と、その手続・効果について記載しています。

（※告知義務違反に基づく契約解除については第3条を参照ください。）

ご契約者からのお申し出による解除（解約）について記載しています。

**第11条**  
当社が保険料を返還する場合、追加保険料を請求できる場合について記載しています。

知義務)第1項、第5条(被保険自動車の譲渡)第1項または第6条(被保険自動車の入替)第1項の承認をする場合

(2) 保険契約締結の際、保険契約者、記名被保険者(車両条項においては、被保険者とします。)もしくはこれらの者の代理人が、保険申込書の記載事項について知っている事実を告げなかったこともしくは不実のことを告げたことを当社が知った場合、または第4条第1項第1号から第5号までのいずれかに該当する事実が発生したことを当社が知った場合であって、書面をもってその旨を保険証券記載の保険契約者の住所にあてて通知したとき。ただし、第3条第2項または前条第1項第1号の規定により、当社がこの保険契約を解除する場合を除きます。

② 当社は、前項のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当社に通知し、承認の請求を行った場合において、当社がこれを承認するときは、当社の定めるところに従い、保険料を返還し、または追加保険料を請求できます。

### 第12条(保険料の返還または請求—無効、失効の場合)

① 保険契約の無効または失効が保険契約者または被保険者の故意または重大な過失による場合は、保険料を返還しません。この場合において、領収した保険料の額がこの保険契約に定められた保険料の総額に満たないときは、当社は、その差額を請求できます。

② 保険契約の無効または失効が保険契約者または被保険者の故意および重大な過失によらない場合は、無効のときには保険料の全額を返還し、失効のときには次の各号に定めるところによります。

(1) 次の(イ)の額が、次の(ロ)の額を超過する場合は、当社は、次の(イ)の額から次の(ロ)の額を差し引いた額を返還します。

(イ) 未経過期間に対して日割をもって計算した保険料の額

(ロ) この保険契約に定められた保険料の総額から領収した保険料の額を差し引いた額

(2) 前号以外の場合は、当社は、前号(ロ)の額から前号(イ)の額を差し引いた額を請求できます。

### 第13条(保険料の返還または請求—解除の場合)

① 第3条(告知義務)第2項の規定により、当社が保険契約を解除した場合は、保険料を返還しません。この場合において、領収した保険料の額がこの保険契約に定められた保険料の総額に満たないときは、当社は、その差額を請求できます。

② 第10条(解除)第1項またはこの保険契約に適用される特約の規定により、当社が保険契約を解除した場合は、次の各号に定めるところによります。

(1) 次の(イ)の額が、次の(ロ)の額を超過する場合は、

ご契約者が契約条件の変更を申し出られた場合についても、当社は所定の保険料を返還または追加保険料を請求できます。

#### 第12条

ご契約が無効または失効した場合の、保険料の取扱いについて記載しています。

#### 第13条

ご契約が解除となった場合の保険料の取扱いについて記載しています。

当会社は、次の(イ)の額から次の(ロ)の額を差し引いた額を返還します。ただし、既経過期間中に当会社が保険金を支払う損害または傷害が発生していた場合、または第10条第1項第5号の規定により当会社が保険契約を解除した場合は、領収した保険料は返還しません。

(イ) 領収した保険料の額

(ロ) 既経過期間に対して別表Ⅲに掲げる短期料率によって計算した保険料の額

(2) 前号以外の場合は、当会社は、前号(ロ)の額から前号(イ)の額を差し引いた額を請求できます。

③ 前項の場合、保険契約の解除が保険契約者または被保険者の責に帰すことのできない事由によるときは、次の各号に定めるところによります。

(1) 前条第2項第1号(イ)の額が、同号(ロ)の額を超過する場合は、当会社は、同号(イ)の額から同号(ロ)の額を差し引いた額を返還します。

(2) 前号以外の場合は、当会社は、前条第2項第1号(ロ)の額から同号(イ)の額を差し引いた額を請求できます。

④ 第10条第2項の規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、次の各号に定めるところによります。

(1) 前条第2項第1号(イ)の額が、同号(ロ)の額を超過する場合は、当会社は、同号(イ)の額から同号(ロ)の額を差し引いた額を返還します。

(2) 前号以外の場合は、当会社は、前条第2項第1号(ロ)の額から同号(イ)の額を差し引いた額を請求できます。

⑤ 第10条第3項の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合は、次の各号に定めるところによります。

(1) 第2項第1号(イ)の額が、同号(ロ)の額を超過する場合は、当会社は、同号(イ)の額から同号(ロ)の額を差し引いた額を返還します。

(2) 前号以外の場合は、当会社は、第2項第1号(ロ)の額から同号(イ)の額を差し引いた額を請求できます。

⑥ 前項の規定により当会社が保険料を請求した場合において、保険契約者が当該保険料の支払を怠ったときは、当会社は、保険証券記載の保険契約者の住所にあてた書面による通知をもって、この保険契約を当会社が解除したものとすることができます。この場合の解除は、第10条第3項の規定による解除の効力が生じた日から将来に向かってのみその効力を生じます。

#### 第14条（事故発生時の義務）

保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。

(1) 損害の防止および軽減につとめ、または運転者その他の者に対しても損害の防止および軽減につとめさせること。

(2) 事故発生の日時、場所および事故の概要を直

#### 第14条

事故が発生した場合に、ご契約者または補償の対象となる方にご対応いただく事項について記載しています。

- ちに当会社に通知すること。
- (3) 次の事項を遅滞なく、書面または当会社の定める方法で、当会社に通知すること。
- (イ) 事故の状況、被害者の住所および氏名または名称
- (ロ) 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
- (ハ) 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
- (4) 被保険自動車盗難にあった場合には、遅滞なく警察官に届け出ること。
- (5) 被保険自動車を修理する場合には、修理工場の選定も含め、あらかじめ当会社の承認を得ること。ただし、必要な応急の仮手当については、このかぎりではありません。
- (6) 他人に損害賠償の請求（共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。以下同様とします。）をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
- (7) 損害賠償の請求を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置については、このかぎりではありません。
- (8) 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。
- (9) 第3号のほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が、損害または傷害の調査のために、帳簿その他の書類もしくは証拠の閲覧、または必要な説明を求めた場合には、これに応じ、必要な証明を求めた場合には、これに協力すること。

### 第15条（事故発生時の義務—対人事故通知および人身傷害事故の特則）

- ① 賠償責任条項第1条（当会社の支払責任—対人賠償）第1項に規定する対人事故の場合において、当社が保険契約者または被保険者から前条第3号（事故内容の通知）の規定に定める通知を受けることなく、事故の発生の日の翌日から起算して60日を経過したときは、当社は、その事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険契約者または被保険者が、過失がなく、事故の発生を知らなかった場合、またはやむを得ない事由により、上記の期間内に通知できなかった場合は、このかぎりではありません。
- ② 人身傷害補償条項の適用において、被保険者またはその父母、配偶者（内縁を含みます。）もしくは子が人身傷害補償条項第1条（当会社の支払責任）の損害を被った場合、賠償義務者があるときは、保険金請求権者（普通保険約款人身傷害補償条項第3条（用語の定義）第5号に定める保険

### 第15条

対人賠償保険および人身傷害補償保険の対象となる事故が発生した場合に、ご契約者または補償の対象となる方にご対応いただく事項を記載しています。

金請求権者をいいます。以下同様とします。)は賠償義務者に対して遅滞なく損害賠償の請求をし、かつ、次の事項を書面によって当会社に通知しなければなりません。

- (1) 賠償義務者の住所、氏名または名称および被保険者との関係
- (2) 賠償義務者の損害に対して保険金または共済金を支払う対人賠償保険等の有無およびその内容
- (3) 賠償義務者に対して行った損害賠償請求の内容
- (4) 保険金請求権者が人身傷害補償条項第1条の損害に対して、賠償義務者、自賠責保険等もしくは対人賠償保険等の保険者もしくは共済者または賠償義務者以外の第三者から支払われる損害賠償金または損害賠償額がある場合は、その額
- (5) 人身傷害事故の原因となった、被保険自動車以外の自動車がある場合、その自動車の所有者の住所、氏名または名称および被保険者との関係
- ③ 前項のほか、保険金請求権者は、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なくこれを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。
- ④ 被保険者は、人身傷害補償条項第1条第1項に規定する人身傷害事故の場合において、傷害の治療を受けるに際しては、公的制度の利用等により費用の軽減につとめなければなりません。
- ⑤ 保険契約者または保険金請求権者は人身傷害補償条項第1条第1項に規定する人身傷害事故の場合において、損害賠償に係る責任割合等について、賠償義務者に対して意思表示を行うとき、または賠償義務者と合意するときは、あらかじめ当会社の承認を得なければなりません。
- ⑥ 当会社は、賠償義務者または人身傷害補償条項第1条の損害を補償するために保険金、共済金その他の給付を行う者がある場合は、これらの者に対し、保険金、共済金その他の給付の有無、内容および額について照会を行い、または当会社の支払保険金について通知をすることがあります。

#### 第16条 (事故発生時の義務違反)

- ① 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第14条(事故発生時の義務)第2号(事故発生の通知)、第3号(事故内容の通知)、第4号(盗難の届出)、第8号(訴訟の通知)、第9号(書類の提出等)または前条第2項もしくは第3項の規定に違反した場合は、当会社は、保険金を支払いません。
- ② 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第14条第5号(修理着工等の事前承認)の規定に違反した場合は、当会社は、保険金を支払いません。ただし、保険契約者または被保険者が、当会社に対して事故によって生じた損傷の程度お

#### 第16条

ご契約者または補償の対象となる方が、事故発生時の義務(第14条および第15条参照)を履行されなかった場合の取扱いを記載しています。

よび範囲を示す資料を提出し、妥当な修理費であることを立証した場合には、このかぎりではありません。

- ③ 保険契約者、被保険者または保険金請求権者が、正当な理由がなくて第14条第1号（損害の防止および軽減）、第6号（請求権の保全等）、第7号（責任の無断承認の禁止）または前条第5項の規定に違反した場合は、当社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。
- (1) 第14条第1号に違反した場合は、防止または軽減することができたと認められる損害の額
  - (2) 第14条第6号に違反した場合は、他人に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額
  - (3) 第14条第7号に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額
  - (4) 前条第5項に違反した場合は、保険契約者または保険金請求権者の意思表示または合意がなければ賠償義務者に損害賠償の請求をすることによって取得できたと認められる額
- ④ 保険契約者、被保険者または保険金請求権者が、第14条第3号、第4号、第9号または前条第2項もしくは第3項の書類に故意に不実の記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造し、または虚偽の説明をおこなった場合には、当社は、保険金を支払いません。

#### 第17条（当社の指定する医師による診断）

- ① 当社は、人身傷害に関して、第14条（事故発生時の義務）第2号（事故発生の通知）または第3号（事故内容の通知）の規定に定める通知を受けた場合で、当社が必要と認めるときは、被保険者に対し当社の指定する医師の診断書（死体検案書を含みます。）の提出を求めることができます。
- ② 前項の診断のために要した費用（収入の喪失を含みません。）は、当社が負担します。
- ③ 第1項の当社の求めに対し、正当な理由がなくてこれに応じなかった場合には、当社は、保険金を支払いません。

#### 第18条（重複契約の取扱い）

- ① 賠償責任条項、人身傷害補償条項および車両条項に関しては、他の保険契約等がある場合において、次の(2)の額が損害額をこえるときは、当社は、それぞれの支払責任ごとに区分して、それぞれ各別に次の算式により支払保険金の額を決定します。

#### 第17条

当社が人身傷害事故の通知を受けた場合において、当社が指定する医師の診断書の提出を求めることができる旨を記載しています。

#### 第18条

この保険契約の他に、保険金の支払要件を同じくする他の保険契約や共済契約が締結されていた場合の、保険金のお支払い方法について記載しています。

損害額 ×

(1) 他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額

(2) それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額の合計額

- ② 前項の規定にかかわらず、被保険者が被った損害に対して他の保険契約等により優先して保険金または共済金が支払われる場合には、当社は、損害額が他の保険契約等によって支払われる保険金または共済金の額の合計額を超過するときにかぎり、その超過額に対してのみ保険金を支払います。
- ③ 前2項の損害額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうちもっとも低い免責金額を差し引いた額とします。
- ④ 前3項の規定にかかわらず、賠償責任条項第12条第2項の臨時費用に関しては、他の保険契約等がある場合は、当社は、次の算式により支払保険金の額を決定します。ただし、臨時費用に対して他の保険契約等により優先して保険金または共済金が支払われる場合には、当社は、次の(2)の額が他の保険契約等により支払われる保険金または共済金の額の合計額を超過するときにかぎり、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

(1) それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうちもっとも高い額

×

(2) 他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額

(3) それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額の合計額

- ⑤ 第1項から前項までの規定にかかわらず、被保険者または保険金請求権者の請求があり、かつ、当社がこれを承認した場合は、第1項(1)の額または前項(2)の額を支払保険金の額とし、他の保険契約等に優先して保険金を支払います。
- ⑥ 第1項、第2項および前項の規定にかかわらず、人身傷害補償条項に関しては、同条項第2条（被保険者）の被保険者が搭乗中の同条項第1条（当社の支払責任）第1項第2号に規定する他の自動車について適用される他の保険契約等（以下「他の自動車の保険契約等」といいます。）がある場合は、損害額が他の自動車の保険契約等によって

☞この保険契約以外の他の保険契約などによって、優先的に保険金が支払われる場合は、当社は超過額についてのみ保険金をお支払いします。

☞免責金額が設定されている場合の取扱いについて記載しています。

☞対人賠償保険における臨時費用のお支払方法について記載しています。

☞被保険者、保険金請求権者の請求に基づき、この保険契約の保険金を優先的に支払うことができます。

☞人身傷害補償保険において、他の自動車に搭乗中の事故であって、他の自動車に適用されている保険契約がある場合はこれを優先し、当社は超過額について

支払われる保険金または共済金の額の合計額を超過する場合にかぎり、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

- ⑦ 前項の規定にかかわらず、保険金請求権者からの請求があり、かつ、当会社がこれを承認した場合は、当会社は、他の自動車の保険契約等に優先して保険金を支払います。

### 第19条（評価人および裁定人）

- ① 当会社が支払うべき保険金の額の決定について、当会社と被保険者との間で争いが生じた場合は、当事者双方が書面によって選定する各1名ずつの評価人の判断に任せます。この場合において、評価人の間で意見が一致しないときは、双方の評価人が選定する1名の裁定人にこれを裁定させます。
- ② 当事者は、自己の選定した評価人の費用（報酬を含みます。）を各自負担し、その他の費用（裁定人に対する報酬を含みます。）は半額ずつこれを負担するものとします。

### 第20条（保険金の請求）

- ① 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。
- (1) 賠償責任条項に係る保険金の請求に関しては、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時
- (2) 人身傷害補償条項に係る保険金の請求に関しては、次の時
- (イ) 被保険者が死亡した場合には、その死亡した時
- (ロ) 被保険者に後遺障害が生じた場合には、その後遺障害が生じた時
- (ハ) 被保険者が傷害を被った場合には、被保険者が平常の生活もしくは平常の業務に従事することができる程度になおった時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- (3) 車両条項に係る保険金の請求に関しては、事故発生の時
- ② 被保険者または保険金請求権者（これらの者の代理人を含みます。第4項において同様とします。）が保険金の支払を請求する場合は、前項に定める保険金請求権発生の際の翌日から起算して60日以内または当会社が書面で承認した猶予期間内に、保険証券に添えて次の書類または証拠を当会社に提出しなければなりません。ただし、第3号の交通事故証明書については、提出できない相当な理由がある場合はこのかぎりではありません。
- (1) 保険金の請求書

のみ保険金をお支払いします。

⑥の場合も、保険金請求権者の請求に基づき、この保険契約の保険金を優先的に支払うことができます。

#### 第19条

当社がお支払いする保険金の額について争いが生じた場合の、評価人・裁定人の選定やこれにかかる費用の負担割合について記載しています。

#### 第20条

保険金請求権の発生時期、保険金請求の方法などについて記載しています。

② 保険金請求をする際の期日および必要提出書類について記載しています。

- (2) 損害の額または傷害の程度を証明する書類
- (3) 公の機関が発行する交通事故証明書（人の死傷をともなう事故または被保険自動車と他の自動車との衝突もしくは接触による物の損壊をともなう事故の場合にかぎります。以下同様とします。）
- (4) 被保険自動車の盗難による損害の場合は、所轄警察官署の証明書またはこれに代わるべき書類
- (5) その他当社が特に必要と認める書類または証拠
- ③ 賠償責任条項第12条（費用－対人・対物賠償共通）第2項の臨時費用の請求は、記名被保険者を經由して行うものとします。
- ④ 被保険者または保険金請求権者が第2項の書類に故意に不実の記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当社は、保険金を支払いません。
- ⑤ 人身傷害補償条項に係る保険金の請求は、被保険者ごとに保険金請求権者全員から委任を受けた代表者を經由して行なうものとします。
- ⑥ 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、第2項の規定により保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次の各号に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- (1) 被保険者と同居または生計を共にする戸籍上の配偶者
- (2) 前号に規定する者がいない場合または同号に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- (3) 前2号に規定する者がいない場合または同号に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、第1号以外の戸籍上の配偶者または前号以外の3親等内の親族
- ⑦ 前項の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。

☞被保険者に保険金請求ができない事情がある場合は、所定の代理人が保険金を請求することができます。

## 第21条（保険金の支払）

当社は、被保険者または保険金請求権者が前条第2項の手続をした日からその日を含めて30日以内に保険金を支払います。ただし、当社がこの期間内に必要な調査を終えることができない場合は、これを終えた後、遅滞なく保険金を支払います。

## 第22条（損害賠償額の請求および支払）

- ① 損害賠償請求権者（代理人を含みます。第3項において同様とします。）が賠償責任条項第6条（損害賠償請求権者の直接請求権－対人賠償）または同条項第8条（損害賠償請求権者の直接請求

第21条  
当社が保険金をお支払いする時期について記載しています。

第22条  
事故の被害者の方が、賠償責任条項第6条・第8条に基づき直接請求をされた場合の請求方法、保険金のお支払い方法などについて記載しています。

権（対物賠償）の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、次の書類または証拠を当会社に提出しなければなりません。ただし、第2号の交通事故証明書については、提出できない相当な理由がある場合はこのかぎりではありません。

- (1) 損害賠償額の請求書
  - (2) 公の機関が発行する交通事故証明書
  - (3) その他当会社が特に必要と認める書類または証拠
- ② 前項の請求は、被害者ごとに損害賠償請求権者全員から委任を受けた代表者を經由して行なうものとします。
  - ③ 損害賠償請求権者が第1項の書類に故意に不実の記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当会社は、損害賠償額を支払いません。
  - ④ 当会社は、賠償責任条項第6条第2項、同条項第8条第2項または同条第6項の各号のいずれかに該当する場合には、損害賠償請求権者が第1項の手続をした日からその日を含めて30日以内に損害賠償額を支払います。ただし、当会社がこの期間内に必要な調査を終えることができない場合は、これを終えた後、遅滞なく損害賠償額を支払います。
  - ⑤ 損害賠償請求権者に損害賠償額を請求できない事情がある場合で、かつ、第1項の規定により損害賠償額の支払を受けるべき損害賠償請求権者の代理人がないときは、次の各号に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、損害賠償請求権者の代理人として損害賠償額を請求することができます。
    - (1) 損害賠償請求権者と同居または生計を共にする戸籍上の配偶者
    - (2) 前号に規定する者がいない場合または同号に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、損害賠償請求権者と同居または生計を共にする3親等内の親族
    - (3) 前2号に規定する者がいない場合または同号に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、第1号以外の戸籍上の配偶者または前号以外の3親等内の親族
  - ⑥ 前項の規定による損害賠償請求権者の代理人からの損害賠償額の請求に対して、当会社が損害賠償額を支払った後に、重複して損害賠償額の請求を受けたとしても、当会社は、損害賠償額を支払いません。

### 第23条（代位）

- ① 被保険者または保険金請求権者が他人に損害賠償の請求をすることができる場合には、当会社は、その損害に対して支払った保険金の額の限度内で、かつ、被保険者または保険金請求権者の権利を害さない範囲内で、被保険者または保険金請求権者がその者に対して有する権利を取得します。

### 第23条

当社が保険金をお支払いした場合に、被保険者・保険金請求権者が有する第三者への損害賠償請求権が当社に移転する旨を記載しています。

- ② 前項の損害賠償の請求が車両損害に関するものである場合は、当社は、正当な権利により被保険自動車を使用または管理していた者に対しては、その権利を行使しません。ただし、次の各号のいずれかに該当する損害に対しては、このかぎりではありません。
- (1) 正当な権利により被保険自動車を使用または管理していた者の故意によって生じた損害
  - (2) 正当な権利により被保険自動車を使用または管理していた者が法令により定められた運転資格を持たないで被保険自動車を運転している場合に生じた損害
  - (3) 正当な権利により被保険自動車を使用または管理していた者が道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で被保険自動車を運転している場合に生じた損害
  - (4) 正当な権利により被保険自動車を使用または管理していた者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車を運転している場合に生じた損害
  - (5) 自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者（これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。）が業務として受託した被保険自動車を使用または管理している間に生じた損害
- ③ 当社が人身傷害補償条項に係る保険金を支払った損害について、保険金請求権者が、その補償にあてるべき保険金、共済金その他の金銭の請求権を有していたときは、当該請求権は、保険金の支払時に当社に移転するものとします。
- ④ 保険金請求権者は、前項により移転した請求権を当社が行使するにあたって、当社が必要とする書類または証拠となるものの提出等を求めた場合には、遅滞なくこれを提出し、当社が行う損害の調査に協力しなければなりません。

☞ 車両事故の場合、当社は(1)から(5)の例外を除いて代位取得した権利を行使しません。

☞ 人身傷害事故の場合、保険金請求権者が有する損害賠償請求権以外の金銭請求権も当社に移転します。

## 第24条（時効）

保険金請求権は、次の時の翌日から起算して2年を経過した場合は、時効によって消滅します。

- (1) 第20条（保険金の請求）第2項に定める手続が行われなかった場合には、同条第1項に定める時
- (2) 第20条第2項に定める手続が行われた場合には、当社が同項の書類または証拠を受領した時の翌日から起算して30日を経過した時

## 第25条（損害賠償額請求権の行使期限）

賠償責任条項第6条（損害賠償請求権者の直接請求権－対人賠償）および同条項第8条（損害賠償請求権者の直接請求権－対物賠償）の規定による請求権は、次の各号のいずれかに該当する場合には、こ

第24条  
保険金請求権者が保険金を請求することができる期日について記載しています。

第25条  
事故の被害者の方が、賠償責任条項第6条・第8条に基づき直接請求をする場合の請求権の行使期限を記載しています。

れを行使することはできません。

- (1) 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して2年を経過した場合
- (2) 損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

### 第26条（保険契約者が死亡した場合の取扱い）

- ① 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人に移転するものとします。
- ② 前項の法定相続人が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は代表者以外の法定相続人を代理するものとします。
- ③ 前項の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、法定相続人の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の法定相続人に対しても効力を有するものとします。
- ④ 第1項の法定相続人が2名以上である場合には、各法定相続人は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

### 第27条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令によります。

#### 第26条

ご契約者が亡くなった場合のこの保険契約の取扱いについて記載しています。

## <別表Ⅰ> 後遺障害等級表

この表は、人身傷害補償条項に使用します。

表1 介護を要する後遺障害

等級	介護を要する後遺障害
第1級	(1) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (2) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
第2級	(1) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (2) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの

注1 各等級の後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

注2 すでに後遺障害があった同一部位について、事故により、後遺障害の程度が加重された場合は、加重後の後遺障害に該当する等級に対応する損害額から、すでにあった後遺障害に該当する等級に対応する損害額を差し引いた額を損害額とします。

表2 表1以外の後遺障害

等級	後遺障害
第1級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀嚼および言語の機能を廃したもの (3) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (4) 両上肢の用を全廃したもの (5) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両下肢の用を全廃したもの
第2級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3) 両上肢を手関節以上で失ったもの (4) 両下肢を足関節以上で失ったもの
第3級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼または言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの
第4級	(1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼および言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(4) 1 上肢をひじ関節以上で失ったもの</li> <li>(5) 1 下肢をひざ関節以上で失ったもの</li> <li>(6) 両手の手指の全部の用を廃したもの</li> <li>(7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの</li> </ul>
第5級	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの</li> <li>(2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>(3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>(4) 1 上肢を手関節以上で失ったもの</li> <li>(5) 1 下肢を足関節以上で失ったもの</li> <li>(6) 1 上肢の用を全廃したもの</li> <li>(7) 1 下肢の用を全廃したもの</li> <li>(8) 両足の足指の全部を失ったもの</li> </ul>
第6級	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの</li> <li>(2) 咀嚼または言語の機能に著しい障害を残すもの</li> <li>(3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</li> <li>(4) 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>(5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの</li> <li>(6) 1 上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの</li> <li>(7) 1 下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの</li> <li>(8) 1 手の5の手指またはおや指を含み4の手指を失ったもの</li> </ul>
第7級	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの</li> <li>(2) 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>(3) 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>(4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>(5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</li> <li>(6) 1 手のおや指を含み3の手指を失ったものまたはおや指以外の4の手指を失ったもの</li> <li>(7) 1 手の5の手指またはおや指を含み4の手指の用を廃したもの</li> <li>(8) 1 足をリスフラン関節以上で失ったもの</li> <li>(9) 1 上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</li> <li>(10) 1 下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</li> <li>(11) 両足の足指の全部の用を廃したもの</li> </ul>

	<p>(12) 女子の外貌に著しい醜状を残すもの</p> <p>(13) 両側の睪丸を失ったもの</p>
第8級	<p>(1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの</p> <p>(2) 脊柱に運動障害を残すもの</p> <p>(3) 1手のおや指を含み2の手指を失ったものまたはおや指以外の3の手指を失ったもの</p> <p>(4) 1手のおや指を含み3の手指の用を廃したものまたはおや指以外の4の手指の用を廃したもの</p> <p>(5) 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの</p> <p>(6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの</p> <p>(7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの</p> <p>(8) 1上肢に偽関節を残すもの</p> <p>(9) 1下肢に偽関節を残すもの</p> <p>(10) 1足の足指の全部を失ったもの</p>
第9級	<p>(1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの</p> <p>(2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの</p> <p>(3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの</p> <p>(4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>(5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</p> <p>(6) 咀嚼および言語の機能に障害を残すもの</p> <p>(7) 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</p> <p>(9) 1耳の聴力を全く失ったもの</p> <p>(10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>(11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>(12) 1手のおや指またはおや指以外の2の手指を失ったもの</p> <p>(13) 1手のおや指を含み2の手指の用を廃したものまたはおや指以外の3の手指の用を廃したもの</p> <p>(14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの</p> <p>(15) 1足の足指の全部の用を廃したもの</p> <p>(16) 生殖器に著しい障害を残すもの</p>
第10級	<p>(1) 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの</p> <p>(2) 正面を見た場合に複視の症状を残すもの</p> <p>(3) 咀嚼または言語の機能に障害を残すもの</p> <p>(4) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p>

	<p>(5) 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</p> <p>(6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</p> <p>(7) 1手のおや指またはおや指以外の2の手指の用を廃したものの</p> <p>(8) 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの</p> <p>(9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの</p> <p>(10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>(11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの</p>
第11級	<p>(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの</p> <p>(2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>(3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>(4) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>(5) 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</p> <p>(6) 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(7) 脊柱に変形を残すもの</p> <p>(8) 1手のひとさし指、なか指またはくすり指を失ったもの</p> <p>(9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの</p> <p>(10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの</p>
第12級	<p>(1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの</p> <p>(2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>(3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>(4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの</p> <p>(5) 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの</p> <p>(6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの</p> <p>(7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの</p> <p>(8) 長管骨に変形を残すもの</p> <p>(9) 1手のこ指を失ったもの</p> <p>(10) 1手のひとさし指、なか指またはくすり指の用を廃したものの</p> <p>(11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの</p>

	<p>(12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの</p> <p>(13) 局部に頑固な神経症状を残すもの</p> <p>(14) 男子の外貌<sup>ぼう</sup>に著しい醜状を残すもの</p> <p>(15) 女子の外貌<sup>ぼう</sup>に醜状を残すもの</p>
第13級	<p>(1) 1眼の矯正視力<sup>きょうしゅう</sup>が0.6以下になったもの</p> <p>(2) 正面以外を見た場合に複視<sup>さく</sup>の症状を残すもの</p> <p>(3) 1眼に半盲症、視野狭窄<sup>さく</sup>または視野変状を残すもの</p> <p>(4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの</p> <p>(5) 5歯以上に対し歯科補綴<sup>てつ</sup>を加えたもの</p> <p>(6) 1手のこ指の用を廃したもの</p> <p>(7) 1手のおや指の指骨の一部を失ったもの</p> <p>(8) 1下肢を1センチメートル以上短縮したもの</p> <p>(9) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの</p> <p>(10) 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの</p> <p>(11) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの</p>
第14級	<p>(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの</p> <p>(2) 3歯以上に対し歯科補綴<sup>てつ</sup>を加えたもの</p> <p>(3) 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</p> <p>(4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>(5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>(6) 1手のおや指以外の手指の指骨の一部を失ったもの</p> <p>(7) 1手のおや指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの</p> <p>(8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したものの</p> <p>(9) 局部に神経症状を残すもの</p> <p>(10) 男子の外貌<sup>ぼう</sup>に醜状を残すもの</p>

注1 視力の測定は、万国式試視力表によるものとします。屈折異状のあるものについては、矯正視力を測定するものとします。

注2 手指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

注3 手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節間関節もしくは近位指節間関節（おや指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。

注4 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。

注5 足指の用を廃したものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節間関節もしくは近位指節間関節（第1の足指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。

注6 各等級の後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺

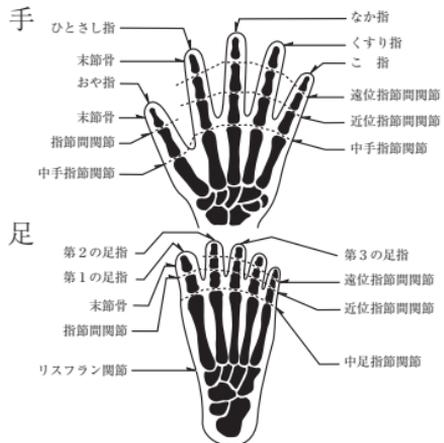
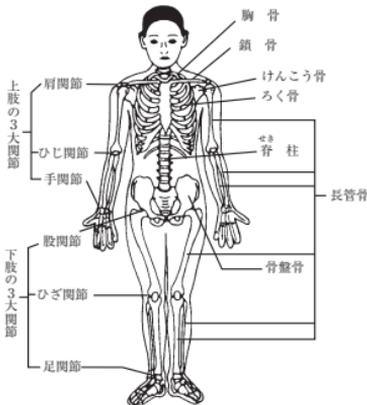
障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

注7 同一事故により、表2に掲げる2種以上の後遺障害が生じた場合には、次の各号に定めるところによります。

- (1) 第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- (2) 前号以外の場合で、第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- (3) 前2号以外の場合で、第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- (4) 前3号以外の場合には、重い後遺障害の該当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

注8 すでに後遺障害があった同一部位について、事故により、後遺障害の程度が加重された場合は、加重後の後遺障害に該当する等級に対応する損害額から、すでにあった後遺障害に該当する等級に対応する損害額を差し引いた額を損害額とします。

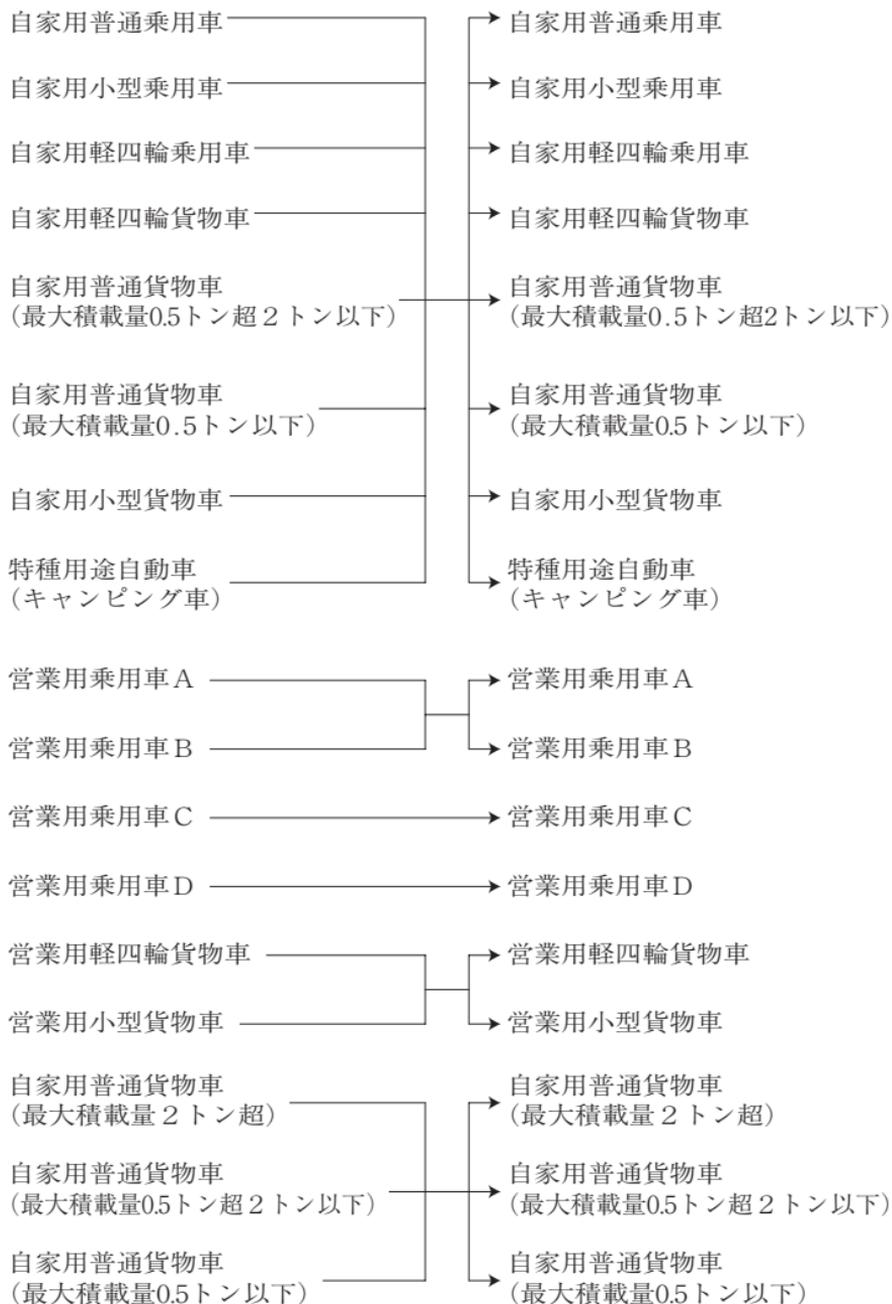
#### 関節などの説明図

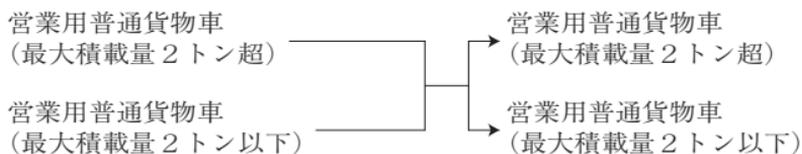


## <別表Ⅱ> 被保険自動車の入替ができる用途・車種区分表

被保険自動車

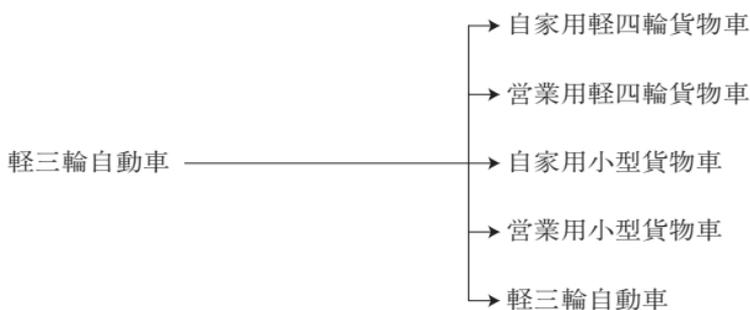
新たに取得し、もしくは1年以上を期間とする貸借契約により借り入れる自動車、または被保険自動車を廃車、譲渡もしくは返還する場合の所有する自動車





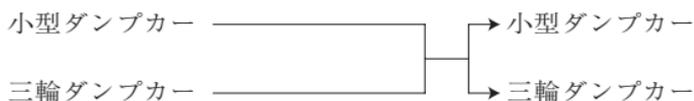
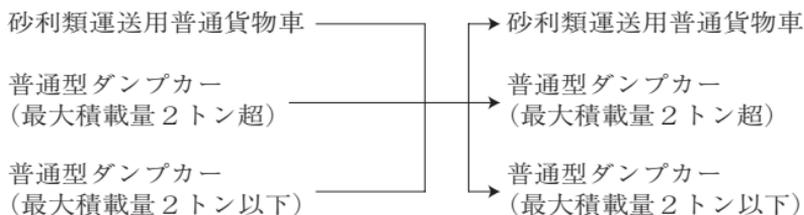
自家用バス → 自家用バス

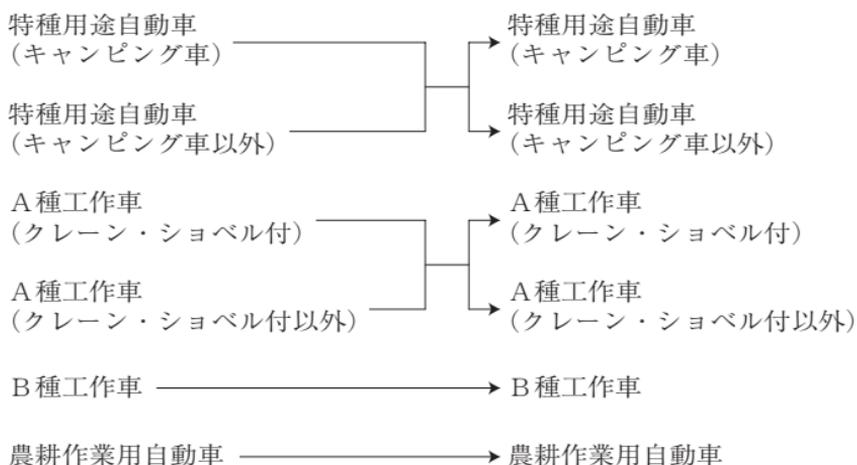
営業用バス → 営業用バス



二輪自動車 → 二輪自動車

原動機付自転車 → 原動機付自転車





注1 特種用途自動車（キャンピング車）とは、自動車検査証に記載の用途が特種用途であり、かつ、車体の形状がキャンピング車である特種用途自動車をいいます。

注2 営業用乗用車Aとは、東京都の特別区、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市または神戸市に使用の本拠を有するハイヤーをいいます。

注3 営業用乗用車Bとは、営業用乗用車Aと使用の本拠を同じくするタクシーをいいます。ただし、営業用乗用車Dを除きます。

注4 営業用乗用車Cとは、営業用乗用車A、営業用乗用車Bおよび営業用乗用車D以外のハイヤー・タクシーをいいます。

注5 営業用乗用車Dとは、一人一車制の個人タクシー事業者の所有するタクシーをいいます。

注6 上記のほか、自動車の用途・車種の区分は、自動車の登録番号標または車両番号標の分類番号および塗色、自動車検査証（自動車届出済証および標識交付証明証を含みます。）の記載事項等に基づき当社が定める区分によるものとします。

### <別表Ⅲ>

### 短期料率表

既経過期間	1か月まで	2か月まで	3か月まで	4か月まで	5か月まで	6か月まで	7か月まで	8か月まで	9か月まで	10か月まで	11か月まで	12か月まで
短期料率	$\frac{1}{12}$	$\frac{2}{12}$	$\frac{3}{12}$	$\frac{4}{12}$	$\frac{5}{12}$	$\frac{6}{12}$	$\frac{7}{12}$	$\frac{8}{12}$	$\frac{9}{12}$	$\frac{10}{12}$	$\frac{11}{12}$	$\frac{12}{12}$

注1 上表は保険証券記載の保険期間が1年の場合における短期料率表とし、保険証券記載の保険期間が1年をこえる場合または1年に満たない場合は、当社の定めるところによります。

注2 一般条項第10条（解除）第3項の規定により保険契約者がこの保険契約を解除した場合で当社が別に定める条件を満たすときの短期料率は、上表にかかわらず日割によるものとします。

## <別紙>人身傷害補償条項損害額算定基準

### 第1 傷害による損害

傷害による損害は、被保険者が被った積極損害、休業損害、精神的損害とします。

なお、「臓器の移植に関する法律」第6条の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、当該身体への処置がされた場合であって、当該処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。）であるときは、当該処置に伴い生じた損害を含みます。

#### 1. 積極損害

##### (1) 治療関係費

治療または社会通念上必要かつ妥当な実費とします。

- ① 応急手当費
- ② 診察料
- ③ 入院料

原則としてその地域における普通病室への入院に必要なかつ妥当な実費とします。ただし、傷害の態様等から医師が必要と認めた場合は、上記以外の病室への入院に必要なかつ妥当な実費とします。

- ④ 投薬料、手術料、処置料等
- ⑤ 通院費、転院費、入・退院費

通院費は、傷害の態様等によりタクシー利用が相当とされる場合以外は、電車、バスの料金とし、自家用車を利用した場合は実費相当額とします。

##### ⑥ 看護料

原則として、医師がその療養上必要と認めた場合にかぎり、下記によります。

a 厚生労働大臣の許可を受けた有料職業紹介所の紹介による者が看護した場合

立証資料等により必要かつ妥当な実費（食費を含みます。）とします。

b 近親者等が看護した場合

(a) 入院看護をした場合は、1日につき4,100円とします。

(b) 12歳以下の子供もしくは歩行困難な方の通院に付添った場合または医師の指示により入院看護にかえて自宅看護をした場合は、被保険者の年齢、傷害の部位・程度、看護状況を勘案して、1日につき2,050円とします。

##### ⑦ 入院中の諸雑費

療養に直接必要のある諸物品の購入費もしくは使用料、医師の指示により摂取した栄養物の購入費または通信費等とし、入院1日につき1,100円とします。

##### ⑧ 柔道整復等の費用

免許を有する柔道整復師、あんま・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師等が行う施術費用は、必要かつ妥当な実費とします。

##### ⑨ 義肢等の費用

a 傷害を被った結果、医師が身体の機能を補完するために必要と認めた義肢、歯科補てつ、義眼、眼鏡（コンタクトレンズを含みます。）、補聴器、松葉杖等の用具の制作等に必要かつ妥当な実費とします。

b aに掲げる用具を使用していた者が、傷害にともない当該用具の修繕または再調達を必要とするに至った場合は、必要かつ妥当な実費とします。

## ⑩ 診断書等の費用

## (2) その他の費用

上記(1)以外の損害については、社会通念上必要かつ妥当な実費とします。

## 2. 休業損害

受傷により収入(専ら被保険者本人の労働の対価として得ているもの)が減少した場合、減収額に応じて支払うものとし、原則として、下記の算定方法によります。

なお、被保険者が所属または勤務する企業等の損害は対象となりません。

## (1) 有職者の場合

下記の算定方法によります。ただし、提出資料上1日あたりの減収額が5,700円を超える場合であっても、その額の立証が困難な場合は、1日につき5,700円とします。

なお、休業損害の対象となる日数は、実休業日数を基準とし、被保険者の傷害の態様、実治療日数等を勘案し、治療期間の範囲内で決定します。

## ① 給与所得者

$$\frac{\text{事故直前3か月間の月例給与等}}{90日} \times \text{休業損害の対象となる日数}$$

a 事故直前3か月間の月例給与等は、事故前年の源泉徴収票に記載された年収額を基礎として、雇用主が作成した休業損害証明書における3か月間の月例給与の合計額(本給および付加給)により決定します。ただし、入社当月等就労期間が短い方が受傷した場合は、雇用契約書等の立証資料にもとづき決定します。

b 月例給与等の一部が支給されている場合は、上記金額から休業損害の対象となる日数に対応する期間に対して現に支給された金額を差し引きます。

c 賞与等について、現実に収入の減少が生じた場合は、その減少額を休業損害に含めます。

d 役員報酬は、原則として、支払の対象となりません。ただし、被保険者本人の労働の対価とみなされる部分がある場合は、その部分を支払の対象とします。

## ② 商工鉱業者・農林漁業者等事業所得者および家族従業者

$$\frac{(\text{事故前1か年間の収入額} - \text{必要経費}) \times \text{寄与率}}{365日} \times \text{対象休業日数}$$

a 事故前1か年間の収入額および必要経費は、事故前年の確定申告書または市町村による課税証明書等の公的な税務資料により、被保険者本人について確認された額とします。ただし、公的な税務資料による立証が困難な場合で、公的な税務資料に準じる資料があるときは、付表Iに定める年齢別平均給与額等を基礎に決定します。

b 寄与率は、被保険者の収入が、事業収入または同一事業に従事する家族総収入等として計上されている場合に適用し、その総収入に対する本人の寄与している割合とします。

c 代替労力を利用した場合は、被保険者本人に収入の減少があったものとみなし、被保険者本人の休業損害に代えて当該代替労力の利用に要した必要かつ妥当な実費を支払います。

## ③ 自由業者

$$\frac{\text{事故前1か年間の収入額} - \text{必要経費}}{\text{(固定給を除く)}} \times \text{休業損害の対象となる日数}$$

365日

- a 自由業者とは、報酬、料金または謝金により生計を営む方であつて、開業医、弁護士、プロスポーツ選手、芸能人、芸術家、保険代理店主、歩合制の外交員、著述業、その他これに準じる方をいいます。
- b 事故前1か年間の収入額、必要経費、代替労力については「② 商工鉱業者・農林漁業者等事業所得者および家族従業者」に準じます。
- ④ アルバイト・パートタイマー  
「① 給与所得者」の算定方法に準じます。ただし、休業日数が特定できない場合は、次の方法で休業損害の対象となる日数を算出します。

$$\frac{\text{事故直前3か月間の就労日数}}{90日} \times \text{休業した期間の延べ日数}$$

(2) 家事従事者

現実に家事に従事できなかった日数に対し、1日につき5,700円とします。

なお、休業損害の対象となる日数は、原則として、実治療日数とし、被保険者の傷害の態様等を勘案して治療期間の範囲内で決定します。

- (3) 金利生活者、地主、家主、恩給・年金生活者、幼児、学生、生活保護法の被保護者等現に労働の対価としての収入のない方は、支払の対象となりません。

3. 精神的損害

付表Ⅱに基づき計算した金額（被保険者の受傷の態様が重傷（脳挫傷、胸腹部臓器破裂等をいいます。）の場合は、具体的な傷害の部位・程度、治療の内容等を勘案し、25%の範囲内で割増をした金額）を基準とします。

また、妊婦が胎児を死産または流産した場合は、以下に掲げる金額を加えます。

- |                  |      |
|------------------|------|
| ① 妊娠月数3か月以内      | 30万円 |
| ② 妊娠月数4か月以上6か月以内 | 50万円 |
| ③ 妊娠月数7か月以上      | 80万円 |

## 第2 後遺障害による損害

後遺障害による損害は、逸失利益、精神的損害、将来の介護料およびその他の損害とします。なお、後遺障害の等級は別表Ⅰによります。

1. 逸失利益

後遺障害のため、労働能力の全部または一部を喪失したことにより生じた得べかりし経済的利益の損失をいい、原則として、下記の(1)および(2)に従い、次の算式で計算します。

収入額×労働能力喪失率×労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数

(1) 被保険者区分別計算方法

① 家事従事者以外の有職者

下記のいずれか高い額とします。

- a 現実収入額×労働能力喪失率×労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数
- b 年齢別平均給与額×労働能力喪失率×労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数

ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがある場合には、年齢別平均給与額に替えて全年齢平均給与額とします。

② 家事従事者および18歳以上の学生

年齢別平均給与額×労働能力喪失率×労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数

ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、労働能力喪失期間中の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがある場合には、年齢別平均給与額に替えて全年齢平均給与額とします。

③ 幼児および18歳未満の学生

全年齢平均給与額×労働能力喪失率×労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数

④ 退職後1年を経過していない失業者（定年退職者等を除きます。）

①の「現実収入額」を「退職前1年間の収入額」と読み替えて適用します。

⑤ 身体・精神に特別異常がなく十分働く意思と能力を有している無職者

年齢別平均給与額×労働能力喪失率×労働能力喪失期間に対応するライプニッツ係数

ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を上回る場合には、年齢別平均給与額に替えて全年齢平均給与額とします。

(2) 収入額、労働能力喪失率・喪失期間、ライプニッツ係数

上記(1)の算式における収入額、労働能力喪失率、労働能力喪失期間およびライプニッツ係数は、下記のとおりとします。

① 収入額

a 現実収入額は、事故前1か年間または後遺障害確定前1か年間に労働の対価として得た収入額のいずれか高い額とし、事故前年の確定申告書または市町村による課税証明書等の公的な税務資料により確認された額とします。ただし、公的な税務資料による立証が困難な場合で、公的な税務資料に準じる資料があるときは、付表Ⅰに定める年齢別平均給与額等を基礎に決定します。

なお、給与所得者の定年退職等の事由により現実収入額が減少する蓋然性が高い場合は、離職後の現実収入額は付表Ⅰに定める年齢別平均給与額等を基礎として決定します。

b 年齢別平均給与額および全年齢平均給与額は、付表Ⅰによります。

② 労働能力喪失率

付表Ⅲに定める各等級に対応する労働能力喪失率を基礎に、労働能力に影響を与える障害の部位・程度、被保険者の年齢・職業、現実の減収額等を勘案し決定します。

③ 労働能力喪失期間

労働能力に影響を与える障害の部位・程度、被保険者の年齢・職業、現実の減収額等を勘案し決定します。

④ ライプニッツ係数

労働能力喪失期間（年数）に対応するライプニッツ係数は、付表Ⅳによります。

2. 精神的損害

後遺障害等級別に下記の金額を基準とします。

第1級	2,200万円
第2級	1,900万円
第3級	1,500万円
第4級	950万円
第5級	750万円
第6級	650万円
第7級	550万円
第8級	450万円

第9級	350万円
第10級	250万円
第11級	180万円
第12級	130万円
第13級	90万円
第14級	50万円

ただし、第1級、第2級および第3級に該当する者で、父母、配偶者、子のいずれもない場合は、第1級1,400万円、第2級1,200万円、第3級1,000万円とします。

### 3. 将来の介護料

将来の介護料は、後遺障害の症状固定後に生じる介護料および諸雑費とし、原則として、下記の(1)および(2)に従い次の算式により計算します。

介護料および諸雑費×介護期間に対応するライプニッツ係数

#### (1) 介護料および諸雑費

① 別表Iの表1の第1級に該当する後遺障害の場合

1か月につき20万円とします。

② 別表Iの表1の第2級、別表Iの表2の第1級、第2級または第3級3号もしくは4号に該当する後遺障害で、かつ、真に介護を要すると認められる場合

1か月につき10万円とします。

#### (2) 介護期間、ライプニッツ係数

① 介護期間

障害の態様、機能回復の可能性、医師の診断、付表Vに定める平均余命等を勘案し決定します。

② ライプニッツ係数

介護期間（年数）に対応するライプニッツ係数は付表IVによります。

### 4. その他の損害

上記1. から3. 以外の後遺障害による損害は、社会通念上必要かつ妥当な実費とします。

## 第3 死亡による損害

死亡による損害は、葬儀費、逸失利益、精神的損害およびその他の損害とします。

### 1. 葬儀費

60万円とします。ただし、立証資料等により60万円を超えることが明らかな場合は、120万円を限度として実費を支払います。

### 2. 逸失利益

死亡により生じた将来の得べかりし利益の損失をいい、原則として、下記の(1)、(2)および(3)に従い次の算式により計算します。

(収入額－生活費)×就労可能年数に対応するライプニッツ係数

#### (1) 被保険者区分別計算方法

① 家事従事者以外の有職者

下記のいずれか高い額とします。

a (現実収入額－生活費)×就労可能年数に対応するライプニッツ係数

b (年齢別平均給与額－生活費)×就労可能年数に対応するライプニッツ係数

ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合で、就労可能年数内の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがある場合には、年齢別平均給与額に替えて全年齢平均給与額とします。

② 家事従事者および18歳以上の学生

(年齢別平均給与額－生活費) × 就労可能年数に対応するライプニッツ係数

ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を下回る場合、就労可能年数内の各年の年齢別平均給与額のうち全年齢平均給与額を上回るものがある場合には、年齢別平均給与額に替えて全年齢平均給与額とします。

③ 幼児および18歳未満の学生

(全年齢平均給与額－生活費) × 就労可能年数に対応するライプニッツ係数

④ 退職後1年を経過していない失業者（定年退職者等を除きます。）

①の「現実収入額」を「退職前1年間の収入額」と読み替えて適用します。

⑤ 身体・精神に特別異常がなく十分働く意思と能力を有している無職者

(年齢別平均給与額－生活費) × 就労可能年数に対応するライプニッツ係数

ただし、年齢別平均給与額が全年齢平均給与額を上回る場合には、年齢別平均給与額に替えて全年齢平均給与額とします。

(2) 年金等の受給者

被保険者が年金等の受給者（各種年金および恩給制度のうち原則として受給者本人による拠出性のある年金等を現に受給していた者をいい、無拠出性の福祉年金や遺族年金は含みません。）である場合には、(1)の額に加えて以下の額を加えるものとします。

(年金等の額－生活費) × (死亡時の年齢における平均余命年数のライプニッツ係数－死亡時の年齢における就労可能年数のライプニッツ係数)

(3) 収入額、生活費、就労可能年数、ライプニッツ係数

上記(1)および(2)の算式における収入額、生活費、就労可能年数およびライプニッツ係数は、下記のとおりとします。

① 収入額

a 現実収入額は、事故前1か年間に労働の対価として得た収入額とし、事故前年の確定申告書または市町村による課税証明書等の公的な税務資料により確認された額とします。ただし、公的な税務資料による立証が困難な場合で、公的な税務資料に準じる資料があるときは、付表Ⅰに定める年齢別平均給与額等を基礎に決定します。

なお、給与所得者の定年退職等の事由により現実収入額が減少する蓋然性が高い場合は、離職後の現実収入額は付表Ⅰに定める年齢別平均給与額等を基礎として決定します。

b 年齢別平均給与額および全年齢平均給与額は、付表Ⅰによります。

② 生活費

生活費は、被扶養者の人数に応じ、収入額に対する下記の割合とします。

なお、被扶養者とは、被保険者に現実に扶養されていた方をいいます。

a 被扶養者がいない場合	50%
b 被扶養者が1人の場合	40%
c 被扶養者が2人の場合	35%
d 被扶養者が3人以上の場合	30%

③ 就労可能年数

就労可能年数は付表Ⅵによります。

④ ライプニッツ係数

就労可能年数に対応するライプニッツ係数は、付表Ⅵにより、また、平均余命年数に対応するライプニッツ係数は付表Ⅳおよび付表

Vによります。

### 3. 精神的損害

被保険者の属性別に下記の金額を基準とします。

- |                                |         |
|--------------------------------|---------|
| (1) 被保険者が一家の支柱である場合            | 2,200万円 |
| (2) 被保険者が18歳未満である場合（有職者を除きます。） | 1,600万円 |
| (3) 被保険者が65歳以上の者である場合          | 1,500万円 |
| (4) 被保険者が上記以外である場合             | 1,600万円 |

### 4. その他の損害

上記1. から3. 以外の死亡による損害は、社会通念上必要かつ妥当な実費とします。

付表 I 年齢別平均給与額表 (平均月額)

年 齢	男 子	女 子	年 齢	男 子	女 子
歳	円	円	歳	円	円
全 年 齢 平均給与額	415,400	275,100			
18	187,400	169,600	43	478,300	301,000
19	199,800	175,800	44	482,000	298,800
20	219,800	193,800	45	485,600	296,500
21	239,800	211,900	46	489,300	294,300
22	259,800	230,000	47	492,900	292,000
23	272,800	238,700	48	495,500	291,800
24	285,900	247,400	49	498,100	291,700
25	298,900	256,000	50	500,700	291,600
26	312,000	264,700	51	503,300	291,400
27	325,000	273,400	52	505,800	291,300
28	337,300	278,800	53	500,700	288,500
29	349,600	284,100	54	495,500	285,600
30	361,800	289,400	55	490,300	282,800
31	374,100	294,700	56	485,200	280,000
32	386,400	300,100	57	480,000	277,200
33	398,000	301,900	58	455,400	269,000
34	409,600	303,700	59	430,900	260,900
35	421,300	305,500	60	406,300	252,700
36	432,900	307,300	61	381,700	244,500
37	444,500	309,100	62	357,200	236,400
38	450,500	307,900	63	350,100	236,400
39	456,600	306,800	64	343,000	236,400
40	462,600	305,600	65	336,000	236,500
41	468,600	304,500	66	328,900	236,500
42	474,700	303,300	67	321,800	236,500
			68～	314,800	236,600

付表Ⅱ 傷害による精神的損害額表（隔日以上通院の場合）

（単位：万円）

治療開始日からの経過月数	1 か 月 目	2 か 月 目	3 か 月 目	4 か 月 目	5 か 月 目	6 か 月 目	7 か 月 目	8 か 月 目	9 か 月 目	10 か 月 目	11 か 月 目	12 か 月 目	13 か 月 目	14 か 月 目	15 か 月 目 以降
入院の場合	25.2	25.2	25.2	20.2	17.6	15.1	12.6	11.4	10.0	7.6	7.6	6.3	5.0	3.8	3.8
通院の場合 （隔日以上通院の場合）	12.6	12.6	12.6	10.1	8.8	7.6	6.3	6.3	5.0	5.0	3.8	2.6	2.6	2.5	2.5

〔適用上の注意〕

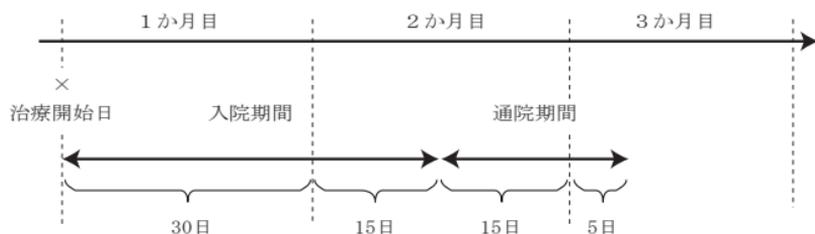
1. 入院期間に対する精神的損害額は、入院期間に対応する上表の額の合計額とし、通院期間に対応する精神的損害額は、通院期間に対応する上表の額の合計額とします。ただし、入院期間または通院期間において1か月未満の端日数が生じた月目については、その端日数が生じた月目の上表の額を日割計算します。
2. 通院の場合の上表の額は、通院期間に対して通院実日数（医師による往診日数を含みます。以下同様とします。）が隔日以上の日数である場合の通院の精神的損害額とします。したがって、通院実日数が隔日を下回る日数である場合には、次の算式により通院期間に対する精神的損害額を決定します。

$$\boxed{\text{通院期間に対応する上表の額の合計額}} \times \frac{\boxed{\text{通院実日数} \times 2}}{\boxed{\text{通院期間}}}$$

3. 上表の適用にあたっては、30日を1か月とみなします。

（例）入院期間45日、通院期間20日、通院実日数5日の場合

（単位：万円）



$$\text{入院期間に対する精神的損害額} = 25.2 + 25.2 \times \frac{45\text{日} - 30\text{日}}{30\text{日}} = 37.8$$

$$\begin{aligned} \text{通院期間に対する精神的損害額} &= \left\{ 12.6 \times \frac{60\text{日} - 45\text{日}}{30\text{日}} + 12.6 \right. \\ &\quad \left. \times \frac{20\text{日} - (60\text{日} - 45\text{日})}{30\text{日}} \right\} \times \frac{5\text{日} \times 2}{20\text{日}} = 4.2 \end{aligned}$$

$$\text{精神的損害額} = 37.8 + 4.2 = 42.0$$

付表Ⅲ 労働能力喪失率表

障害等級	労働能力喪失率
第1級	100/100
第2級	100/100
第3級	100/100
第4級	92/100
第5級	79/100
第6級	67/100
第7級	56/100
第8級	45/100
第9級	35/100
第10級	27/100
第11級	20/100
第12級	14/100
第13級	9/100
第14級	5/100

付表Ⅳ ライプニッツ係数表

期 間	ライプニッツ係数	期 間	ライプニッツ係数
年		年	
1	0.9523	35	16.3741
2	1.8594	36	16.5468
3	2.7232	37	16.7112
4	3.5459	38	16.8678
5	4.3294	39	17.0170
6	5.0756	40	17.1590
7	5.7863	41	17.2943
8	6.4632	42	17.4232
9	7.1078	43	17.5459
10	7.7217	44	17.6627
11	8.3064	45	17.7740
12	8.8632	46	17.8800
13	9.3935	47	17.9810
14	9.8986	48	18.0771
15	10.3796	49	18.1687
16	10.8377	50	18.2559
17	11.2740	51	18.3389
18	11.6895	52	18.4180
19	12.0853	53	18.4934
20	12.4622	54	18.5651
21	12.8211	55	18.6334
22	13.1630	56	18.6985
23	13.4885	57	18.7605
24	13.7986	58	18.8195
25	14.0939	59	18.8757
26	14.3751	60	18.9292
27	14.6430	61	18.9802
28	14.8981	62	19.0288
29	15.1410	63	19.0750
30	15.3724	64	19.1191
31	15.5928	65	19.1610
32	15.8026	66	19.2010
33	16.0025	67	19.2390
34	16.1929		

(注) 幼児および18歳未満の学生および十分働く意思と能力を有している無職者の後遺障害による逸失利益を算定する場合に、労働能力喪失期間の終期が18歳を超える場合の係数は、終期までの年数に対応する係数から就労の始期とみなす年齢（18歳とします。）までの年数に対応する係数を差し引いて算出します。

(例) 10歳、労働能力喪失期間20年の場合

$$12.4622 \text{ (20年の係数)} - 6.4632 \text{ (8年の係数)} = 5.9990$$

付表V 第18回生命表による平均余命

(単位：年)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳
男	76.38	75.73	74.78	73.82	72.85	71.87	70.88	69.90	68.92	67.93
女	82.85	82.17	81.21	80.25	79.27	78.29	77.30	76.31	75.33	74.34
	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳
男	66.94	65.95	64.97	63.98	62.99	62.00	61.02	60.05	59.08	58.12
女	73.34	72.35	71.36	70.37	69.38	68.39	67.40	66.42	65.43	64.45
	20歳	21歳	22歳	23歳	24歳	25歳	26歳	27歳	28歳	29歳
男	57.16	56.21	55.25	54.29	53.33	52.37	51.40	50.44	49.48	48.51
女	63.46	62.48	61.50	60.52	59.54	58.56	57.57	56.59	55.61	54.63
	30歳	31歳	32歳	33歳	34歳	35歳	36歳	37歳	38歳	39歳
男	47.55	46.59	45.62	44.66	43.70	42.74	41.78	40.82	39.87	38.53
女	53.65	52.67	51.69	50.72	49.74	48.77	47.79	46.82	45.85	44.88
	40歳	41歳	42歳	43歳	44歳	45歳	46歳	47歳	48歳	49歳
男	37.96	37.02	36.08	35.14	34.21	33.28	32.36	31.45	30.55	29.65
女	43.91	42.95	41.99	41.03	40.07	39.12	38.18	37.23	36.30	35.36
	50歳	51歳	52歳	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳
男	28.75	27.87	26.99	26.12	25.26	24.41	23.56	22.72	21.89	21.08
女	34.43	33.50	32.58	31.65	30.74	29.82	28.91	28.00	27.10	26.20
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳
男	20.28	19.49	18.72	17.96	17.21	16.48	15.76	15.04	14.34	13.65
女	25.31	24.42	23.54	22.67	21.80	20.94	20.09	19.24	18.40	17.58
	70歳	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳	76歳	77歳	78歳	79歳
男	12.97	12.30	11.65	11.02	10.40	9.81	9.23	8.67	8.14	7.62
女	16.76	15.95	15.16	14.38	13.62	12.88	12.16	11.45	10.77	10.11
	80歳	81歳	82歳	83歳	84歳	85歳	86歳	87歳	88歳	89歳
男	7.13	6.67	6.23	5.81	5.42	5.05	4.71	4.40	4.11	3.84
女	9.47	8.86	8.27	7.71	7.17	6.67	6.20	5.77	5.36	4.99
	90歳	91歳	92歳	93歳	94歳	95歳	96歳	97歳	98歳	99歳
男	3.58	3.35	3.14	2.95	2.77	2.60	2.44	2.30	2.16	2.04
女	4.64	4.33	4.04	3.78	3.54	3.33	3.14	2.96	2.80	2.65
	100歳	101歳	102歳	103歳	104歳	105歳	106歳	107歳	108歳	109歳
男	1.92	1.81	1.71	1.61	1.52	1.44	1.36	1.28	1.21	1.15
女	2.51	2.38	2.26	2.16	2.05	1.96	1.87	1.79	1.71	1.64
	110歳	111歳	112歳	113歳	114歳	115歳				
男	1.09	-	-	-	-	-				
女	1.57	1.50	1.44	1.39	1.33	1.28				

- (例) 1. 10歳男性の平均余命年数は、66.94年  
 2. 40歳女性の平均余命年数は、43.91年

## 付表Ⅵ 死亡時の年齢別就労可能年数およびライフニッツ係数

### [1] 18歳未満の者に適用する表

年 齢	幼児・学生・十分働く意思と能力を有している無職者		有 職 者	
	就労可能年数	ライフニッツ係数	就労可能年数	ライフニッツ係数
歳	年		年	
0	49	7.549	67	19.239
1	49	7.927	66	19.201
2	49	8.323	65	19.161
3	49	8.739	64	19.119
4	49	9.176	63	19.075
5	49	9.635	62	19.029
6	49	10.117	61	18.980
7	49	10.623	60	18.929
8	49	11.154	59	18.876
9	49	11.712	58	18.820
10	49	12.297	57	18.761
11	49	12.912	56	18.699
12	49	13.558	55	18.633
13	49	14.236	54	18.565
14	49	14.947	53	18.493
15	49	15.695	52	18.418
16	49	16.480	51	18.339
17	49	17.304	50	18.256

(注) 幼児・18歳未満の学生および十分働く意思と能力を有している無職者（有職者・家事従事者，18歳以上の学生以外）における就労可能年数およびライフニッツ係数は，下記（例）に準じて算出します。

(例) 3歳の幼児の場合

- (1) 就労の終期（67歳）までの年数64年（67年－3年）に対応する係数 19.119
- (2) 就労の始期（18歳）までの年数15年（18年－3年）に対応する係数 10.380
- (3) 就労可能年数49年（64年－15年）
- (4) 適用する係数 8.739（19.119－10.380）

【2】18歳以上の者に適用する表

年齢	就労可能年数	ライプニッツ係数	年齢	就労可能年数	ライプニッツ係数
18歳	49年	18.169	58歳	11年	8.306
19	48	18.077	59	11	8.306
20	47	17.981	60	11	8.306
21	46	17.880	61	10	7.722
22	45	17.774	62	10	7.722
23	44	17.663	63	9	7.108
24	43	17.546	64	9	7.108
25	42	17.423	65	9	7.108
26	41	17.294	66	8	6.463
27	40	17.159	67	8	6.463
28	39	17.017	68	8	6.463
29	38	16.868	69	7	5.786
30	37	16.711	70	7	5.786
31	36	16.547	71	6	5.076
32	35	16.374	72	6	5.076
33	34	16.193	73	6	5.076
34	33	16.003	74	6	5.076
35	32	15.803	75	5	4.329
36	31	15.593	76	5	4.329
37	30	15.372	77	5	4.329
38	29	15.141	78	4	3.546
39	28	14.898	79	4	3.546
40	27	14.643	80	4	3.546
41	26	14.375	81	4	3.546
42	25	14.094	82	4	3.546
43	24	13.799	83	3	2.723
44	23	13.489	84	3	2.723
45	22	13.163	85	3	2.723
46	21	12.821	86	3	2.723
47	20	12.462	87	3	2.723
48	19	12.085	88	3	2.723
49	18	11.690	89	2	1.859
50	17	11.274	90	2	1.859
51	16	10.838	91	2	1.859
52	15	10.380	92	2	1.859
53	14	9.899	93	2	1.859
54	13	9.394	94	2	1.859
55	13	9.394	95	2	1.859
56	12	8.863	96	2	1.859
57	12	8.863	97	2	1.859
			98	2	1.859
			99～	1	0.952

# 特約条項

## 運転者の範囲に関わる特約

### 2-1 運転者年齢条件特約

[正式名称] 運転者年齢条件特約

#### 第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券記載の自動車（原動機付自転車を含みます。以下「被保険自動車」といいます。）の用途および車種が、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、二輪自動車または原動機付自転車であり、かつ、保険証券に運転者の年齢条件（以下「運転者年齢条件」といいます。）を限定する旨記載されている場合に適用されます。

#### 第2条（運転者年齢条件に該当しない者が運転している間に生じた事故の取扱い）

- ① 保険証券記載の被保険者（以下「記名被保険者」といいます。）が個人である場合は、当会社は、この特約により、次の各号に掲げる者のうち、保険証券記載の運転者年齢条件に該当しない者が被保険自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
  - (1) 記名被保険者
  - (2) 記名被保険者の配偶者（内縁を含みます。以下同様とします。）
  - (3) 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
  - (4) 前3号の者の業務（家事を除きます。）に従事中の使用人
  - (5) 被保険自動車の所有者が法人である場合で、記名被保険者が当該法人の役員（理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）となっているときには、当該法人の業務に従事中の使用人
- ② 記名被保険者が法人である場合は、当会社は、この特約により、保険証券記載の運転者年齢条件に該当しない者が被保険自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、次の各号のいずれかに該当する事故による損害または傷害に対しては、このかぎりではありません。
  - (1) 被保険自動車が盗難にあった時から発見されるまでの間にその被保険自動車について生じた事故
  - (2) 自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者（これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。）が業務として受託した被保険自動車を使用または管理している間にその被保険自動車について生じた普通保険約款賠償責任条項第1条（当会社の支払責任－対人賠償）に定める対人事故および同条項第2条（当会社の支払責任－対物賠償）に定める対物事故
- ③ 第1項の所有者とは次の各号のいずれかに該当する者をいいます。
  - (1) 被保険自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
  - (2) 被保険自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
  - (3) 前2号以外の場合は、被保険自動車を所有する者

#### 第3条（運転免許資格取得に対する自動担保）

- ① 前条第1項の規定により当会社に支払責任が発生しない事故が生じ

た場合であっても、この保険契約に普通保険約款賠償責任条項の適用があり、かつ、次の各号の条件をいずれも満たしているときは、当会社は、当該事故により生じた損害に対しては、当会社が第3号の請求を承認していたものとみなして同条項および一般条項（付帯された他の特約のうち、被保険者が損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払う場合に適用される特約を含みます。以下同様とします。）を適用します。

- (1) 事故発生の際において、被保険自動車または他の自動車（他車運転危険担保特約第2条（他の自動車の定義）または他車運転危険担保特約（二輪自動車・原動機付自転車）第2条（他の自動車の定義）に規定する他の自動車をいいます。）を運転していた者が、被保険自動車を運転することができる運転免許（道路交通法第84条第1項に定める運転免許をいいます。ただし、仮運転免許を除きます。以下同様とします。）を新たに取得した者（以下「新規運転免許取得者」といいます。）であること。
- (2) 事故発生の日が、前号の新規運転免許取得者の運転免許証に記載されている免許の年月日（以下「免許取得日」といいます。）の翌日から起算して30日以内の日であること。
- (3) 第1号の新規運転免許取得者の免許取得日の翌日から起算して30日以内に、保険契約者が書面により次のいずれかの承認の請求を行い、当会社がこれを受領すること。ただし、(ロ)の承認の請求については、記名被保険者もしくはその配偶者の同居の子（その配偶者を含みます。）が新規運転免許取得者である場合にかぎるものとします。

(イ) 運転者年齢条件の変更またはこの特約の削除の承認の請求

(ロ) 子供運転者年齢条件特約の付帯の承認の請求

- ② 当会社は、前項の場合には、その定めるところに従い、追加保険料を請求できます。
- ③ 当会社は、前項の追加保険料を、普通保険約款一般条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）第2項の追加保険料とみなします。この場合において、保険契約者が当該追加保険料の支払を怠ったときの取扱いについては、免許取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故を除き、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を適用します。

## 2-2 子供特約

〔正式名称〕 子供運転者年齢条件特約

### 第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次の各号に定める条件をいずれも満たしている場合であって、かつ、保険証券に子供の年齢条件（以下「子供運転者年齢条件」といいます。）が記載されている場合に適用されます。

- (1) この保険契約に運転者年齢条件特約が適用されていること。
- (2) 保険証券記載の被保険者（以下「記名被保険者」といいます。）が個人であること。

### 第2条（運転者年齢条件特約の適用に関する特則）

- ① 当会社は、この特約により、子供運転者年齢条件に該当しない子供が保険証券記載の自動車（原動機付自転車を含みます。以下「被保険自動車」といいます。）を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- ② 当会社は、この特約により、被保険自動車を子供が運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては運転者年齢条件特約を適用しません。
- ③ この特約において、子供とは、次の各号のいずれかに該当する者で

あって、記名被保険者またはその配偶者（内縁を含みます。以下同様とします。）と同居している者をいいます。

- (1) 記名被保険者またはその配偶者の子
- (2) 前号に掲げる者の配偶者

### 第3条（運転免許資格取得に対する自動担保）

- ① 前条第1項の規定により当会社に支払責任が発生しない事故が生じた場合であっても、この保険契約に普通保険約款賠償責任条項の適用があり、かつ、次の各号の条件をいずれも満たしているときは、当会社は、当該事故により生じた損害に対しては、当会社が第3号の請求を承認していたものとみなして同条項および一般条項（付帯された他の特約のうち、被保険者が損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払う場合に適用される特約を含みます。以下同様とします。）を適用します。
  - (1) 事故発生の際において、被保険自動車または他の自動車（他車運転危険担保特約第2条（他の自動車の定義）または他車運転危険担保特約（二輪自動車・原動機付自転車）第2条（他の自動車の定義）に規定する他の自動車をいいます。）を運転していた子供が、被保険自動車を運転することができる運転免許（道路交通法第84条第1項に定める運転免許をいいます。ただし、仮運転免許を除きます。以下同様とします。）を新たに取得した者（以下「新規運転免許取得者」といいます。）であること。
  - (2) 事故発生の日が、前号の新規運転免許取得者の運転免許証に記載されている免許の年月日（以下「免許取得日」といいます。）の翌日から起算して30日以内の日であること。
  - (3) 第1号の新規運転免許取得者の免許取得日の翌日から起算して30日以内に、保険契約者が書面により次のいずれかの承認の請求を行い、当会社がこれを受領すること。
    - (イ) この特約の削除および運転者年齢条件特約の変更の承認の請求
    - (ロ) この特約および運転者年齢条件特約の削除の承認の請求
    - (ハ) 子供運転者年齢条件の変更の承認の請求
- ② 当会社は、前項の場合には、その定めるところに従い、追加保険料を請求できます。
- ③ 当会社は、前項の追加保険料を、普通保険約款一般条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）第2項の追加保険料とみなします。この場合において、保険契約者が当該追加保険料の支払を怠ったときの取扱いについては、免許取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故を除き、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を適用します。

## 2-3 運転者限定特約

【正式名称】 運転者限定特約

### 第1条（この特約の適用条件）

- ① この特約は、保険証券記載の自動車（以下「被保険自動車」といいます。）の用途および車種が、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車または自家用軽四輪乗用車であり、かつ、被保険自動車について運転する者を次の各号のいずれかに定める者（以下「限定運転者」といいます。）に限定する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。
  - (1) 保険証券記載の被保険者（以下「記名被保険者」といいます。）およびその配偶者（内縁を含みます。以下同様とします。）
  - (2) 記名被保険者およびその家族
- ② 前項の家族とは次の各号のいずれかに該当する者をいいます。
  - (1) 記名被保険者の配偶者
  - (2) 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

- (3) 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

## 第2条（限定運転者以外の者が運転している間に生じた事故の取扱い）

当社は、この特約により、保険証券記載の限定運転者以外の者が被保険自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、次の各号のいずれかに該当する事故による損害または傷害に対しては、このかぎりではありません。

- (1) 被保険自動車が盗難にあった時から発見されるまでの間にその被保険自動車について生じた事故
- (2) 自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者（これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。）が業務として受託した被保険自動車を使用または管理している間にその被保険自動車について生じた普通保険約款賠償責任条項第1条（当社の支払責任－対人賠償）に定める対人事故および同条項第2条（当社の支払責任－対物賠償）に定める対物事故

## 第3条（保険始期時点における限定運転者に関する特則）

- ① 当社は、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）の初日の時点で、限定運転者であった者（以下「始期時点限定運転者」といいます。）が被保険自動車を運転している間に生じた事故による損害または傷害に対しては、前条の規定を適用しません。ただし、保険契約者または記名被保険者から、事故の発生の際に被保険自動車を運転していた者が始期時点限定運転者である事実を確認できる公的資料等の提出があり、当社がこれを妥当と認めた場合にかぎりです。
- ② 前項の規定を適用する場合には、保険契約者は、書面をもって承認の請求を行わなければなりません。
- ③ 当社は、前項の承認をする場合には、次の各号のいずれかの期間に対し、当社の定めるところに従い追加保険料を請求します。
  - (1) 保険契約者または記名被保険者が、第1項の始期時点限定運転者が限定運転者に該当しなくなった事実の発生日（以下「事実の発生日」といいます。）について当社が妥当と認める資料の提出を行い、その資料によって事実の発生日が特定できる場合は、事実の発生日から保険期間の末日までの期間
  - (2) 前号以外の場合は、保険期間の初日から保険期間の末日までの期間
- ④ 当社は、保険契約者が前項の追加保険料の払込みを怠った場合は、第1項の規定は適用しません。
- ⑤ この保険契約の保険期間の初日以降事実の発生日までの間に、保険契約者が、この保険契約について次の各号のいずれかの承認の請求を行い、当社がこれを承認していた場合には、第1項中「保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）の初日」ならびに第3項第2号および次項中「保険期間の初日」とあるのを「当社が承認した、第3条第5項各号により契約条件を変更すべき期間の初日（該当する変更の承認が複数ある場合は最も遅い日とします。）」と読み替えて適用するものとします。
  - (1) 運転者限定特約の付帯
  - (2) 記名被保険者の変更
- ⑥ 当社は、保険期間の初日以降、当社が第3項の承認を行うまでの間に生じた事故（第1項の始期時点限定運転者が被保険自動車を運転している間に生じた事故を除きます。）による損害または傷害に対しては、前条の規定を適用します。

## 相手への賠償に関わる特約

### 3-1 対人臨時費用不担保特約

〔正式名称〕 対人臨時費用不担保特約

#### 第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

#### 第2条（対人賠償臨時費用の不担保）

当会社は、この特約により、普通保険約款賠償責任条項第12条（費用—対人・対物賠償共通）第2項に定める臨時費用は損害の一部とみなさず、同条項第13条（支払保険金の計算—対人賠償）第2項第2号に定める額を支払いません。

### 3-2 自賠責適用除外車対人賠償特約

〔正式名称〕 自賠責保険等適用除外車に関する「対人賠償損害」特約

#### 第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

#### 第2条（自賠責保険等適用除外車に関する取扱い）

- ① 当会社は、この特約により、普通保険約款賠償責任条項第1条（当会社の支払責任—対人賠償）第2項の規定は適用しません。
- ② 当会社は、この特約により、普通保険約款賠償責任条項第6条（損害賠償請求権者の直接請求権—対人賠償）第3項ならびに第13条（支払保険金の計算—対人賠償）第1項の規定の適用にあたっては、それぞれ同条項第6条第3項(2)の額および第13条第1項(3)の額を差し引きません。

#### 第3条（自賠責保険等の契約がある場合）

保険証券記載の自動車（原動機付自転車を含みます。）に自動車損害賠償保障法に基づく責任保険または責任共済の契約が締結されている場合には、前条の規定は適用しません。

### 3-3 対物全損時修理差額費用特約

〔正式名称〕 対物全損時修理差額費用担保特約

#### 第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

#### 第2条（この特約による支払責任）

当会社は、対物事故により被保険者が法律上の損害賠償責任を負担すべき場合は、当該対物事故にともない被保険者が対物全損時修理差額費用を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、対物全損時修理差額費用保険金を被保険者に支払います。ただし、普通保険約款賠償責任条項第9条（保険金を支払わない場合—その1 対人・対物賠償共通）もしくは同条項第11条（保険金を支払わない場合—その3 対物賠償）、普通保険約款一般条項または付帯された他の特約の規定により、対物事故により被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金が支払われない場合を除きます。

### 第3条（用語の定義）

この特約において、次の各号の用語は、それぞれ次の定義によります。

- (1) 被保険者  
普通保険約款賠償責任条項第3条（被保険者－対人・対物賠償共通）に定める者をいいます。
- (2) 対物事故  
普通保険約款賠償責任条項第2条（当会社の支払責任－対物賠償）に定める対物事故をいいます。
- (3) 被害自動車  
対物事故により被害を受けた自動車（原動機付自転車を含みます。以下同様とします。）をいいます。
- (4) 修理費  
損害が生じた地および時において、自動車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。ただし、自動車の復旧に際して、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費をこえると当社が認めた場合には、その部分品の修理費は補修による修理費とします。
- (5) 対物全損時修理差額費用  
(イ)から(ロ)を差し引いた費用のうち、当社が事前に承認したものをいいます。ただし、被害自動車の修理が実際に行われた場合に発生する費用にかぎります。
  - (イ) 対物事故による被害自動車の修理費から修理にともなって生じた残存物の額を差し引いた額
  - (ロ) 被害自動車の価額（当社が認定する、損害が生じた地および時における当該自動車と同一車種、同年式で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。）

### 第4条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被害自動車ごとに個別に適用します。

### 第5条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款賠償責任条項および一般条項の規定による場合のほか、次の各号のいずれかに該当する事由による損害に対しては、保険金を支払いません。

- (1) 被保険者が被害自動車の修理費の認定に関し第三者との間に特約を締結している場合は、その特約によって加重された修理費を負担することによって被る損害
- (2) 被害自動車の修理費のうち、次の各号のいずれかに該当する部分品の修理を負担することによって被る損害
  - (イ) 法令により禁止されている改造をおこなった部分品
  - (ロ) 法令により自動車に定着、固定または装備することを禁止されている部分品

### 第6条（対物全損時修理差額費用保険金）

- ① 当社は、対物全損時修理差額費用のうち被保険者が負担した額を対物全損時修理差額費用保険金として支払います。ただし、対物全損時修理差額費用に当社が認める被保険者の対物事故に係る責任割合を乗じた額または50万円のいずれか低い額を限度とします。
- ② 偶然な事故によって被害自動車に生じた損害に対して保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約（以下「被害自動車の車両保険等」といいます。）によって保険金または共済金（以下「保険金等」といいます。）が支払われる場合であって、次の(1)の額が(2)の額を超えるときは、当社は、対物全損時修理差額費用からその超過額（以下この項において、「超過額」といいます。）を差し引いた額を対物全

損時修理差額費用とみなして、前項の規定を適用します。この場合において、すでに超過額に対して対物全損時修理差額費用保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。

(1) 被害自動車の車両保険等によって被害自動車の修理費に対して支払われる保険金等の額。ただし、被害自動車の修理費のうち、被害自動車の所有者以外の第三者が負担すべき金額で被害自動車の所有者のためにすでに回収されたものがある場合において、それにより保険金等の額が差し引かれるときは、その額を差し引かないものとして算出された保険金等の額とします。

(2) 被害自動車の価値

## 第7条（重複契約の取扱い）

- ① 第2条（この特約による支払責任）と支払責任を同じくする他の保険契約または共済契約（以下「他の保険契約等」といいます。）がある場合において、次の(2)の額が損害額をこえるときは、当社は、次の算式により支払保険金の額を決定します。ただし、他の保険契約等によってこの保険契約に優先して保険金または共済金が支払われる場合は、当社は、損害額が他の保険契約等によって支払われる保険金または共済金の額の合計額を超過するときにかぎり、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

$$\text{損害額} \times \frac{\text{(1) 他の保険契約または共済契約がないものとして算出した当社の支払うべき保険金の額}}{\text{(2) それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額の合計額}}$$

- ② 前項の規定にかかわらず、被保険者の請求があり、かつ、当社がこれを承認した場合は、同項(1)の額を保険金の額として、他の保険契約等に優先して保険金を支払います。

## 第8条（保険金の請求）

- ① 当社に対する保険金請求権は、被保険者が実際に対物全損時修理差額費用を負担した時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- ② 保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款一般条項第20条（保険金の請求）第2項に定める書類のほか、被保険者が実際に支出した被害自動車の修理費の明細書および当社が求めた書類または証拠を当社に提出しなければなりません。
- ③ 前項の明細書、書類もしくは証拠に故意に不実の記載をした場合もしくは事実を記載しなかった場合、その明細書、書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合、または前項の義務に違反した場合は、当社は、対物全損時修理差額費用保険金を支払いません。

## 第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

## 3-4 レンタカーの対物賠償保険に関する特約

【正式名称】 レンタカーの対物賠償保険に関する特約

### 第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に対物賠償保険契約が締結されており、かつ、保険証券記載の自動車（以下「被保険自動車」といいます。）がレ

レンタカー（道路運送法第80条第1項に基づき業として有償で貸渡しすることの許可を受けた自家用自動車をいいます。）である場合に適用されます。

## 第2条（対物賠償保険の特則）

保険証券記載の被保険者（以下「記名被保険者」といいます。）がレンタカー事業者である場合は、当社は、この特約により、記名被保険者の所有、使用または管理する財物の滅失、破損または汚損について被保険自動車の借受人である被保険者（記名被保険者の使用人、および記名被保険者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を除きます。）が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害については、普通保険約款賠償責任条項第11条（保険金を支払わない場合－その3 対物賠償）第1号の規定は適用しません。

## 3-5 けん引自動車の対物賠償保険に関する特約

【正式名称】けん引自動車の対物賠償保険に関する特約

### 第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

### 第2条（この特約による支払責任）

- ① 当社は、この特約により、普通保険約款賠償責任条項第11条（保険金を支払わない場合－その3 対物賠償）の規定にかかわらず、保険証券記載の自動車（以下「被保険自動車」といいます。）がけん引中（駐車または停車中を除きます。）の被けん引自動車が滅失、破損または汚損されることにより普通保険約款賠償責任条項第3条（被保険者－対人・対物賠償共通）第1項の被保険者が法律上の損害賠償責任（当該被けん引自動車に直接生じた損害に対する損害賠償責任にかぎります。）を負担することによって被る損害に対して保険金を支払います。
- ② 前項の被けん引自動車とは、自動車によりけん引されることを目的とし、その目的に適合した構造および装置を有する自動車であって、普通保険約款賠償責任条項第11条各号のいずれかに該当する者が使用または管理するものをいいます。ただし、これらの者が所有するものを除きます。
- ③ 第1項の被けん引自動車には、次の各号に規定する物（以下「付属品」といいます。）を含みます。
  - (1) 被けん引自動車に定着（ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。以下同様とします。）されている物
  - (2) 前号以外の物で、車室内でのみ使用することを目的として被けん引自動車に固定されている自動車用電子式航法装置、有料道路自動料金収受システムの用に供する車載器その他これらに準ずる物。ただし、取りはずして使用する物を除きます。
  - (3) 前2号以外の物で、被けん引自動車に装備（自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態または法令に従い被けん引自動車に備えつけられている状態をいいます。以下同様とします。）されている物
- ④ 前項の付属品には、次の物を含みません。
  - (1) 燃料、ボデーカバーおよび洗車用品
  - (2) 法令により、被けん引自動車に定着、固定または装備することを禁止されている物
  - (3) 通常装飾品とみなされる物

### 第3条（他の特約との関係）

この保険契約に他車運転危険担保特約または臨時代替自動車担保特約が適用される場合には、他車運転危険担保特約第3条（この特約による支払責任－賠償責任）第1項および臨時代替自動車担保特約第3条（この特約による支払責任－賠償責任）第1項の「他の特約」には、この特約を含めないものとします。

### 第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

## ご自身・搭乗者などの補償に関わる特約

### 4-1 人身被保険自動車搭乗中のみ特約

【正式名称】 人身傷害に関する被保険自動車搭乗中のみ担保特約

#### 第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款人身傷害補償条項の適用があり、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

#### 第2条（この特約による支払責任）

当社は、普通保険約款人身傷害補償条項第2条（被保険者）第1項に定める被保険者については、保険証券記載の自動車の正規の乗車装置または当該装置のある室内（隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。）に搭乗中の場合にかぎり、同条項および付帯された他の特約を適用します。

### 4-2 バスの人身傷害補償保険金支払特約

【正式名称】 バスの人身傷害補償保険金支払に関する特約

#### 第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券記載の自動車の用途および車種が自家用バスまたは営業用バスであり、かつ、この保険契約に普通保険約款人身傷害補償条項の適用がある場合に適用されます。

#### 第2条（当会社の責任限度額等）

- ① 当会社の支払うべき保険金（普通保険約款人身傷害補償条項第9条（支払保険金の計算）の保険金をいいます。以下同様とします。）の総額は、この特約により、1回の事故につき、保険証券記載の1事故保険金額（以下この条において、「1事故保険金額」といいます。）を限度とします。
- ② 被保険者1名ごとの保険金の合計額が、1事故保険金額をこえる場合は、次の算式により被保険者1名ごとに支払う保険金の額を決定します。

被保険者1名ごとの  
保険金の額

×

1事故保険金額

被保険者1名ごとの保険金の額の合計額

### 第3条（保険金の請求）

保険金の請求は、保険契約者を経由して行うものとします。

## 4-3 搭乗者傷害特約（部位・症状別定額払）

【正式名称】搭乗者傷害危険担保特約（医療保険金部位・症状別定額払）

### 第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

### 第2条（この特約による支払責任）

- ① 当社は、被保険者が次の各号のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害（ガス中毒を含みます。以下同様とします。）を被った場合は、この特約に従い、保険金（死亡保険金、後遺障害保険金、重度後遺障害保険金および医療保険金をいいます。以下同様とします。）を支払います。
  - (1) 保険証券記載の自動車（原動機付自転車を含みます。以下「被保険自動車」といいます。）の運行に起因する事故
  - (2) 被保険自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または被保険自動車の落下
- ② 前項の傷害には、日射、熱射または精神的衝動による障害および被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを含まません。

### 第3条（被保険者）

- ① この特約において被保険者とは、被保険自動車の正規の乗車装置または当該装置のある室内（隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。）に搭乗中の者をいいます。
- ② 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は被保険者に含みません。
  - (1) 極めて異常かつ危険な方法で被保険自動車に搭乗中の者
  - (2) 業務として被保険自動車を受託している自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者（これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。）

### 第4条（保険金を支払わない場合—その1）

- ① 当社は、次の各号のいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。
  - (1) 被保険者の故意または極めて重大な過失（事故の直接の原因となりうる過失であって、通常の不注意等では説明のできない行為（不作為を含みます。）をとまなうものをいいます。以下この条において、同様とします。）によって、その本人について生じた傷害
  - (2) 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで被保険自動車を運転している場合、道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で被保険自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車を運転している場合に、その本人について生じた傷害
  - (3) 被保険者が、被保険自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで被保険自動車に搭乗中に生じた傷害
  - (4) 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって、その本人について生じた傷害
- ② 傷害が保険金を受け取るべき者の故意または極めて重大な過失によって生じた場合は、当社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。

- ③ 当会社は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症（たんどく りんぼせんえん はいけつしやう はしやうふう 丹毒、淋巴腺炎、敗血症、破傷風等）に対しては、保険金を支払いません。

## 第5条（保険金を支払わない場合—その2）

当会社は、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

- (1) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
- (2) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (3) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この号において、同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- (4) 前号に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- (5) 前各号の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故

## 第6条（死亡保険金）

- ① 当会社は、被保険者が第2条（この特約による支払責任）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、被保険者1名ごとの保険証券記載の保険金額（以下「保険金額」といいます。）の全額を死亡保険金として被保険者の法定相続人に支払います。
- ② 前項の被保険者の法定相続人が2名以上である場合は、当会社は、法定相続分の割合により同項の死亡保険金を被保険者の法定相続人に支払います。

## 第7条（後遺障害保険金）

- ① 当会社は、被保険者が第2条（この特約による支払責任）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に普通保険約款別表Ⅰの定めによる後遺障害が生じた場合は、保険金額に同表に従い決定した後遺障害の各等級に対応するこの特約の別表Ⅰの保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。
- ② 前項の規定にかかわらず、同一事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合で、次の(1)の割合が次の(2)の保険金支払割合に達しないときは、当会社は、保険金額に次の(1)の割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。
  - (1) それぞれの後遺障害に該当する等級に対応するこの特約の別表Ⅰの保険金支払割合の合計の割合
  - (2) 普通保険約款別表Ⅰの表2の注7第3号に従い決定した後遺障害の等級に対応するこの特約の別表Ⅰの保険金支払割合
- ③ すでに後遺障害のある被保険者が第2条の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、保険金額に、普通保険約款別表Ⅰに掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対応するこの特約の別表Ⅰの保険金支払割合からすでにあつた後遺障害に該当する等級に対応するこの特約の別表Ⅰの保険金支払割合を差し引いた割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。
- ④ 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日をこえてなお治療を要する状態にある場合は、この期間の終了する前日における医師の診断に基づき後遺障害の程度を決定して、後遺障害保険金を支払

います。

- ⑤ この特約において、後遺障害とは、身体の一部を失いまたはその機能に重大な障害を永久に残した状態をいいます。

## 第8条（重度後遺障害保険金）

- ① 当会社は、被保険者が第2条（この特約による支払責任）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に普通保険約款別表Ⅰに従い決定した後遺障害の等級が第1級もしくは第2級である後遺障害または同表第3級3号もしくは4号に掲げる後遺障害が生じ、かつ、介護を必要とすると認められる場合は、後遺障害保険金の額の60%に相当する額を重度後遺障害保険金として被保険者に支払います。ただし、600万円を限度とします。
- ② 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日をこえてなお治療を要する状態にある場合は、この期間の終了する前日における医師の診断に基づき後遺障害の程度および介護の要否を決定して、重度後遺障害保険金を支払います。

## 第9条（医療保険金）

- ① 当会社は、被保険者が第2条（この特約による支払責任）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に医師の治療を要した場合は、下表に定める医療保険金（治療給付金および入通院給付金をいいます。以下同様とします。）を被保険者に支払います。

支 払 事 由		支払保険金
(1)治療給付金	医師の治療を要した場合	1回の事故につき1万円
(2)入通院給付金	医師の治療のために病院または診療所に入院または通院した治療日数（医師による往診を含みます。）の合計が5日以上（5日目の入院または通院の日が事故の発生の日からその日を含めて180日以内の場合にかぎります。）となった場合	傷害を被った部位およびその症状に応じ、別表2に定める金額

- ② 別表2の各症状に該当しない傷害であっても、各症状に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれの相当する症状に該当したものとみなして、入通院給付金を支払います。
- ③ 同一事故により被った傷害の部位および症状が、別表2の複数の項目に該当する場合、当会社はそれぞれの項目により支払われるべき保険金のうち、もっとも高い金額を入通院給付金として支払います。
- ④ 被保険者が入通院給付金の支払を受けられる傷害を被り、第1項(2)の治療日数の合計が5日以上となる前に、さらに入通院給付金の支払を受けられる傷害を被った場合、当会社は、それぞれの傷害について他の傷害がないものとして算出した支払うべき保険金の額のうち、高い方の額を入通院給付金として支払います。

## 第10条（支払保険金の競合）

当会社は、死亡保険金を支払う場合において、1回の事故につき、同一被保険者に対しすでに支払った後遺障害保険金または重度後遺障害保険金があるときは、保険金額からすでに支払った後遺障害保険金および重度後遺障害保険金の額を差し引いて、その残額を支払います。

## 第11条（すでに存在していた身体の障害または疾病の影響等）

- ① 被保険者が第2条（この特約による支払責任）の傷害を被ったときすでに存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を決定してこれを支払います。ただし、第9条（医療保険金）第4項に該当する場合には、このかぎりではありません。
- ② 正当な理由がなく被保険者が治療を怠り、または保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったために第2条の傷害が重大となった場合も、前項と同様の方法で支払います。

## 第12条（当会社の責任限度額等）

- ① 1回の事故につき、被保険者1名に対し当会社が支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金の額は、第6条（死亡保険金）、第7条（後遺障害保険金）、第10条（支払保険金の競合）および前条の規定による額とし、かつ、保険金額を限度とします。
- ② 当会社は、前項に定める後遺障害保険金と第8条（重度後遺障害保険金）および前条の規定による重度後遺障害保険金の合計額が保険金額をこえる場合であっても、重度後遺障害保険金を支払います。
- ③ 当会社は、前2項に定める保険金のほか、1回の事故につき、被保険者1名に対し第9条（医療保険金）および前条の規定による医療保険金を支払います。

## 第13条（保険金の請求）

- ① 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。
  - (1) 死亡保険金については、被保険者が死亡した時
  - (2) 後遺障害保険金および重度後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
  - (3) 医療保険金については、事故発生の日からその日を含めて180日以内の治療日数が5日となった時または治療が終了した時のいずれか早い時
- ② 保険金の支払を請求する場合は、前項に定める保険金請求権発生の時の翌日から起算して60日以内または当会社が書面で承認した猶予期間内に、保険証券に添えて次の書類または証拠を当会社に提出しなければなりません。ただし、第3号の交通事故証明書については、提出できない相当な理由がある場合はこのかぎりではありません。
  - (1) 保険金の請求書
  - (2) 傷害の程度を証明する書類
  - (3) 公の機関が発行する交通事故証明書
  - (4) その他当会社が特に必要と認める書類または証拠

## 第14条（代位）

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

## 第15条（時効）

保険金請求権は、次の時の翌日から起算して2年を経過した場合は、時効によって消滅します。

- (1) 第13条（保険金の請求）第2項に定める手続が行われなかった場合には、同条第1項に定める時

- (2) 第13条第2項に定める手続が行われた場合には、当社が同項の書類または証拠を受領した時の翌日から起算して30日を経過した時

## 第16条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款一般条項第1条（保険責任の始期および終期）第2項中「賠償責任条項、人身傷害補償条項および車両条項」ならびに同条項第17条（当社の指定する医師による診断）第1項中「人身傷害」とあるのを「この特約」と読み替えるものとします。

### <別表1> 後遺障害保険金支払割合表

等級	保険金支払割合	等級	保険金支払割合
第1級	100%	第8級	34%
第2級	89%	第9級	26%
第3級	78%	第10級	20%
第4級	69%	第11級	15%
第5級	59%	第12級	10%
第6級	50%	第13級	7%
第7級	42%	第14級	4%

### <別表2> 入通院給付金支払額基準

部位 症状	頭部	眼 の眼 および 顔面 部を ぞく	歯 牙	頸 部	腹 胸 部 は	ま 背 部 ま たは 腰 部 は	の 手 ぞ く 指 上 肢を	手 指	下 足 指 を の ぞ 肢を	足 指	全 身
打撲、擦過傷、挫傷 または捻挫	5万円	5万円	-	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円
挫創または挫減創	15万円	5万円	-	5万円	10万円	10万円	5万円	5万円	5万円	5万円	35万円
筋の損傷もしくは断 裂または腱の損傷も しくは断裂	-	-	-	15万円	15万円	15万円	30万円	30万円	30万円	10万円	-
骨折または脱臼	60万円	25万円	-	80万円	30万円	60万円	30万円	10万円	45万円	15万円	-
欠損または切断	-	15万円	-	5万円	-	-	40万円	20万円	55万円	30万円	-
頭蓋内の内出血もし しくは血腫（皮下をの ぞく）または眼球の 内出血もしくは血腫 （皮下をのぞく）	75万円	-	20万円	-	-	-	-	-	-	-	-
神経の損傷または断 裂	95万円	25万円	50万円	-	100万円	-	70万円	30万円	30万円	30万円	10万円

臓器の損傷もしくは破裂または眼球の損傷もしくは破裂	-	-	50万円	-	-	85万円	-	-	-	-	-	-
熱傷	5万円	5万円	-	-	5万円	10万円	10万円	5万円	5万円	5万円	5万円	35万円
その他	10万円	5万円	5万円	5万円	10万円	10万円	10万円	10万円	5万円	10万円	5万円	15万円

(注) 全身とは以下の(1)から(6)までの部位のうち3部位以上にわたるものをいいます。

- (1) 頭部
- (2) 顔面部
- (3) 頸部
- (4) 胸部, 腹部, 背部, 腰部および臀部
- (5) 上肢
- (6) 下肢

#### 4-4 搭乗者傷害特約(日額払)

【正式名称】 搭乗者傷害危険担保特約 (医療保険金日額払)

##### 第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

##### 第2条 (この特約による支払責任)

- ① 当社は、被保険者が次の各号のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害（ガス中毒を含みます。以下同様とします。）を被った場合は、この特約に従い、保険金（死亡保険金、後遺障害保険金、重度後遺障害保険金および医療保険金をいいます。以下同様とします。）を支払います。
  - (1) 保険証券記載の自動車（原動機付自転車を含みます。以下「被保険自動車」といいます。）の運行に起因する事故
  - (2) 被保険自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または被保険自動車の落下
- ② 前項の傷害には、日射、熱射または精神的衝動による障害および被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足る医学的他覚所見のないものを含みません。

##### 第3条 (被保険者)

- ① この特約において被保険者とは、被保険自動車の正規の乗車装置または当該装置のある室内（隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。）に搭乗中の者をいいます。
- ② 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は被保険者に含みません。
  - (1) 極めて異常かつ危険な方法で被保険自動車に搭乗中の者
  - (2) 業務として被保険自動車を受託している自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者（これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。）

##### 第4条 (保険金を支払わない場合—その1)

- ① 当社は、次の各号のいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。
  - (1) 被保険者の故意または極めて重大な過失（事故の直接の原因とな

りうる過失であって、通常の不注意等では説明のできない行為（不作為を含みます。）をとまなうものをいいます。以下この条において、同様とします。）によって、その本人について生じた傷害

- (2) 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで被保険自動車運転している場合、道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で被保険自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車を運転している場合に、その本人について生じた傷害
  - (3) 被保険者が、被保険自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで被保険自動車に搭乗中に生じた傷害
  - (4) 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって、その本人について生じた傷害
- ② 傷害が保険金を受け取るべき者の故意または極めて重大な過失によって生じた場合は、当社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。
- ③ 当社は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症（たんどく りんばせんえん はいけつしょう はしやうふう丹毒、淋腺炎、敗血症、破傷風等）に対しては、保険金を支払いません。

## 第5条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

- (1) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
- (2) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (3) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この号において、同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- (4) 前号に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- (5) 前各号の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故

## 第6条（死亡保険金）

- ① 当社は、被保険者が第2条（この特約による支払責任）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、被保険者1名ごとの保険証券記載の保険金額（以下「保険金額」といいます。）の全額を死亡保険金として被保険者の法定相続人に支払います。
- ② 前項の被保険者の法定相続人が2名以上である場合は、当社は、法定相続分の割合により同項の死亡保険金を被保険者の法定相続人に支払います。

## 第7条（後遺障害保険金）

- ① 当社は、被保険者が第2条（この特約による支払責任）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に普通保険約款別表Iの定めによる後遺障害が生じた場合は、保険金額に同表に従い決定した後遺障害の各等級に対応するこの特約の別表の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。
- ② 前項の規定にかかわらず、同一事故により、2種以上の後遺障害が

生じた場合で、次の(1)の割合が次の(2)の保険金支払割合に達しないときは、当会社は、保険金額に次の(1)の割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

- (1) それぞれの後遺障害に該当する等級に対応するこの特約の別表の保険金支払割合の合計の割合
  - (2) 普通保険約款別表Ⅰの表Ⅱの注Ⅶ第3号に従い決定した後遺障害の等級に対応するこの特約の別表の保険金支払割合
- ③ すでに後遺障害のある被保険者が第2条の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、保険金額に、普通保険約款別表Ⅰに掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対応するこの特約の別表の保険金支払割合からすでにあった後遺障害に該当する等級に対応するこの特約の別表の保険金支払割合を差し引いた割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。
  - ④ 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日をこえてなお治療を要する状態にある場合は、この期間の終了する前日における医師の診断に基づき後遺障害の程度を決定して、後遺障害保険金を支払います。
  - ⑤ この特約において、後遺障害とは、身体の一部を失いまたはその機能に重大な障害を永久に残した状態をいいます。

## 第8条（重度後遺障害保険金）

- ① 当会社は、被保険者が第2条（この特約による支払責任）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に普通保険約款別表Ⅰに従い決定した後遺障害の等級が第1級もしくは第2級である後遺障害または同表第3級3号もしくは4号に掲げる後遺障害が生じ、かつ、介護を必要とすると認められる場合は、後遺障害保険金の額の60%に相当する額を重度後遺障害保険金として被保険者に支払います。ただし、60万円を限度とします。
- ② 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日をこえてなお治療を要する状態にある場合は、この期間の終了する前日における医師の診断に基づき後遺障害の程度および介護の要否を決定して、重度後遺障害保険金を支払います。

## 第9条（医療保険金）

- ① 当会社は、被保険者が第2条（この特約による支払責任）の傷害を被り、その直接の結果として、生活機能または業務能力の減失または減少をきたし、かつ、医師の治療を要した場合は、次の金額を医療保険金として被保険者に支払います。
  - (1) 病院または診療所に入院した治療日数に対しては、その入院日数1日につき、保険証券記載の入院保険金日額
  - (2) 病院または診療所に入院しない治療日数（病院または診療所に通院して医師の治療を受けた日数をいい、医師による往診日数を含みます。）に対しては、その治療日数1日につき、保険証券記載の通院保険金日額
- ② 前項の治療日数には、「臓器の移植に関する法律」第6条の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、当該身体への処置がされた場合であって、当該処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。）であるときには、当該処置日数を含みます。
- ③ 被保険者が通院しない場合であっても、骨折の傷害を被った部位を固定するために医師の治療により次の各号に該当するギプスを常時装着したときは、その日数を第1項の治療日数に含めます。

- (1) 長管骨（上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、頸骨および腓骨をいいます。以下この項において、同様とします。）骨折および脊柱の骨折によるギブス
- (2) 長管骨に接続する三大関節部分の骨折で長管骨部分を含めたギブス
- ④ 前3項の規定にかかわらず、当社は、被保険者が平常の生活または平常の業務に従事することができる程度になおった日の翌日以降の治療日数に対しては、保険金を支払いません。
- ⑤ 第1項の医療保険金の支払は、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日をもって限度とします。
- ⑥ 被保険者が医療保険金の支払を受けられる期間中にさらに医療保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当社は、重複して医療保険金を支払いません。

#### 第10条（支払保険金の競合）

当社は、死亡保険金を支払う場合において、1回の事故につき、同一被保険者に対しすでに支払った後遺障害保険金または重度後遺障害保険金があるときは、保険金額からすでに支払った後遺障害保険金および重度後遺障害保険金の額を差し引いて、その残額を支払います。

#### 第11条（すでに存在していた身体の障害または疾病の影響等）

- ① 被保険者が第2条（この特約による支払責任）の傷害を被ったときすでに存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を決定してこれを支払います。
- ② 正当な理由がなく被保険者が治療を怠り、または保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったために第2条の傷害が重大となった場合も、前項と同様の方法で支払います。

#### 第12条（当社の責任限度額等）

- ① 1回の事故につき、被保険者1名に対し当社が支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金の額は、第6条（死亡保険金）、第7条（後遺障害保険金）、第10条（支払保険金の競合）および前条の規定による額とし、かつ、保険金額を限度とします。
- ② 当社は、前項に定める後遺障害保険金と第8条（重度後遺障害保険金）および前条の規定による重度後遺障害保険金の合計額が保険金額をこえる場合であっても、重度後遺障害保険金を支払います。
- ③ 当社は、前2項に定める保険金のほか、1回の事故につき、被保険者1名に対し第9条（医療保険金）および前条の規定による医療保険金を支払います。

#### 第13条（保険金の請求）

- ① 当社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行することができるものとします。
  - (1) 死亡保険金については、被保険者が死亡した時
  - (2) 後遺障害保険金および重度後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
  - (3) 医療保険金については、被保険者が平常の生活もしくは平常の業務に従事することができる程度になおった時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- ② 保険金の支払を請求する場合は、前項に定める保険金請求権発生の日の翌日から起算して60日以内または当社が書面で承認した猶予期

間内に、保険証券に添えて次の書類または証拠を当会社に提出しなければなりません。ただし、第3号の交通事故証明書については、提出できない相当な理由がある場合はこのかぎりではありません。

- (1) 保険金の請求書
- (2) 傷害の程度を証明する書類
- (3) 公の機関が発行する交通事故証明書
- (4) その他当会社が特に必要と認める書類または証拠

#### 第14条 (代 位)

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

#### 第15条 (時 効)

保険金請求権は、次の時の翌日から起算して2年を経過した場合は、時効によって消滅します。

- (1) 第13条（保険金の請求）第2項に定める手続が行われなかった場合には、同条第1項に定める時
- (2) 第13条第2項に定める手続が行われた場合には、当会社が同項の書類または証拠を受領した時の翌日から起算して30日を経過した時

#### 第16条 (準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款一般条項第1条（保険責任の始期および終期）第2項中「賠償責任条項、人身傷害補償条項および車両条項」ならびに同条項第17条（当会社の指定する医師による診断）第1項中「人身傷害」とあるのを「この特約」と読み替えるものとします。

#### <別表>

#### 後遺障害保険金支払割合表

等 級	保険金支払割合	等 級	保険金支払割合
第1級	100%	第8級	34%
第2級	89%	第9級	26%
第3級	78%	第10級	20%
第4級	69%	第11級	15%
第5級	59%	第12級	10%
第6級	50%	第13級	7%
第7級	42%	第14級	4%

#### 4-5 搭乗者傷害特約(医療保険金なし)

【正式名称】 搭乗者傷害危険担保特約（医療保険金なし）

#### 第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

#### 第2条 (この特約による支払責任)

- ① 当会社は、被保険者が次の各号のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害（ガス中毒を含みます。以下同様とします。）を被った場合は、この特約に従い、保険金（死亡保険金、後

遺障害保険金および重度後遺障害保険金をいいます。以下同様とします。)を支払います。

- (1) 保険証券記載の自動車（原動機付自転車を含みます。以下「被保険自動車」といいます。）の運行に起因する事故
  - (2) 被保険自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または被保険自動車の落下
- ② 前項の傷害には、日射、熱射または精神的衝動による障害および被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足る医学的他覚所見のないものを含みません。

### 第3条（被保険者）

- ① この特約において被保険者とは、被保険自動車の正規の乗車装置または当該装置のある室内（隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。）に搭乗中の者をいいます。
- ② 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は被保険者に含みません。
  - (1) 極めて異常かつ危険な方法で被保険自動車に搭乗中の者
  - (2) 業務として被保険自動車を受託している自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者（これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。）

### 第4条（保険金を支払わない場合—その1）

- ① 当社は、次の各号のいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。
  - (1) 被保険者の故意または極めて重大な過失（事故の直接の原因となりうる過失であって、通常の不注意等では説明のできない行為（不作為を含みます。）をとまなうものをいいます。以下この条において、同様とします。）によって、その本人について生じた傷害
  - (2) 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで被保険自動車を運転している場合、道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で被保険自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車を運転している場合に、その本人について生じた傷害
  - (3) 被保険者が、被保険自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで被保険自動車に搭乗中に生じた傷害
  - (4) 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって、その本人について生じた傷害
- ② 傷害が保険金を受け取るべき者の故意または極めて重大な過失によって生じた場合は、当社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。
- ③ 当社は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症（たんどく丹毒、りんばせんえんリンパ腺炎、はいけつしょう敗血症、はしょうふう破傷風等）に対しては、保険金を支払いません。

### 第5条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

- (1) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）

- (2) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (3) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この号において、同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- (4) 前号に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- (5) 前各号の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故

## 第6条（死亡保険金）

- ① 当社は、被保険者が第2条（この特約による支払責任）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、被保険者1名ごとの保険証券記載の保険金額（以下「保険金額」といいます。）の全額を死亡保険金として被保険者の法定相続人に支払います。
- ② 前項の被保険者の法定相続人が2名以上である場合は、当社は、法定相続分の割合により同項の死亡保険金を被保険者の法定相続人に支払います。

## 第7条（後遺障害保険金）

- ① 当社は、被保険者が第2条（この特約による支払責任）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に普通保険約款別表Ⅰの定めによる後遺障害が生じた場合は、保険金額に同表に従い決定した後遺障害の各等級に対応するこの特約の別表の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。
- ② 前項の規定にかかわらず、同一事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合で、次の(1)の割合が次の(2)の保険金支払割合に達しないときは、当社は、保険金額に次の(1)の割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。
  - (1) それぞれの後遺障害に該当する等級に対応するこの特約の別表の保険金支払割合の合計の割合
  - (2) 普通保険約款別表Ⅰの表2の注7第3号に従い決定した後遺障害の等級に対応するこの特約の別表の保険金支払割合
- ③ すでに後遺障害のある被保険者が第2条の傷害を受けたことによつて、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、保険金額に、普通保険約款別表Ⅰに掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対応するこの特約の別表の保険金支払割合からすでにあった後遺障害に該当する等級に対応するこの特約の別表の保険金支払割合を差し引いた割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。
- ④ 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日をこえてなお治療を要する状態にある場合は、この期間の終了する前日における医師の診断に基づき後遺障害の程度を決定して、後遺障害保険金を支払います。
- ⑤ この特約において、後遺障害とは、身体の一部を失いまたはその機能に重大な障害を永久に残した状態をいいます。

## 第8条（重度後遺障害保険金）

- ① 当社は、被保険者が第2条（この特約による支払責任）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に普通保険約款別表Ⅰに従い決定した後遺障害の等級が第1級もしくは第2級である後遺障害または同表第3級3号もしくは4号に掲げる後遺障害が生じ、かつ、介護を必要とすると認められる場合は、後遺障害保険金の額の60%に相当する額を重度後遺障害保険金として被保険者に支払います。ただし、600万円を限度とします。

- ② 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日をこえてなお治療を要する状態にある場合は、この期間の終了する前日における医師の診断に基づき後遺障害の程度および介護の要否を決定して、重度後遺障害保険金を支払います。

### 第9条（支払保険金の競合）

当社は、死亡保険金を支払う場合において、1回の事故につき、同一被保険者に対しすでに支払った後遺障害保険金または重度後遺障害保険金があるときは、保険金額からすでに支払った後遺障害保険金および重度後遺障害保険金の額を差し引いて、その残額を支払います。

### 第10条（すでに存在していた身体の障害または疾病の影響等）

- ① 被保険者が第2条（この特約による支払責任）の傷害を被ったときすでに存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を決定してこれを支払います。
- ② 正当な理由がなく被保険者が治療を怠り、または保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったために第2条の傷害が重大となった場合も、前項と同様の方法で支払います。

### 第11条（当社の責任限度額等）

- ① 1回の事故につき、被保険者1名に対し当社が支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金の額は、第6条（死亡保険金）、第7条（後遺障害保険金）、第9条（支払保険金の競合）および前条の規定による額とし、かつ、保険金額を限度とします。
- ② 当社は、前項に定める後遺障害保険金と第8条（重度後遺障害保険金）および前条の規定による重度後遺障害保険金の合計額が保険金額をこえる場合であっても、重度後遺障害保険金を支払います。

### 第12条（保険金の請求）

- ① 当社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行することができるものとします。
- (1) 死亡保険金については、被保険者が死亡した時
- (2) 後遺障害保険金および重度後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- ② 保険金の支払を請求する場合は、前項に定める保険金請求権発生時の翌日から起算して60日以内または当社が書面で承認した猶予期間内に、保険証券に添えて次の書類または証拠を当社に提出しなければなりません。ただし、第3号の交通事故証明書については、提出できない相当な理由がある場合はこのかぎりではありません。
- (1) 保険金の請求書
- (2) 傷害の程度を証明する書類
- (3) 公の機関が発行する交通事故証明書
- (4) その他当社が特に必要と認める書類または証拠

### 第13条（代位）

当社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

### 第14条（時効）

保険金請求権は、次の時の翌日から起算して2年を経過した場合は、

時効によって消滅します。

- (1) 第12条（保険金の請求）第2項に定める手続が行われなかった場合には、同条第1項に定める時
- (2) 第12条第2項に定める手続が行われた場合には、当社が同項の書類または証拠を受領した時の翌日から起算して30日を経過した時

## 第15条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款一般条項第1条（保険責任の始期および終期）第2項中「賠償責任条項、人身傷害補償条項および車両条項」ならびに同条項第17条（当社の指定する医師による診断）第1項中「人身傷害」とあるのを「この特約」と読み替えるものとします。

## <別表>

### 後遺障害保険金支払割合表

等級	保険金支払割合	等級	保険金支払割合
第1級	100%	第8級	34%
第2級	89%	第9級	26%
第3級	78%	第10級	20%
第4級	69%	第11級	15%
第5級	59%	第12級	10%
第6級	50%	第13級	7%
第7級	42%	第14級	4%

## 4-6 部位・症状別定額払医療保険金倍額特約

【正式名称】 部位・症状別定額払医療保険金倍額特約

### 第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に搭乗者傷害危険担保特約（医療保険金部位・症状別定額払）の適用があり、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

### 第2条（この特約による医療保険金の特則）

当社は、この特約により、搭乗者傷害危険担保特約（医療保険金部位・症状別定額払）第9条（医療保険金）第1項の医療保険金の額は、同項に規定する支払保険金の合計額に2を乗じた額とします。

## 4-7 バスの搭乗者傷害保険金支払特約

【正式名称】 バスの搭乗者傷害保険金支払に関する特約

### 第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券記載の自動車の用途および車種が自家用バスまたは営業用バスであり、かつ、この保険契約に搭乗者傷害危険担保特約（医療保険金部位・症状別定額払）、搭乗者傷害危険担保特約（医療保険金日額払）または搭乗者傷害危険担保特約（医療保険金なし）（以下「搭乗者傷害特約」といいます。）が適用されている場合に適用されます。

### 第2条（当社の責任限度額等）

- ① 当社の支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金（搭乗者傷害特約第2条（この特約による支払責任）の保険金における死亡保険金

および後遺障害保険金とします。以下同様とします。)の総額は、この特約により、1回の事故につき、保険証券記載の1事故保険金額(以下「1事故保険金額」といいます。)を限度とします。

- ② 搭乗者傷害危険担保特約(医療保険金部位・症状別定額払)第12条(当会社の責任限度額等)第1項、搭乗者傷害危険担保特約(医療保険金日額払)第12条(当会社の責任限度額等)第1項または搭乗者傷害危険担保特約(医療保険金なし)第11条(当会社の責任限度額等)第1項の規定による被保険者1名ごとの死亡保険金および後遺障害保険金の合計額が、1事故保険金額をこえる場合は、この特約により、次の算式により、被保険者1名ごとに支払う死亡保険金および後遺障害保険金の額を決定します。

$$\frac{\text{被保険者1名ごとの死亡保険金および後遺障害保険金の額}}{\text{被保険者1名ごとの死亡保険金および後遺障害保険金の合計額}} \times \text{1事故保険金額}$$

- ③ 当会社は、前2項に定める後遺障害保険金の総額と搭乗者傷害特約第8条(重度後遺障害保険金)および搭乗者傷害危険担保特約(医療保険金部位・症状別定額払)第11条(すでに存在していた身体の障害または疾病の影響等)、搭乗者傷害危険担保特約(医療保険金日額払)第11条(すでに存在していた身体の障害または疾病の影響等)または搭乗者傷害危険担保特約(医療保険金なし)第10条(すでに存在していた身体の障害または疾病の影響等)の規定による重度後遺障害保険金の合計額が、1事故保険金額をこえる場合であっても、重度後遺障害保険金を支払います。

### 第3条(部位・症状別定額払医療保険金の特則)

この保険契約に搭乗者傷害危険担保特約(医療保険金部位・症状別定額払)が適用されている場合には、当会社は、前条に定める保険金のほか、1回の事故につき、被保険者1名に対し同特約第9条(医療保険金)および同特約第11条(すでに存在していた身体の障害または疾病の影響等)の規定による医療保険金を支払います。

### 第4条(日額払医療保険金の特則)

この保険契約に搭乗者傷害危険担保特約(医療保険金日額払)が適用されている場合には、同特約第9条(医療保険金)に定める医療保険金については、次の各号の定めるところによります。

- (1) 当会社の支払うべき医療保険金のうち、搭乗者傷害危険担保特約(医療保険金日額払)第9条第1項第1号に係る保険金(以下「入院保険金」といいます。)の総額は、この特約により、1回の事故につき、次の算式により算出された額(以下この条において、「入院保険金1事故限度額」といいます。)を限度とします。

$$\frac{\text{保険証券記載の入院保険金日額の180分に相当する額}}{\text{被保険者1名ごとの保険証券記載の保険金額}} \times \text{1事故保険金額}$$

- (2) 入院保険金の合計額が、入院保険金1事故限度額をこえる場合は、この特約により、次の算式により、被保険者1名ごとに支払う入院保険金の額を決定します。

$$\frac{\text{被保険者1名ごとの入院保険金の額}}{\text{入院保険金1事故限度額}} \times \text{入院保険金の合計額}$$

- (3) 当会社の支払うべき医療保険金のうち、搭乗者傷害危険担保特約（医療保険金日額払）第9条第1項第2号に係る保険金（以下「通院保険金」といいます。）の総額は、この特約により、1回の事故につき、次の算式により算出された額（以下この条において、「通院保険金1事故限度額」といいます。）を限度とします。

$$\frac{\text{保険証券記載の通院保険金日額の180分に相当する額}}{\text{1事故保険金額}} \times \text{被保険者1名ごとの保険証券記載の保険金額}$$

- (4) 通院保険金の合計額が、通院保険金1事故限度額をこえる場合は、この特約により、次の算式により、被保険者1名ごとに支払う通院保険金の額を決定します。

$$\frac{\text{被保険者1名ごとの通院保険金の額}}{\text{通院保険金1事故限度額}} \times \text{通院保険金の合計額}$$

## 第5条（保険金の請求）

保険金（第3条（部位・症状別定額払医療保険金の特則）の医療保険金を除きます。）の請求は、保険契約者を經由して行うものとします。

## 第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

## 4-8 地震・噴火・津波搭乗者傷害特約

【正式名称】 地震・噴火・津波危険「搭乗者傷害」担保特約

### 第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に搭乗者傷害危険担保特約（医療保険金部位・症状別定額払）、搭乗者傷害危険担保特約（医療保険金日額払）または搭乗者傷害危険担保特約（医療保険金なし）（以下「搭乗者傷害特約」といいます。）の適用があり、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

### 第2条（この特約による支払責任）

当会社は、この特約により、搭乗者傷害特約第5条（保険金を支払わない場合—その2）第2号および同条第5号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しても、保険金を支払います。

- (1) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (2) 前号の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故

## 4-9 無保険車傷害特約

【正式名称】 無保険車傷害危険担保特約

### 第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に

適用されます。

## 第2条（この特約による支払責任）

- ① 当社は、無保険自動車の所有、使用または管理に起因して、被保険者の生命が害されること、または身体が害されその直接の結果として後遺障害が生じること（以下「無保険車事故」といいます。）によって被保険者またはその父母、配偶者（内縁を含みます。以下同様とします。）もしくは子が被る損害（この損害の額は第10条（損害額の決定）に定める損害の額をいいます。以下同様とします。）に対して、賠償義務者がある場合にかぎり、この特約に従い、保険金を支払います。
- ② 前項の規定は、それぞれの被保険者につき、この特約が適用されている保険契約の普通保険約款人身傷害補償条項（付帯された他の特約を含みます。以下同様とします。）による保険金が支払われない場合、または同条項により支払われるべき保険金の額（普通保険約款一般条項第18条（重複契約の取扱い）第1項の規定が適用される場合には、同項(1)に定める額とします。）が、この特約により支払われるべき保険金の額を下回る場合にかぎり適用されます。この場合、当社は、当該被保険者については、普通保険約款人身傷害補償条項による保険金を支払わず、すでに支払っていたときはその額をこの特約により支払われる保険金から差し引きます。
- ③ 当社は、1回の無保険車事故による第1項の損害の額が、次の(1)および(2)の合計額または次の(1)および(3)の合計額のうちいずれか高い額を超過する場合にかぎり、その超過額に対してのみ保険金を支払います。
  - (1) 自賠償保険等によって支払われる金額（自賠償保険等がない場合、または自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償保障事業により支払われる金額がある場合は、自賠償保険等によって支払われる金額に相当する金額。以下同様とします。）
  - (2) 対人賠償保険等によって、賠償義務者が第1項の損害について損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、その対人賠償保険等の保険金額または共済金額（対人賠償保険等が2以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額の合計額とします。以下同様とします。）
  - (3) 他の無保険車傷害保険等によって、保険金請求権者が保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、他の無保険車傷害保険等の保険金額または共済金額（他の無保険車傷害保険等が2以上ある場合は、それぞれの保険金額または共済金額のうちもっとも高い額とします。以下同様とします。）

## 第3条（被保険者）

- ① この特約において被保険者とは、次の各号のいずれかに該当する者をいいます。
  - (1) 保険証券記載の被保険者（以下この条において、「記名被保険者」といいます。）
  - (2) 記名被保険者の配偶者
  - (3) 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
  - (4) 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
  - (5) 前各号以外の者で、保険証券記載の自動車（原動機付自転車を含みます。以下「被保険自動車」といいます。）の正規の乗車装置または当該装置のある室内（隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。）に搭乗中の者
- ② 前項の規定にかかわらず、被保険自動車および被保険自動車以外の自動車（原動機付自転車を含みます。以下同様とします。）に極めて異常かつ危険な方法で搭乗中の者は被保険者に含みません。

## 第4条（用語の定義）

この特約において、次の各号の用語は、それぞれ次の定義によります。

- (1) 後遺障害  
身体の一部を失いまたはその機能に重大な障害を永久に残した状態であって、普通保険約款別表Ⅰの定めによる後遺障害に該当するものをいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを除きます。
- (2) 賠償義務者  
無保険自動車の所有、使用または管理に起因して被保険者の生命または身体を害することにより、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
- (3) 自賠償保険等  
自動車損害賠償保障法に基づく責任保険または責任共済をいいます。
- (4) 対人賠償保険等  
自動車の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約で自賠償保険等以外のものをいいます。
- (5) 他の無保険車傷害保険等  
被保険自動車以外の自動車であって被保険者が搭乗中のものについて適用される保険契約または共済契約で、第2条（この特約による支払責任）第1項と支払責任の発生要件を同じくするものをいいます。
- (6) 相手自動車  
被保険自動車以外の自動車であって被保険者の生命または身体を害した自動車をいいます。ただし、被保険者が所有する自動車（所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。）および日本国外にある自動車を除きます。
- (7) 保険金請求権者  
無保険車事故によって損害を被った次のいずれかに該当する者をいいます。
  - (イ) 被保険者（被保険者が死亡した場合は、その法定相続人としません。）
  - (ロ) 被保険者の父母、配偶者または子

## 第5条（無保険自動車の定義）

- ① この特約において、「無保険自動車」とは、相手自動車で、次の各号のいずれかの場合に該当すると認められる自動車をいいます。
  - (1) その自動車について適用される対人賠償保険等がない場合
  - (2) その自動車について適用される対人賠償保険等によって、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害について、法律上の損害賠償責任を負担する者が、その責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を全く受けることができない場合
  - (3) その自動車について適用される対人賠償保険等の保険金額または共済金額が、この保険証券記載の保険金額に達しない場合
- ② 相手自動車明らかでない認められる場合は、その自動車を無保険自動車とみなします。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、相手自動車が2台以上ある場合には、それぞれの相手自動車について適用される対人賠償保険等の保険金額

または共済金額の合計額（第1項第1号および第2号ならびに前項に該当する相手自動車については、保険金額または共済金額がないものとして計算します。）が、この保険証券記載の保険金額に達しないと認められるときにかぎり、それぞれの相手自動車は無保険自動車とみなします。

## 第6条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

## 第7条（保険金を支払わない場合—その1）

当会社は、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- (1) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
- (2) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (3) 台風、こう水または高潮
- (4) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この号において、同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- (5) 前号に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- (6) 前各号の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故

## 第8条（保険金を支払わない場合—その2）

- ① 当会社は、次の各号のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
  - (1) 被保険者の故意によって生じた損害
  - (2) 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで自動車を運転している場合、道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車を運転している場合に生じた損害
  - (3) 被保険者が、自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車を搭乗中に生じた損害
  - (4) 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害
- ② 損害が保険金を受け取るべき者の故意によって生じた場合は、当会社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。

## 第9条（保険金を支払わない場合—その3）

- ① 当会社は、次の各号のいずれかに該当する者が賠償義務者である場合は保険金を支払いません。ただし、これらの者以外に賠償義務者がある場合は、このかぎりではありません。
  - (1) 被保険者の父母、配偶者または子
  - (2) 被保険者の使用者。ただし、被保険者がその使用者の業務（家事を除きます。以下この項において、同様とします。）に従事している場合にかぎります。
  - (3) 被保険者の使用者の業務に無保険自動車を使用している他の使用人。ただし、被保険者がその使用者の業務に従事している場合にかぎります。
- ② 当会社は、被保険者の父母、配偶者または子の運転する無保険自動車によって被保険者の生命または身体が害された場合は保険金を支払

いません。ただし、無保険自動車<sup>①</sup>が2台以上ある場合で、これらの者または前項第2号もしくは第3号に定める者以外の者が運転する他の無保険自動車があるときはこのかぎりではありません。

- ③ 被保険自動車について適用される対人賠償保険等によって、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害について法律上の損害賠償責任を負担する者が、その責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金の支払を受けることができる場合（保険金請求権者が対人賠償保険等によって損害賠償額の支払を直接受けることができる場合を含みます。）には、当会社は、保険金を支払いません。
- ④ 当会社は、自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者（これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。）が被保険自動車を業務として受託している場合は、その自動車に搭乗中に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ⑤ 当会社は、被保険者が被保険自動車以外の自動車に競技、曲技（競技または曲技のための練習を含みます。）もしくは試験のために搭乗中、または、競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において搭乗中（救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために搭乗している場合を除きます。）に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

## 第10条（損害額の決定）

- ① 当会社が保険金を支払うべき損害の額は、賠償義務者が被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被った損害に対して法律上負担すべきものと認められる損害賠償責任の額によって定めます。
- ② 前項の額は、保険金請求権者と賠償義務者との間で損害賠償責任の額が定められているとしないにかかわらず、次の手続によって決定します。
  - (1) 当会社と保険金請求権者との間の協議
  - (2) 前号の協議が成立しない場合は、普通保険約款一般条項第19条（評価人および裁定人）に定める手続または当会社と保険金請求権者との間における訴訟、裁判上の和解もしくは調停

## 第11条（費用）

保険契約者または被保険者が支出した次の費用（収入の喪失を含みません。）は、これを損害の一部とみなします。

- (1) 普通保険約款一般条項第14条（事故発生時の義務）第1号に規定する損害の防止または軽減のために必要または有益であった費用
- (2) 普通保険約款一般条項第14条第6号に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために当会社の書面による同意を得て支出した費用

## 第12条（支払保険金の計算）

1回の無保険車事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の(2)、(3)、(5)、(6)および(7)の合計額または次の(2)、(4)、(6)および(7)の合計額のうちいずれか高い額を、次の(1)の額から差し引いた額とします。ただし、次の(3)または(4)のうちいずれか高い額を、保険証券記載の保険金額から差し引いた額を限度とします。

- (1) 第10条（損害額の決定）の規定により決定される損害の額および前条の費用
- (2) 自賠償保険等によって支払われる金額
- (3) 対人賠償保険等によって賠償義務者が第2条（この特約による支払責任）第1項の損害について損害賠償責任を負担することによ

- てれる損害に対して保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、その対人賠償保険等の保険金額または共済金額
- (4) 他の無保険車傷害保険等によって保険金請求権者が保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、他の無保険車傷害保険等の保険金額または共済金額
- (5) 他の無保険車傷害保険等によって保険金請求権者が保険金または共済金の支払を受けることができる場合は、他の無保険車傷害保険等によって支払われる保険金または共済金の額
- (6) 保険金請求権者が賠償義務者からすでに取得した損害賠償金の額。ただし、賠償義務者がその損害賠償金の全部または一部に対して、自賠責保険等または対人賠償保険等によって保険金または共済金の支払を受けている場合は、その支払を受けた額を差し引いた額とします。
- (7) 第10条の規定により決定される損害の額および前条の費用のうち、賠償義務者以外の第三者が負担すべき額で保険金請求権者がすでに取得したものがあつた場合は、その取得した額

### 第13条（保険金請求権者の義務）

- ① 被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が第2条（この特約による支払責任）第1項の損害を被つた場合は、保険金請求権者は賠償義務者に対して遅滞なく書面によって損害賠償の請求をし、かつ、次の事項を書面によって当会社に通知しなければなりません。
- (1) 賠償義務者の住所および氏名または名称
  - (2) 賠償義務者の損害に対して保険金または共済金を支払う対人賠償保険等の有無およびその内容
  - (3) 賠償義務者に対して書面によって行つた損害賠償請求の内容
  - (4) 保険金請求権者が第2条第1項の損害に対して、賠償義務者、自賠責保険等もしくは対人賠償保険等の保険者もしくは共済者または賠償義務者以外の第三者からすでに取得した損害賠償金または損害賠償額がある場合は、その額
- ② 当会社は、保険金請求権者が、正当な理由がなく前項の義務を怠つた場合は、保険金を支払いません。

### 第14条（保険金請求の手續）

保険金の請求は、保険金請求権者の代表者を經由して行つたものとします。

### 第15条（重複契約の取扱い）

第2条（この特約による支払責任）と支払責任の発生要件を同じくする他の保険契約または共済契約がある場合は、当会社は、次の算式により支払保険金の額を決定します。

(1) それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうちもっとも高い額

×

(2) 他の保険契約または共済契約がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額

(3) それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額の合計額

### 第16条（保険金の請求）

- ① 当会社に対する保険金請求権は、被保険者が死亡したときまたは被

保険者に後遺障害が生じたときから発生し、これを行行使することができるものとします。

- ② 保険金請求権者（代理人を含みます。次項において同様とします。）が保険金の支払を請求する場合は、前項に定める保険金請求権発生の時の翌日から起算して60日以内または当会社が書面で承認した猶予期間内に、保険証券に添えて次の書類または証拠を当会社に提出しなければなりません。ただし、第3号の交通事故証明書については、提出できない相当な理由がある場合はこのかぎりではありません。
  - (1) 保険金の請求書
  - (2) 損害の額または傷害の程度を証明する書類
  - (3) 公の機関が発行する交通事故証明書（人の死傷をともなう事故または被保険自動車と他の自動車との衝突もしくは接触による物の損壊をともなう事故の場合にかぎります。以下同様とします。）
  - (4) その他当会社が特に必要と認める書類または証拠
- ③ 保険金請求権者が前項の書類に故意に不実の記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当会社は、保険金を支払いません。
- ④ 保険金請求権者のうち、被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、第2項の規定により保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次の各号に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
  - (1) 被保険者と同居または生計を共にする戸籍上の配偶者
  - (2) 前号に規定する者がいない場合または同号に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
  - (3) 前2号に規定する者がいない場合または同号に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、第1号以外の戸籍上の配偶者または前号以外の3親等内の親族
- ⑤ 前項の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

## 第17条（代 位）

保険金請求権者が他人に損害賠償の請求をすることができる場合には、当会社は、その損害に対して支払った保険金の額の限度内で、かつ、保険金請求権者の権利を害さない範囲内で、保険金請求権者がその者に対して有する権利を取得します。

## 第18条（時 効）

保険金請求権は、次の時の翌日から起算して2年を経過した場合は、時効によって消滅します。

- (1) 第16条（保険金の請求）第2項に定める手続が行われなかった場合には、同条第1項に定める時
- (2) 第16条第2項に定める手続が行われた場合には、当会社が同項の書類または証拠を受領した時の翌日から起算して30日を経過した時

## 第19条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款一般条項第1条（保険責任の始期および終期）第2項中「賠償責任条項、人身傷害補償条項および車両条項」ならびに同条項第17条（当会社の指定する医師による診断）第1項中「人身傷害」とあるのを「この特約」と読み替えるものとします。

## 4-10 自損事故傷害特約

【正式名称】 自損事故傷害危険担保特約

### 第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

### 第2条（この特約による支払責任）

- ① 当社は、被保険者が次の各号のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害（ガス中毒を含みます。以下同様とします。）を被り、かつ、それによってその被保険者に生じた損害に対して自動車損害賠償保障法第3条に基づく損害賠償請求権が発生しない場合は、この特約に従い、保険金（死亡保険金、後遺障害保険金、重度後遺障害保険金および医療保険金をいいます。以下同様とします。）を支払います。
  - (1) 保険証券記載の自動車（原動機付自転車を含みます。以下「被保険自動車」といいます。）の運行に起因する事故
  - (2) 被保険自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または被保険自動車の落下。ただし、被保険者が被保険自動車の正規の乗車装置または当該装置のある室内（隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。以下同様とします。）に搭乗中である場合にかぎります。
- ② 前項の傷害には、日射、熱射または精神的衝動による障害および被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを含まません。

### 第3条（被保険者）

- ① この特約において被保険者とは、次の各号のいずれかに該当する者をいいます。
  - (1) 被保険自動車の所有者（自動車損害賠償保障法第2条第3項に定める所有者をいいます。）
  - (2) 被保険自動車の運転者（自動車損害賠償保障法第2条第4項に定める運転者をいいます。）
  - (3) 前2号以外の者で、被保険自動車の正規の乗車装置または当該装置のある室内に搭乗中の者
- ② 前項の規定にかかわらず、被保険自動車に極めて異常かつ危険な方法で搭乗中の者は被保険者に含まません。

### 第4条（保険金を支払わない場合—その1）

- ① 当社は、次の各号のいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。
  - (1) 被保険者の故意によって、その本人について生じた傷害
  - (2) 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで被保険自動車を運転している場合、道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で被保険自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車を運転している場合に、その本人について生じた傷害
  - (3) 被保険者が、被保険自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで被保険自動車に搭乗中に生じた傷害
  - (4) 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって、その本人について生じた傷害
- ② 傷害が保険金を受け取るべき者の故意によって生じた場合は、当社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。

4-9  
4-10

自身・搭乗者などの補償に関わる特約

- ③ 当会社は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症（たんどく りんぼせんえん はいけつしやう はしやうふう 丹毒、淋巴腺炎、敗血症、破傷風等）に対しては、保険金を支払いません。

## 第5条（保険金を支払わない場合—その2）

- ① 当会社は、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (1) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
  - (2) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
  - (3) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この号において、同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
  - (4) 前号に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
  - (5) 前各号の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ② 当会社は、自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者（これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。）が被保険自動車を業務として受託している間に、被保険者に生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

## 第6条（死亡保険金）

- ① 当会社は、被保険者が第2条（この特約による支払責任）の傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合は、1,500万円を死亡保険金として被保険者の法定相続人に支払います。
- ② 前項の被保険者の法定相続人が2名以上である場合は、当会社は、法定相続分の割合により同項の死亡保険金を被保険者の法定相続人に支払います。

## 第7条（後遺障害保険金）

- ① 当会社は、被保険者が第2条（この特約による支払責任）の傷害を被り、その直接の結果として、普通保険約款別表Ⅰの定めによる後遺障害が生じた場合は、下表に定める金額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

区 分	後遺障害保険金の額
(1) 普通保険約款別表Ⅰの表1の第1級に掲げる後遺障害が生じた場合（これらのいずれにも該当する場合を含みます。）	1,800万円
(2) 普通保険約款別表Ⅰの表1の第2級に掲げる後遺障害が生じた場合（これらのいずれにも該当する場合を含みます。）	1,300万円
(3) 上記(1)および(2)以外の場合	普通保険約款別表Ⅰの表2に従い決定した後遺障害の各等級に対応するこの特約の別表の金額

- ② 前項の規定にかかわらず、同一事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合で、次の(1)の額が次の(2)の額に達しないときは、当社は、次の(1)の額を後遺障害保険金として支払います。
- (1) それぞれの後遺障害に該当する等級に対応するこの特約の別表の金額の合計額
- (2) 普通保険約款別表Ⅰの表2の注7第3号に従い決定した後遺障害の等級に対応するこの特約の別表の金額
- ③ すでに後遺障害のある被保険者が第2条の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、普通保険約款別表Ⅰに掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対応するこの特約の別表の金額からすでにあった後遺障害に該当する等級に対応するこの特約の別表の金額を差し引いた金額を後遺障害保険金として支払います。
- ④ この特約において、後遺障害とは、身体の一部を失いまたはその機能に重大な障害を永久に残した状態をいいます。

### 第8条（重度後遺障害保険金）

当社は、被保険者が第2条（この特約による支払責任）の傷害を被り、その直接の結果として、普通保険約款別表Ⅰに従い決定した後遺障害の等級が第1級もしくは第2級である後遺障害または同表第3級3号もしくは4号に掲げる後遺障害が生じ、かつ、介護を必要とすると認められる場合は、200万円を重度後遺障害保険金として被保険者に支払います。

### 第9条（医療保険金）

- ① 当社は、被保険者が第2条（この特約による支払責任）の傷害を被り、その直接の結果として、生活機能または業務能力の減失または減少をきたし、かつ、医師の治療を要した場合は、次の金額を医療保険金として被保険者に支払います。
- (1) 病院または診療所に入院した治療日数に対しては、その入院日数1日につき6,000円
- (2) 病院または診療所に入院しない治療日数（病院または診療所に通院して医師の治療を受けた日数をいい、医師による往診日数を含みます。）に対しては、その治療日数1日につき4,000円
- ② 前項の治療日数には、「臓器の移植に関する法律」第6条の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、当該身体への処置がされた場合であって、当該処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。）であるときには、当該処置日数を含みます。
- ③ 被保険者が通院しない場合であっても、骨折の傷害を被った部位を固定するために医師の治療により次の各号に該当するギプスを常時装着したときは、その日数を第1項の治療日数に含めます。
- (1) 長管骨（上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、頸骨および腓骨をいいます。以下この項において、同様とします。）骨折および脊柱の骨折によるギプス
- (2) 長管骨に接続する三大関節部分の骨折で長管骨部分を含めたギプス
- ④ 前3項の規定にかかわらず、当社は、被保険者が平常の生活または平常の業務に従事することができる程度になおった日の翌日以降の治療日数に対しては、保険金を支払いません。
- ⑤ 第1項の医療保険金の額は、1回の事故につき、被保険者1名ごとに100万円を限度とします。

- ⑥ 被保険者が医療保険金の支払を受けられる期間中にさらに医療保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当社は、重複して医療保険金を支払いません。

### 第10条（支払保険金の競合）

当社は、死亡保険金を支払う場合において、1回の事故につき、同一被保険者に対しすでに支払った後遺障害保険金または重度後遺障害保険金があるときは、1,500万円からすでに支払った後遺障害保険金および重度後遺障害保険金の額を差し引いた残額がある場合にかぎり、その残額を支払います。

### 第11条（すでに存在していた身体の障害または疾病の影響等）

- ① 被保険者が第2条（この特約による支払責任）の傷害を被ったときすでに存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を決定してこれを支払います。
- ② 正当な理由がなく被保険者が治療を怠り、または保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったために第2条の傷害が重大となった場合も、前項と同様の方法で支払います。

### 第12条（当社の責任限度額等）

- ① 1回の事故につき、被保険者1名に対し当社が支払うべき死亡保険金の額は、第6条（死亡保険金）および第10条（支払保険金の競合）の規定による額とし、かつ、1,500万円を限度とします。
- ② 1回の事故につき、被保険者1名に対し当社が支払うべき後遺障害保険金の額は、第7条（後遺障害保険金）および前条の規定による額とし、かつ、1,800万円を限度とします。
- ③ 当社は、第1項に定める死亡保険金のほか、1回の事故につき、被保険者1名に対し第9条（医療保険金）および前条の規定による医療保険金を支払います。
- ④ 当社は、第2項に定める後遺障害保険金のほか、1回の事故につき、被保険者1名に対し第8条（重度後遺障害保険金）および前条の規定による重度後遺障害保険金ならびに第9条（医療保険金）および前条の規定による医療保険金を支払います。

### 第13条（保険金の請求）

- ① 当社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。
- (1) 死亡保険金については、被保険者が死亡した時
  - (2) 後遺障害保険金および重度後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時
  - (3) 医療保険金については、被保険者が平常の生活もしくは平常の業務に従事することができる程度になおった時または事故の発生の日からその日を含めて160日を経過した時のいずれか早い時
- ② 被保険者（代理人を含みます。次項において同様とします。）が保険金の支払を請求する場合は、前項に定める保険金請求権発生の際の翌日から起算して60日以内または当社が書面で承認した猶予期間内に、保険証券に添えて次の書類または証拠を当社に提出しなければなりません。ただし、第3号の交通事故証明書については、提出できない相当な理由がある場合はこのかぎりではありません。
- (1) 保険金の請求書
  - (2) 損害の額または傷害の程度を証明する書類
  - (3) 公の機関が発行する交通事故証明書（人の死傷をとまなう事故ま

たは被保険自動車と他の自動車との衝突もしくは接触による物の損壊をともなう事故の場合にかぎりませす。)

- (4) その他当社が特に必要と認める書類または証拠
- ③ 被保険者が前項の書類に故意に不実の記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当社は、保険金を支払いません。
- ④ 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、第2項の規定により保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次の各号に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- (1) 被保険者と同居または生計を共にする戸籍上の配偶者
- (2) 前号に規定する者がいない場合または同号に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- (3) 前2号に規定する者がいない場合または同号に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、第1号以外の戸籍上の配偶者または前号以外の3親等内の親族
- ⑤ 前項の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。

#### 第14条（重複契約の取扱い）

- ① 第2条（この特約による支払責任）と支払責任の発生要件を同じくする他の保険契約または共済契約（以下「他の自損事故傷害保険等」といいます。）がある場合は、当社は、同条第1項の重度後遺障害保険金と医療保険金とこれらの保険金以外の保険金（死亡保険金および後遺障害保険金をいいます。）とに区分して、それぞれ各別に次の算式により支払保険金の額を決定します。ただし、他の自損事故傷害保険等によってこの保険契約に優先して保険金または共済金が支払われる場合は、次の(2)の額が他の自損事故傷害保険等によって支払われる保険金または共済金の額の合計額を超えるとときにかぎり、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

(1) それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうちもっとも高い額

×

(2) 他の自損事故傷害保険等がないものとして算出した当社の支払うべき保険金の額

(3) それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額の合計額

- ② 前項の規定にかかわらず、被保険者の請求があり、かつ、当社がこれを承認した場合は、当社は、他の自損事故傷害保険等に優先して、被保険者が被った傷害に対して保険金を支払います。

#### 第15条（代位）

当社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

#### 第16条（時効）

保険金請求権は、次の時の翌日から起算して2年を経過した場合は、

時効によって消滅します。

- (1) 第13条（保険金の請求）第2項に定める手続が行われなかった場合には、同条第1項に定める時
- (2) 第13条第2項に定める手続が行われた場合には、当社が同項の書類または証拠を受領した時の翌日から起算して30日を経過した時

## 第17条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款一般条項第1条（保険責任の始期および終期）第2項中「賠償責任条項、人身傷害補償条項および車両条項」ならびに同条項第17条（当社の指定する医師による診断）第1項中「人身傷害」とあるのを「この特約」と読み替えるものとします。

## <別表>

## 後遺障害等級表

等級	保険金支払額	等級	保険金支払額
第1級	1,500万円	第8級	470万円
第2級	1,295万円	第9級	365万円
第3級	1,110万円	第10級	280万円
第4級	960万円	第11級	210万円
第5級	825万円	第12級	145万円
第6級	700万円	第13級	95万円
第7級	585万円	第14級	50万円

## ご自身のお車の補償に関わる特約

### 5-1 車両価額協定特約

【正式名称】 車両価額協定保険特約

#### 第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款車両条項の適用があり、かつ、次の各号のいずれかの条件を満たしている場合に適用されます。

- (1) 保険証券記載の自動車（以下「被保険自動車」といいます。）の用途および車種が自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）または特種用途自動車（キャンピング車）であること。ただし、被保険自動車が不特定の借主に有償で貸し渡すことを目的とするレンタカー等の自動車（1年以上を期間とする貸借契約により貸し渡す自動車を除きます。）である場合を除きます。
- (2) 被保険自動車の用途および車種が前号に定める用途および車種以外であり、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されていること。

#### 第2条（協定保険価額）

- ① 当社と保険契約者または被保険者（普通保険約款車両条項の被保険者をいいます。以下同様とします。）は、保険契約締結の時ににおける被保険自動車と同一の用途・車種・車名・型式・仕様・初度登録年

月または初度検査年月の自動車の市場販売価格相当額を被保険自動車の価額として協定し、その価額（以下「協定保険価額」といいます。）を保険金額として定めるものとします。

- ② この特約において、「市場販売価格相当額」とは当社が別に定める「自動車保険車両標準価格表」等に記載された価格をいいます。

### 第3条（協定保険価額の変更）

- ① 保険契約締結の後、被保険自動車の改造または付属品の装着もしくは取りはずしによって被保険自動車の価額が著しく増加または減少した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知し、承認の請求を行わなければなりません。この場合、当社と保険契約者または被保険者は、保険証券記載の協定保険価額に上記の事由によって増加した価額を加えた額または保険証券記載の協定保険価額から上記の事由によって減少した価額を差し引いた額に、協定保険価額および保険金額を変更するものとします。
- ② 普通保険約款一般条項第6条（被保険自動車の入替）第1項各号のいずれかの場合において、保険契約者が書面により被保険自動車の入替の承認の請求を行い、当社がこれを承認するときは、同項各号に定める新規取得自動車または所有自動車の価額を前条の規定により定め、協定保険価額および保険金額を変更するものとします。
- ③ 当社は、前2項の場合には、その定めるところに従い、保険料を返還し、または追加保険料を請求できます。
- ④ 当社は、前項の追加保険料を、普通保険約款一般条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）第1項第1号の追加保険料とみなします。この場合において、保険契約者が当該追加保険料の支払を怠ったときの取扱いについては、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を適用します。

### 第4条（損害額の決定）

当社が保険金を支払うべき損害の額は、普通保険約款車両条項第5条（損害額の決定）の規定にかかわらず、下表のとおりとします。

区 分	損 害 の 額			
(1) 被保険自動車の損傷を修理することができない場合	協定保険価額			
(2) 上記(1)以外の場合	<p>次の算式により算出された額。ただし、実際に修理しなかった場合は、普通保険約款車両条項第6条（修理費）に定める修理費は協定保険価額を限度とします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">(イ) 普通保険約款車両条項第6条に定める修理費</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">-</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">(ロ) 修理にともなって生じた残存物がある場合は、その価額</td> </tr> </table>	(イ) 普通保険約款車両条項第6条に定める修理費	-	(ロ) 修理にともなって生じた残存物がある場合は、その価額
(イ) 普通保険約款車両条項第6条に定める修理費	-	(ロ) 修理にともなって生じた残存物がある場合は、その価額		

### 第5条（支払保険金の計算）

- ① 前条の損害の額について、1回の事故につき当社の支払う保険金の額は、普通保険約款車両条項第8条（支払保険金の計算）第1項の規定にかかわらず、下表のとおりとします。ただし、保険証券記載の保険金額を限度とします。

区 分	保 険 金 の 額
(1) 全損の場合	協定保険価額
(2) 上記(1)以外の場合	次の算式により算出された額 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">前条(2)の額</div> - <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">保険証券記載の免責金額</div>

- ② この特約において、全損とは被保険自動車の損傷を修理することができない場合、または普通保険約款車両条項第6条（修理費）の修理費が協定保険価額以上となる場合をいいます。
- ③ 第1項の免責金額は、当社が支払責任を負う事故の発生の時の順によって定めるものとします。
- ④ 前条の損害の額および普通保険約款車両条項第7条（費用）各号の費用のうち、被保険者のために第三者からすでに回収されたもの（以下この項において、「回収金」といいます。）がある場合において、回収金の額が被保険者の自己負担額（損害額および普通保険約款車両条項第7条各号の費用のうち実際に発生した額の合計額から第1項、普通保険約款車両条項第8条第2項および同条第3項に定める保険金の合計額を差し引いた額をいいます。）を超過するときは、当社は第1項、普通保険約款車両条項第8条第2項および同条第3項に定める保険金の合計額からその超過額を差し引いて保険金を支払います。

### 第6条（協定保険価額が適正でない場合）

- ① 被保険自動車の協定保険価額を定めるに際し、保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人が、故意または重大な過失によって当社が被保険自動車の価額を評価するために照会した事項について、知っている事実を告げずまたは不実のことを告げ、その結果として第2条（協定保険価額）または第3条（協定保険価額の変更）の規定に従って定めるべき額と異なった協定保険価額が定められた場合には、当社は、保険証券記載の保険契約者の住所にあてた書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ② 前項の規定は次の各号のいずれかに該当する場合には適用しません。
- (1) 前項の告げなかった事実または告げた不実のことがなくなった場合
- (2) 当社が保険契約締結の際、前項の告げなかった事実もしくは告げた不実のことを知っていた場合、または過失によってこれを知らなかった場合
- (3) 保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人が、被保険自動車の価額を評価するために必要な事項について、書面をもって更正を申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社は、更正の申出を受けた場合には、その更正を申し出た事実が、保険契約締結時に当社に告げられていたとしても、当社が、保険契約を締結していたと認めるときにかぎり、これを承認するものとします。
- (4) 当社が保険契約締結の後、前項の告げなかった事実または告げた不実のことを知った時からその日を含めて保険契約を解除しないで30日を経過した場合
- ③ 第1項の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、その解除が損害の発生した後になされた場合であっても、当社は、保険金を支払いません。この場合において、すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。

### 第7条（臨時費用保険金）

- ① 当社の保険金を支払うべき損害が全損である場合は、当社は、保険証券記載の保険金額の10%に相当する額を臨時費用保険金として

被保険者に支払います。ただし、20万円を限度とします。

- ② 当社は、前項の規定によって支払うべき臨時費用保険金と第5条（支払保険金の計算）に定める保険金の合計額が保険証券記載の保険金額をこえる場合であっても、臨時費用保険金を支払います。
- ③ 臨時費用保険金に関しては、第1項と支払責任の発生要件を同じくする他の保険契約または共済契約（以下この項において、「他の保険契約等」といいます。）がある場合は、当社は、次の算式により臨時費用保険金の額を決定します。ただし、他の保険契約等により優先して臨時費用保険金または共済金が支払われる場合には、当社は、(2)の額が他の保険契約等により支払われる臨時費用保険金または共済金の合計額を超過するときにかぎり、その超過額に対してのみ臨時費用保険金を支払います。

(1) それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき臨時費用保険金または共済金のうちもっとも高い額	×	(2) 他の保険契約等がないものとして算出した当社の支払うべき臨時費用保険金の額
=		
(3) それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき臨時費用保険金または共済金の額の合計額		

- ④ 前項の規定にかかわらず、被保険者の請求があり、かつ、当社がこれを承認したときは、同項(2)の額を保険金の額として、他の保険契約等に優先して保険金を支払います。
- ⑤ 当社に対する臨時費用保険金の請求権は、事故発生の時から発生し、これを行使することができるものとします。

## 5-2 車両価額協定不適用特約

【正式名称】 車両価額協定保険特約の不適用に関する特約

### 第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券記載の自動車（以下「被保険自動車」といいます。）の用途および車種が自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）または特種用途自動車（キャンピング車）であり、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

### 第2条（車両価額協定保険特約の不適用）

当社は、この特約により、車両価額協定保険特約（付帯された他の特約を含みます。）の規定は適用しません。

## 5-3 車両新価特約

【正式名称】 車両新価保険特約

### 第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に車両価額協定保険特約の適用があり、かつ、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）の末日が、保険証券記載の自動車（以下「被保険自動車」といいます。）の初度登録（被保険自動車自家用軽四輪乗用車または自家用軽四輪貨物車である場合は、初度検査とします。以下同様とします。）から37か月以内である場合で、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適

用されます。

## 第2条（新車価格相当額）

当会社と保険契約者または被保険者（普通保険約款車両条項の被保険者をいいます。以下同様とします。）は、保険契約締結の時ににおける被保険自動車と同一の用途・車種・車名・型式・仕様の自動車がある場合は、当会社が別に定める「自動車保険車両標準価格表」等に記載された当該自動車の新車の市場販売価格相当額を、また保険契約締結の時ににおける被保険自動車と同一の用途・車種・車名・型式・仕様の自動車がない場合は、当会社が別に定める「自動車保険車両標準価格表」等に記載された初度登録後1年未満の被保険自動車と同等クラスの自動車の価格を新車価格相当額として定めるものとします。

## 第3条（新車価格相当額の変更）

- ① 普通保険約款一般条項第6条（被保険自動車の入替）第1項各号のいずれかの場合に、保険契約者が書面により被保険自動車の入替の承認の請求を行い、当会社がこれを承認するときにおいて、保険期間の末日が、同項各号に定める新規取得自動車または所有自動車（以下この条において、「新規取得自動車等」といいます。）の初度登録から37か月以内にあるときは、前条の規定により保険証券記載の新車価格相当額を新規取得自動車等の新車価格相当額に変更するものとします。
- ② 前項の場合において、保険期間の末日が新規取得自動車等の初度登録から37か月をこえるときは、当会社は、新規取得自動車等に対しては、この特約を適用しません。
- ③ 当会社は、前2項の場合には、その定めるところに従い、保険料を返還し、または追加保険料を請求できます。
- ④ 当会社は、前項の追加保険料を、普通保険約款一般条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）第1項第1号の追加保険料とみなします。この場合において、保険契約者が当該追加保険料の支払を怠ったときの取扱いについては、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を適用します。

## 第4条（新車価格相当額が適正でない場合）

- ① 保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人が、故意または重大な過失によって、知っている事実を告げずまたは不実のことを告げ、その結果として第2条（新車価格相当額）に規定する新車価格相当額と異なった新車価格相当額が定められた場合には、当会社は、保険証券記載の保険契約者の住所にあてた書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ② 前項の規定は次の各号のいずれかに該当する場合には適用しません。
  - (1) 前項の告げなかった事実または告げた不実のことがなくなった場合
  - (2) 当会社が保険契約締結の際、前項の告げなかった事実もしくは告げた不実のことを知っていた場合、または過失によってこれを知らなかった場合
  - (3) 保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人が、被保険自動車の新車価格相当額を定めるために必要な事項について、書面をもって更正を申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社は、更正の申出を受けた場合には、その更正を申し出た事実が、保険契約締結時に当会社に告げられていたとしても、当会社が、保険契約を締結していたと認めるときにかぎり、これを承認するものとします。
  - (4) 当会社が保険契約締結の後、前項の告げなかった事実または告げた不実のことを知った時からその日を含めて保険契約を解除しない

で30日を経過した場合

- ③ 第1項の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、その解除が損害の発生した後になされた場合であっても、当社は、保険金を支払いません。この場合において、すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。

## 第5条（支払保険金の計算）

- ① 当社は、この特約により、次の各号の条件をすべて満たしている場合には、車両価額協定保険特約第5条（支払保険金の計算）第1項の規定にかかわらず、1回の事故につき当社の支払う保険金の額は、次条（再取得義務）の規定により取得した自動車の価格とします。ただし、保険証券記載の新車価格相当額を限度とします。
- (1) 当社が保険金を支払うべき損害が次のいずれかとなる場合であること。
- (イ) 全損（車両価額協定保険特約第5条第2項に定める全損をいいます。以下同様とします。）となる場合
- (ロ) 上記(イ)以外で修理費（普通保険約款車両条項第6条（修理費）に定める修理費をいいます。）が新車価格相当額の50%に相当する額以上となる場合（ただし、被保険自動車の内外装・外板部品以外の部分に著しい損傷が生じていない場合を除きます。）
- (2) 次条に定める再取得義務が履行されること。
- ② 前項の規定において、再取得した自動車の価格が協定保険価額（車両価額協定保険特約第2条（協定保険価額）第1項に定める協定保険価額をいいます。以下同様とします。）を下回るときは、当社は、協定保険価額を保険金として支払います。
- ③ 当社は、この特約により、当社が保険金を支払うべき損害が全損の場合であって、かつ、被保険自動車を修理したときは、前2項および車両価額協定保険特約第5条第1項の規定にかかわらず、車両価額協定保険特約第4条（損害額の決定）(2)に定める額を保険金として支払います。ただし、新車価格相当額を限度とします。
- ④ 当社が保険金を支払うべき損害が被保険自動車について盗難によって生じた損害である場合は、前3項の規定を適用しません。
- ⑤ 第1項から第3項までの規定に従い当社が保険金を支払うべき場合は、車両価額協定保険特約第5条第4項中、「第1項」とあるのを「車両新価保険特約第5条（支払保険金の計算）」と読み替えて同項の規定を適用します。

## 第6条（再取得義務）

被保険者は、前条第1項および同条第2項の規定による保険金を請求するときは、自動車を再取得（所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。以下同様とします。）し、当該再取得を証明する書類または証拠（以下この条において「書類等」といいます。）を当社に提出しなければなりません。ただし、被保険者が当該事故により死亡した場合等、再取得できない理由があり当社が認めた場合には、被保険者の配偶者（内縁を含みます。以下同様とします。）または被保険者もしくはその配偶者の同居の親族が再取得し書類等を当社に提出することで代えることができます。なお、これらの再取得および書類等の提出に関しては当社の認める相当の理由がある場合を除き、事故発生時の翌日から起算して1年以内に行なうこととします。

## 第7条（再取得時諸費用保険金）

- ① 第5条（支払保険金の計算）第1項および同条第2項の規定により当社が保険金を支払うべき場合は、当社は、保険証券記載の新車価格相当額の15%に相当する額を再取得時諸費用保険金として被保険者に支払います。ただし、50万円を限度とします。

- ② 当社は、第5条に定める保険金と前項の規定によって支払うべき再取得時諸費用保険金の合計額を支払います。
- ③ 再取得時諸費用保険金に関しては、第1項と支払責任の発生要件を同じくする他の保険契約または共済契約（以下「他の保険契約等」といいます。）がある場合は、当社は、次の算式により再取得時諸費用保険金の額を決定します。ただし、他の保険契約等により優先して再取得時諸費用保険金または共済金が支払われる場合には、当社は、(2)の額が他の保険契約等により支払われる再取得時諸費用保険金または共済金の合計額を超過するときにかぎり、その超過額に対してのみ再取得時諸費用保険金を支払います。

(1) それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき再取得時諸費用保険金または共済金のうちもっとも高い額

×

(2) 他の保険契約等がないものとして算出した当社の支払うべき再取得時諸費用保険金の額

(3) それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき再取得時諸費用保険金または共済金の額の合計額

- ④ 前項の規定にかかわらず、被保険者の請求があり、かつ、当社がこれを承認したときは、前項(2)の額を再取得時諸費用保険金の額とし、他の保険契約等に優先して保険金を支払います。
- ⑤ 当社に対する再取得時諸費用保険金の請求権は、事故発生の時から発生し、これを行使することができるものとします。
- ⑥ 当社は、この特約により、第5条第1項から同条第3項までの規定により当社が保険金を支払うべき場合は、車両価額協定保険特約第7条（臨時費用保険金）に定める臨時費用保険金を支払いません。

## 第8条（保険金の請求）

- ① 被保険者が第5条（支払保険金の計算）第1項および同条第2項に定める保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款一般条項第20条（保険金の請求）第2項の規定にかかわらず、事故発生の時の翌日から起算して1年以内または当社が書面で承認した猶予期間内に、保険証券に添えて次の書類または証拠を当社に提出しなければなりません。ただし、第4号の交通事故証明書については、提出できない相当な理由がある場合にはこのかぎりではありません。
- (1) 保険金の請求書
  - (2) 損害の額を証明する書類
  - (3) 第6条（再取得義務）の規定に基づく再取得を証明する書類または証拠
  - (4) 公の機関が発行する交通事故証明書
  - (5) その他当社が特に必要と認める書類または証拠
- ② 前項の規定の適用にあたり、この保険契約に車対車衝突危険限定担保特約が付されている場合には、前項ただし書の規定にかかわらず、同特約第6条（保険金の請求－交通事故証明書を提出できない場合）に定める書類および写真を当社に提出しなければなりません。

## 第9条（被害物についての当社の権利）

- ① 当社がこの特約による保険金（第5条（支払保険金の計算）第3項の保険金を除きます。以下この条において、同様とします。）を支払った場合は、普通保険約款車両条項第10条（被害物についての当社の権利）第1項の規定にかかわらず、被保険自動車について被保険者が持っているすべての権利を取得します。

- ② 前項の場合において、当社がその権利を取得しない旨の意思を表示してこの特約による保険金を支払ったときは、被保険自動車について被保険者が持っている権利は当社に移転しません。

## 第10条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、車両価額協定保険特約を準用します。

### 5-4 車両全損修理時特約

【正式名称】 車両全損修理時の保険金額に関する特約

#### 第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に車両価額協定保険特約の適用があり、かつ、保険証券記載の保険期間の初日（保険期間の途中でこの特約を付帯する場合は、異動承認書記載の異動日とします。）の属する月が、保険証券記載の自動車（以下「被保険自動車」といいます。）の初度登録（被保険自動車が自家用軽四輪乗用車または自家用軽四輪貨物車である場合は、初度検査とします。）年月から25か月を超えている場合で、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

#### 第2条（支払保険金の計算）

- ① 被保険自動車に生じた損害が車両価額協定保険特約第5条（支払保険金の計算）第2項に定める全損の場合で、かつ、実際に修理したときは、当社は、この特約により、同条第1項の規定にかかわらず、同特約第4条（損害額の決定）(2)に定める損害の額を保険金として支払います。ただし、保険証券記載の保険金額に50万円を加えた額を限度とします。
- ② 前項の規定の適用にあたっては、車両価額協定保険特約第5条第4項中、「第1項」とあるのを「車両全損修理時の保険金額に関する特約第2条（支払保険金の計算）第1項」と読み替えて同項の規定を適用します。
- ③ 当社は、この特約により保険金を支払うべき場合は、車両価額協定保険特約第7条（臨時費用保険金）に定める臨時費用保険金を支払いません。

#### 第3条（被害物についての当社の権利）

当社がこの特約により保険金を支払った場合は、被保険自動車について被保険者が持っている権利は当社に移転しません。

## 第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

### 5-5 車対車自己負担なし特約

【正式名称】 車両保険の免責金額に関する特約

#### 第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款車両条項の適用があり、かつ、車両保険契約における保険証券記載の免責金額が5万円である場合で、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

#### 第2条（車両免責金額の取扱い—免責金額5万円の不適用）

保険証券記載の自動車（以下「被保険自動車」といいます。）と相手自動車との衝突または接触によって被保険自動車に生じた損害に対し

て、普通保険約款車両条項またはこれに付帯された他の特約の規定により差し引かれるべき免責金額が5万円である場合は、当社は、この特約により、その免責金額を差し引きません。ただし、被保険自動車と衝突または接触した相手自動車の登録番号等（登録番号、車両番号、標識番号または車台番号をいいます。）ならびに事故発生時の運転者または所有者の住所および氏名もしくは名称が確認された場合にかぎりま

### 第3条（定義）

- ① この特約において、相手自動車とは、その所有者が被保険自動車の所有者と異なる自動車（原動機付自転車を含みます。以下この条において、同様とします。）をいいます。
- ② この特約において、所有者とは、次の各号のいずれかに該当する者をいいます。
  - (1) 自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
  - (2) 自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
  - (3) 前2号以外の場合は、自動車を所有する者

### 第4条（保険金の請求—交通事故証明書を提出できない場合）

被保険者は、この特約に基づき保険金の支払を請求する場合、普通保険約款一般条項第20条（保険金の請求）第2項ただし書の交通事故証明書を提出できない相当の理由があるときは、交通事故証明書にかえて次の書類および写真を当会社に提出しなければなりません。

- (1) 被保険自動車と相手自動車との衝突または接触の事実を証明する書類であって、その相手自動車の事故発生時の運転者または所有者の住所および氏名もしくは名称の記載のあるもの
- (2) 被保険自動車の損傷部位の写真
- (3) 相手自動車の衝突または接触の部位を示す写真または資料

## 5-6 リースカーの車両費用保険特約

【正式名称】 リースカーの車両費用保険特約

### 第1条（この特約による支払責任）

- ① 当社は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合には、この特約および普通保険約款一般条項に従い、保険証券記載の自動車（あらかじめ借受人を定めて有償で自動車を貸渡しすることを業としている者との貸借契約（以下「リース契約」といいます。）により有償で借受けた自動車（原動機付自転車を含みます。）をいいます。以下「被保険自動車」といいます。）に生じた次の各号のいずれかの事由によって、被保険自動車の借主（リース契約上の借主をいいます。以下「被保険者」といいます。）が被る損害に対して保険金を支払います。
  - (1) 被保険自動車の盗難
  - (2) 前号以外の、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、こう水、高潮その他偶然な事故。ただし、被保険自動車の所在が確認できない事故であって、かつ、その原因が明らかでない事故を除きます。
- ② 前項の被保険自動車には、次の各号に規定する物（以下「付属品」といいます。）を含みます。
  - (1) 被保険自動車に定着（ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。以下同様とします。）されている物
  - (2) 前号以外の物で、車室内でのみ使用することを目的として被保険自動車に固定されている自動車用電子式航法装置、有料道路自動料

金收受システムの用に供する車載器その他これらに準ずる物

- (3) 前2号以外の物で、被保険自動車に装備（自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態または法令に従い被保険自動車に備えつけられている状態をいいます。以下同様とします。）されている物
- ③ 前項の付属品には、次の物を含みません。
- (1) 燃料、ボデーカバーおよび洗車用品
- (2) 法令により、自動車に定着、固定または装備することを禁止されている物
- (3) 通常装飾品とみなされる物
- (4) 付属機械装置（医療防疫車、検査測定車、電源車、放送中継車等自動車検査証記載の用途が特種用途である自動車に定着、固定または装備されている精密機械装置をいいます。）のうち、保険証券に明記されていない物
- ④ 当会社と保険契約者または被保険者は、この保険契約を締結する際に、保険期間を通じてリース契約中途解約費用の額を下回らない額を保険金額として定めるものとします。

## 第2条（保険金を支払わない場合—その1）

当会社は、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- (1) 次のいずれかに該当する者の故意
- (イ) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）
- (ロ) リース契約上の貸主（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）
- (ハ) 上記(イ)および(ロ)に定める者の法定代理人
- (ニ) 上記(イ)および(ロ)に定める者の業務に従事中の使用人
- (ホ) 上記(イ)および(ロ)に定める者の父母、配偶者（内縁を含みます。以下同様とします。）または子。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき者に保険金を取得させる目的であった場合にかぎります。
- (2) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
- (3) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (4) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この号において、同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- (5) 前号に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- (6) 第2号から前号までの事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (7) 差押え、取用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
- (8) 詐欺または横領

## 第3条（保険金を支払わない場合—その2）

当会社は、次の各号のいずれかに該当する被保険自動車の損傷によって被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- (1) 被保険自動車に存在する欠陥、摩滅、腐し、さびその他自然の消耗

- (2) 故障（偶然な外来の事故に直接起因しない被保険自動車の電氣的または機械的故障をいいます。）
- (3) 被保険自動車から取りはずされて車上にない部分品または付属品に生じた損傷
- (4) 付属品のうち第1条（この特約による支払責任）第2項第3号に定める物に生じた損傷。ただし、被保険自動車の他の部分と同時に損傷が生じた場合または火災による場合を除きます。
- (5) タイヤ（チューブを含みます。）に生じた損傷。ただし、被保険自動車の他の部分と同時に損傷が生じた場合または火災もしくは盗難による場合を除きます。
- (6) 法令により禁止されている改造を行った部分品に生じた損傷

#### 第4条（保険金を支払わない場合—その3）

当社は、次の各号のいずれかに該当する者が法令により定められた運転資格を持たないで被保険自動車を運転している場合、道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で被保険自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車を運転している場合に生じた事故により被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）
- (2) リース契約上の貸主（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）
- (3) 前2号に定める者の法定代理人
- (4) 第1号および第2号に定める者の業務に従事中の使用人
- (5) 第1号および第2号に定める者の父母、配偶者または子

#### 第5条（損害額の決定）

- ① 当社が保険金を支払うべき損害の額は、下表のとおりとします。

区 分	損 害 の 額			
(1) 被保険自動車の損傷を修理することができない場合	リース契約中途解約費用の額			
(2) 上記(1)以外の場合	<p>次の算式により算出された額。ただし、実際に修理しなかった場合は、次条（修理費）に定める修理費はリース契約中途解約費用の額を限度とします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">(イ) 次条（修理費）に定める修理費</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">-</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">(ロ) 修理にともなう生じた残存物がある場合は、その価額</td> </tr> </table>	(イ) 次条（修理費）に定める修理費	-	(ロ) 修理にともなう生じた残存物がある場合は、その価額
(イ) 次条（修理費）に定める修理費	-	(ロ) 修理にともなう生じた残存物がある場合は、その価額		

- ② この特約において、リース契約中途解約費用とは、被保険自動車の損傷を原因としてリース契約を途中で解約することによって、被保険者がリース契約に基づきリース契約上の貸主に対して負担する費用をいいます。ただし、被保険者が事故発生の時までに、リース契約に基づき支払うべき費用は除きます。

#### 第6条（修理費）

前条の修理費とは、損傷が生じた地および時において、被保険自動車を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、被保険自動車の復旧に際して、当社が、部分品の補修が可能で

あり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費をこえると認めるときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

## 第7条（費用）

次条（支払保険金の計算）の費用とは、保険契約者または被保険者が支出した次の費用（収入の喪失を含みません。）をいいます。

- (1) 普通保険約款一般条項第14条（事故発生時の義務）第1号に規定する損害の防止または軽減のために必要または有益であった費用
- (2) 普通保険約款一般条項第14条第6号に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
- (3) 被保険自動車が、自力で走行できない状態、盗難により使用できない状態または法令により走行が禁じられた状態（以下「走行不能」といいます。）となった場合に要する次の費用。ただし、当社が保険金を支払うべき場合にかぎるものとし、かつ、1回の事故につき、15万円または保険証券記載の保険金額（以下「保険金額」といいます。）の10%のいずれか高い額を限度とします。
  - (イ) 被保険自動車が走行不能となった地（以下「走行不能となった地」といいます。）において被保険自動車を自力で走行できる状態に復旧するために必要な応急の処置に要する費用
  - (ロ) 被保険自動車を走行不能となった地から、損傷発生の地、保険証券記載の被保険者の居住地（保険証券記載の住所をいいます。）もしくは被保険自動車の所有者の居住地のもよりの修理工場、またはこれ以外の場所で、当社の指定する場所までレッカー車等で運搬するために要する費用
  - (ハ) (イ)または(ロ)のほか、被保険自動車を引き取るために要する費用
- (4) 船舶によって輸送されている間に生じた共同海損に対する被保険自動車の分担額

## 第8条（支払保険金の計算）

- ① 1回の事故につき当社の支払う保険金の額は、下表のとおりとします。

区 分	保 険 金 の 額
(1) 全損の場合	リース契約中途解約費用の額
(2) 上記(1)以外の場合	次の算式により算出された額。ただし、被保険自動車の修理が行われなときは、保険金額を限度とします。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">           第5条（損害額の決定）第1項 (2)の損害額         </div> - <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">           保険証券記載の免責金額         </div>

- ② 前項の保険金に加え、保険契約者または被保険者が前条に定める費用を支出した場合は、当社は、当該費用の合計額を保険金として支払います。
- ③ 当社は、前項の規定によって支払うべき保険金と第1項の保険金の合計額が保険金額をこえる場合であっても、前項の保険金を支払います。
- ④ 第5条の損害の額および前条の費用のうち、被保険者または被保険自動車の所有者のために第三者からすでに回収されたもの（ただし、リース契約中途解約費用の算出にあたり、充当しているものは除きます。以下この項において、「回収金」といいます。）がある場合において、回収金の額が被保険者の自己負担額（損害額および前条の費用のうち、実際に発生した額の合計額から前3項に定める保険金の合計額

を差し引いた額をいいます。)を超過するときは、当会社は前3項に定める保険金の合計額からその超過額を差し引いて保険金を支払います。

- ⑤ この特約において、全損とは被保険自動車の損傷を修理することができない場合、または第6条(修理費)の修理費がリース契約中途解約費用の額以上となる場合をいいます。
- ⑥ 第1項の免責金額は、当会社が支払責任を負う事故の発生の時の順によって定めます。

## 第9条(現物による支払)

当会社は、被保険自動車の全部または一部の損傷によって被保険者が被る損害に対して、修理または代品の交付をもって保険金の支払に代えることができます。

## 第10条(被害物についての当会社の権利)

- ① 当会社が全損として保険金を支払った場合は、被保険自動車について被保険者または被保険自動車の所有者が持っているすべての権利を取得します。
- ② 被保険自動車の一部が盗難にあった場合に、当会社が保険金を支払ったときは、当会社は、被保険者または被保険自動車の所有者が盗難にあった物について持っている権利を取得します。
- ③ 前2項の場合において、当会社がその権利を取得しない旨の意思を表示して保険金を支払ったときは、被保険自動車について被保険者または被保険自動車の所有者が持っている権利は当会社に移転しません。

## 第11条(盗難自動車の返還)

当会社が第1条(この特約による支払責任)第1項第1号に定める被保険自動車の盗難によって被保険者が被った損害に対して保険金を支払った日の翌日から起算して60日以内に被保険自動車が発見された場合は、リース契約上の貸主がすでに受け取ったリース契約中途解約費用を被保険者に返還し、かつ、被保険者がすでに受け取った保険金を当会社に払い戻したときにかぎり、被保険者はその返還を受けることができます。この場合、発見されるまでの間に被保険自動車に生じた損傷により被った損害に対して保険金を請求することができます。

## 第12条(重複契約の取扱い)

第1条(この特約による支払責任)の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約がある場合において、支払保険金の額は、次の各号に定めるところによります。

- (1) 他の車両費用保険契約等(被保険自動車に生じた事故により、被保険自動車の借主が被る損害に対して、保険金を支払う保険契約または共済契約をいいます。以下この条において、同様とします。)がある場合において、次の(ロ)の額が損害額をこえるときは、当会社は、次の算式により支払保険金の額を決定します。ただし、他の車両費用保険契約等によってこの保険契約に優先して保険金または共済金が支払われる場合は、当会社は、損害額が他の車両費用保険契約等によって支払われる保険金または共済金の額の合計額を超えるときにかぎり、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

損害額 ×

(イ) 他の車両費用保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額

(ロ) それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額の合計額

- (2) 前号の損害額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうちもっとも低い免責金額を差し引いた額とします。
- (3) 前2号の規定にかかわらず、被保険者の請求があり、かつ、当社がこれを承認した場合は、第1号(イ)の額を支払保険金の額とし、他の車両費用保険契約等に優先して保険金を支払います。
- (4) 他の車両保険契約等（被保険自動車に生じた損害に対して、被保険自動車の所有者に保険金を支払う保険契約または共済契約をいいます。以下この条において、同様とします。）がある場合は、当社は、損害額が他の車両保険契約等によって被保険自動車の所有者に支払われる保険金または共済金の額の合計額を超えるとときにかぎり、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

### 第13条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款および付帯された他の特約中「普通保険約款車両条項」、「車両条項」および「車両保険契約」とあるのを「リースカーの車両費用保険特約」に読み替えるものとします。

## 5-7 車両費用保険の修理費優先支払特約

【正式名称】 リースカーの車両費用保険に関する修理費優先支払特約

### 第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約にリースカーの車両費用保険特約の適用があり、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

### 第2条（この特約による支払保険金の計算）

- ① 当社は、この特約により、次の各号に掲げる条件をいずれも満たしている場合は、リースカーの車両費用保険特約第8条（支払保険金の計算）の規定にかかわらず、1回の事故につき当会社の支払う保険金の額は、同特約第5条（損害額の決定）第1項(2)に定める損害の額（以下「損害の額」といいます。）から保険証券記載の免責金額（当社が支払責任を負う事故の発生の時の順によって定めます。）を差し引いた額とします。ただし、20万円（以下「限度額」といいます。）を限度とします。
- (1) リースカーの車両費用保険特約第6条（修理費）に定める修理費が同特約第5条第2項に定めるリース契約中途解約費用（以下「リース契約中途解約費用」といいます。）の額以上となり、当社が同特約第8条第5項に定める全損と認定した場合で、かつ、実際に修理を行ったこと。
- (2) リース契約中途解約費用の額が、限度額以下であったこと。
- ② 前項の保険金に加え、保険契約者または被保険者（リースカーの車両費用保険特約第1条（この特約による支払責任）第1項の被保険者

をいいます。以下同様とします。)がリースカーの車両費用保険特約第7条(費用)に定める費用(以下「費用」といいます。)を支出した場合は、当社は、これらの費用の合計額を保険金として支払います。

- ③ 当社は、前項の規定により支払うべき保険金と第1項の保険金の合計額が保険証券記載の保険金額をこえる場合であっても、前項の保険金を支払います。
- ④ 損害の額および費用のうち、被保険者または被保険自動車の所有者のために第三者からすでに回収されたもの(ただし、リース契約中途解約費用の算出にあたり、充当しているものは除きます。以下この項において、「回収金」といいます。)がある場合において、回収金の額が被保険者の自己負担額(損害額および費用のうち、実際に発生した額の合計額から前3項に定める保険金の合計額を差し引いた額をいいます。)を超過するときは、当社は前3項に定める保険金の合計額からその超過額を差し引いて保険金を支払います。
- ⑤ 第1項から前項までの規定にかかわらず、被保険者の請求があった場合は、リースカーの車両費用保険特約第8条の規定に従い保険金を支払います。

### 第3条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

## 5-8 地震・噴火・津波車両損害特約

【正式名称】地震・噴火・津波危険「車両損害」担保特約

### 第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

### 第2条(この特約による支払責任)

当社は、この特約により、普通保険約款車両条項第2条(保険金を支払わない場合—その1)第3号および同条第6号の規定にかかわらず、保険証券記載の自動車(原動機付自転車を含みます。)について次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しても、保険金を支払います。

- (1) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (2) 前号の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故

## 5-9 車対車衝突危険限定特約

【正式名称】車対車衝突危険限定担保特約

### 第1条(この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に普通保険約款車両条項の適用があり、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

### 第2条(この特約による支払責任)

当社は、この特約により、普通保険約款車両条項第1条(当社の支払責任)第1項の規定にかかわらず、保険証券記載の自動車(以下「被保険自動車」といいます。)と相手自動車との衝突または接触によって被保険自動車に生じた損害に対してのみ、普通保険約款車両条項および一般条項(付帯された他の特約を含みます。以下同様とします。)に従い、保険金を支払います。ただし、被保険自動車と衝突または接触した相手

自動車の登録番号等（登録番号、車両番号、標識番号または車台番号をいいます。）ならびに事故発生時の運転者または所有者の住所および氏名もしくは名称が確認された場合にかぎります。

### 第3条（定義）

- ① この特約において、相手自動車とは、その所有者が被保険自動車の所有者と異なる自動車（原動機付自転車を含みます。以下この条において、同様とします。）をいいます。
- ② この特約において、所有者とは、次の各号のいずれかに該当する者をいいます。
  - (1) 自動車所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
  - (2) 自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
  - (3) 前2号以外の場合は、自動車を所有する者

### 第4条（保険金を支払わない場合）

当会社は、この特約においては、普通保険約款車両条項および一般条項の規定による場合のほか、被保険自動車が盗難にあった時から発見されるまでの間に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

### 第5条（費用）

当会社は、この特約の適用においては、普通保険約款車両条項第7条（費用）の規定にかかわらず、同条第4号に規定する費用は、同条項第8条（支払保険金の計算）に定める費用に含めません。

### 第6条（保険金の請求—交通事故証明書を提出できない場合）

被保険者は、この特約に基づき保険金の支払を請求する場合、普通保険約款一般条項第20条（保険金の請求）第2項ただし書の交通事故証明書を提出できない相当の理由があるときは、交通事故証明書にかえて次の書類および写真を当会社に提出しなければなりません。

- (1) 被保険自動車と相手自動車との衝突または接触の事実を証明する書類であって、その相手自動車の事故発生時の運転者または所有者の住所および氏名の記載のあるもの
- (2) 被保険自動車の損傷部位の写真
- (3) 相手自動車の衝突または接触の部位を示す写真または資料

### 第7条（車両危険限定担保特約(A)が適用されている場合の特則）

この保険契約に車両危険限定担保特約(A)が適用されている場合には、同特約によって保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、この特約を適用しません。

## 5-10 車両危険限定特約(A)

【正式名称】 車両危険限定担保特約(A)

### 第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款車両条項の適用があり、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

### 第2条（この特約による支払責任）

当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項第1条（当会社の支払責任）第1項の規定にかかわらず、保険証券記載の自動車（以下「被保険自動車」といいます。）に生じた次の各号のいずれかに該当する損害にかぎり、普通保険約款車両条項および一般条項（付帯された他の特約）

約を含みます。)に従い、保険金を支払います。

- (1) 被保険自動車に火災もしくは爆発が生じた場合または他物の爆発によって被保険自動車が被爆した場合の損害
- (2) 盗難によって生じた損害
- (3) 騒じょうまたは労働争議にともなう暴力行為または破壊行為によって生じた損害
- (4) 台風、たつ巻、こう水または高潮によって生じた損害
- (5) 落書、いたずら等の被保険自動車に対する直接の人為的行為（普通保険約款車両条項の被保険者による行為を除きます。）によって生じた損害。ただし、被保険自動車の運行によって生じた損害でないことおよび被保険自動車と他の自動車（原動機付自転車を含みます。）との衝突または接触によって生じた損害でないことが明らかであるものにかぎります。
- (6) 窓ガラス破損の損害。ただし、そのガラス代金にかぎります。
- (7) 飛来中または落下中の他物との衝突によって生じた損害。ただし、その衝突の結果生じた事故による損害を除きます。
- (8) 前各号のほか、偶然な事故によって生じた損害。ただし、被保険自動車と他物との衝突もしくは接触によって生じた損害または被保険自動車の転覆もしくは墜落によって生じた損害を除きます。

## 5-11 車両危険限定特約(B)

【正式名称】 車両危険限定担保特約(B)

### 第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款車両条項の適用があり、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

### 第2条（この特約による支払責任）

- ① 当会社は、この特約により、普通保険約款車両条項第1条（当会社の支払責任）第1項の規定にかかわらず、保険証券記載の自動車（以下「被保険自動車」といいます。）に生じた次の各号のいずれかに該当する損害にかぎり、普通保険約款車両条項および一般条項（付帯された他の特約を含みます。）に従い、保険金を支払います。
  - (1) 被保険自動車に火災もしくは爆発が生じた場合または他物の爆発によって被保険自動車が被爆した場合の損害
  - (2) 盗難によって生じた損害
  - (3) 騒じょうまたは労働争議にともなう暴力行為または破壊行為によって生じた損害
  - (4) 台風、たつ巻、こう水または高潮によって生じた損害
  - (5) 落書、いたずら等の被保険自動車に対する直接の人為的行為（普通保険約款車両条項の被保険者による行為を除きます。）によって生じた損害。ただし、被保険自動車の運行によって生じた損害でないことおよび被保険自動車と他の自動車（原動機付自転車を含みます。）との衝突または接触によって生じた損害でないことが明らかであるものにかぎります。
  - (6) 窓ガラス破損の損害。ただし、そのガラス代金にかぎります。
  - (7) 飛来中または落下中の他物との衝突によって生じた損害。ただし、その衝突の結果生じた事故による損害を除きます。
  - (8) 前各号のほか、偶然な事故によって生じた損害。ただし、被保険自動車と他物との衝突もしくは接触によって生じた損害または被保険自動車の転覆もしくは墜落によって生じた損害に対しては、普通保険約款車両条項第5条（損害額の決定）による損害の額が同条第1項に定める保険価額の60%に相当する額以上となる場合にかぎり、保険金を支払います。

- ② 被保険自動車について車両価額協定保険特約の適用がある場合は、当会社は、前項第8号ただし書の規定にかかわらず、被保険自動車と他物との衝突もしくは接触によって生じた損害または被保険自動車の転覆もしくは墜落によって生じた損害に対しては、被保険自動車の損傷を修理することができないとき、または車両価額協定保険特約第4条（損害額の決定）(2)に定める損害の額が、保険証券記載の保険金額の50%以上となるときにかぎり、保険金を支払います。

## 5-12 車両全損臨時費不担保特約

【正式名称】 車両臨時費用不担保特約

### 第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に車両価額協定保険特約の適用があり、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されません。

### 第2条（臨時費用保険金の取扱い）

当会社は、この特約により、車両価額協定保険特約第7条（臨時費用保険金）の規定により支払われる臨時費用保険金を支払いません。

### 第3条（再取得時諸費用保険金の取扱い）

この保険契約に、車両新価保険特約が適用されている場合には、当会社は、この特約により、同特約第7条（再取得時諸費用保険金）の規定により支払われる再取得時諸費用保険金を支払いません。

## 5-13 被保険自動車に関する盗難不担保特約

【正式名称】 被保険自動車に関する盗難危険不担保特約

### 第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款車両条項または車両積載動産担保特約の適用があり、かつ、次の各号のいずれかの条件を満たしている場合に適用されます。

- (1) 保険証券記載の自動車（以下「被保険自動車」といいます。）の用途および車種が二輪自動車または原動機付自転車であること。
- (2) 被保険自動車の用途および車種が前号に定める用途および車種以外であり、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されていること。

### 第2条（この特約による支払責任）

- ① 当会社は、この特約により、当会社の支払うべき損害が被保険自動車の盗難によって生じた損害（発見されるまでの間に生じた損害を含みます。）である場合には、保険金を支払いません。
- ② この保険契約に普通保険約款賠償責任条項の適用がある場合には、被保険自動車の盗難に起因して他人の生命もしくは身体を害することまたは他人の財物を滅失、破損もしくは汚損することにより、同条項第3条（被保険者－対人・対物賠償共通）に定める被保険者が、法律上の損害賠償責任を負担したことによって被る損害に対しては、当会社は、前項の規定を適用しません。

## 5-14 車両保険の適用範囲に関する特約

【正式名称】 車両保険の適用範囲に関する特約

### 第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款車両条項の適用があり、かつ、保険証券記載の自動車（以下「被保険自動車」といいます。）が次

の各号に掲げるいずれかの自動車である場合に適用されます。

- (1) 精密機械を装着した特種用途自動車
- (2) 工作用自動車
- (3) 農耕作業の用に供する自動車
- (4) 消防自動車
- (5) タンク車、ふん尿車等ホースを付属する自動車

## 第2条 (単独損害の不担保)

- ① 当社は、この特約により、普通保険約款車両条項第1条（当社の支払責任）の規定にかかわらず、下表の物については、被保険自動車の他の部分と同時に損害を被った場合または火災もしくは盗難によって損害が生じた場合にかぎり、同条第1項に規定する損害に対して保険金を支払います。

(1) 被保険自動車が精密機械を装着した特種用途自動車である場合	保険証券に明記された付属機械装置
(2) 被保険自動車が工作用自動車である場合	(イ) キャタピラ、排土板（カッティングエッジおよびエンドビットを含みます。）、バケット（つめ、ツース、ポイントおよびサイドカッタを含みます。）、フォーク、ローラ等作業において常時接地する部分品 (ロ) リーダ（ステアおよびフロントブラケットを含みます。）、ドロップハンマ、ディーゼルハンマ、アースオーガ（モータを含みます。）、バイプロハンマ（チャックを含みます。）その他これらに類似の機能を有する物であって、被保険自動車に装着されている部分品および機械装置または使用の目的により交換装着する部分品および機械装置
(3) 被保険自動車が農耕作業の用に供する自動車である場合	鋤、ロータリー、サイドロータリー、タイヤ、リヤカー、トレーラー等使用の目的により交換装着する部分品（部分品の付帯部品を含みます。）

- ② 当社は、前項(1)の付属機械装置（以下「付属機械装置」といいます。）に生じた損害と被保険自動車の他の部分に生じた損害に対しては、それぞれ各別に普通保険約款車両条項第5条（損害額の決定）から第8条（支払保険金の計算）までの規定を適用し、損害に対して保険金を支払います。ただし、付属機械装置の損害に対しては、免責金額を差し引きません。

## 第3条 (付属品の不担保)

当社は、この特約により、普通保険約款車両条項第1条（当社の支払責任）の規定にかかわらず、下表の物については、被保険自動車に含めません。

(1) 被保険自動車が工作用自動車である場合	被保険自動車から取りはずして用いるコード、ワイヤ、ホース、チェーン、ドリル等の積載付属品
(2) 被保険自動車が消防自動車である場合	被保険自動車から取りはずして用いる吸水管、ホース、梯子、斧、トビ、管槍、塵除、塵除用籠、分解手入用道具等の積載付属品

(3) 被保険自動車がタンク車、ふん尿車等ホースを付属する自動車である場合	被保険自動車に付属するホース
---------------------------------------	----------------

## 5-15 ブーム不担保特約

【正式名称】 工作用自動車のブーム不担保特約

### 第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款車両条項の適用があり、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

### 第2条（ブーム部分の不担保）

- ① 当社は、この特約により、普通保険約款車両条項第1条（当社の支払責任）の規定にかかわらず、保険証券記載の工作用自動車（以下「被保険自動車」といいます。）のブーム部分については、被保険自動車に含めません。
- ② 前項のブーム部分とは、次の物をいいます。
  - (1) ブーム（ジブを含みます。以下この号において、同様とします。）ならびに伸縮シリンダ、俯仰シリンダ、ワイヤロープ、フック等ブームと機能上一体をなしている部分品およびブームの機能上必要である部分品
  - (2) 前号に定めるものに定着または装備されている次の物
    - (イ) 使用の目的により交換装着する部分品および機械装置
    - (ロ) 安全装置および警報装置
    - (ハ) 作動油および油脂類
    - (ニ) 配線、配管およびホース類
    - (ホ) その他定着または装備されている物

## 5-16 事故時代車費用特約

【正式名称】 事故時代車費用担保特約

### 第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款車両条項の適用があり、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

### 第2条（この特約による支払責任）

- ① 当社は、この特約により、普通保険約款車両条項第1条（当社の支払責任）第1項各号の事由によって保険証券記載の自動車（原動機付自転車を含みます。以下「被保険自動車」といいます。）に損害が生じたことにともない、被保険者（被保険自動車の所有者をいいます。以下同様とします。）が被保険自動車の代替交通手段として、レンタカー（道路運送法第80条第1項に基づき業として有償で貸し渡すことの許可を受けた自家用自動車をいいます。以下同様とします。）を代車として利用する費用（以下「代車費用」といいます。以下同様とします。）を負担したことによって被った損害に対して、この特約に従い、次条（支払保険金の計算）に定める金額を代車費用保険金として被保険者に支払います。ただし、普通保険約款車両条項第2条（保険金を支払わない場合—その1）、同条項第3条（保険金を支払わない場合—その2）もしくは同条項第4条（保険金を支払わない場合—その3）、普通保険約款一般条項または付帯された他の特約の規定に

より、被保険自動車に生じた損害に対して保険金が支払われない場合を除きます。

- ② 被保険自動車が盗難にあった場合は、保険契約者または被保険者が盗難の事実を警察官に届け出たときにかぎり、前項の規定を適用します。
- ③ 第1項の所有者とは、次の各号のいずれかに該当する者をいいます。
  - (1) 被保険自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
  - (2) 被保険自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
  - (3) 前2号以外の場合は、被保険自動車を所有する者
- ④ 第1項の規定にかかわらず、被保険者が正当な理由によりレンタカー以外の自動車を代車として利用した場合には、被保険者が負担した費用のうち、当該代車の取得代金、点検・整備料等を勘案した実費相当額として当会社が認めた費用を代車費用とします。ただし、当該代車の利用について被保険者が事前に当会社に通知し、当会社が承認した場合にかぎります。
- ⑤ 第1項の規定にかかわらず、被保険自動車が自力で走行できる場合で、被保険者がその損傷を修理しないときは、当会社は、代車費用保険金を支払いません。

### 第3条（支払保険金の計算）

1回の事故につき当会社の支払う代車費用保険金の額は、次の(1)に(2)を乗じた額とします。

- (1) 前条に定める代車費用の1日あたりの額。ただし、保険証券記載の支払限度日額を限度とします。
- (2) 実際に代車を使用した日数。ただし、次条（代車費用保険金の支払対象期間）に定める期間を限度とします。

### 第4条（代車費用保険金の支払対象期間）

- ① 前条の場合において、代車費用保険金の対象となる費用は、事故日から次の各号のいずれか早い日までの期間に被保険者が利用した代車にかかる費用にかぎります。
  - (1) 事故日からその日を含めて保険証券記載の日数後の日
  - (2) 被保険自動車の代替自動車を新たに取得した日
  - (3) 被保険自動車が、修理完了後、保険契約者、被保険者または被保険自動車の自動車検査証（以下「車検証」といいます。）の使用者欄に記載された者のいずれかの手元に戻った日。ただし、保険契約者、被保険者または車検証の使用者欄に記載された者の責に帰すべき事由によりこれらの者の手元に被保険自動車の戻るのが遅延した場合は、その遅延がなければ手元に戻ったであろう日とします。
- ② 前項の規定にかかわらず、事故日の翌日以降に修理工場等に入庫した場合であって、保険契約者または被保険者がその旨を当会社に通知し、当会社が承認したときは、修理工場等に入庫した日を事故日とみなして前項の規定を適用します。
- ③ 被保険自動車が盗難にあった場合は、盗難の事実を警察官に届け出た日を事故日とみなして前2項の規定を適用します。この場合において、被保険自動車が発見されて、修理の必要がないときは、第1項第3号中「修理完了後」とあるのを、「発見された後」と読み替えるものとします。

### 第5条（重複契約の取扱い）

- ① 第2条（この特約による支払責任）と支払責任の発生要件を同じくする他の保険契約または共済契約（以下この条において、「他の保険契約等」といいます。）がある場合において、次の(2)の額が損害額を

こえるときは、当社は、次の算式により代車費用保険金の額を決定します。ただし、被保険者が被った損害に対して他の保険契約等により優先して保険金または共済金が支払われる場合には、当社は、損害額が他の保険契約等によって支払われる保険金または共済金の額の合計額を超過するときにかぎり、その超過額に対してのみ代車費用保険金を支払います。

$$\text{損害額} \times \frac{\text{(1) 他の保険契約等がないものとして算出した当社の支払うべき代車費用保険金の額}}{\text{(2) それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき代車費用保険金または共済金の額の合計額}}$$

- ② 前項の規定にかかわらず、被保険者の請求があり、かつ、当社がこれを承認した場合は、前項(1)の額を支払保険金の額とし、他の保険契約等に優先して保険金を支払います。

## 第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

## 5-17 宿泊・移動費用特約

〔正式名称〕 事故時宿泊・移動費用担保特約

### 第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次の各号に定める条件をいずれも満たし、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

- (1) この保険契約に普通保険約款車両条項が適用されていること。
- (2) 保険証券記載の自動車（以下「被保険自動車」といいます。）の用途および車種が自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）または特種用途自動車（キャンピング車）であること。
- (3) 保険証券にノンフリート契約である旨記載されていること。

### 第2条（この特約による支払責任）

- ① 当社は、この特約により、次の各号に定める条件をいずれも満たしている場合には、被保険者が次項に定める宿泊・移動費用を負担することによって被る損害に対し、宿泊・移動費用保険金を支払います。
  - (1) 普通保険約款車両条項および一般条項（付帯された他の特約を含みます。）の規定により保険金支払対象となる事故が発生していること。
  - (2) 被保険自動車が走行不能（自力で走行できない状態をいいます。）となった場合で、走行不能となった地から普通保険約款車両条項第7条（費用）第3号(ロ)に定める場所までレッカー車等で運搬されたこと。
- ② 前項の宿泊・移動費用とは、次の各号の費用をいいます。
  - (1) 宿泊費用  
被保険者が臨時に宿泊せざるを得ない場合に、走行不能となった地のもよりのホテル等有償の宿泊施設に宿泊するときに要する1泊分の客室料（飲食費用を含みません。）をいいます。
  - (2) 移動費用

被保険者が走行不能となった地から、出発地、居住地および当面の目的地に合理的な経路および方法で移動するために要する費用をいいます。ただし、ハイヤー、グリーン車またはビジネスクラスもしくはファーストクラス等の利用により、通常交通費を超過した場合はその超過した額を含みません。

- ③ 前項第2号の移動先が複数となる場合には、当会社は、移動の目的および経路等について当会社が合理的であると認めるときにかぎり、それらの移動先まで移動するために要する費用を移動費用として取り扱います。
- ④ 当会社は、被保険者が第2項第1号の宿泊費用を負担することによって被る損害に対し、宿泊費用保険金を支払います。ただし、1回の事故につき、被保険者1名に対し1万円を限度とします。
- ⑤ 当会社は、被保険者が第2項第2号の移動費用を負担することによって被る損害に対し、移動費用保険金を支払います。ただし、1回の事故につき、被保険者1名に対し2万円を限度とします。

### 第3条（被保険者）

- ① この特約において被保険者とは、次の各号に定める者をいいます。
  - (1) 被保険自動車の正規の乗車装置または当該装置のある室内（隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。以下同様とします。）に搭乗中の者（一時的に被保険自動車から離れている者を含み、被保険自動車の使用について正当な権利を有する者の承諾を得ないで被保険自動車に搭乗していた者および極めて異常かつ危険な方法で搭乗中の者を除きます。）
  - (2) 被保険自動車の所有者
  - (3) 保険証券記載の被保険者
- ② 前項の所有者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。以下同様とします。
  - (1) 被保険自動車所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
  - (2) 被保険自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
  - (3) 前2号以外の場合は、被保険自動車を所有する者

### 第4条（保険金を支払わない場合）

- ① 当会社は、被保険者（被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意によって、当該被保険者に生じた損害に対しては、宿泊・移動費用保険金を支払いません。
- ② 当会社は、被保険者（被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）が法令に定められた運転資格を持たないで被保険自動車を運転している場合、道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で被保険自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車を運転している場合に生じた損害により、当該被保険者が宿泊・移動費用を負担することによって被る損害に対しては、宿泊・移動費用保険金を支払いません。

### 第5条（重複契約の取扱い）

- ① 宿泊・移動費用保険金に関して、第2条（この特約による支払責任）と支払責任の発生要件を同じくする他の保険契約または共済契約（以下「他の保険契約等」といいます。）がある場合において、次の(2)の額が損害額をこえるときは、当会社は、次の算式により保険金の額を決定します。ただし、被保険者が被った損害に対して他の保険契約等

により優先して保険金または共済金が支払われる場合には、当社は、損害額が他の保険契約等によって支払われる保険金または共済金の額の合計額を超過するときにかぎり、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

$$\text{損害額} \times \frac{\text{(1) 他の保険契約等がないものとして算出した当社の支払うべき保険金の額}}{\text{(2) それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額の合計額}}$$

- ② 前項の規定にかかわらず、被保険者の請求があり、かつ、当社がこれを承認した場合は、前項(1)の額を支払保険金の額とし、他の保険契約等に優先して保険金を支払います。

## 第6条（保険金の請求）

当社に対する保険金請求権は、被保険者が宿泊・移動費用を負担した時から発生し、これを行行使することができるものとします。

## 第7条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

## 5-18 休車費用特約

[正式名称] 事故時休車費用担保特約

### 第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款車両条項の適用があり、かつ、保険証券記載の自動車（以下「被保険自動車」といいます。）の用途および車種が、営業用軽四輪貨物車、営業用小型貨物車、営業用普通貨物車（最大積載量2トン以下）、営業用普通貨物車（最大積載量2トン超）または営業用三輪自動車である場合で、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

### 第2条（この特約による支払責任—休車費用保険金）

- ① 当社は、この特約により、普通保険約款車両条項および一般条項（付帯された他の特約を含みます。以下同様とします。）に従い保険金を支払う場合は、次条（支払保険金の計算）に定める金額を休車費用保険金として被保険者（被保険自動車の所有者をいいます。以下同様とします。）に支払います。
- ② 前項の所有者とは、次の各号のいずれかに該当する者をいいます。
- (1) 被保険自動車所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
  - (2) 被保険自動車所有権が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
  - (3) 前2号以外の場合は、被保険自動車を所有する者

### 第3条（支払保険金の計算）

- ① 1回の事故につき当社の支払う休車費用保険金の額は、次項に定める支払対象日数に保険証券記載の支払日額（以下「支払日額」といいます。）を乗じた額とします。
- ② 前項の「支払対象日数」は、次の各号のいずれかに定める日数とします。ただし、45日を限度とします。
- (1) 当社が普通保険約款車両条項および一般条項に従い、全損とし

て保険金を支払う場合は、次のいずれかの日数

(イ) 記名被保険者が被保険自動車の代替として自動車を新たに取得した場合は、事故日からその日を含めて被保険自動車の代替として自動車を新たに取得した日までの日数

(ロ) 記名被保険者が被保険自動車の代替として自動車を新たに取得しない場合で、かつ、被保険自動車の損傷を修理（被保険自動車を事故発生直前の状態に復旧するための修理をいいます。以下同様とします。）したときは修理費（普通保険約款車両条項第6条（修理費）の修理費をいいます。以下同様とします。）にもとづく、別表に定める支払対象日数

(2) 前号以外の場合は、次のいずれかの日数

(イ) 記名被保険者が被保険自動車の損傷を修理した場合は、修理費にもとづく、別表に定める支払対象日数

(ロ) 記名被保険者が被保険自動車の損傷を修理をしない場合で、かつ、被保険自動車の代替として自動車を新たに取得したときは、事故日からその日を含めて被保険自動車の代替として自動車を新たに取得した日までの日数または被保険自動車の損傷を修理するための修理費にもとづく、別表に定める支払対象日数のいずれか短い日数

③ 当会社は、前2項の規定によって支払うべき休車費用保険金と普通保険約款車両条項第8条（支払保険金の計算）第1項または車両価額協定保険特約第5条（支払保険金の計算）に定める保険金の合計額が保険証券記載の保険金額をこえる場合であっても、休車費用保険金を支払います。

④ 前条と支払責任の発生要件を同じくする他の保険契約または共済契約（以下この項において、「他の保険契約等」といいます。）がある場合は、当会社は、次の算式により休車費用保険金の額を決定します。ただし、他の保険契約等により優先して休車費用保険金または共済金が支払われる場合には、当会社は、次の(2)の額が他の保険契約等により支払われる休車費用保険金または共済金の額の合計額を超過するときにかぎり、その超過額に対してのみ休車費用保険金を支払います。

(1) それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき休車費用保険金または共済金のうちもっとも高い額

×

(2) 他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき休車費用保険金の額

(3) それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき休車費用保険金または共済金の額の合計額

⑤ 前項の規定にかかわらず、被保険者の請求があり、かつ、当会社がこれを承認した場合は、当会社は、他の保険契約等に優先して休車費用保険金を支払います。

#### 第4条（保険金の請求）

当会社に対する休車費用保険金の請求権は、普通保険約款一般条項第20条（保険金の請求）第1項第3号の規定にかかわらず、前条の規定によって当会社が保険金を支払うべき日数が確定した時から発生し、これを行行使することができるものとします。

#### 第5条（代位）

普通保険約款一般条項第23条（代位）の規定にかかわらず、当会社がこの特約に従い保険金を支払った場合であっても、被保険者が休車費用について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しませ

ん。

## 第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

### <別 表>

修理工賃額	支払対象 日 数	修理工賃額	支払対象 日 数
～76,000円以下	0日	912,000円超～ 950,000円以下	23日
76,000円超～ 114,000円以下	1日	950,000円超～ 988,000円以下	24日
114,000円超～ 152,000円以下	2日	988,000円超～1,026,000円以下	25日
152,000円超～ 190,000円以下	3日	1,026,000円超～1,064,000円以下	26日
190,000円超～ 228,000円以下	4日	1,064,000円超～1,102,000円以下	27日
228,000円超～ 266,000円以下	5日	1,102,000円超～1,140,000円以下	28日
266,000円超～ 304,000円以下	6日	1,140,000円超～1,178,000円以下	29日
304,000円超～ 342,000円以下	7日	1,178,000円超～1,216,000円以下	30日
342,000円超～ 380,000円以下	8日	1,216,000円超～1,254,000円以下	31日
380,000円超～ 418,000円以下	9日	1,254,000円超～1,292,000円以下	32日
418,000円超～ 456,000円以下	10日	1,292,000円超～1,330,000円以下	33日
456,000円超～ 494,000円以下	11日	1,330,000円超～1,368,000円以下	34日
494,000円超～ 532,000円以下	12日	1,368,000円超～1,406,000円以下	35日
532,000円超～ 570,000円以下	13日	1,406,000円超～1,444,000円以下	36日
570,000円超～ 608,000円以下	14日	1,444,000円超～1,482,000円以下	37日
608,000円超～ 646,000円以下	15日	1,482,000円超～1,520,000円以下	38日
646,000円超～ 684,000円以下	16日	1,520,000円超～1,558,000円以下	39日
684,000円超～ 722,000円以下	17日	1,558,000円超～1,596,000円以下	40日
722,000円超～ 760,000円以下	18日	1,596,000円超～1,634,000円以下	41日
760,000円超～ 798,000円以下	19日	1,634,000円超～1,672,000円以下	42日
798,000円超～ 836,000円以下	20日	1,672,000円超～1,710,000円以下	43日
836,000円超～ 874,000円以下	21日	1,710,000円超～1,748,000円以下	44日
874,000円超～ 912,000円以下	22日	1,748,000円超	45日

(注) 修理工賃額とは、普通保険約款車両条項第6条（修理費）の修理費のうち被保険自動車の復旧のために使用される部品にかかる費用を除いた金額をいいます。

## その他の補償などに関わる特約

### 6-1 等級プロテクト特約

[正式名称] 等級プロテクト特約

#### 第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、次の各号に定める条件をいずれも満たしており、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

- (1) 保険証券記載の自動車の用途および車種が自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）または特種用途自動車（キャンピング車）であること。
- (2) 保険証券記載の被保険者が個人であること。
- (3) 保険証券にノンフリート契約である旨記載されていること。

#### 第2条 (ノンフリート等級のすえおき)

- ① 当会社は、この特約により、保険期間中最初に発生した保険事故（この保険契約の普通保険約款および付帯された他の特約に従い保険金を支払う事故をいいます。以下同様とします。）にかぎり、当会社と締結される次契約に適用するノンフリート等級を決定するうえで等級すえおき事故として取り扱います。
- ② 前項の規定にかかわらず、保険事故が当会社の定める等級すえおき事故（本特約により、等級すえおき事故とみなした場合を除きます。）またはノーカウント事故（これらの事故の組み合わせによる場合も含みます。）の場合は、保険期間中最初に発生した保険事故とはしません。

### 6-2 他車運転特約

[正式名称] 他車運転危険担保特約

#### 第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、この保険契約に普通保険約款賠償責任条項の適用があり、かつ、保険証券記載の自動車（以下「被保険自動車」といいます。）の用途および車種が、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）または特種用途自動車（キャンピング車）である場合で、次の各号のいずれかの条件を満たしているときに適用されます。

- (1) 保険証券記載の被保険者（以下「記名被保険者」といいます。）が個人であること。
- (2) 記名被保険者が法人であり、かつ、保険証券に個人被保険者を指定する旨の記載があること。

#### 第2条 (他の自動車の定義)

この特約において、他の自動車とは、その用途および車種が自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）または特種用途自動車（キャンピング車）であり、かつ、次の各号のいずれかに該当するものをいいます。

- (1) 記名被保険者が個人である場合は、記名被保険者、その配偶者（内縁を含みます。以下同様とします。）または記名被保険者もしくはその配偶者の同居の親族が所有する自動車（所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約

により借り入れた自動車を含みます。以下同様とします。)以外の自動車。ただし、記名被保険者、その配偶者または記名被保険者もしくはその配偶者の同居の親族が主として使用する自動車を除きます。

- (2) 記名被保険者が法人である場合は、記名被保険者、保険証券記載の個人被保険者(以下「個人被保険者」といいます。)、その配偶者または個人被保険者もしくはその配偶者の同居の親族が所有する自動車以外の自動車。ただし、記名被保険者、個人被保険者、その配偶者または個人被保険者もしくはその配偶者の同居の親族が主として使用する自動車を除きます。

### 第3条 (この特約による支払責任—賠償責任)

- ① 当社は、次の各号のいずれかに該当する者が自ら運転者として運転中(駐車または停車中を除きます。以下同様とします。)の他の自動車を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款賠償責任条項(付帯された他の特約を含みます。)を適用します。ただし、この場合における被保険者は、次の各号のいずれかに該当する者にかぎります。
- (1) 記名被保険者(記名被保険者が法人である場合は個人被保険者とします。以下同様とします。)
- (2) 記名被保険者の配偶者
- (3) 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- (4) 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
- ② 当社は、この特約により、普通保険約款賠償責任条項第1条(当社の支払責任—対人賠償)第2項の規定にかかわらず、他の自動車について生じた1回の対人事故による同条第1項の損害に対して、自動車損害賠償保障法に基づく責任保険または責任共済(以下この項において、「自賠責保険等」といいます。)によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額を超過するときにかぎり、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

### 第4条 (車両損害についての特則)

- ① 当社は、普通保険約款賠償責任条項第11条(保険金を支払わない場合—その3 対物賠償)の規定にかかわらず、この特約を適用する保険契約に普通保険約款車両条項が適用されており、かつ、被保険者(前条第1項ただし書に定める被保険者をいいます。以下この条において、同様とします。)が自ら運転者として運転中の他の自動車を被保険自動車とみなして普通保険約款車両条項および一般条項(付帯された他の特約を含みます。)を適用した場合に当社が保険金を支払うべき損害が当該他の自動車に生じたときは、被保険者が法律上の損害賠償責任(当該他の自動車に直接生じた損害(以下「車両損害」といいます。)に対する損害賠償責任にかぎります。)を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。
- ② 前項の規定にかかわらず、当社は、被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで他の自動車を運転している場合、道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で他の自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で他の自動車を運転している場合の車両損害に関し被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

### 第5条 (この特約による支払責任—自損傷害)

この保険契約に自損事故傷害危険担保特約が適用されている場合には、当社は、次の各号のいずれかに該当する者が自ら運転者として運転中の他の自動車を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約

の条件に従い、自損事故傷害危険担保特約（付帯された他の特約を含みます。）を適用します。ただし、この場合における被保険者は、他の自動車の正規の乗車装置または当該装置のある室内（隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。）に搭乗中（極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。）の次の各号のいずれかに該当する者にかぎりず。

- (1) 記名被保険者
- (2) 記名被保険者の配偶者
- (3) 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- (4) 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

## 第6条（重複契約の取扱い）

- ① 前3条の規定により当社が保険金を支払うべき損害または傷害の全部または一部に対して保険金または共済金を支払う他の保険契約または共済契約（以下「他の保険契約等」といいます。）が、他の自動車に適用されている場合は、当社は、普通保険約款一般条項第18条（重複契約の取扱い）および自損事故傷害危険担保特約第14条（重複契約の取扱い）の規定にかかわらず、損害の額または当社の支払うべき保険金の額が他の自動車に適用されている他の保険契約等によって支払われる保険金または共済金の額の合計額を超過するときにかぎり、その超過額に対してのみ保険金を支払います。
- ② 前項の規定にかかわらず、他の保険契約等がある場合で、被保険者（第3条（この特約による支払責任－賠償責任）第1項ただし書または前条ただし書の被保険者をいいます。以下同様とします。）からの請求があり、かつ、当社が承認したときは、当社は、他の保険契約等に優先して損害または傷害に対して保険金を支払います。
- ③ 前2項の規定は、前3条の支払責任（第3条および前条において、普通保険約款賠償責任条項第12条（費用－対人・対物賠償共通）第2項に定める臨時費用ならびに自損事故傷害危険担保特約第2条（この特約による支払責任）第1項に定める重度後遺障害保険金および医療保険金は、これらを個別の支払責任とみなします。以下同様とします。）ごとに適用するものとします。

## 第7条（保険金を支払わない場合）

- ① 当社は、普通保険約款賠償責任条項、一般条項および自損事故傷害危険担保特約の規定による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときに生じた事故により、被保険者が被った損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
  - (1) 被保険者の使用者の業務（家事を除きます。）のために、その使用者の所有する自動車を運転しているとき。
  - (2) 被保険者が役員（理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）となっている法人の所有する自動車を運転しているとき。
  - (3) 自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等自動車を取り扱う業務として受託した他の自動車を運転しているとき。
  - (4) 被保険者が、他の自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで、他の自動車を運転しているとき。
  - (5) 被保険者が競技、曲技（競技または曲技のための練習を含みます。）もしくは試験のために他の自動車を運転しているとき、または、競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において他の自動車を運転している（救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために他の自動車を運転している場合を除きます。）とき。
  - (6) 第3条（この特約による支払責任－賠償責任）第1項第4号または第5条（この特約による支払責任－自損傷害）第4号に掲げる者

が、自ら所有する自動車または主として使用する自動車を、自ら運転者として運転しているとき。

- ② 第3条、第4条（車両損害についての特則）または第5条の規定により当社が保険金を支払うべき損害または傷害の全部または一部に対して、この保険契約に適用されている他の特約等の規定により保険金支払対象となる場合には、当社は、その損害または傷害に対しては、この特約の規定による保険金を支払いません。
- ③ 前項の規定は、第3条、第4条および第5条の支払責任ごとに適用するものとします。

## 第8条（被保険自動車の譲渡または返還の場合）

この特約の適用においては、当社は、普通保険約款一般条項第5条（被保険自動車の譲渡）第2項の規定は適用しません。

## 第9条（読み替え規定）

記名被保険者が法人である場合、この特約の適用にあたっては、普通保険約款および付帯された他の特約中、「保険証券記載の被保険者」および「記名被保険者」とあるのは「個人被保険者」と読み替えるものとします。

## 6-3 他車運転特約（二輪・原付）

[正式名称] 他車運転危険担保特約（二輪自動車・原動機付自転車）

### 第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券記載の自動車（原動機付自転車を含みます。以下「被保険自動車」といいます。）の用途および車種が、二輪自動車または原動機付自転車であり、かつ、次の各号のいずれかの条件を満たしている場合で、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

- (1) 保険証券記載の被保険者（以下「記名被保険者」といいます。）が個人であること。
- (2) 記名被保険者が法人であり、かつ、保険証券に個人被保険者を指定する旨の記載があること。

### 第2条（他の自動車の定義）

この特約において、他の自動車とは、その用途および車種が二輪自動車または原動機付自転車であり、かつ、次の各号のいずれかに該当するものをいいます。

- (1) 記名被保険者が個人である場合は、記名被保険者、その配偶者（内縁を含みます。以下同様とします。）または記名被保険者もしくはその配偶者の同居の親族が所有する自動車（所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。以下同様とします。）以外の自動車。ただし、記名被保険者、その配偶者または記名被保険者もしくはその配偶者の同居の親族が主として使用する自動車を除きます。
- (2) 記名被保険者が法人である場合は、記名被保険者、保険証券記載の個人被保険者（以下「個人被保険者」といいます。）、その配偶者または個人被保険者もしくはその配偶者の同居の親族が所有する自動車以外の自動車。ただし、記名被保険者、個人被保険者、その配偶者または個人被保険者もしくはその配偶者の同居の親族が主として使用する自動車を除きます。

### 第3条（この特約による支払責任—賠償責任）

- ① 当社は、次の各号のいずれかに該当する者が自ら運転者として運

転中（駐車または停車中を除きます。以下同様とします。）の他の自動車  
を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約の条件に従い、  
普通保険約款賠償責任条項（付帯された他の特約を含みます。）を適用  
します。ただし、この場合における被保険者は、次の各号のいずれか  
に該当する者にかぎります。

(1) 記名被保険者（記名被保険者が法人である場合は個人被保険者と  
します。以下同様とします。）

(2) 記名被保険者の配偶者

(3) 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

(4) 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

- ② 当会社は、この特約により、普通保険約款賠償責任条項第1条（当  
会社の支払責任－対人賠償）第2項の規定にかかわらず、他の自動車  
について生じた1回の対人事故による同条第1項の損害に対して、自  
動車損害賠償保障法に基づく責任保険または責任共済（以下この項に  
おいて、「自賠責保険等」といいます。）によって支払われる金額があ  
る場合は、損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額を超過す  
るときにかぎり、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

#### 第4条（この特約による支払責任－自損傷害）

この保険契約に自損事故傷害危険担保特約が適用されている場合に  
は、当会社は、次の各号のいずれかに該当する者が自ら運転者として運  
転中の他の自動車を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約  
の条件に従い、自損事故傷害危険担保特約（付帯された他の特約を含  
みます。）を適用します。ただし、この場合における被保険者は、他の自  
動車の正規の乗車装置（乗車人員が動揺、衝撃等により転落または転倒  
することなく安全な乗車を確保できる構造を備えた「道路運送車両の保  
安基準」に定める乗車装置をいいます。以下同様とします。）に搭乗中（極  
めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。）の次の各号  
のいずれかに該当する者にかぎります。

(1) 記名被保険者

(2) 記名被保険者の配偶者

(3) 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

(4) 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

#### 第5条（重複契約の取扱い）

① 前2条の規定により当会社が保険金を支払うべき損害または傷害の  
全部または一部に対して保険金または共済金を支払う他の保険契約ま  
たは共済契約（以下「他の保険契約等」といいます。）が、他の自動  
車に適用されている場合は、当会社は、普通保険約款一般条項第18条  
（重複契約の取扱い）および自損事故傷害危険担保特約第14条（重複  
契約の取扱い）の規定にかかわらず、損害の額または当会社の支払う  
べき保険金の額が他の自動車に適用されている他の保険契約等によ  
って支払われる保険金または共済金の額の合計額を超過するときにか  
ぎり、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

② 前項の規定にかかわらず、他の保険契約等がある場合で、被保険者  
（第3条（この特約による支払責任－賠償責任）第1項ただし書または  
前条ただし書の被保険者をいいます。以下同様とします。）からの  
請求があり、かつ、当会社が承認したときは、当会社は、他の保険契  
約等に優先して損害または傷害に対して保険金を支払います。

③ 前2項の規定は、前2条の支払責任（第3条および前条において、  
普通保険約款賠償責任条項第12条（費用－対人・対物賠償共通）第2  
項に定める臨時費用ならびに自損事故傷害危険担保特約第2条（この  
特約による支払責任）第1項に定める重度後遺障害保険金および医療  
保険金は、これらを個別の支払責任とみなします。以下同様とします。）  
ごとに適用するものとします。

## 第6条（保険金を支払わない場合）

- ① 当社は、普通保険約款賠償責任条項、一般条項および自損事故傷害危険担保特約の規定による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときに生じた事故により、被保険者が被った損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
  - (1) 被保険者の使用者の業務（家事を除きます。）のために、その使用者の所有する自動車を運転しているとき。
  - (2) 被保険者が役員（理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）となっている法人の所有する自動車を運転しているとき。
  - (3) 自動車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等自動車を取り扱う業務として受託した他の自動車を運転しているとき。
  - (4) 被保険者が、他の自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで、他の自動車を運転しているとき。
  - (5) 被保険者が競技、曲技（競技または曲技のための練習を含みます。）もしくは試験のために他の自動車を運転しているとき、または、競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において他の自動車を運転している（救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために他の自動車を運転している場合を除きます。）とき。
  - (6) 第3条（この特約による支払責任－賠償責任）第1項第4号または第4条（この特約による支払責任－自損傷害）第4号に掲げる者が、自ら所有する自動車または主として使用する自動車を、自ら運転者として運転しているとき。
- ② 第3条、第4条または第8条（人身傷害補償条項の適用に関する特則）の規定により当社が保険金を支払うべき損害または傷害の全部または一部に対して、この保険契約に適用されているファミリーバイク特約（人身傷害担保）、ファミリーバイク特約（自損傷害担保）等の他の特約の規定により保険金支払対象となる場合には、当社は、その損害または傷害に対しては、この特約の規定による保険金を支払いません。
- ③ 前項の規定は、第3条、第4条の支払責任および第8条の特則ごとに適用するものとします。

## 第7条（被保険自動車の譲渡または返還の場合）

この特約の適用においては、当社は、普通保険約款一般条項第5条（被保険自動車の譲渡）第2項の規定は適用しません。

## 第8条（人身傷害補償条項の適用に関する特則）

当社は、この特約により、普通保険約款人身傷害補償条項第1条（当社の支払責任）第1項第2号(イ)の規定は適用しません。

## 第9条（読み替え規定）

記名被保険者が法人である場合、この特約の適用にあたっては、普通保険約款および付帯された他の特約中、「保険証券記載の被保険者」および「記名被保険者」とあるのは「個人被保険者」と読み替えるものとします。

## 6-4 臨時代替自動車特約

〔正式名称〕臨時代替自動車担保特約

### 第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に普通保険約款賠償責任条項、人身傷害補償条項または車両条項（普通保険約款賠償責任条項および人身傷害補償

条項のいずれも適用がない場合は、搭乗者傷害危険担保特約（医療保険金部位・症状別定額払）、搭乗者傷害危険担保特約（医療保険金日額払）または搭乗者傷害危険担保特約（医療保険金なし）（以下「搭乗者傷害特約」といいます。）が合わせて適用されているときにかぎります。）の適用があり、かつ、次の各号のいずれかに該当するときに適用されます。

- (1) 保険証券記載の被保険者（以下「記名被保険者」といいます。）が法人であること。
- (2) 記名被保険者が個人であり、かつ、保険証券記載の自動車の用途および車種が、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）、特種用途自動車（キャンピング車）、二輪自動車または原動機付自転車以外であること。

## 第2条（定義）

- ① この特約において、臨時代替自動車とは、保険証券記載の自動車（原動機付自転車を含みます。以下この条において、「被保険自動車」といいます。）が整備、修理、点検等のために整備工場等の管理下において使用できない間に、その代替自動車として記名被保険者が臨時に借用して使用する自動車をいいます。ただし、被保険自動車の所有者、記名被保険者または記名被保険者の役員（理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。以下同様とします。）もしくは使用人が所有する自動車（所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。）を除きます。
- ② 前項の規定は、被保険自動車1台ごとに適用します。
- ③ この特約において、被代替自動車とは、被保険自動車のうち、整備、修理、点検等のために整備工場等の管理下において使用できない自動車をいいます。
- ④ この特約において、所有者とは、次の各号のいずれかに該当する者をいいます。
  - (1) 被保険自動車所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
  - (2) 被保険自動車所有権留保条項付貸借契約により貸借されている場合は、その借主
  - (3) 前2号以外の場合は、被保険自動車を所有する者

## 第3条（この特約による支払責任—賠償責任）

- ① 当社は、臨時代替自動車を被代替自動車とみなして、被代替自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款賠償責任条項（付帯された他の特約を含みます。）を適用します。ただし、この場合における被保険者は、記名被保険者ならびに記名被保険者の役員および使用人にかぎります。
- ② 当社は、この特約により、普通保険約款賠償責任条項第1条（当社の支払責任—対人賠償）第2項の規定にかかわらず、臨時代替自動車について生じた1回の対人事故による同条第1項の損害に対して、自動車損害賠償保障法に基づく責任保険または責任共済（以下この項において、「自賠責保険等」といいます。）によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額を超過するときに限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

## 第4条（車両損害についての特則）

- ① 当社は、普通保険約款賠償責任条項第11条（保険金を支払わない場合—その3 対物賠償）の規定にかかわらず、この特約を適用する保険契約に普通保険約款車両条項が適用されており、かつ、被保険者

(前条第1項ただし書に定める被保険者をいいます。以下この条において、同様とします。)が自ら運転者として運転中(駐車または停車中を除きます。)の臨時代替自動車を被代替自動車とみなして普通保険約款車両条項および一般条項(付帯された他の特約を含みます。)を適用した場合に当会社が保険金を支払うべき損害が当該臨時代替自動車に生じたときは、被保険者が法律上の損害賠償責任(当該臨時代替自動車に直接生じた損害(以下「車両損害」といいます。)に対する損害賠償責任にかぎります。)を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、当社は、被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで臨時代替自動車を運転している場合、道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で臨時代替自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で臨時代替自動車を運転している場合の車両損害に関し被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

### 第5条 (この特約による支払責任—人身傷害)

当社は、臨時代替自動車を被代替自動車とみなして、被代替自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款人身傷害補償条項(付帯された他の特約を含みます。)を適用します。

### 第6条 (この特約による支払責任—無保険車傷害)

この保険契約に無保険車傷害危険担保特約が適用されている場合には、当社は、臨時代替自動車を被代替自動車とみなして、被代替自動車の保険契約の条件に従い、無保険車傷害危険担保特約(付帯された他の特約を含みます。)を適用します。

### 第7条 (この特約による支払責任—自損傷害)

この保険契約に自損事故傷害危険担保特約が適用されている場合には、当社は、臨時代替自動車を被代替自動車とみなして、被代替自動車の保険契約の条件に従い、自損事故傷害危険担保特約(付帯された他の特約を含みます。)を適用します。

### 第8条 (この特約による支払責任—搭乗者傷害)

この保険契約に搭乗者傷害特約が適用されている場合には、当社は、臨時代替自動車を被代替自動車とみなして、被代替自動車の保険契約の条件に従い、搭乗者傷害特約(付帯された他の特約を含みます。)を適用します。

### 第9条 (重複契約の取扱い)

- ① 第3条(この特約による支払責任—賠償責任)から第7条(この特約による支払責任—自損傷害)までの規定により当会社が保険金を支払うべき損害または傷害の全部または一部に対して保険金または共済金を支払う他の保険契約または共済契約(以下「他の保険契約等」といいます。)が臨時代替自動車に適用されている場合は、当社は、普通保険約款一般条項第18条(重複契約の取扱い)、無保険車傷害危険担保特約第15条(重複契約の取扱い)および自損事故傷害危険担保特約第14条(重複契約の取扱い)の規定にかかわらず、損害の額または当会社の支払うべき保険金の額が臨時代替自動車に適用されている他の保険契約等によって支払われる保険金または共済金の額の合計額を超過するときにかぎり、その超過額に対してのみ保険金を支払いません。
- ② 前項の規定にかかわらず、被保険者(第3条第1項ただし書、普通保険約款人身傷害補償条項第2条(被保険者)、無保険車傷害危険担

保特約第3条(被保険者)または自損事故傷害危険担保特約第3条(被保険者)に定める被保険者をいいます。)または保険金請求権者(普通保険約款人身傷害補償条項第3条(用語の定義)第5号または無保険車傷害危険担保特約第4条(用語の定義)第7号に定める保険金請求権者をいいます。)からの請求があり、かつ、当会社が承認したときは、当会社は、他の保険契約等に優先して損害または傷害に対して保険金を支払います。

- ③ 前2項の規定は、第3条から第7条までの支払責任(第3条および第7条において、普通保険約款賠償責任条項第12条(費用-対人・対物賠償共通)第2項に定める臨時費用ならびに自損事故傷害危険担保特約第2条(この特約による支払責任)第1項に定める重度後遺障害保険金および医療保険金は、これらを個別の支払責任とみなします。以下同様とします。)ごとに適用するものとします。

## 第10条(他の特約等との関係)

- ① 第3条(この特約による支払責任-賠償責任)から第8条(この特約による支払責任-搭乗者傷害)までの規定により、当会社が保険金を支払うべき損害または傷害の全部または一部に対して、この保険契約に適用されている他の特約等(以下「他の特約等」といいます。)の規定により保険金の支払対象となる場合には、当会社は、その損害または傷害に対しては、この特約の規定による保険金を優先して支払い、他の特約等の規定による保険金を支払いません。
- ② 前項の規定は、第3条から第8条までの支払責任ごとに適用するものとします。

## 第11条(保険責任の始期および終期)

- ① 臨時代替自動車に係る当会社の保険責任は、臨時代替自動車が記名被保険者の直接の管理下に入った時に始まり、その管理下を離れた時に終わります。
- ② 前項の規定にかかわらず、保険証券記載の保険期間(以下この項において、「保険期間」といいます。)の始期においてすでに記名被保険者の管理下に入っている臨時代替自動車については、その始期をもって当会社の保険責任は始まり、また記名被保険者が臨時代替自動車を管理中であっても、保険期間の終期をもって当会社の保険責任は終わります。

## 6-5 ファミリーバイク特約(人身)

[正式名称] ファミリーバイク特約(人身傷害担保)

### 第1条(この特約の適用条件)

この特約は、次の各号に定める条件をいずれも満たしており、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

- (1) この保険契約に普通保険約款人身傷害補償条項の適用があること。
- (2) 保険証券記載の自動車(以下「被保険自動車」といいます。)の用途および車種が、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン以下)、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下)、特種用途自動車(キャンピング車)または二輪自動車であること。
- (3) 保険証券記載の被保険者(以下「記名被保険者」といいます。)が個人であること。

### 第2条(被保険者)

この特約においては、普通保険約款賠償責任条項第3条(被保険者-

対人・対物賠償共通) 第1項または人身傷害補償条項第2条(被保険者)の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者を被保険者とします。

- (1) 記名被保険者
- (2) 記名被保険者の配偶者(内縁を含みます。以下この条において、同様とします。)
- (3) 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- (4) 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

### 第3条(この特約による支払責任—賠償責任)

- ① 当社は、被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款賠償責任条項(付帯された他の特約を含みます。)を適用します。この場合において、対物賠償保険契約における保険証券記載の免責金額が5万円をこえるときには、当該免責金額を5万円とみなします。
- ② 前項の原動機付自転車が借用原動機付自転車である場合、当社は、この特約により、普通保険約款賠償責任条項第1条(当社の支払責任—対人賠償)第2項の規定にかかわらず、借用原動機付自転車について生じた1回の対人事故による同条第1項の損害に対して、自動車損害賠償保障法に基づく責任保険または責任共済(以下この項において、「自賠償保険等」といいます。)によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠償保険等によって支払われる金額を超過するときにかぎり、その超過額に対してのみ保険金を支払います。
- ③ 前項の借用原動機付自転車とは、前条に規定する被保険者のいずれかに該当する者が所有する原動機付自転車(所有権留保条項付売買契約により購入した原動機付自転車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた原動機付自転車を含みます。)以外のものをいいます。ただし、同条に規定する被保険者のいずれかに該当する者が主として使用する原動機付自転車を除きます。

### 第4条(この特約による支払責任—人身傷害)

当社は、被保険者が正規の乗車装置に搭乗中(極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。以下同様とします。)の原動機付自転車を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款人身傷害補償条項(付帯された他の特約を含みます。)を適用します。

### 第5条(重複契約等の取扱い)

- ① 前2条の規定により当社が保険金を支払うべき損害の全部または一部に対して保険金または共済金を支払う他の保険契約または共済契約(以下「他の保険契約等」といいます。)が当該原動機付自転車に適用されている場合は、当社は、普通保険約款一般条項第18条(重複契約の取扱い)の規定にかかわらず、損害の額が、他の保険契約等によって支払われる保険金または共済金の額の合計額を超過するときにかぎり、その超過額に対してのみ保険金を支払います。
- ② 前項の規定にかかわらず、他の保険契約等がある場合で、被保険者または保険金請求権者からの請求があり、かつ、当社が承認したときは、当社は、他の保険契約等に優先して損害に対して保険金を支払います。
- ③ 前2条の規定により当社が保険金を支払うべき損害の全部または一部に対して、この保険契約に適用されている他の特約等(以下「他の特約等」といいます。)の規定により保険金支払対象となる場合には、当社は、その損害に対しては、この特約の規定による保険金を優先して支払い、他の特約等の規定による保険金を支払いません。

- ④ 前3項の規定は、前2条の支払責任（第3条（この特約による支払責任－賠償責任）において、普通保険約款賠償責任条項第12条（費用－対人・対物賠償共通）第2項に定める臨時費用は、これを個別の支払責任とみなします。）ごとに適用するものとします。

## 第6条（保険金を支払わない場合－その1 賠償責任・人身傷害共通）

当会社は、この特約の適用においては、普通保険約款賠償責任条項、人身傷害補償条項および一般条項の規定による場合のほか、被保険者が競技、曲技（競技または曲技のための練習を含みます。）もしくは試験のために原動機付自転車に搭乗中、または、競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において原動機付自転車に搭乗中（救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために原動機付自転車に搭乗している場合を除きます。）に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

## 第7条（保険金を支払わない場合－その2 賠償責任）

当会社は、第3条（この特約による支払責任－賠償責任）の適用にあたっては、普通保険約款賠償責任条項および一般条項の規定による場合のほか、次の各号のいずれかに該当する事故により生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- (1) 被保険者の所有、使用または管理する原動機付自転車を、被保険者の業務（家事を除きます。以下この条において、同様とします。）のために、被保険者の使用人が運転している間に生じた事故。ただし、その使用人が第2条（被保険者）に規定する被保険者のいずれかに該当する場合は、このかぎりではありません。
- (2) 被保険者の使用者の所有する原動機付自転車（所有権留保条項付売買契約により購入した原動機付自転車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた原動機付自転車を含みます。）を、その使用者の業務のために、被保険者が運転している間に生じた事故。ただし、その使用者が第2条に規定する被保険者のいずれかに該当する場合は、このかぎりではありません。
- (3) 第2条に規定する被保険者のいずれかに該当する者が、原動機付自転車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等原動機付自転車を取り扱う業務のために、所有、使用または管理する原動機付自転車について生じた事故
- (4) 被保険者が、原動機付自転車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないでその原動機付自転車を運転している間に生じた事故

## 第8条（被保険自動車の譲渡または返還の場合）

この特約の適用においては、当会社は、普通保険約款一般条項第5条（被保険自動車の譲渡）第2項の規定は適用しません。

## 第9条（運転者限定特約等の不適用）

この特約の適用においては、当会社は、運転者限定特約、運転者年齢条件特約および他車運転危険担保特約の規定は適用しません。

## 6-6 ファミリーバイク特約（自損）

【正式名称】ファミリーバイク特約（自損傷害担保）

### 第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券記載の自動車（以下「被保険自動車」といいます。）の用途および車種が、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）、特種用途自動車（キャンピング車）または二輪自

動車であり、かつ、保険証券記載の被保険者（以下「記名被保険者」といいます。）が個人である場合で、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

## 第2条（被保険者）

この特約においては、普通保険約款賠償責任条項第3条（被保険者－対人・対物賠償共通）第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者を被保険者とします。

- (1) 記名被保険者
- (2) 記名被保険者の配偶者（内縁を含みます。以下この条において、同様とします。）
- (3) 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- (4) 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

## 第3条（この特約による支払責任－賠償責任）

- ① 当社は、被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車を被保険自動車とみなして、被保険自動車の保険契約の条件に従い、普通保険約款賠償責任条項（付帯された他の特約を含みます。）を適用します。この場合において、対物賠償保険契約における保険証券記載の免責金額が5万円をこえるときには、当該免責金額を5万円とみなします。
- ② 前項の原動機付自転車が借用原動機付自転車である場合、当社は、この特約により、普通保険約款賠償責任条項第1条（当社の支払責任－対人賠償）第2項の規定にかかわらず、借用原動機付自転車について生じた1回の対人事故による同条第1項の損害に対して、自動車損害賠償保障法に基づく責任保険または責任共済（以下この項において、「自賠償保険等」といいます。）によって支払われる金額がある場合は、損害の額が自賠償保険等によって支払われる金額を超過するときにかぎり、その超過額に対してのみ保険金を支払います。
- ③ この特約において、借用原動機付自転車とは、前条に規定する被保険者のいずれかに該当する者が所有する原動機付自転車（所有権留保条項付売買契約により購入した原動機付自転車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた原動機付自転車を含みます。）以外のものをいいます。ただし、同条に規定する被保険者のいずれかに該当する者が主として使用する原動機付自転車を除きます。

## 第4条（この特約による支払責任－自損傷害）

- ① 当社は、被保険者が原動機付自転車の正規の乗車装置に搭乗中（極めて異常かつ危険な方法で搭乗している場合を除きます。以下この条において、同様とします。）に次の各号のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害（ガス中毒を含みます。以下同様とします。）を被り、かつ、それによってその被保険者に生じた損害に対して自動車損害賠償保障法第3条に基づく損害賠償請求権が発生しない場合は、この特約に従い、自損事故傷害保険金（死亡保険金、後遺障害保険金、重度後遺障害保険金および医療保険金をいいます。以下同様とします。）を支払います。
  - (1) 原動機付自転車の運行に起因する事故
  - (2) 原動機付自転車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または原動機付自転車の落下
- ② 前項の傷害には、日射、熱射または精神的衝動による障害および被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足り医学的他覚所見のないものを含みません。
- ③ 第1項の原動機付自転車が借用原動機付自転車であり、かつ、この保険契約に、普通保険約款人身傷害補償条項および他車運転危険担保特約（二輪自動車・原動機付自転車）があわせて適用されている場合

で、他車運転危険担保特約（二輪自動車・原動機付自転車）第8条（人身傷害補償条項の適用に関する特則）の規定により普通保険約款人身傷害補償条項の保険金が支払われるときは、当社は、第1項の規定を適用しません。

## 第5条（重複契約等の取扱い）

- ① 自損事故傷害保険金に関しては、前条の規定により当社が自損事故傷害保険金を支払うべき傷害の全部または一部に対して保険金または共済金を支払う他の保険契約または共済契約がある場合は、当社は、普通保険約款一般条項第18条（重複契約の取扱い）第4項中、「賠償責任条項第12条第2項の臨時費用」および「臨時費用」とあるのを、「自損事故傷害保険金」と読み替えて同条第4項および同条第5項の規定を適用します。
- ② 前項および普通保険約款一般条項第18条の規定にかかわらず、前2条の規定により当社が保険金または自損事故傷害保険金を支払うべき損害または傷害の全部または一部に対して保険金または共済金を支払う他の保険契約または共済契約（以下「他の保険契約等」といいます。）が、当該原動機付自転車に適用されている場合は、当社は、損害の額または当社の支払うべき自損事故傷害保険金の額が、他の保険契約等によって支払われる保険金または共済金の額の合計額を超過するときにかぎり、その超過額に対してのみ保険金または自損事故傷害保険金を支払います。
- ③ 前項の規定にかかわらず、他の保険契約等がある場合で、被保険者からの請求があり、かつ、当社が承認したときは、当社は、他の保険契約等に優先して損害または傷害に対して保険金または自損事故傷害保険金を支払います。
- ④ 前2条の規定により当社が保険金または自損事故傷害保険金を支払うべき損害または傷害の全部または一部に対して、この保険契約に適用されている他の特約等（以下「他の特約等」といいます。）の規定により保険金支払対象となる場合には、当社は、その損害または傷害に対しては、この特約の規定による保険金または自損事故傷害保険金を優先して支払い、他の特約等の規定による保険金を支払いません。
- ⑤ 第1項から前項までの規定は、前2条の支払責任（第3条（この特約による支払責任－賠償責任）および前条において、普通保険約款賠償責任条項第12条（費用－対人・対物賠償共通）第2項に定める臨時費用ならびに前条第1項に定める重度後遺障害保険金および医療保険金は、これらを個別の支払責任とみなします。）ごとに適用するものとします。

## 第6条（保険金を支払わない場合－その1 賠償責任・自損傷害共通）

当社は、この特約の適用においては、普通保険約款賠償責任条項および一般条項の規定による場合のほか、被保険者が競技、曲技（競技または曲技のための練習を含みます。）もしくは試験のために原動機付自転車に搭乗中、または、競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において原動機付自転車に搭乗中（救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために原動機付自転車に搭乗している場合を除きます。）に生じた損害または傷害に対しては、保険金または自損事故傷害保険金を支払いません。

## 第7条（保険金を支払わない場合－その2 賠償責任）

当社は、第3条（この特約による支払責任－賠償責任）の適用においては、普通保険約款賠償責任条項および一般条項の規定による場合のほか、次の各号のいずれかに該当する事故により生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- (1) 被保険者が所有、使用または管理する原動機付自転車を、被保険者の業務（家事を除きます。以下この条において、同様とします。）のために、被保険者の使用者が運転している間に生じた事故。ただし、その使用者が第2条（被保険者）に規定する被保険者のいずれかに該当する場合は、このかぎりではありません。
- (2) 被保険者の使用者の所有する原動機付自転車（所有権留保条項付売買契約により購入した原動機付自転車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた原動機付自転車を含みます。）を、その使用者の業務のために、被保険者が運転している間に生じた事故。ただし、その使用者が第2条に規定する被保険者のいずれかに該当する場合は、このかぎりではありません。
- (3) 第2条に規定する被保険者のいずれかに該当する者が、原動機付自転車の修理、保管、給油、洗車、売買、陸送、賃貸、運転代行等原動機付自転車を取り扱う業務のために、所有、使用または管理する原動機付自転車について生じた事故
- (4) 被保険者が、原動機付自転車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないでその原動機付自転車を運転している間に生じた事故

### 第8条（保険金を支払わない場合—その3 自損傷害）

- ① 当会社は、第4条（この特約による支払責任—自損傷害）の適用においては、次の各号のいずれかに該当する傷害に対しては、自損事故傷害保険金を支払いません。
  - (1) 被保険者の故意によって、その本人について生じた傷害
  - (2) 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで原動機付自転車を運転している場合、道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で原動機付自転車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で原動機付自転車を運転している場合に、その本人について生じた傷害
  - (3) 被保険者が、原動機付自転車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで原動機付自転車に搭乗中に生じた傷害
  - (4) 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって、その本人について生じた傷害
- ② 傷害が自損事故傷害保険金を受け取るべき者の故意によって生じた場合は、当会社は、その者の受け取るべき金額については、自損事故傷害保険金を支払いません。
- ③ 当会社は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症（たんどく りんばせんえん はいけつしょう はししょうふう 丹毒、淋腺炎、敗血症、破傷風等）に対しては、自損事故傷害保険金を支払いません。

### 第9条（保険金を支払わない場合—その4 自損傷害）

- ① 当会社は、第4条（この特約による支払責任—自損傷害）の適用においては、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、自損事故傷害保険金を支払いません。
  - (1) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
  - (2) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
  - (3) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この号において、同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

- (4) 前号に規定した以外の放射線照射または放射能汚染  
 (5) 前各号の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ② 当会社は、自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者（これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。）が原動機付自転車を業務として受託している間に、被保険者に生じた傷害に対しては、自損事故傷害保険金を支払いません。

### 第10条（死亡保険金－自損傷害）

- ① 当会社は、被保険者が第4条（この特約による支払責任－自損傷害）の傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合は、1,500万円を死亡保険金として被保険者の法定相続人に支払います。
- ② 前項の被保険者の法定相続人が2名以上である場合は、当会社は、法定相続分の割合により同項の死亡保険金を被保険者の法定相続人に支払います。

### 第11条（後遺障害保険金－自損傷害）

- ① 当会社は、被保険者が第4条（この特約による支払責任－自損傷害）の傷害を被り、その直接の結果として、普通保険約款別表Ⅰの定めによる後遺障害が生じた場合は、下表に定める金額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

区 分	後遺障害保険金の額
(1) 普通保険約款別表Ⅰの表1の第1級に掲げる後遺障害が生じた場合（これらのいずれにも該当する場合を含みます。）	1,800万円
(2) 普通保険約款別表Ⅰの表1の第2級に掲げる後遺障害が生じた場合（これらのいずれにも該当する場合を含みます。）	1,300万円
(3) 上記(1)および(2)以外の場合	普通保険約款別表Ⅰの表2に従い決定した後遺障害の各等級に対応するこの特約の別表の金額

- ② 前項の規定にかかわらず、同一事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合で、次の(1)の額が次の(2)の額に達しないときは、当会社は、次の(1)の額を後遺障害保険金として支払います。
- (1) それぞれの後遺障害に該当する等級に対応するこの特約の別表の金額の合計額
- (2) 普通保険約款別表Ⅰの表2の注7第3号に従い決定した後遺障害の等級に対応するこの特約の別表の金額
- ③ さらに後遺障害のある被保険者が第4条の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、普通保険約款別表Ⅰに掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対応するこの特約の別表の金額からすでにあった後遺障害に該当する等級に対応するこの特約の別表の金額を差し引いた金額を後遺障害保険金として支払います。
- ④ この特約において、後遺障害とは、身体の一部を失いまたはその機能に重大な障害を永久に残した状態をいいます。

## 第12条（重度後遺障害保険金－自損傷害）

当会社は、被保険者が第4条（この特約による支払責任－自損傷害）の傷害を被り、その直接の結果として、普通保険約款別表Ⅰに従い決定した後遺障害の等級が第1級もしくは第2級である後遺障害または同表第3級3号もしくは4号に掲げる後遺障害が生じ、かつ、介護を必要とすると認められる場合は、200万円を重度後遺障害保険金として被保険者に支払います。

## 第13条（医療保険金－自損傷害）

- ① 当会社は、被保険者が第4条（この特約による支払責任－自損傷害）の傷害を被り、その直接の結果として、生活機能または業務能力の減失または減少をきたし、かつ、医師の治療を要した場合は、次の金額を医療保険金として被保険者に支払います。
  - (1) 病院または診療所に入院した治療日数に対しては、その入院日数1日につき6,000円
  - (2) 病院または診療所に入院しない治療日数（病院または診療所に通院して医師の治療を受けた日数をいい、医師による往診日数を含みます。）に対しては、その治療日数1日につき4,000円
- ② 前項の治療日数には、「臓器の移植に関する法律」第6条の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、当該身体への処置がされた場合であって、当該処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。）であるときには、当該処置日数を含みます。
- ③ 被保険者が通院しない場合であっても、骨折の傷害を被った部位を固定するために医師の治療により次の各号に該当するギプスを常時装着したときは、その日数を第1項の治療日数に含めます。
  - (1) 長管骨（上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、頸骨および腓骨をいいます。以下この項において、同様とします。）骨折および脊柱の骨折によるギプス
  - (2) 長管骨に接続する三大関節部分の骨折で長管骨部分を含めたギプス
- ④ 前3項の規定にかかわらず、当会社は、被保険者が平常の生活または平常の業務に従事することができる程度になおった日の翌日以降の治療日数に対しては、保険金を支払いません。
- ⑤ 第1項の医療保険金の額は、1回の事故につき、被保険者1名ごとに100万円を限度とします。
- ⑥ 被保険者が医療保険金の支払を受けられる期間中にさらに医療保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複して医療保険金を支払いません。

## 第14条（支払保険金の競合－自損傷害）

当会社は、死亡保険金を支払う場合において、1回の事故につき、同一被保険者に対しすでに支払った後遺障害保険金または重度後遺障害保険金があるときは、1,500万円からすでに支払った後遺障害保険金および重度後遺障害保険金の額を差し引いた残額がある場合にかぎり、その残額を支払います。

## 第15条（すでに存在していた身体の障害または疾病の影響等－自損傷害）

- ① 被保険者が第4条（この特約による支払責任－自損傷害）の傷害を被ったときすでに存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく

発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を決定してこれを支払います。

- ② 正当な理由がなく被保険者が治療を怠り、または保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったために第4条の傷害が重大となった場合も、前項と同様の方法で支払います。

## 第16条（当会社の責任限度額等－自損傷害）

- ① 1回の事故につき、被保険者1名に対し当会社が支払うべき死亡保険金の額は、第10条（死亡保険金－自損傷害）および第14条（支払保険金の競合－自損傷害）の規定による額とし、かつ、1,500万円を限度とします。
- ② 1回の事故につき、被保険者1名に対し当会社が支払うべき後遺障害保険金の額は、第11条（後遺障害保険金－自損傷害）および前条の規定による額とし、かつ、1,800万円を限度とします。
- ③ 当会社は、第1項に定める死亡保険金のほか、1回の事故につき、被保険者1名に対し第13条（医療保険金－自損傷害）および前条の規定による医療保険金を支払います。
- ④ 当会社は、第2項に定める後遺障害保険金のほか、1回の事故につき、被保険者1名に対し第12条（重度後遺障害保険金－自損傷害）および前条の規定による重度後遺障害保険金ならびに第13条および前条の規定による医療保険金を支払います。

## 第17条（保険金の請求－自損傷害）

- ① 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。
  - (1) 死亡保険金については、被保険者が死亡した時
  - (2) 後遺障害保険金および重度後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時
  - (3) 医療保険金については、被保険者が平常の生活もしくは平常の業務に従事することができる程度になおった時または事故の発生の日からその日を含めて160日を経過した時のいずれか早い時
- ② 被保険者（代理人を含みます。次項において同様とします。）が自損事故傷害保険金の支払を請求する場合は、前項に定める保険金請求権発生時の翌日から起算して60日以内または当会社が書面で承認した猶予期間内に、保険証券に添えて次の書類または証拠を当会社に提出しなければなりません。ただし、第3号の交通事故証明書については、提出できない相当な理由がある場合はこのかぎりではありません。
  - (1) 保険金の請求書
  - (2) 損害の額または傷害の程度を証明する書類
  - (3) 公の機関が発行する交通事故証明書（人の死傷をともなう事故または原動機付自転車と他の自動車との衝突もしくは接触による物の損壊をともなう事故の場合にかぎります。）
  - (4) その他当会社が特に必要と認める書類または証拠
- ③ 被保険者が前項の書類に故意に不実の記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当会社は、自損事故傷害保険金を支払いません。
- ④ 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、第2項の規定により保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次の各号に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
  - (1) 被保険者と同居または生計を共にする戸籍上の配偶者
  - (2) 前号に規定する者がいない場合または同号に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を

共にする3親等内の親族

- (3) 前2号に規定する者がいない場合または同号に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、第1号以外の戸籍上の配偶者または前号以外の3親等内の親族
- ⑤ 前項の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。

### 第18条（代 位－自損傷害）

当社が自損事故傷害保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

### 第19条（時 効－自損傷害）

保険金請求権は、次の時の翌日から起算して2年を経過した場合は、時効によって消滅します。

- (1) 第17条（保険金の請求－自損傷害）第2項に定める手続が行われなかった場合には、同条第1項に定める時
- (2) 第17条第2項に定める手続が行われた場合には、当社が同項の書類または証拠を受領した時の翌日から起算して30日を経過した時

### 第20条（被保険自動車の譲渡または返還の場合）

この特約の適用においては、当社は、普通保険約款一般条項第5条（被保険自動車の譲渡）第2項の規定は適用しません。

### 第21条（運転者限定特約等の不適用）

この特約の適用においては、当社は、運転者限定特約、運転者年齢条件特約および他車運転危険担保特約の規定は適用しません。

### 第22条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款一般条項第1条（保険責任の始期および終期）第2項中「賠償責任条項、人身傷害補償条項および車両条項」および同条項第17条（当社の指定する医師による診断）第1項中「人身傷害」とあるのを「この特約」と読み替えるものとします。

## <別表>

## 後 遺 障 害 等 級 表

等 級	保険金支払額	等 級	保険金支払額
第1級	1,500万円	第8級	470万円
第2級	1,295万円	第9級	365万円
第3級	1,110万円	第10級	280万円
第4級	960万円	第11級	210万円
第5級	825万円	第12級	145万円
第6級	700万円	第13級	95万円
第7級	585万円	第14級	50万円

## 6-7 車両積載動産特約

〔正式名称〕 車両積載動産担保特約

### 第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

### 第2条 (この特約による支払責任)

- ① 当会社は、次の各号のいずれかの事由によって保険証券記載の自動車（原動機付自転車を含みます。以下「被保険自動車」といいます。）に損害が生じた場合は、その事由の直接の結果として車両積載動産に生じた損害に対して、この特約に従い、被保険者（車両積載動産の所有者をいいます。以下同様とします。）に保険金を支払います。ただし、車両積載動産が盗難されたことによる損害については、第1号の事由の直接の結果として生じた損害である場合にかぎります。
  - (1) 被保険自動車の盗難（被保険自動車の一部分のみの盗難を除きます。）
  - (2) 前号以外の、衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、こう水、高潮その他偶然な事故。ただし、被保険自動車の所在が確認できない事故であって、かつ、その原因が明らかでない事故を除きます。
- ② 当会社は、前項のほか、火災または爆発によって車両積載動産に生じた損害に対して、この特約に従い、被保険者に保険金を支払います。
- ③ 当会社は、この特約が被保険者の委任を受けないで付帯される場合があることをあらかじめ承認します。この場合保険契約者はその旨を当会社に告げることを要しません。

### 第3条 (車両積載動産の範囲)

- ① この特約において、車両積載動産とは、被保険自動車の車室内、荷室内、荷台もしくはトランクに収容、またはキャリア（自動車の屋根もしくはトランク上に設置された小型、少量の荷物を積載・運搬するための装置をいいます。）に固定された動産をいいます。
- ② 前項の車両積載動産には次の各号に掲げる物を含みません。
  - (1) 自動車（原動機付自転車を含みます。以下同様とします。）ならびに自動車に定着、固定または装備されている物であって、通常、自動車の付属品とみなされる物、被保険自動車の燃料およびコンテナ
  - (2) 法令により、自動車に定着、固定または装備することを禁止されている物
  - (3) 付属機械装置（医療防疫車、検査測定車、電源車、放送中継車等自動車検査証記載の用途が特種用途である自動車に定着、固定または装備されている精密機械装置をいいます。）
  - (4) テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピューター等の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに準じるもの
  - (5) 通貨、手形その他の有価証券、印紙、切手
  - (6) 稿本、設計書、図案、ひな型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿、勲章、き章、免許状その他これらに準ずる物
  - (7) 動物
  - (8) 法令の規定、公序良俗に違反する動産
  - (9) その他保険証券記載の物

### 第4条 (保険金を支払わない場合—その1)

- ① 当会社は、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた損害

に対しては、保険金を支払いません。

(1) 次のいずれかに該当する者の故意

(イ) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）

(ロ) 被保険自動車の所有者、所有権留保条項付売買契約に基づく被保険自動車の買主、または1年以上を期間とする貸借契約に基づく被保険自動車の借主（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）

(ハ) 上記(イ)および(ロ)に定める者の法定代理人

(ニ) 上記(イ)および(ロ)に定める者の業務に従事中の使用人

(ホ) 上記(イ)および(ロ)に定める者の父母、配偶者（内縁を含みます。以下同様とします。）または子。ただし、被保険者または保険金を受け取るべき者に保険金を取得させる目的であった場合にかぎります。

(2) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地域において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）

(3) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

(4) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この号において、同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

(5) 前号に規定した以外の放射線照射または放射能汚染

(6) 第2号から前号までの事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故

(7) 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。

(8) 紛失

(9) 詐欺または横領

(10) 預金証書または貯金証書（通帳およびキャッシュカードを含みます。）、クレジットカード、ローンカードその他これらに準ずる物の盗難

(11) 法令で定める積載物の重量・大きさまたは積載方法に関する制限の違反

(12) 車両積載動産の積載方法が車両積載動産を安全に積載するのに適していなかったこと。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人もしくは使用人がいずれもその事実を知らず、かつ、知らなかったことについて重大な過失がなかった場合は、このかぎりではありません。

② 当会社は、次の各号のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

(1) 車両積載動産に存在する欠陥、摩滅、腐し、さびその他自然の消耗

(2) 故障損害（偶然な外来の事故に直接起因しない車両積載動産の電氣的または機械的損害をいいます。）

(3) 車両積載動産の機能に支障をきたさない擦傷、搔き傷もしくは塗料のはがれ等の外観上の損傷または汚損（落書を含みます。）

(4) 楽器の音色または音質の変化

(5) 風、雨、ひょうもしくは砂塵の吹き込みまたはこれらのものの混入により生じた損害

## 第5条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、次の各号のいずれかに該当する者が法令により定められた運転資格を持たないで被保険自動車運転している場合、道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で被保険自動車運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車運転している場合に車両積載動産について生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）
- (2) 被保険自動車の所有者、所有権留保条項付売買契約に基づく被保険自動車の買主または1年以上を期間とする貸借契約に基づく被保険自動車の借主（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）
- (3) 前2号に掲げる者の法定代理人
- (4) 第1号および第2号に掲げる者の業務に従事中の使用者
- (5) 第1号および第2号に掲げる者の父母、配偶者または子

## 第6条（個別適用）

前2条の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

## 第7条（損害額の決定）

- ① 当社が保険金を支払うべき損害の額は、その損害が生じた地および時における損害を生じた車両積載動産の価額（以下「保険価額」といいます。）によって定めます。
- ② 車両積載動産の損傷を修理することができる場合は、次の算式により算出された額を損害の額とします。

(1) 次条（修理費）に定める修理費

+ (2) 第9条（費用）に定める費用

- (3) 修理に際し部分品を交換したために損害を生じた車両積載動産全体として価額の増加を生じた場合は、その増加額

- (4) 修理にともなって生じた残存物がある場合は、その価額

- ③ 第9条に定める費用のみを保険契約者または被保険者が負担した場合は、その費用を損害の額とします。
- ④ 損害を生じた車両積載動産が一組または一対のものからなる場合において、その一部に損害が生じたときは、当該損害が損害を生じた車両積載動産全体の価値に及ぼす影響を考慮して損害額を決定します。

## 第8条（修理費）

前条の修理費とは、損害が生じた地および時において、損害を生じた車両積載動産を事故発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、損害を生じた車両積載動産の復旧に際して、当社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費をこえると認めるときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。

## 第9条（費用）

第7条（損害額の決定）の費用とは、保険契約者または被保険者が支

出した次の費用（収入の喪失を含みません。）をいいます。

- (1) 普通保険約款一般条項第14条（事故発生時の義務）第1号に規定する損害の防止または軽減のために必要または有益であった費用
- (2) 普通保険約款一般条項第14条第6号に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
- (3) 盗難にあった車両積載動産を引き取るために必要であった費用
- (4) 船舶によって輸送されている間に生じた共同海損に対する車両積載動産の分担額

### 第10条（支払保険金の計算）

- ① 1回の事故につき当会社の支払う保険金の額は、次の(1)から(2)を差し引いた額とします。ただし、保険証券記載の保険金額（以下「保険金額」といいます。）を限度とし、保険金額が保険価額をこえる場合は、保険価額を限度とします。
  - (1) 第7条（損害額の決定）に定める損害額（以下「損害額」といいます。）
  - (2) 損害額のうち、第三者が負担すべき金額で被保険者のためにすでに回収されたもの（以下「回収金」といいます。）がある場合の回収金の額
- ② 被保険者が2名以上いる場合は、前項に記載した当会社の支払う保険金の額に、次の(1)の額の(2)の額に対する割合を乗じて各被保険者別の当会社の支払う保険金の額を決定します。
  - (1) 各被保険者別の損害額。ただし、回収金を差し引いた残額とします。
  - (2) 上記(1)の合計額

### 第11条（現物による支払）

当会社は、車両積載動産の損害の全部または一部に対して、修理または代品の交付をもって保険金の支払に代えることができます。

### 第12条（被害物についての当会社の権利）

- ① 当会社が損害を生じた車両積載動産に対して全損（第7条（損害額の決定）第1項による損害額または第8条（修理費）の修理費が、損害を生じた車両積載動産の保険価額以上となる場合をいいます。）として保険金を支払った場合は、損害を生じた車両積載動産について被保険者が持っているすべての権利を取得します。ただし、保険金額が損害を生じた車両積載動産の保険価額に達しない場合には、当会社は、保険金額の保険価額に対する割合によってその権利を取得します。
- ② 前項の場合において、当会社がその権利を取得しない旨の意思を表示して保険金を支払ったときは、損害を生じた車両積載動産について被保険者が持っている権利は当会社に移転しません。

### 第13条（盗難事故における保険金請求の特例）

被保険者が車両積載動産の盗難事故による保険金の支払を請求するときは、普通保険約款一般条項第20条（保険金の請求）第2項に定める書類に加え、警察署の盗難届出証明書当会社に提出しなければなりません。

### 第14条（盗難車両積載動産の返還）

当会社が車両積載動産の盗難によって生じた損害に対して保険金を支払った日の翌日から起算して60日以内に車両積載動産が発見された場合は、被保険者は、すでに受け取った保険金を当会社に払い戻して、その返還を受けることができます。この場合、発見されるまでの間に車両積載動産に生じた損害に対して保険金を請求することができます。

## 第15条（盗難の際の調査）

- ① 車両積載動産について盗難が発生したときは、当社は、盗難に関する事実および状況を調査し、かつ、保険契約者、被保険者、その家族、使用人または監守人に対し必要な説明または証明を求めることができます。
- ② 保険契約者または被保険者は、当社が前項の調査をし、または説明もしくは証明を求めたときはこれに協力しなければなりません。
- ③ 保険契約者または被保険者が第1項の説明または証明に不正の表示をしたときもしくは知っている事実を告げないときまたは正当な理由なく前項の協力を拒んだときは、当社は、保険金を支払いません。

## 第16条（盗難車両積載動産発見後の通知義務）

保険契約者または被保険者は、盗難にあった車両積載動産を発見した場合または回収した場合は、直ちにその旨を当社に通知しなければなりません。

## 第17条（保険金支払い前に盗難車両積載動産が回収された場合の措置）

盗難にあった車両積載動産について、当社が損害に対して保険金を支払う前にその車両積載動産が回収されたときは、その回収物について盗難の損害は生じなかったものとみなします。ただし、その車両積載動産に破損または汚損があるときは、損害が生じたものとみなします。

## 第18条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。この場合には、普通保険約款一般条項第14条（事故発生時の義務）中「被保険自動車」を「車両積載動産」に、同条項第9条（保険契約の無効）、同条項第18条（重複契約の取扱い）および同条項第20条（保険金の請求）中「車両条項」を「車両積載動産担保特約」に、同条項第23条（代位）中「車両損害」を「車両積載動産損害」にそれぞれ読み替えるものとします。

## 6-8 弁護士費用特約

〔正式名称〕 弁護士費用等担保特約

### 第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

### 第2条（この特約による支払責任）

- ① 当社は、この特約により、日本国内において発生した偶然な事故により、次の各号のいずれかに該当する被害が生じたこと（以下「被害事故」といいます。）によって、保険金請求権者が賠償義務者に対し被害事故にかかわる法律上の損害賠償請求を行う場合に、保険金請求権者が弁護士費用等（当社の同意を得て支出した費用にかぎります。）を負担することによって被る損害に対して、弁護士費用保険金を支払います。
  - (1) 賠償義務者が自動車（原動機付自転車を含みます。以下同様とします。）を所有、使用または管理することに起因する事故により、次のいずれかに該当すること。
    - (イ) 被保険者の生命または身体が害されること。
    - (ロ) 被保険者が所有、使用または管理する財物が滅失、破損、または汚損されること。
  - (2) 前号のほか、被保険者が自動車に搭乗中に、次のいずれかに該当

すること。

(イ) 被保険者の生命または身体が害されること。

(ロ) 被保険者が所有、使用または管理する財物（当該自動車に積載中の財物にかぎります。）が滅失、破損、または汚損されること。

- (3) 前2号のほか、保険証券記載の自動車（原動機付自転車を含みます。以下「被保険自動車」といいます。）または被保険自動車以外の被保険者が所有する自動車（所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。）が滅失、破損、または汚損されること。
- ② 当社は、この特約により、保険金請求権者が被害事故にかかわる法律相談を行う場合は、それによって支出した費用（当社の同意を得て支出した費用にかぎります。）を負担することによって被る損害に対して、法律相談費用保険金を支払います。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、当社は、被保険者または被保険者の使用者の業務に使用される財物（被保険自動車を除き、被保険自動車以外の自動車を含みます。）について生じた被害事故に対しては、保険金を支払いません。
- ④ 当社は第1項および第2項に規定する費用のうち普通保険約款賠償責任条項において支払われるものがある場合には、その費用に対しては保険金を支払いません。
- ⑤ この特約において、当社は、同一の原因から生じた一連の被害は、一つの被害とみなし、最初の被害が発生した時にすべての被害が発生したものとみなします。
- ⑥ 当社は、被害事故が保険証券記載の保険期間中に生じた場合にかぎり、保険金を支払います。

### 第3条（被保険者）

- ① この特約において被保険者とは、次の各号のいずれかに該当する者をいいます。
- (1) 保険証券記載の被保険者（以下「記名被保険者」といいます。）
- (2) 記名被保険者の配偶者（内縁を含みます。以下同様とします。）
- (3) 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- (4) 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
- (5) 前各号以外の者で、被保険自動車の正規の乗車装置または当該装置のある室内に搭乗中の者
- (6) 前各号以外の者で、被保険自動車の所有者。ただし、被保険自動車の被害事故に関する損害賠償請求または法律相談を行う場合にかぎります。
- ② 前項第6号の被保険自動車の所有者とは、次のいずれかに該当する者をいいます。
- (1) 被保険自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
- (2) 被保険自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
- (3) 前2号以外の場合は、被保険自動車を所有する者
- ③ 第1項の規定にかかわらず、極めて異常かつ危険な方法で自動車に搭乗中の者は被保険者に含みません。
- ④ 第1項の規定にかかわらず、自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取り扱うことを業としている者（これらの者の使用人およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。）が業務として自動車を受託している場合は、これらの者は被保険者に含みません。

## 第4条（用語の定義）

この特約において、次の各号の用語は、それぞれ次の定義によります。

- (1) 保険金請求権者  
被害を被った被保険者（被保険者が死亡した場合は、その法定相続人とします。）をいいます。
- (2) 賠償義務者  
被保険者に対し、被害事故に関する法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
- (3) 弁護士費用等  
損害賠償に関する争訟について、弁護士、司法書士、行政書士、裁判所またはあっせんもしくは仲裁をおこなう機関（申立人の申立に基づき和解のためのあっせんまたは仲裁を行うことを目的として弁護士会等が運営する機関をいいます。）に対して支出した弁護士報酬、司法書士報酬、行政書士報酬、訴訟費用、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用をいいます。ただし、次号に定める法律相談に必要な費用を除きます。
- (4) 法律相談  
法律上の損害賠償請求に関する次の行為をいいます。
  - (イ) 弁護士が行う、弁護士法第3条の「その他一般の法律事務」に基づく法律相談
  - (ロ) 司法書士が行う、司法書士法第3条第1項第5号および同項第7号に規定する相談
  - (ハ) 行政書士が行う、行政書士法第1条の3第3号に規定する相談

## 第5条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

## 第6条（保険金を支払わない場合—その1）

当社は、次の各号のいずれかに該当する事由によって被害事故が発生した場合は、保険金を支払いません。

- (1) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
- (2) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (3) 台風、こう水または高潮
- (4) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この号において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- (5) 前号に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- (6) 前各号の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

## 第7条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、次の各号のいずれかに該当する被害事故が発生した場合は、保険金を支払いません。

- (1) 被保険者の故意によって発生した被害事故
- (2) 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで自動車を運転している場合、道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車を運転している場合に発生した被害事故

- (3) 被保険者が、自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車の搭乗中に発生した被害事故
- (4) 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発生した被害事故
- (5) 被保険者が被保険自動車以外の自動車に競技、曲技（競技または曲技のための練習を含みます。）もしくは試験のために搭乗中、または、競技、曲技もしくは試験を行うことを目的とする場所において搭乗中（救急、消防、事故処理、補修、清掃等のために搭乗している場合を除きます。）に発生した被害事故
- (6) 第3条（被保険者）第1項第5号に規定する被保険者が所有、使用または管理する財物のうち、被保険自動車の車室内、荷室内、荷台もしくはトランク内に収容されていない財物またはキャリア（自動車の屋根またはトランク上に設置された小型・少量の荷物を積載・運搬するための装置をいいます。）に固定されていない財物について生じた被害事故
- (7) 被保険者が所有、使用または管理する財物に存在する欠陥、摩滅、腐し、さびその他自然の消耗
- (8) 被保険者が所有、使用または管理する財物の故障（偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的または機械的損害をいいます。）

### 第8条（保険金を支払わない場合—その3）

- ① 当社は、次の各号のいずれかに該当する者が賠償義務者である場合は、これらの者に対する損害賠償請求またはこれにかかわる法律相談を保険金請求権者が行うことにより生じた費用に対しては、保険金を支払いません。
  - (1) 第3条（被保険者）第1項第1号から第4号に規定する被保険者および同項第6号に規定する被保険者
  - (2) 被保険者の父母、配偶者または子
- ② 当社は、保険金請求権者が社会通念上不当な損害賠償請求またはこれにかかわる法律相談を行う場合は、それにより生じた費用に対しては保険金を支払いません。

### 第9条（支払保険金の限度）

- ① 当社が支払うべき弁護士費用保険金の額は、1回の被害事故につき、被保険者1名あたり300万円を限度とします。
- ② 当社が支払うべき法律相談費用保険金の額は、1回の被害事故につき、被保険者1名あたり10万円を限度とします。

### 第10条（保険金請求権者の協力）

- ① 保険金請求権者は、当社の求めに応じ、被害事故に関する訴訟の進捗状況等の必要な情報を当社に提供しなければなりません。
- ② 保険金請求権者が、正当な事由がなくて前項の規定に違反した場合は、当社は、その損害に対して保険金を支払いません。この場合において、すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。

### 第11条（保険金の請求）

当社に対する保険金請求権は、保険金請求権者が弁護士費用等および法律相談費用を支出した時から発生し、これを行行使することができるものとします。

### 第12条（保険金の削減）

- ① 保険金請求権者が弁護士費用保険金の支払を受けようとする場合において、被害事故にかかわる損害賠償請求と被害事故以外にかかわる損害賠償請求を同時に行うときは、損害の額に次の割合を乗じた額を

支払います。

被害事故にかかわる法律上の損害賠償責任の額

被害事故にかかわる法律上の損害賠償責任の額および被害事故以外にかかわる法律上の損害賠償責任の額の合計額

- ② 保険金請求権者が法律相談費用保険金の支払を受けようとする場合において、被害事故にかかわる法律相談と被害事故以外にかかわる法律相談を同時に行うときは、損害の額に次の割合を乗じた額を支払います。ただし、保険金請求権者が行った同一事故にかかわる法律相談が1回である場合はこのかぎりではありません。

被害事故にかかわる法律相談に要した時間

被害事故にかかわる法律相談に要した時間および被害事故以外にかかわる法律相談に要した時間の合計時間

### 第13条（重複契約の取扱い）

- ① 第2条（この特約による支払責任）と支払責任の発生要件を同じくする他の保険契約または共済契約（以下この条において、「他の保険契約等」といいます。）がある場合、次の(2)の額が損害の額をこえるときは、当社は、次の算式により支払保険金の額を決定します。ただし、被保険者が被った損害に対して他の保険契約等により優先して保険金または共済金が支払われる場合には、当社は、損害額が他の保険契約等によって支払われる保険金または共済金の額の合計額を超過するときにかぎり、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

(1) 他の保険契約等がないものとして算出した当社の支払うべき保険金の額

損害額 ×

(2) それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額の合計額

- ② 前項の規定にかかわらず、被保険者の請求があり、かつ、当社がこれを承認した場合は、同項(1)の額を支払保険金の額とし、他の保険契約等に優先して保険金を支払います。
- ③ 前2項の規定は、第2条第1項の弁護士費用等と同条第2項の法律相談費用とに区分して、それぞれ各別に適用します。

### 第14条（代位等）

- ① 保険金請求権者が他人に第2条（この特約による支払責任）の費用の請求をすることができる場合には、当社は、その損害に対して支払った保険金の額の限度内で、かつ、保険金請求権者の権利を害さない範囲内で、保険金請求権者がその者に対して有する権利を取得します。
- ② 保険金請求権者が第2条の費用の返還または支払を受けた場合には、当社に遅滞なく通知することとし、当社は、その損害に対して支払った保険金の額の限度内で、かつ、保険金請求権者の権利を害さない範囲内で、保険金請求権者に対して、支払った保険金の返還を求めることができます。

## 第15条（運転者限定特約等の不適用）

この特約の適用においては、当社は、運転者限定特約および運転者年齢条件特約の規定は適用しません。

## 第16条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

## 6-9 個人賠償責任特約

〔正式名称〕 個人賠償責任危険担保特約

### 第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

### 第2条（この特約による支払責任）

当社は、被保険者が日本国内において発生した次の各号のいずれかに該当する事故（以下「個人賠償事故」といいます。）により、他人の生命もしくは身体を害したまたはその財物を滅失、破損もしくは汚損した場合において、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

- (1) 保険証券記載の被保険者（以下「記名被保険者」といいます。）の居住の用に供される住宅（敷地内の動産および不動産を含みます。以下「住宅」といいます。）の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
- (2) 被保険者の日常生活（住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。）に起因する偶然な事故

### 第3条（被保険者の範囲）

この特約において、被保険者とは次の各号のいずれかに該当する者をいいます。

- (1) 記名被保険者
- (2) 記名被保険者の配偶者（内縁を含みます。以下同様とします。）
- (3) 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
- (4) 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

### 第4条（当社による援助）

被保険者が個人賠償事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合には、当社は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手續について協力または援助を行います。

### 第5条（当社による解決）

- ① 被保険者が個人賠償事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合、または当社が損害賠償請求権者から次条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合には、当社は、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手續（弁護士を選任を含みます。）を行います。
- ② 前項の場合には、被保険者は当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。

- ③ 当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項の規定は適用しません。
- (1) 1回の個人賠償事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額がこの特約の保険金額（保険証券に免責金額の記載がある場合はその額との合計額）を明らかにこえる場合または免責金額を明らかに下回る場合
  - (2) 損害賠償請求権者が、当会社と直接、折衝することに同意しない場合
  - (3) 正当な理由がなく被保険者が前項に規定する協力を拒んだ場合

## 第6条（損害賠償請求権者の直接請求権）

- ① 個人賠償事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当会社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当会社に対して第3項に定める損害賠償額の支払を請求することができます。
- ② 当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して次項に定める損害賠償額を支払います。ただし、1回の個人賠償事故につき当会社がこの特約に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額（同一事故につきすでに支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額）を限度とします。
  - (1) 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
  - (2) 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
  - (3) 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
  - (4) 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合
    - (イ) 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明
    - (ロ) 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと。
- ③ 前条およびこの条の損害賠償額とは、次の(1)の額から(2)の額を差し引いた額をいいます。
  - (1) 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額
  - (2) 被保険者が損害賠償請求権者に対してすでに支払った損害賠償金の額
- ④ 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当会社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。
- ⑤ 第2項または第7項の規定に基づき当会社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当会社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金を支払ったものとみなします。
- ⑥ 1回の個人賠償事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額（同一事故につきすでに当会社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。）がこの特約の保険金額（保険証券に免責金額の記載がある場合はその額との合計額）をこえると認められる時以後、損害賠償請求権者は第1項の規定による請求権を行使することはできず、また当会社は第2項の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、このかぎりではありません。
  - (1) 第2項第4号に規定する事実があった場合
  - (2) 損害賠償請求権者が被保険者に対して、個人賠償事故にかかわる

損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人も折衝することができないと認められる場合

- (3) 当会社への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合
- ⑦ 前項第2号または第3号に該当する場合は、第2項の規定にかかわらず、当会社は、損害賠償請求権者に対して、損害賠償額を支払います。ただし、1回の個人賠償事故につき当会社がこの特約に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額（同一事故につきすでに支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額）を限度とします。

## 第7条（保険金を支払わない場合）

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の各号のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- (1) 被保険者または保険契約者（保険契約者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意によって生じた賠償責任
- (2) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）によって生じた賠償責任
- (3) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故によって生じた賠償責任
- (4) 前号以外の放射線照射または放射能汚染によって生じた賠償責任
- (5) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた賠償責任
- (6) 第2号から前号までの事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故によって生じた賠償責任
- (7) 被保険者が所有、使用または管理する財物の滅失、破損または汚損について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
- (8) 被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任
- (9) 被保険者の使用人（被保険者が家事使用人として使用する者を除きます。）が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害（障害に起因する死亡を含みます。）によって生じた賠償責任
- (10) 排水または排気（煙を含みます。）によって生じた賠償責任
- (11) 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- (12) 被保険者の職務遂行に直接起因する賠償責任
- (13) もっぱら被保険者の職務の用に供される動産または不動産（住宅の一部がもっぱら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。）の所有、使用または管理に起因する賠償責任
- (14) 被保険者の心神喪失に起因する賠償責任
- (15) 被保険者のまたは被保険者の指図による暴行・殴打に起因する賠償責任
- (16) 航空機、船舶・車両（原動力がもっぱら人力であるものを除きます。）または銃器（空気銃を除きます。）の所有、使用または管理に起因する賠償責任

## 第8条（損害の範囲および支払保険金の計算）

- ① 当会社が、保険金を支払う損害の範囲は、次のとおりとします。

- (1) 被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金（損害賠償金を支払うことによって代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。）
  - (2) 被保険者が次条（事故発生時の義務）第1項第2号に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用
  - (3) 被保険者が次条第1項第3号に規定する損害の防止または軽減のために支出した必要または有益であった費用
  - (4) 保険事故の原因となるべき偶然な事故が発生した場合において、損害の防止または軽減のために必要または有益と認められる手段を講じた後に賠償責任がないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
  - (5) 個人賠償事故に関して被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用、および第5条（当会社による解決）第2項の規定により被保険者が当会社に協力するために要した費用
  - (6) 損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用
- ② 当会社の責任は、1回の個人賠償事故ごとについて定めます。
- ③ 1回の個人賠償事故につき、当社が支払う保険金の額は、次の算式により算出された額とします。ただし、保険証券記載の保険金額を限度とします。

(1) 第1項第1号の損害賠償金
------------------

+ (2) 第1項第2号から第4号までの費用
------------------------

- (3) 保険証券に免責金額の記載がある場合は、その免責金額
---------------------------------

- ④ 当社は、前項に定める保険金のほか、次の額の合計額を支払います。
- (1) 第1項第5号および第6号の費用
  - (2) 第5条第1項の規定に基づく訴訟または被保険者が当会社の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

## 第9条（事故発生時の義務）

- ① 保険契約者または被保険者は、事故または損害が発生したことを知ったときは、次の事項を履行しなければなりません。
  - (1) 個人賠償事故発生の日時、場所、被害者の住所氏名、事故の状況およびこれらの事項の証人となる者があるときはその住所氏名を、また損害賠償の請求を受けたときはその内容を、遅滞なく書面で当会社に通知すること。
  - (2) 他人から損害の賠償を受けることができる場合においては、その権利の保全または行使について必要な手続きをすること。
  - (3) 損害を防止軽減するために必要な一切の手段を講ずること。
  - (4) 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ当会社の承認を得ること。ただし、被害者に対する応急手当または護送は、損害賠償責任の承認とはみなしません。
  - (5) 損害賠償責任に関する訴訟を提起するとき、または提起されたときは、ただちに書面により当会社に通知すること。
- ② 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて前項各号の義務に違反したときは、当社は、同項第1号および第5号の場合は保険

金を支払いません。また、同項第2号および第3号の場合は防止軽減することができたと認められる損害額、同項第4号の場合は当会社が損害賠償責任がないと認めた部分をそれぞれ控除して、支払保険金の額を決定します。

## 第10条（他の保険契約がある場合の保険金の支払額）

第2条（この特約による支払責任）の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約があり、かつ、それぞれの保険契約について、他の保険契約がないものとして算出した支払うべき保険金の額の合計額が損害の額を超過する場合は、当会社は、この特約により当会社の支払うべき保険金の額の前記合計額に対する割合によって保険金を支払います。

## 第11条（保険金の請求）

- ① 被保険者（代理人を含みます。第3項において同様とします。）が、この特約によって保険金の支払を受けようとするときは、損害が確定した日から30日以内または当会社が書面で承認した猶予期間内に、保険金請求書、保険証券および次の各号に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
  - (1) 当会社の定める事故状況報告書
  - (2) 示談書その他これに代わるべき書類
  - (3) 損害を証明する書類
  - (4) 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）
- ② 当会社は、前項の書類以外の書類の提出を求めることができます。
- ③ 被保険者が前2項の書類に故意に不実のことを表示しもしくは事実を隠したとき、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造したとき、または前項の義務に違反したときは、当会社は保険金を支払いません。
- ④ 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、第1項の規定により保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次の各号に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
  - (1) 被保険者と同居または生計を共にする戸籍上の配偶者
  - (2) 前号に規定する者がいない場合または同号に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
  - (3) 前2号に規定する者がいない場合または同号に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、第1号以外の戸籍上の配偶者または前号以外の3親等内の親族
- ⑤ 前項の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

## 第12条（損害賠償額の請求および支払）

- ① 損害賠償請求権者（代理人を含みます。第3項において同様とします。）が第6条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、次の書類または証拠を当会社に提出しなければなりません。
  - (1) 損害賠償額の請求書
  - (2) その他当会社が特に必要と認める書類または証拠
- ② 前項の請求は、被害者ごとに損害賠償請求権者全員から委任を受けた代表者を経由して行なうものとします。
- ③ 損害賠償請求権者が前項の書類に故意に不実の記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当会社は、

損害賠償額を支払いません。

- ④ 当社は、第6条第2項または同条第6項の各号のいずれかに該当する場合には、損害賠償請求権者が第1項の手續をした日からその日を含めて30日以内に損害賠償額を支払います。ただし、当社がこの期間内に必要な調査を終えることができない場合は、これを終えた後、遅滞なく損害賠償額を支払います。
- ⑤ 損害賠償請求権者に損害賠償額を請求できない事情がある場合で、かつ、第1項の規定により損害賠償額の支払を受けるべき損害賠償請求権者の代理人がないときは、次の各号に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、損害賠償請求権者の代理人として損害賠償額を請求することができます。
  - (1) 損害賠償請求権者と同居または生計を共にする戸籍上の配偶者
  - (2) 前号に規定する者がいない場合または同号に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、損害賠償請求権者と同居または生計を共にする3親等内の親族
  - (3) 前2号に規定する者がいない場合または同号に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、第1号以外の戸籍上の配偶者または前号以外の3親等内の親族
- ⑥ 前項の規定による損害賠償請求権者の代理人からの損害賠償額の請求に対して、当社が損害賠償額を支払った後に、重複して損害賠償額の請求を受けたとしても、当社は、損害賠償額を支払いません。

### 第13条（損害賠償額請求権の行使期限）

第6条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定による請求権は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行使することはできません。

- (1) 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して2年を経過した場合
- (2) 損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

### 第14条（仮払金および供託金の貸付け等）

- ① 第4条（当社による援助）および第5条（当社による解決）第1項の規定により当社が被保険者のために援助または解決にあたる場合には、当社は、1回の個人賠償事故につき、保険証券記載の保険金額（同一事故につきすでに当社が支払った保険金または第6条（損害賠償請求権者の直接請求権）の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額）の範囲内で、仮処分命令に基づく仮払金を無利息で被保険者に貸し付け、また、仮差押えを免れるための供託金もしくは上訴のときの仮執行を免れるための供託金を当社の名において供託し、または供託金に付されると同率の利息で被保険者に貸し付けます。
- ② 前項により当社が供託金を貸し付ける場合には、被保険者は、当社のために供託金（利息を含みます。以下この条において、同様とします。）の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。
- ③ 第1項の貸付けまたは当社の名による供託が行われている間においては、第6条第2項ただし書、同条第7項ただし書および第8条（損害の範囲および支払保険金の計算）第3項ただし書の規定は、その貸付金または供託金をすでに支払った保険金とみなして適用します。
- ④ 第1項の供託金が第三者に還付された場合には、その還付された供託金の限度で、同項の当社の名による供託金または貸付金（利息を含みます。）が保険金として支払われたものとみなします。

- ⑤ 第11条（保険金の請求）の規定により当会社の保険金支払義務が発生した場合は、第1項の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。

## 第15条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款一般条項第1条（保険責任の始期および終期）第2項中「賠償責任条項、人身傷害補償条項および車両条項」とあるのを「この特約」と読み替えるものとします。

## 6-10 受託貨物賠償責任特約

[正式名称] 受託貨物賠償責任危険担保特約

### 第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に対物賠償保険契約の適用があり、かつ、保険証券記載の自動車（以下「被保険自動車」といいます。）の用途および車種が、営業用軽四輪貨物車、営業用小型貨物車、営業用普通貨物車（最大積載量2トン以下）、営業用普通貨物車（最大積載量2トン超）または営業用三輪自動車である場合で、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

### 第2条（この特約による支払責任）

- ① 当会社は、普通保険約款賠償責任条項第11条（保険金を支払わない場合—その3 対物賠償）の規定にかかわらず、この特約により、保険証券記載の被保険者（以下「記名被保険者」といいます。）が運送することを引き受けた貨物自体（以下「受託貨物」といいます。）に、被保険自動車積載中の火災もしくは爆発または受託貨物積載中の被保険自動車の衝突、接触、墜落もしくは転覆によって生じた損傷について、記名被保険者が次項の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払います。
- ② 普通保険約款賠償責任条項第2条（当会社の支払責任—対物賠償）の規定にかかわらず、記名被保険者が負担する損害賠償責任とは次の各号をいいます。
  - (1) 受託貨物の所有者（以下「荷主」といいます。）に対する記名被保険者の法律上および運送・寄託契約上の損害賠償責任
  - (2) 記名被保険者が下請運送人の場合には、記名被保険者の元請運送人に対する法律上および運送・寄託契約上の損害賠償責任または記名被保険者の荷主に対する法律上の損害賠償責任
- ③ 相次運送において損害発生の場所が不明の場合には、前項に規定された損害賠償責任のうち記名被保険者の分担する割合についてのみ保険金を支払います。
- ④ 前2項に規定された損害賠償責任の額は次の各号に従って得られた額を基礎とし、かつ、その額を超えない額とします。
  - (1) 仕切状・納品書がある受託貨物については、その状面価額（ただし、運送賃および諸掛りが含まれていない場合にはこれらを加算した額）
  - (2) 上記の書類がない受託貨物については荷受人への引渡日または引渡しのあるべかりし日の受託貨物の到着地における正品価額

### 第3条（保険金を支払わない場合）

- ① 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、普通保険約款賠償責任条項および一般条項の規定による場合のほか、記名被保険者が次に掲げる事由に起因する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- (1) 保険契約者、記名被保険者、保険金を受け取るべき者またはこれらの者の代理人（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）もしくは使用人の故意
  - (2) 受託貨物の自然の消耗またはその性質もしくは欠陥によって生じた自然発火または自然爆発、むれ、かび、腐敗、変質、変色、さび、蒸発、昇華その他類似の事由
  - (3) 荷造りの不完全
  - (4) 輸送方法または輸送に従事する者が出発（中間地からの出発および積込港ならびに寄航港からの発航を含みます。）の当時、受託貨物を安全に輸送するのに適していなかったこと。ただし、保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の代理人（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）もしくは使用人がいずれもその事実を知らず、かつ、知らなかったことについて重大な過失がなかったときは、この限りではありません。
  - (5) 運送の遅延
  - (6) 検疫または公権力による処分
  - (7) 盗難または紛失
  - (8) 法令で定める積載物の重量・大きさまたは積載方法に関する制限の違反
  - (9) 被保険自動車の不完全被覆
  - (10) 受託貨物が荷受人に引き渡された日から30日を経過した後に発見された受託貨物の滅失、き損または汚損
- ② 当会社は、次の各号に掲げる受託貨物に生じた損傷について記名被保険者が損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払いません。
- (1) 通貨、手形その他の有価証券、印紙、切手
  - (2) 預金証書または貯金証書（通帳およびキャッシュカードを含みます。）、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物
  - (3) 貴金属、宝玉、宝石および書画、骨とう、彫刻物その他の美術品
  - (4) 稿本、設計書、図案、ひな型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿、勲章、き章、免許状その他これらに準ずる物
  - (5) 自動車（ブルドーザー・パワーショベル等土木建設用自動車、二輪自動車、原動機付自転車、三輪自動車、農耕作業用自動車を含みます。）
  - (6) 動物
  - (7) コンテナ自体
  - (8) 船舶（ヨット・モーターボートを含みます。）
  - (9) テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピューター等の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに準じるもの
  - (10) 法令の規定、公序良俗に違反する貨物
- ③ 当会社は、被保険自動車の運転者が法令に定められた運転資格を持たないで被保険自動車を運転している場合、道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で被保険自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車を運転している間に生じた受託貨物の損傷について、記名被保険者が損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- ④ 第1項第8号、同項第9号および前項の規定は、保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の代理人（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）もしくは使用人がいずれもその事実を知らず、かつ、知らなかったことにつ

いて重大な過失がなかったときは、適用しません。

- ⑤ 当社は、違約金、遅延賠償金および受託貨物の使用不能に起因する損害賠償金（得べかりし利益の喪失に起因する損害賠償金を含みます。）等の間接損害に対しては、保険金を支払いません。

#### 第4条（支払保険金の計算）

- ① 普通保険約款賠償責任条項第14条（支払保険金の計算－対物賠償）第1項の規定にかかわらず、1回の事故につき、当社がてん補すべき金額は、次の算式により算出された額とします。ただし、保険証券記載のこの特約の保険金額をもって限度とします。

(1) 第2条（この特約による支払責任）第2項に定める損害賠償の額
+
(2) 普通保険約款賠償責任条項第12条（費用－対人・対物賠償共通）第1項第1号から第3号までの費用
-
(3) 記名被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額
-
(4) 免責金額として7万円

- ② 保険事故によって損傷を被った受託貨物がさらに他の保険事故によって損傷を被った場合において、それぞれの損傷に対する保険金の額の決定が困難であるときは、これら損傷はすべてこれら保険事故のうちの最後のものによって生じたものとみなします。

#### 第5条（個々の受託貨物に係る保険責任の始期と終期）

- ① 当社の、個々の受託貨物に係る保険責任は、普通保険約款一般条項第1条（保険責任の始期および終期）の規定に反しないかぎり、受託貨物が運送のために被保険自動車に積み込まれた時（積み込み中は除きます。）に始まり、被保険自動車による通常の運送過程（慣習的に行われる輸送待ち、仕分、配送、積替、荷造りなどのための当該被保険自動車に積載されたままの仮置中を含みます。）を経て、荷受人もしくは他の運送人に引き渡す目的をもって、被保険自動車からの荷卸し作業が始まったときに終わります。
- ② 前項の規定は、貨物1個ごとにこれを適用します。

#### 第6条（当社による解決等の不適用）

- ① 当社は、この特約により、普通保険約款賠償責任条項第7条（当社による解決－対物賠償）、第8条（損害賠償請求権者の直接請求権－対物賠償）および第15条（仮払金および供託金の貸付け等－対人・対物賠償共通）の規定を適用しません。
- ② 前項の規定にかかわらず、当社が必要と認めるときは、記名被保険者に代わって自己の費用で荷主または元受運送人による損害賠償請求の解決に当ることが出来ます。この場合、記名被保険者は、当社のすべての要求に協力しなければなりません。
- ③ 記名被保険者が正当な理由がないのに前項の要求に協力しないときは、当社は、保険金を支払いません。

#### 第7条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を適用します。

## 6-11 安全運転教育費用特約

[正式名称] 安全運転教育費用担保特約

### 第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券記載の自動車（以下「被保険自動車」といいます。）の用途および車種が自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）または特種用途自動車（キャンピング車）であり、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

### 第2条 (この特約による支払責任)

当社は、この特約により、次の各号をいずれも満たした場合に、普通保険約款賠償責任条項第12条（費用－対人・対物賠償共通）に定める費用のほか、保険証券記載の被保険者（以下「記名被保険者」といいます。）が負担した安全運転教育費用を損害の一部とみなして、同条項および一般条項（付帯された他の特約を含みます。）を適用します。

- (1) 普通保険約款賠償責任条項第1条(当社の支払責任－対人賠償)に定める対人事故または同条項第2条（当社の支払責任－対物賠償）に定める対物事故の発生により、同条項の被保険者が法律上の損害賠償責任を負担すること。
- (2) 記名被保険者が、事故の再発防止のため、当該事故発生日の1年後の応当日までに、当該事故発生の時に被保険自動車を運転していた者（以下「運転者」といいます。）に安全運転教育を受けさせること。

### 第3条 (用語の定義)

この特約において、次の各号の用語は、それぞれ次の定義によります。

- (1) 安全運転教育  
運転技能を向上させるとともに道路交通に関する知識を深めさせるための教育であって、道路交通法第99条に定める指定自動車教習所等の機関が行うものをいいます。
- (2) 安全運転教育費用  
運転者の安全運転教育にかかる費用であって、安全運転教育を行う機関に支払う費用をいい、交通費等付随して生じる費用を含みません。

### 第4条 (保険金の支払額)

- ① 当社は、普通保険約款賠償責任条項第13条（支払保険金の計算－対人賠償）および同条項第14条（支払保険金の計算－対物賠償）に定める保険金のほか、安全運転教育費用を支払います。ただし、1回の事故につき、1回の安全運転教育費用のみを対象とし、かつ、2万円を限度とします。
- ② 前項において、普通保険約款賠償責任条項第1条（当社の支払責任－対人賠償）に定める対人事故および同条項第2条（当社の支払責任－対物賠償）に定める対物事故が同時に発生した場合には、それらの事故は1回の事故とします。

### 第5条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款一般条項第18条（重複契約の取扱い）第4項の規定中「賠償責任条項第12条第2項の臨時費用」および「臨時費

用」ならびに同条項第20条（保険金の請求）第3項の規定中「賠償責任条項第12条（費用－対人・対物賠償共通）第2項の臨時費用」とあるのを「安全運転教育費用」と読み替えるものとします。

## 6-12 搭乗中の犯罪被害傷害特約

【正式名称】自動車搭乗中の犯罪被害事故傷害担保特約

### 第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

### 第2条（この特約による支払責任）

- ① 当社は、被保険者が、保険証券記載の被保険者（以下「記名被保険者」といいます。）の業務（家事を除きます。以下同様とします。）のために保険証券記載の自動車（原動機付自転車を含みます。以下「被保険自動車」といいます。）に搭乗している間または記名被保険者の業務の一環として一時的に被保険自動車から離れている間に、人の生命または身体を害することを意図した行為（以下「犯罪加害行為」といいます。）を受けたこと（以下「事故」といいます。）により身体に傷害を被ったときは、この特約に従い、保険金（死亡保険金および医療保険金をいいます。以下同様とします。）を支払います。
- ② 前項の事故は、被保険自動車を被保険自動車の保管場所（自動車の保管場所の確保等に関する法律第3条に定める車庫、空地その他自動車を通常保管するための場所をいいます。）以外において使用中に発生し、かつ、保険契約者または被保険者がその事実を警察官に届け出た場合にかぎります。
- ③ 第1項の傷害には、日射、熱射または精神的衝動による障害および被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを含まません。

### 第3条（被保険者）

- ① この特約において、被保険者とは、次の各号のいずれかに該当する者をいいます。
  - (1) 記名被保険者
  - (2) 記名被保険者の使用人
  - (3) 記名被保険者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関
- ② 前項の規定にかかわらず、極めて異常かつ危険な方法で被保険自動車に搭乗中の者は被保険者に含まれません。

### 第4条（個別適用）

この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。

### 第5条（保険金を支払わない場合－その1）

- ① 当社は、被保険者に対する法令または正当な業務による行為によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。
- ② 当社は、被保険者が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合には、保険金を支払いません。
  - (1) 当該事故を教唆または幫助する行為
  - (2) 当該事故を容認する行為
  - (3) 過度の暴力または脅迫、重大な侮辱等当該事故を誘発する行為
  - (4) 当該事故に関連する著しく不正な行為
- ③ 当社は、保険金を受け取るべき者が前項各号のいずれかに該当する行為を行った場合には、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。

6-11  
6-12

その他の補償などに関わる特約

- ④ 当会社は、犯罪加害行為を実行した者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険金を支払いません。
- (1) 被保険者の配偶者（内縁を含みます。）
  - (2) 被保険者の直系血族
  - (3) 被保険者の3親等以内の親族
  - (4) 被保険者の同居の親族
- ⑤ 当会社は、被保険者が一時的に被保険自動車から離れている間に他の自動車（被保険自動車以外の自動車（原動機付自転車を含みます。））をいいます。以下同様とします。）に搭乗した場合は、他の自動車に搭乗した時から被保険自動車に搭乗するまでの間に被保険者に生じた傷害に対しては保険金を支払いません。

## 第6条（保険金を支払わない場合－その2）

- ① 当会社は、次の各号のいずれかに該当する傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (1) 被保険者の故意または極めて重大な過失（事故の直接の原因となりうる過失であって、通常の不注意等では説明のできない行為（不作為を含みます。）をとともなうものをいいます。以下この条において、同様とします。）によって生じた傷害
  - (2) 被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで被保険自動車を運転している場合、道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で被保険自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車を運転している場合に生じた傷害
  - (3) 被保険者が、被保険自動車の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで被保険自動車を使用中に生じた傷害
  - (4) 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害
- ② 傷害が保険金を受け取るべき者の故意または極めて重大な過失によって生じた場合は、当会社は、その者の受け取るべき金額については、保険金を支払いません。
- ③ 当会社は、平常の生活または平常の業務に支障のない程度の微傷に起因する創傷感染症（たんどく りんぼ せんえん はいけつしょう はしょうふう 丹毒、淋巴腺炎、敗血症、破傷風等）に対しては、保険金を支払いません。

## 第7条（保険金を支払わない場合－その3）

当会社は、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。

- (1) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
- (2) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- (3) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この号において、同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
- (4) 前号に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- (5) 前各号の事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故

## 第8条（死亡保険金）

- ① 当会社は、被保険者が第2条（この特約による支払責任）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて

180日以内に死亡した場合は、被保険者1名につき1,000万円を死亡保険金として被保険者の法定相続人に支払います。

- ② 前項の被保険者の法定相続人が2名以上である場合は、当社は、法定相続分の割合により同項の死亡保険金を被保険者の法定相続人に支払います。

### 第9条（医療保険金）

- ① 当社は、被保険者が第2条（この特約による支払責任）の傷害を被り、その直接の結果として、医師の治療を要した場合は、1回の事故につき、被保険者1名につき、10万円を医療保険金として被保険者に支払います。ただし、医師の治療のために病院または診療所に入院または通院した治療日数（医師による往診日数を含みます。）の合計が5日以上（5日目の入院または通院の日が事故の発生の日からその日を含めて180日以内の場合にかぎります。）となった場合にかぎります。
- ② 被保険者が医療保険金の支払を受けられる傷害を被り、前項に定める治療日数の合計が5日以上となる前に、さらに医療保険金の支払を受けられる傷害を被った場合、当社は、それぞれの傷害について他の傷害がないものとして前項の規定を適用します。ただし、当社は、重複して医療保険金を支払いません。

### 第10条（すでに存在していた身体の障害または疾病の影響等）

- ① 被保険者が第2条（この特約による支払責任）の傷害を被ったときすでに存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当社は、その影響がなかったときに相当する治療日数に基づいて前条の規定を適用します。
- ② 正当な理由がなくて被保険者が治療を怠り、または保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったために第2条の傷害が重大となった場合も、前項と同様の方法で支払います。

### 第11条（保険金の請求）

- ① 当社に対する保険金請求権は、次の各号に定める時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。
- (1) 死亡保険金については、被保険者が死亡した時
- (2) 医療保険金については、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の治療日数が5日となった時
- ② 被保険者（代理人を含みます。次項において同様とします。）が保険金の支払を請求する場合は、前項に定める保険金請求権発生の時の翌日から起算して60日以内または当社が書面で承認した猶予期間内に、保険証券に添えて次の書類または証拠を当社に提出しなければなりません。ただし、第3号の交通事故証明書については、提出できない相当な理由がある場合はこのかぎりではありません。
- (1) 保険金の請求書
- (2) 傷害の程度を証明する書類
- (3) 公の機関が発行する交通事故証明書
- (4) その他当社が特に必要と認める書類または証拠
- ③ 被保険者が前項の書類に故意に不実の記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当社は、保険金を支払いません。
- ④ 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、第2項の規定により保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次の各号に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の

代理人として保険金を請求することができます。

- (1) 被保険者と同居または生計を共にする戸籍上の配偶者
  - (2) 前号に規定する者がいない場合または同号に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
  - (3) 前2号に規定する者がいない場合または同号に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、第1号以外の戸籍上の配偶者または前号以外の3親等内の親族
- ⑤ 前項の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

## 第12条 (代 位)

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

## 第13条 (時 効)

保険金請求権は、次の時の翌日から起算して2年を経過した場合は、時効によって消滅します。

- (1) 第11条（保険金の請求）第2項に定める手続が行われなかった場合には、同条第1項に定める時
- (2) 第11条第2項に定める手続が行われた場合には、当会社が同項の書類または証拠を受領した時の翌日から起算して30日を経過した時

## 第14条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款一般条項第1条（保険責任の始期および終期）第2項中「賠償責任条項、人身傷害補償条項および車両条項」ならびに同条項第17条（当会社の指定する医師による診断）第1項中「人身傷害」とあるのを「この特約」と読み替えるものとします。

## 6-13 積載中の売上金盗難特約

【正式名称】 自動車積載中の売上金等盗難危険担保特約

### 第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

### 第2条 (この特約による支払責任)

- ① 当会社は、次の各号に掲げるいずれかの者が、保険証券記載の被保険者（以下「記名被保険者」といいます。）の業務（家事を除きます。以下同様とします。）のために保険証券記載の自動車（原動機付自転車を含みます。以下「被保険自動車」といいます。）に搭乗している間または記名被保険者の業務の一環として一時的に被保険自動車から離れている間に、被保険自動車に積載されまたはこれらの者が所持する売上金等が盗難にあったこと（以下「事故」といいます。）によって生じた損害（売上金等の損害にかぎります。）に対して、この特約に従い、被保険者に保険金を支払います。
  - (1) 記名被保険者
  - (2) 記名被保険者の使用人
  - (3) 記名被保険者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関
- ② 前項の事故は、被保険自動車を被保険自動車の保管場所（自動車の

保管場所の確保等に関する法律第3条に定める車庫、空地その他自動車を通常保管するための場所をいいます。)以外において使用中に発生し、かつ、保険契約者または被保険者がその事実を警察官に届け出したものにかぎります。

- ③ 第1項の積載とは、被保険自動車の車室内、荷室内、荷台またはトランクに収容された状態をいいます。

### 第3条 (被保険者)

この特約において被保険者とは、記名被保険者をいいます。

### 第4条 (売上金等)

この特約において売上金等とは、記名被保険者の業務にかかわる通貨および小切手をいいます。ただし、記名被保険者の使用人の通貨および小切手を含みません。

### 第5条 (保険金を支払わない場合)

- ① 当社は、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- (1) 次のいずれかに該当する者の故意または極めて重大な過失（事故の直接の原因となりうる過失であって、通常の不注意等では説明のできない行為（不作為を含みます。）をとまなうものをいいます。）
    - (イ) 保険契約者または被保険者（これらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）
    - (ロ) 上記(イ)に定める者の法定代理人
    - (ハ) 上記(イ)に定める者の業務に従事中の使用人
    - (ニ) 上記(イ)に定める者の父母、配偶者（内縁を含みます。以下同様とします。）または子。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的であった場合にかぎります。
  - (2) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地域において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
  - (3) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
  - (4) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この号において、同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
  - (5) 前号に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
  - (6) 第2号から前号までの事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故
  - (7) 差押え、取用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。
  - (8) 紛失、詐欺または横領
- ② 当社は、第2条（この特約による支払責任）第1項各号に掲げる者が一時的に被保険自動車から離れている間に他の自動車（被保険自動車以外の自動車（原動機付自転車を含みます。）をいいます。以下同様とします。）に搭乗した場合は、他の自動車に搭乗した時から被保険自動車に搭乗するまでの間に、その本人が所持する売上金等に生じた損害に対しては保険金を支払いません。
- ③ 当社は、次の各号のいずれかに該当する者が法令により定められた運転資格を持たないで被保険自動車を運転している場合、道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で被保険自動車を運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車を運転

している場合に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- (1) 保険契約者または被保険者（これらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）
- (2) 前号に掲げる者の法定代理人
- (3) 第1号に掲げる者の業務に従事中の使用人
- (4) 第1号に掲げる者の父母、配偶者または子

## 第6条（損害額の決定）

- ① 当社が保険金を支払うべき損害の額は、次の各号のとおりとします。
  - (1) 通貨については、通貨表示額
  - (2) 小切手については、券面金額
- ② 次の各号に定める費用（収入の喪失を含みません。）を保険契約者または被保険者が負担したときは、その費用を前項の額に含めます。
  - (1) 普通保険約款一般条項第14条（事故発生時の義務）第1号に規定する損害の防止または軽減のために必要または有益であった費用
  - (2) 普通保険約款一般条項第14条第6号に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用

## 第7条（支払保険金の計算）

1回の事故につき当社の支払う保険金の額は、前条の損害額から、第三者が負担すべき金額で被保険者のためにすでに回収されたものを差し引いた額とします。ただし、10万円を限度とします。

## 第8条（事故の通知）

- ① 保険契約者または被保険者は、盗難にあった売上金等が小切手である場合は、普通保険約款一般条項第14条（事故発生時の義務）各号に掲げるほか、事故の事実を当該小切手の振出人（被保険者が振出人である場合を除きます。）および支払金融機関へ届け出なければなりません。
- ② 保険契約者または被保険者が正当な理由がなくて前項の規定に違反した場合は、当社は、保険金を支払いません。

## 第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。この場合には、普通保険約款一般条項第1条（保険責任の始期および終期）第2項中「賠償責任条項、人身傷害補償条項および車両条項」とあるのを「この特約」に、同条項第14条（事故発生時の義務）第4号中「被保険自動車」を「売上金等」に、同条項第9条（保険契約の無効）、同条項第18条（重複契約の取扱い）および同条項第20条（保険金の請求）中「車両条項」を「自動車積載中の売上金等盗難危険担保特約」に、同条項第23条（代位）中「車両損害」を「売上金等の損害」にそれぞれ読み替えるものとします。

## 6-14 個人情報対策費用特約

〔正式名称〕 個人情報漏えい時対策費用担保特約

### 第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

### 第2条（この特約による支払責任）

当社は、保険証券記載の自動車（原動機付自転車を含みます。以下「被保険自動車」といいます。）に積載中の財物が盗難されたこと（以下

「事故」といいます。)によって、当該財物に記録または記載された個人情報情報の漏えいまたはそのおそれが生じたことを被保険者が知った場合において、第4条（個人情報漏えい時対策費用）に規定する個人情報漏えい時対策費用を負担することによって被る損害に対して、この特約により、被保険者に保険金を支払います。ただし、被保険者が個人情報情報の漏えいまたはそのおそれが生じたことを、次の各号のいずれかにより客観的に明らかにした場合にかぎります。

- (1) 新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体を通じて会見、発表、広告等を行うこと。
- (2) 本人に対する謝罪文を作成および送付すること。

### 第3条（被保険者）

この特約において被保険者とは、保険証券記載の被保険者をいいます。

### 第4条（個人情報漏えい時対策費用）

この特約において、個人情報漏えい時対策費用とは、被保険者が負担する次の各号に掲げる費用をいいます。ただし、当社が社会通念上妥当と認める費用にかぎります。

- (1) 第2条（この特約による支払責任）各号のために要する費用
- (2) 本人に対する謝罪のための物品の購入に要する費用

### 第5条（用語の定義）

この特約において、次の各号の用語は、それぞれ次の定義によります。

- (1) 個人情報  
生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含まず。）のうち、被保険者が管理すべきものをいいます。
- (2) 本人  
事故によって漏えいまたはそのおそれが生じた個人情報によって識別される特定の個人をいいます。
- (3) 積載  
被保険自動車の車室内、荷室内、荷台またはトランクに収容された状態をいいます。

### 第6条（保険金を支払わない場合）

- ① 当社は、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
  - (1) 次のいずれかに該当する者の故意または極めて重大な過失（事故の直接の原因となりうる過失であつて、通常の不注意等では説明のできない行為（不作為を含みます。）をとまなうものをいいます。）
    - (イ) 保険契約者または被保険者（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）
    - (ロ) 上記(イ)に定める者の法定代理人
    - (ハ) 上記(イ)に定める者の業務に従事中の使用人
    - (ニ) 上記(イ)に定める者の父母、配偶者（内縁を含みます。以下同様とします。）または子。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的であった場合にかぎります。
  - (2) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地域において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
  - (3) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
  - (4) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この号において、同様

とします。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故

- (5) 前号に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
- (6) 第2号から前号までの事由に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故
- (7) 差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置として行われた場合を除きます。

(8) 紛失、詐欺または横領

② 当会社は、次の各号のいずれかに該当する者が法令により定められた運転資格を持たないで被保険自動車運転している場合、道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で被保険自動車運転している場合、または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被保険自動車運転している場合に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

(1) 保険契約者または被保険者(これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)

(2) 前号に掲げる者の法定代理人

(3) 第1号に掲げる者の業務に従事中の使用者

(4) 第1号に掲げる者の父母、配偶者または子

## 第7条(支払保険金の計算)

① 当会社が支払う保険金の額は、被保険者が負担した個人情報漏えい時対策費用の合計額とします。ただし、1回の事故につき100万円を限度とします。

② 前項の場合において、個人情報漏えい時対策費用のうち、第三者が負担すべき金額で被保険者のためにすでに回収されたもの(以下この項において、「回収金」といいます。)があるときは、当会社は、個人情報漏えい時対策費用から回収金の額を差し引きます。

## 第8条(重複契約の取扱い)

① 第2条(この特約による支払責任)と全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約(以下「他の保険契約等」といいます。)がある場合において、次の(2)の額が損害額をこえるときは、当会社は、次の算式により保険金の額を決定します。ただし、被保険者が被った損害に対して他の保険契約等により優先して保険金または共済金が支払われる場合には、当会社は、損害額が他の保険契約等によって支払われる保険金または共済金の額の合計額を超過するときにかぎり、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

損害額	×	(1) 他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額
		(2) それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額の合計額

② 前項の規定にかかわらず、他の保険契約等がある場合で、被保険者からの請求があり、かつ、当会社が承認したときは、当会社は、他の保険契約等に優先して損害に対して保険金を支払います。

## 第9条(保険金の請求)

当会社に対する保険金の請求権は、個人情報漏えい時対策費用を被保

険者が負担した時から発生し、これを行行使することができるものとします。

## 第10条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。この場合において、普通保険約款一般条項第1条（保険責任の始期および終期）第2項中「賠償責任条項、人身傷害補償条項および車両条項」とあるのを「この特約」と読み替えるものとします。

## 保険料のお支払いに関わる特約

### 7-1 保険料一括払特約

【正式名称】 保険料一括払特約

#### I 共通条項

### 第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

### 第2条（保険料の払込方法）

- ① 保険契約者は、保険料を口座振替の方法により払い込むこととします。この場合には、保険契約締結の際に、次の各号に定める条件をいずれも満たさなければなりません。
  - (1) 保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が提携金融機関に設定されていること。
  - (2) 当会社に損害保険料口座振替依頼書の提出等がなされていること。
- ② 払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による保険料の払込みが当該休業日の翌営業日に行われた場合には、当会社は、払込期日に払込みがあったものとみなします。
- ③ 保険契約者は、払込期日の前日までに保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。
- ④ 前3項の規定にかかわらず、保険契約者は、当会社の定めるところにより、保険料を口座振替以外の方法により払い込むことができます。

### 第3条（用語の定義）

この特約において、次の各号の用語は、それぞれ次の定義によります。

- (1) 提携金融機関  
当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
- (2) 払込期日  
提携金融機関ごとに当会社の定める期日をいい、口座振替以外の方法で払い込む場合は、当会社所定の期日をいいます。
- (3) 保険期間  
保険証券記載の保険期間をいいます。

### 第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。この場合には、普通保険約款一般条項第10条（解除）第1項第5号中「次条（保険料の返還または追加保険料の請求・告知・通知事項等の承認等の場合）第1項」とあるのを「保険料一括払特約 III 追加保険料払込

条項 第5条（更正の申出等に関する特則）第1項」に読み替えるものとします。

## II 契約保険料払込条項

### 第1条（保険料の払込み）

- ① 保険契約者は、保険期間の初日の属する月の翌月の払込期日までに、保険料（この保険契約に定められた保険料の総額をいいます。）を一括して払い込まなければなりません。
- ② 前項において、保険契約者がこの保険契約の保険料をI 共通条項第2条（保険料の払込方法）第1項に定める口座振替の方法によって払い込む場合で、かつ、保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、その払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合においては、保険料の払込期日の属する月の翌月の応当日を当該保険料の払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

### 第2条（保険料不払の場合の免責）

- ① 保険契約者が、払込期日の属する月の翌月末までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みを怠った場合は、当会社はこの保険契約の保険期間の初日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- ② 保険契約者が前項の保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合には、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末」を「払込期日の属する月の翌々月の25日」に読み替えてこの条項の規定を適用します。この場合において、当会社は保険契約者に対して当会社が別に定める額をあわせて請求できるものとします。

### 第3条（事故発生時の取扱い）

- ① 保険契約者が、事故発生の日以前に到来した払込期日に払い込むべき保険料の払込みを怠っていた場合において、払込期日の属する月の翌月末までに当会社に保険金の支払の請求が行われるときは、当会社は、保険契約者がすでに到来した払込期日に払い込むべき保険料の全額を払い込んだときにかぎり、当該事故に対する保険金を支払います。
- ② 事故発生の日が、払込期日以前であり、保険契約者が、保険料を払込期日に払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当会社が承認したときは、当会社は、保険料が払い込まれたものとして当該事故に対して保険金を支払います。
- ③ 前項の確約に反して保険契約者が払込期日に保険料の払込みを怠り、かつ、払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合は、当会社は、すでに支払った保険金の全額の返還を請求することができます。

### 第4条（解除—保険料不払の場合）

- ① 当会社は、払込期日の属する月の翌月末までに保険料の払込みがない場合には、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、この保険契約の保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- ② 当会社は、前項の解除を行う場合には、保険証券記載の保険契約者の住所にあてた書面により解除の通知を行います。
- ③ 前2項の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合は、すでに領収した保険料は返還しません。
- ④ 第1項および第2項の規定により当会社がこの保険契約を解除した

場合において、前条第2項の規定により当社がすでに支払った保険金があるときには、当社は保険契約者に対してこの保険金の全額の返還を請求することができます。

### Ⅲ 追加保険料払込条項

#### 第1条（追加保険料の払込み）

保険契約者は、異動承認書記載の払込期日までに、追加保険料（普通保険約款一般条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求・告知・通知事項等の承認等の場合）に定める追加保険料をいいます。以下同様とします。）を一括して払い込まなければなりません。

#### 第2条（追加保険料不払の場合の免責）

- ① 普通保険約款一般条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求・告知・通知事項等の承認等の場合）第1項に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合で、保険契約者が払込期日の属する月の翌月末までに当該払込期日に払い込むべき追加保険料の払込みを怠ったときは、当社は、当該追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、この保険契約に被保険自動車の入替における自動担保特約があわせて適用され、当社が保険証券記載の自動車の入替の通知を受領したときは、同特約第2条（入替自動車に対する自動担保）第2項に規定する取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、このかぎりではありません。
- ② 普通保険約款一般条項第11条第2項に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合で、保険契約者が払込期日の属する月の翌月末までに当該払込期日に払い込むべき追加保険料の払込みを怠ったときは、当社は、当該追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款（付帯された他の特約を含みます。）に従い、保険金を支払います。ただし、この保険契約に運転者年齢条件特約または子供運転者年齢条件特約（以下この項において「年齢条件特約」といいます。）が適用されている場合で、かつ、当社が年齢条件特約第3条（運転免許資格取得に対する自動担保）第1項第3号の承認の請求を受領したときは、同項第2号に規定する免許取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、このかぎりではありません。
- ③ 保険契約者が前2項の追加保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当社が認めた場合には、当社は、「払込期日の属する月の翌月末」を「払込期日の属する月の翌々月の25日」に読み替えてこの条項の規定を適用します。この場合において、当社は保険契約者に対して当社が別に定める額をあわせて請求できるものとします。

#### 第3条（事故発生時の取扱い）

- ① 保険契約者が、事故発生の日以前に到来した払込期日に払い込むべき追加保険料の払込みを怠っていた場合において、払込期日の属する月の翌月末までに当社に保険金の支払の請求が行われるときは、次の各号に定めるところによります。
  - (1) 当該追加保険料が前条第1項の追加保険料である場合は、当社は、保険契約者がすでに到来した払込期日に払い込むべき追加保険料の全額を払い込んだときにかぎり、当該事故に対する保険金を支払います。
  - (2) 当該追加保険料が前条第2項の追加保険料である場合は、当社は、保険契約者がすでに到来した払込期日に払い込むべき追加保

料の全額を払い込んだときにかぎり、保険契約条件の変更の承認後の条件に従い、保険金を支払います。

- ② 事故発生の日が、第1条（追加保険料の払込み）に定める払込期日以前であり、保険契約者が、追加保険料を払込期日に払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当会社が承認したときは、当会社は、追加保険料が払い込まれたものとして当該事故に対して保険金を支払います。
- ③ 前項の確約に反して保険契約者が払込期日に追加保険料の払込みを怠り、かつ、払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合は、当会社は、次の各号に定める保険金の額の返還を請求することができます。
  - (1) 当該追加保険料が前条第1項の追加保険料である場合は、すでに支払った保険金の全額
  - (2) 当該追加保険料が前条第2項の追加保険料である場合は、すでに支払った保険金の額から、前条第2項の保険金の額を差し引いた保険金の額

#### 第4条（解除—追加保険料不払の場合）

- ① 当会社は、払込期日の属する月の翌月末までに当該払込期日に払い込むべき追加保険料の払込みがない場合には、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、払い込まれなかった追加保険料の払込期日の属する月の翌月末が、保険期間の末日以降の日である場合は、保険期間の末日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- ② 当会社は、前項の解除を行う場合には、保険証券記載の保険契約者の住所にあてた書面により解除の通知を行います。
- ③ 前2項の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合は、すでに領収した保険料は返還しません。
- ④ 第1項および第2項の規定により当会社がこの保険契約を解除した場合において、前条第2項の規定により当会社がすでに支払った保険金があるときには、当会社は保険契約者に対してこの保険金の全額の返還を請求することができます。

#### 第5条（更正の申出等に関する特別）

- ① 第1条（追加保険料の払込み）から前条までの規定にかかわらず、当会社は、普通保険約款一般条項第3条（告知義務）第3項第3号もしくは同条項第4条（通知義務）第1項の承認をする場合または同条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求—告知・通知事項等の承認等の場合）第1項第2号の通知をした場合には、当会社の定めるところに従い、保険料を返還し、または追加保険料を請求できます。
- ② 保険契約者が前項の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

#### 第6条（返還保険料の取扱い）

- ① この保険契約の保険料が口座振替の方法により払い込まれており、かつ、保険契約の内容に変更が生じ、保険料の返還が生じた場合には、当会社は、返還保険料の全額を一括して、当会社の定める日に、指定口座への振込みによって保険料を返還することができるものとします。
- ② 前項の規定は、保険契約者からあらかじめ当会社に反対の意思表示がなされている場合には適用しません。

## 7-2 保険料一括払特約（即時払用）

[正式名称] 保険料一括払特約（即時払用）

### 第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

### 第2条（保険料の払込み）

保険契約者は、この保険契約の締結と同時に保険料（この保険契約に定められた保険料の総額をいいます。）を一時に払い込まなければなりません。

### 第3条（保険料領収前の事故）

保険証券記載の保険期間が始まった後であっても、当社は、前条の保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

### 第4条（追加保険料の払込み）

- ① 普通保険約款一般条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）第1項に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に当社に払い込まなければなりません。
- ② 保険契約者が前項の追加保険料の払込みを怠った場合は、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、この保険契約に被保険自動車の入替における自動担保特約があわせて適用され、当社が保険証券記載の自動車の入替の通知を受領したときは、同特約第2条（入替自動車に対する自動担保）第2項に規定する取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、このかぎりではありません。
- ③ 普通保険約款一般条項第11条第2項に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に当社に払い込まなければなりません。
- ④ 保険契約者が前項の追加保険料の払込みを怠った場合は、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款（付帯された他の特約を含みます。）に従い、保険金を支払います。ただし、この保険契約に運転者年齢条件特約または子供運転者年齢条件特約（以下この項において「年齢条件特約」といいます。）が適用されている場合で、かつ、当社が年齢条件特約第3条（運転免許資格取得に対する自動担保）第1項第3号の承認の請求を受領したときは、同項第2号に規定する免許取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、このかぎりではありません。

## 7-3 保険料分割払特約

[正式名称] 保険料分割払特約

### I 共通条項

### 第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

7-1  
7-3

保険料のお支払いに関わる特約

## 第2条（保険料の払込方法）

- ① 保険契約者は、保険料を口座振替の方法により払い込むこととします。この場合には、保険契約締結の際に、次の各号に定める条件をいずれも満たさなければなりません。
  - (1) 保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が提携金融機関に設定されていること。
  - (2) 当会社に損害保険料口座振替依頼書の提出等がなされていること。
- ② 払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による保険料の払込みが当該休業日の翌営業日に行われた場合には、当社は、払込期日に払込みがあったものとみなします。
- ③ 保険契約者は、払込期日の前日までに保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。
- ④ 前3項の規定にかかわらず、保険契約者は、当社の定めるところにより、保険料を口座振替以外の方法により払い込むことができます。

## 第3条（用語の定義）

この特約において、次の各号の用語は、それぞれ次の定義によります。

- (1) 提携金融機関  
当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
- (2) 払込期日  
提携金融機関ごとに当社の定める期日をいい、口座振替以外の方法で払い込む場合は、当社所定の期日をいいます。
- (3) 保険期間  
保険証券記載の保険期間をいいます。

## 第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。この場合には、普通保険約款一般条項第10条（解除）第1項第5号中「次条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）第1項」とあるのを「保険料分割払特約 Ⅲ 追加保険料払込条項 第5条（更正の申出等に関する特則）第1項」に読み替えるものとします。

## Ⅱ 契約保険料払込条項

### 第1条（保険料の払込み）

- ① 保険契約者は、保険料（この保険契約に定められた保険料の総額をいいます。）を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこととします。
- ② 保険契約者は、下表に定める期日までに、保険料を払い込まなければなりません。

第1回保険料	保険期間の初日の属する月の翌月の払込期日
第2回以降の保険料	第1回保険料の払込期日以降に到来する毎月 の払込期日

- ③ 前2項において、保険契約者がこの保険契約の保険料をⅠ 共通条項 第2条（保険料の払込方法）第1項に定める口座振替の方法によって払い込む場合で、かつ、第1回保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、その払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合においては、第1

回保険料の払込期日の属する月の翌月の応当日を当該第1回保険料の払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

## 第2条（保険料不払の場合の免責）

- ① 保険契約者が、払込期日の属する月の翌月末までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みを怠った場合は、当会社は下表に定める日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第1回保険料の払込みを怠った場合	この保険契約の保険期間の初日
第2回以降の保険料の払込みを怠った場合	当該保険料の払込期日の翌日

- ② 保険契約者が前項の保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合には、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末」を「払込期日の属する月の翌々月の25日」に読み替えてこの条項の規定を適用します。この場合において、当会社は保険契約者に対して当会社が別に定める額をあわせて請求できるものとします。

## 第3条（事故発生時の取扱い）

- ① 保険契約者が、事故発生の日以前に到来した払込期日に払い込むべき保険料の払込みを怠っていた場合において、最初に払込みを怠った払込期日の属する月の翌月末までに当会社に保険金の支払の請求が行われるときは、当会社は、保険契約者がすでに到来した払込期日に払い込むべき保険料の全額を払い込んだときにかぎり、当該事故に対する保険金を支払います。
- ② 事故発生の日が、第1条（保険料の払込み）第2項に定める第1回保険料の期日（以下「第1回保険料払込期日」といいます。）以前であり、保険契約者が、第1回保険料を第1回保険料払込期日に払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当会社が承認したときは、当会社は、第1回保険料が払い込まれたものとして当該事故に対して保険金を支払います。
- ③ 前項の確約に反して保険契約者が第1回保険料払込期日に第1回保険料の払込みを怠り、かつ、第1回保険料払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合は、当会社は、すでに支払った保険金の全額の返還を請求することができます。

## 第4条（解除—保険料不払の場合）

- ① 当会社は、下表に定めるところにより、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、下表に定める時から将来に向かってのみその効力を生じます。

(1) 当会社が保険契約を解除できる場合	(イ) 払込期日の属する月の翌月末までにその払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがない場合 (ロ) 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがなく、かつ、その翌月の払込期日（以下「次回払込期日」といいます。）までに、次回払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがない場合
----------------------	--

(2) 解除の効力が生じる時	(イ) (1)の(イ)による解除の場合は、当該保険料を払い込むべき払込期日またはこの保険契約の保険期間の末日のいずれか早い日。ただし、当該保険料が第1回保険料である場合は、この保険契約の保険期間の初日。 (ロ) (1)の(ロ)による解除の場合は、次回払込期日またはこの保険契約の保険期間の末日のいずれか早い日
----------------	---

- ② 当社は、前項の解除を行う場合には、保険証券記載の保険契約者の住所にあてた書面により解除の通知を行います。
- ③ 前2項の規定により、当社がこの保険契約を解除した場合は、すでに領収した保険料は返還しません。
- ④ 第1項および第2項の規定により当社がこの保険契約を解除した場合において、前条第2項の規定により当社がすでに支払った保険金があるときには、当社は保険契約者に対してこの保険金の全額の返還を請求することができます。

## 第5条（解除の効力に関する特則）

- ① 保険契約者が保険料を払込期日の属する月の翌月末までに払い込んだときであっても、保険契約者がこの保険契約における保険料の払込みを免れることを目的として、故意にその翌月の払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みを怠ったと当社が認めるときには、当社は前条第1項(2)の(イ)の規定にかかわらず、解除の効力が生じる時を当該払込期日の前月の払込期日とします。
- ② 前項の場合において、当該保険料を払い込むべき払込期日の前月の払込期日の翌日以降に発生した事故による損害または傷害に対して、当社がすでに支払った保険金があるときには、当社は保険契約者に対してこの保険金の全額の返還を請求することができます。

## Ⅲ 追加保険料払込条項

### 第1条（追加保険料の払込み）

- ① 保険契約者は、次の各号のいずれかの方法により追加保険料（普通保険約款一般条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）に定める追加保険料をいいます。以下同様とします。）を払い込むこととします。
- (1) 追加保険料を当社の定める回数に分割し、毎月、異動承認書記載の金額を払い込む方法（以下「分割払」といいます。）
- (2) 追加保険料を一括して払い込む方法（以下「一括払」といいます。）
- ② 保険契約者は、下表に定める期日までに、追加保険料を払い込まなければなりません。

区 分	分割払の場合	一括払の場合
第1回追加保険料	異動承認書記載の払込期日	同 左
第2回以降の追加保険料	第1回追加保険料の払込期日以降に到来する毎月の払込期日	

### 第2条（追加保険料不払の場合の免責）

- ① 普通保険約款一般条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）第1項に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合で、保険契約者が払込期日の属する月の翌月末までに当該払込期日に払い込むべき第1回追加保険料の

払込みを怠ったときは、当社は、当該追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、この保険契約に被保険自動車の入替における自動担保特約があわせて適用され、当社が保険証券記載の自動車の入替の通知を受領したときは、同特約第2条（入替自動車に対する自動担保）第2項に規定する取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、このかぎりではありません。

- ② 普通保険約款一般条項第11条第2項に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合で、保険契約者が払込期日の属する月の翌月末までに当該払込期日に払い込むべき第1回追加保険料の払込みを怠ったときは、当社は、当該追加保険料領収前による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款（付帯された他の特約を含みます。）に従い、保険金を支払います。ただし、この保険契約に運転者年齢条件特約または子供運転者年齢条件特約（以下この項において「年齢条件特約」といいます。）が適用されている場合で、かつ、当社が年齢条件特約第3条（運転免許資格取得に対する自動担保）第1項第3号の承認の請求を受領したときは、同項第2号に規定する免許取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、このかぎりではありません。
- ③ 当社は、保険契約者が第2回以降の追加保険料について、当該追加保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- ④ 保険契約者が前3項の追加保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当社が認めた場合には、当社は、「払込期日の属する月の翌月末」を「払込期日の属する月の翌々月の25日」に読み替えてこの条項の規定を適用します。この場合において、当社は保険契約者に対して当社が別に定める額をあわせて請求できるものとします。

### 第3条（事故発生時の取扱い）

- ① 保険契約者が、事故発生の日以前に到来した払込期日に払い込むべき追加保険料の払込みを怠っていた場合において、最初に払込みを怠った払込期日の属する月の翌月末までに当社に保険金の支払の請求が行われるときは、次の各号に定めるところによります。
- (1) 当該追加保険料が前条第1項の追加保険料である場合は、当社は、保険契約者がすでに到来した払込期日に払い込むべき追加保険料の全額を払い込んだときにかぎり、当該事故に対する保険金を支払います。
- (2) 当該追加保険料が前条第2項の追加保険料である場合は、当社は、保険契約者がすでに到来した払込期日に払い込むべき追加保険料の全額を払い込んだときにかぎり、保険契約条件の変更の承認後の条件に従い、保険金を支払います。
- ② 事故発生の日が、第1条（追加保険料の払込み）第2項に定める第1回追加保険料の期日（以下「第1回追加保険料払込期日」といいます。）以前であり、保険契約者が、第1回追加保険料を第1回追加保険料払込期日に払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当社が承認したときは、当社は、第1回追加保険料が払い込まれたものとして当該事故に対して保険金を支払います。
- ③ 前項の確約に反して保険契約者が第1回追加保険料払込期日に第1回追加保険料の払込みを怠り、かつ、第1回追加保険料払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合は、当社は、次の各号に定める保険金の額の返還を請求することができます。
- (1) 当該追加保険料が前条第1項の追加保険料である場合は、すでに

- 支払った保険金の全額
- (2) 当該追加保険料が前条第2項の追加保険料である場合は、すでに支払った保険金の額から、前条第2項の保険金の額を差し引いた保険金の額

#### 第4条（解除—追加保険料不払の場合）

- ① 当社は、払込期日の属する月の翌月末までに当該払込期日に払い込むべき追加保険料の払込みがない場合には、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、払い込まれなかった追加保険料の払込期日の属する月の翌月末が、保険期間の末日以降の日である場合は、保険期間の末日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- ② 当社は、前項の解除を行う場合には、保険証券記載の保険契約者の住所にあてた書面により解除の通知を行います。
- ③ 前2項の規定により、当社がこの保険契約を解除した場合は、すでに領収した保険料は返還しません。
- ④ 第1項および第2項の規定により当社がこの保険契約を解除した場合において、前条第2項の規定により当社がすでに支払った保険金があるときには、当社は保険契約者に対してこの保険金の全額の返還を請求することができます。

#### 第5条（更正の申出等に関する特則）

- ① 第1条（追加保険料の払込み）から前条までの規定にかかわらず、当社は、普通保険約款一般条項第3条（告知義務）第3項第3号もしくは同条項第4条（通知義務）第1項の承認をする場合または同条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求—告知・通知事項等の承認等の場合）第1項第2号の通知をした場合には、当社の定めるところに従い、保険料を返還し、または追加保険料を請求できます。
- ② 保険契約者が前項の追加保険料の払込みを怠った場合は、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

#### 第6条（返還保険料の取扱い）

- ① この保険契約の保険料が口座振替の方法により払い込まれており、かつ、保険契約の内容に変更が生じ、保険料の返還が生じた場合には、当社は、返還保険料の全額を一括してまたは当社の定める回数に分割して、当社の定める日に、指定口座への振込みによって保険料を返還することができるものとします。
- ② 前項の規定は、保険契約者からあらかじめ当社に反対の意思表示がなされている場合には適用しません。

### 7-4 保険料分割払特約（大口口座振替用）

【正式名称】 保険料分割払特約（大口口座振替用）

## I 共通条項

#### 第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

#### 第2条（用語の定義）

この特約において、次の各号の用語は、それぞれ次の定義によります。

- (1) 提携金融機関

当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。

- (2) 払込期日  
提携金融機関ごとに当会社の定める期日をいいます。
- (3) 保険期間  
保険証券記載の保険期間をいいます。

### 第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。この場合には、普通保険約款一般条項第10条（解除）第1項第5号中「次条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）第1項」とあるのを「保険料分割払特約（大口口座振替用）Ⅲ 追加保険料払込条項 第5条（更正の申出等に関する特則）第1項」に読み替えるものとします。

## Ⅱ 契約保険料払込条項

### 第1条（保険料の払込み）

- ① 保険契約者は、保険料（この保険契約に定められた保険料の総額をいいます。）を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこととします。
- ② 保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回保険料を払い込み、第2回以降の保険料については、保険証券記載の払込期日までに払い込まなければなりません。

### 第2条（第1回保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後であっても、当会社は、前条第2項の第1回保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

### 第3条（保険料の払込方法）

- ① 保険契約者は、第2回以降の保険料を口座振替の方法により払い込むこととします。この場合には、保険契約締結の際に、次の各号に定める条件をいずれも満たさなければなりません。
  - (1) 保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が提携金融機関に設定されていること。
  - (2) 当会社に損害保険料口座振替依頼書の提出等がなされていること。
- ② 払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による保険料の払込みが当該休業日の翌営業日に行われた場合には、当会社は、払込期日に払込みがあったものとみなします。
- ③ 保険契約者は、払込期日の前日までに保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

### 第4条（第2回保険料不払の場合の特則）

保険契約者が第2回保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合においては、第2回保険料の払込期日の属する月の翌月の応当日を当該第2回保険料の払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

### 第5条（保険料不払の場合の免責）

- ① 保険契約者が第2回以降の保険料について、払込期日の属する月の翌月末までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みを怠った場合は、当会社は当該保険料の払込期日の翌日以後に生じた事故によ

る損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

- ② 保険契約者が前項の保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合には、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末」を「払込期日の属する月の翌々月の25日」に読み替えてこの条項の規定を適用します。この場合において、当会社は保険契約者に対して当会社が別に定める額をあわせて請求できるものとします。

## 第6条（事故発生時の取扱い）

保険契約者が、事故発生の日以前に到来した払込期日に払い込むべき第2回以降の保険料の払込みを怠っていた場合において、最初に払込みを怠った払込期日の属する月の翌月末までに当会社に保険金の支払の請求が行われるときは、当会社は、保険契約者がすでに到来した払込期日に払い込むべき保険料の全額を払い込んだときにかぎり、当該事故に対する保険金を支払います。

## 第7条（解除—保険料不払の場合）

- ① 当会社は、下表に定めるところにより、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、下表に定める時から将来に向かってのみその効力を生じます。

(1) 当会社が保険契約を解除できる場合	(イ) 払込期日の属する月の翌月末までにその払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがない場合 (ロ) 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがなく、かつ、その翌月の払込期日（以下「次回払込期日」といいます。）までに、次回払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがない場合
(2) 解除の効力が生じる時	(イ) (1)の(イ)による解除の場合は、当該保険料を払い込むべき払込期日 (ロ) (1)の(ロ)による解除の場合は、次回払込期日

- ② 当会社は、前項の解除を行う場合には、保険証券記載の保険契約者の住所にあてた書面により解除の通知を行います。
- ③ 前2項の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合は、すでに領収した保険料は返還しません。

## Ⅲ 追加保険料払込条項

### 第1条（追加保険料の払込み）

- ① 保険契約者は、次の各号のいずれかの方法により追加保険料（普通保険約款一般条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求—告知・通知事項等の承認等の場合）に定める追加保険料をいいます。以下同様とします。）を払い込むこととします。
- (1) 追加保険料を当会社の定める回数および金額に分割して払い込む方法（以下「分割払」といいます。）
- (2) 追加保険料を一括して払い込む方法（以下「一括払」といいます。）
- ② 当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、分割払のときは第1回追加保険料を、一括払の場合は追加保険料の全額（以下「第1回追加保険料」といいます。）を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- ③ 分割払の場合は、保険契約者は、第2回以降の追加保険料については、次の各号に定める払込期日までに払い込まなければなりません。
- (1) 第2回追加保険料については、異動承認書記載の払込期日
- (2) 第3回以降の追加保険料については、第2回追加保険料の払込期

## 第2条（追加保険料不払の場合の免責）

- ① 普通保険約款一般条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）第1項に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合で、保険契約者が第1回追加保険料の払込みを怠ったときは、当社は、当該追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、この保険契約に被保険自動車の入替における自動担保特約が合わせて適用され、当社が保険証券記載の自動車の入替の通知を受領したときは、同特約第2条（入替自動車に対する自動担保）第2項に規定する取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、このかぎりではありません。
- ② 普通保険約款一般条項第11条第2項に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合で、保険契約者が第1回追加保険料の払込みを怠ったときは、当社は、当該追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款（付帯された他の特約を含みます。）に従い、保険金を支払います。ただし、この保険契約に運転者年齢条件特約または子供運転者年齢条件特約（以下この項において「年齢条件特約」といいます。）が適用されている場合で、かつ、当社が年齢条件特約第3条（運転免許資格取得に対する自動担保）第1項第3号の承認の請求を受領したときは、同項第2号に規定する免許取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、このかぎりではありません。
- ③ 当社は、保険契約者が第2回以降の追加保険料について、当該追加保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- ④ 保険契約者が前項の追加保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当社が認めた場合には、当社は、「払込期日の属する月の翌月末」を「払込期日の属する月の翌々月の25日」に読み替えてこの条項の規定を適用します。この場合において、当社は保険契約者に対して当社が別に定める額を合わせて請求できるものとします。

## 第3条（事故発生時の取扱い）

保険契約者が、事故発生の日以前に到来した払込期日に払い込むべき第2回以降の追加保険料の払込みを怠っていた場合において、最初に払込みを怠った払込期日の属する月の翌月末までに当社に保険金の支払の請求が行われるときは、当社は、保険契約者がすでに到来した払込期日に払い込むべき追加保険料の全額を払い込んだときにかぎり、当該事故に対する保険金を支払います。

## 第4条（解除－追加保険料不払の場合）

- ① 当社は、払込期日の属する月の翌月末までに払い込まれるべき第2回以降の追加保険料の払込みがない場合には、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、払い込まれなかった追加保険料の払込期日の属する月の翌月末が、保険期間の末日以降の日である場合は、保険期間の末日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- ② 当社は、前項の解除を行う場合には、保険証券記載の保険契約者の住所にあてた書面により解除の通知を行います。
- ③ 前2項の規定により、当社がこの保険契約を解除した場合は、すでに領収した保険料は返還しません。

## 第5条（更正の申出等に関する特則）

- ① 第1条（追加保険料の払込み）から前条までの規定にかかわらず、当社は、普通保険約款一般条項第3条（告知義務）第3項第3号もしくは同条項第4条（通知義務）第1項の承認をする場合または同条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）第1項第2号の通知をした場合には、当社の定めるところに従い、保険料を返還し、または追加保険料を請求できます。
- ② 保険契約者が前項の追加保険料の払込みを怠った場合は、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

## 第6条（返還保険料の取扱い）

- ① 保険契約の内容に変更が生じ、保険料の返還が生じた場合には、当社は、返還保険料の全額を一括してまたは当社の定める回数に分割して、当社の定める日に、指定口座への振込みによって保険料を返還することができるものとします。
- ② 前項の規定は、保険契約者からあらかじめ当社に反対の意思表示がなされている場合には適用しません。

## 7-5 保険料分割払特約（大口） 【正式名称】 保険料分割払特約（大口）

### I 共通条項

#### 第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

#### 第2条（用語の定義）

この特約において、次の各号の用語は、それぞれ次の定義によります。

- (1) 払込期日  
当社所定の期日をいいます。
- (2) 保険期間  
保険証券記載の保険期間をいいます。

#### 第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。この場合には、普通保険約款一般条項第10条（解除）第1項第5号中「次条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）第1項」とあるのを「保険料分割払特約（大口）Ⅲ 追加保険料払込条項 第5条（更正の申出等に関する特則）第1項」に読み替えるものとします。

### II 契約保険料払込条項

#### 第1条（保険料の払込み）

- ① 保険契約者は、保険料（この保険契約に定められた保険料の総額をいいます。）を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこととします。
- ② 保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回保険料を払い込み、第2回以降の保険料については、保険証券記載の払込期日までに払い込まなければなりません。

## 第2条（第1回保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後であっても、当社は、前条第2項の第1回保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

## 第3条（保険料不払の場合の免責）

- ① 保険契約者が第2回以降の保険料について、払込期日の属する月の翌月末までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みを怠った場合は、当社は当該保険料の払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- ② 保険契約者が前項の保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当社が認めた場合には、当社は、「払込期日の属する月の翌月末」を「払込期日の属する月の翌々月の25日」に読み替えてこの条項の規定を適用します。この場合において、当社は保険契約者に対して当社が別に定める額をあわせて請求できるものとします。

## 第4条（事故発生時の取扱い）

保険契約者が、事故発生の日以前に到来した払込期日に払い込むべき第2回以降の保険料の払込みを怠っていた場合において、最初に払込みを怠った払込期日の属する月の翌月末までに当社に保険金の支払の請求が行われるときは、当社は、保険契約者がすでに到来した払込期日に払い込むべき保険料の全額を払い込んだときにかぎり、当該事故に対する保険金を支払います。

## 第5条（解除－保険料不払の場合）

- ① 当社は、下表に定めるところにより、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、下表に定める時から将来に向かってのみその効力を生じます。

(1) 当社が保険契約を解除できる場合	(イ) 払込期日の属する月の翌月末までにその払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがない場合 (ロ) 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがなく、かつ、その翌月の払込期日（以下「次回払込期日」といいます。）までに、次回払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがない場合
(2) 解除の効力が生じる時	(イ) (1)の(イ)による解除の場合は、当該保険料を払い込むべき払込期日 (ロ) (1)の(ロ)による解除の場合は、次回払込期日

- ② 当社は、前項の解除を行う場合には、保険証券記載の保険契約者の住所にあてた書面により解除の通知を行います。
- ③ 前2項の規定により、当社がこの保険契約を解除した場合は、すでに領収した保険料は返還しません。

## Ⅲ 追加保険料払込条項

### 第1条（追加保険料の払込み）

- ① 保険契約者は、次の各号のいずれかの方法により追加保険料（普通保険約款一般条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）に定める追加保険料をいいます。以下同様とします。）を払い込むこととします。
  - (1) 追加保険料を当社の定める回数および金額に分割して払い込む

方法（以下「分割払」といいます。）

(2) 追加保険料を一括して払い込む方法（以下「一括払」といいます。）

- ② 当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、分割払のときは第1回追加保険料を、一括払の場合は追加保険料の全額（以下「第1回追加保険料」といいます。）を一時に当社に払い込まなければなりません。
- ③ 分割払の場合は、保険契約者は、第2回以降の追加保険料については、次の各号に定める払込期日までに払い込まなければなりません。
  - (1) 第2回追加保険料については、異動承認書記載の払込期日
  - (2) 第3回以降の追加保険料については、第2回追加保険料の払込期日以降に到来する毎月の払込期日

## 第2条（追加保険料不払の場合の免責）

- ① 普通保険約款一般条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）第1項に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合で、保険契約者が第1回追加保険料の払込みを怠ったときは、当社は、当該追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、この保険契約に被保険自動車の入替における自動担保特約が合わせて適用され、当社が保険証券記載の自動車の入替の通知を受領したときは、同特約第2条（入替自動車に対する自動担保）第2項に規定する取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、このかぎりではありません。
- ② 普通保険約款一般条項第11条第2項に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合で、保険契約者が第1回追加保険料の払込みを怠ったときは、当社は、当該追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款（付帯された他の特約を含みます。）に従い、保険金を支払います。ただし、この保険契約に運転者年齢条件特約または子供運転者年齢条件特約（以下この項において「年齢条件特約」といいます。）が適用されている場合で、かつ、当社が年齢条件特約第3条（運転免許資格取得に対する自動担保）第1項第3号の承認の請求を受領したときは、同項第2号に規定する免許取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、このかぎりではありません。
- ③ 当社は、保険契約者が第2回以降の追加保険料について、当該追加保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- ④ 保険契約者が前項の追加保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当社が認めた場合には、当社は、「払込期日の属する月の翌月末」を「払込期日の属する月の翌々月の25日」に読み替えてこの条項の規定を適用します。この場合において、当社は保険契約者に対して当社が別に定める額を合わせて請求できるものとします。

## 第3条（事故発生時の取扱い）

保険契約者が、事故発生の日以前に到来した払込期日に払い込むべき第2回以降の追加保険料の払込みを怠っていた場合において、最初に払込みを怠った払込期日の属する月の翌月末までに当社に保険金の支払の請求が行われるときは、当社は、保険契約者がすでに到来した払込期日に払い込むべき追加保険料の全額を払い込んだときにかぎり、当該事故に対する保険金を支払います。

#### 第4条（解除－追加保険料不払の場合）

- ① 当社は、払込期日の属する月の翌月末までに払い込まれるべき第2回以降の追加保険料の払込みがない場合には、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、払い込まれなかった追加保険料の払込期日の属する月の翌月末が、保険期間の末日以降の日である場合は、保険期間の末日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- ② 当社は、前項の解除を行う場合には、保険証券記載の保険契約者の住所にあてた書面により解除の通知を行います。
- ③ 前2項の規定により、当社がこの保険契約を解除した場合は、すでに領収した保険料は返還しません。

#### 第5条（更正の申出等に関する特則）

- ① 第1条（追加保険料の払込み）から前条までの規定にかかわらず、当社は、普通保険約款一般条項第3条（告知義務）第3項第3号もしくは同条項第4条（通知義務）第1項の承認をする場合または同条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）第1項第2号の通知をした場合には、当社の定めるところに従い、保険料を返還し、または追加保険料を請求できます。
- ② 保険契約者が前項の追加保険料の払込みを怠った場合は、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

### 7-6 保険料分割払特約（長期契約用）

〔正式名称〕 保険料分割払特約（長期契約用）

## I 共通条項

#### 第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

#### 第2条（保険料の払込方法）

- ① 保険契約者は、保険料を口座振替の方法により払い込むこととします。この場合には、保険契約締結の際に、次の各号に定める条件をいずれも満たさなければなりません。
  - (1) 保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が提携金融機関に設定されていること。
  - (2) 当社に損害保険料口座振替依頼書の提出等がなされていること。
- ② 払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による保険料の払込みが当該休業日の翌営業日に行われた場合には、当社は、払込期日に払込みがあったものとみなします。
- ③ 保険契約者は、払込期日の前日までに保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。
- ④ 前3項の規定にかかわらず、保険契約者は、当社の定めるところにより、保険料を口座振替以外の方法により払い込むことができます。

#### 第3条（用語の定義）

この特約において、次の各号の用語は、それぞれ次の定義によります。

- (1) 提携金融機関  
当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
- (2) 払込期日

提携金融機関ごとに当会社の定める期日をいい、口座振替以外の方法で払い込む場合は、当会社所定の期日をいいます。

(3) 保険期間

保険証券記載の保険期間をいいます。

## 第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。この場合には、普通保険約款一般条項第10条（解除）第1項第5号中「次条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）第1項」とあるのを「保険料分割払特約（長期契約用）Ⅲ追加保険料払込条項 第6条（更正の申出等に関する特則）第1項」に読み替えるものとします。

## Ⅱ 契約保険料払込条項

### 第1条（保険料の払込み）

- ① 保険契約者は、保険料（この保険契約に定められた保険料の総額をいいます。）を保険証券記載の金額に分割して、保険証券記載の払込方法（以下「払込方法」といいます。）により、払い込むこととします。
- ② 保険契約者は、次の各号に定める期日までに、保険料を払い込まなければなりません。
  - (1) 第1回保険料については、保険期間の初日の属する月の翌月の払込期日
  - (2) 第2回以降の保険料については、次のいずれかの払込期日
    - (イ) 払込方法が月払の場合は、第1回保険料の払込期日以降に到来する毎月の払込期日
    - (ロ) 払込方法が年払の場合は、第1回保険料の払込期日以降に到来する毎年の払込期日
- ③ 前2項において、保険契約者がこの保険契約の保険料をⅠ 共通条項 第2条（保険料の払込方法）第1項に定める口座振替の方法によって払い込む場合で、かつ、第1回保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、その払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合においては、第1回保険料の払込期日の属する月の翌月の応当日を当該第1回保険料の払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

### 第2条（保険料不払の場合の免責）

- ① 保険契約者が、払込期日の属する月の翌月末までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みを怠った場合は、当会社は下表に定める日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

第1回保険料の払込みを怠った場合	この保険契約の保険期間の初日
第2回以降の保険料の払込みを怠った場合	当該保険料の払込期日の翌日

- ② 保険契約者が前項の保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当会社が認めた場合には、当会社は、「払込期日の属する月の翌月末」を「払込期日の属する月の翌々月の25日」に読み替えてこの条項の規定を適用します。この場合において、当会社は保険契約者に対して当会社が別に定める額をあわせて請求できる

ものとしします。

### 第3条（事故発生時の取扱い）

- ① 保険契約者が、事故発生の日以前に到来した払込期日に払い込むべき保険料の払込みを怠っていた場合において、最初に払込みを怠った払込期日の属する月の翌月末までに当会社に保険金の支払の請求が行われるときは、当社は、保険契約者がすでに到来した払込期日に払い込むべき保険料の全額を払い込んだときにかぎり、当該事故に対する保険金を支払います。
- ② 事故発生の日が、第1条（保険料の払込み）第2項第1号に定める第1回保険料の期日（以下「第1回保険料払込期日」といいます。）以前であり、保険契約者が、第1回保険料を第1回保険料払込期日に払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当社が承認したときは、当社は、第1回保険料が払い込まれたものとして当該事故に対して保険金を支払います。
- ③ 前項の確約に反して保険契約者が第1回保険料払込期日に第1回保険料の払込みを怠り、かつ、第1回保険料払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合は、当社は、すでに支払った保険金の全額の返還を請求することができます。

### 第4条（解除—保険料不払の場合）

- ① 当社は、下表に定めるところにより、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、下表に定める時から将来に向かってのみその効力を生じます。

(1) 当社が保険契約を解除できる場合	(イ) 払込期日の属する月の翌月末までにその払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがない場合 (ロ) 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがなく、かつ、その次の払込期日（以下「次回払込期日」といいます。）までに、次回払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがない場合
(2) 解除の効力が生じる時	(イ) (1)の(イ)による解除の場合は、当該保険料を払い込むべき払込期日またはこの保険契約の保険期間の末日のいずれか早い日。ただし、当該保険料が第1回保険料である場合は、この保険契約の保険期間の初日 (ロ) (1)の(ロ)による解除の場合は、次回払込期日またはこの保険契約の保険期間の末日のいずれか早い日

- ② 当社は、前項の解除を行う場合には、保険証券記載の保険契約者の住所にあてた書面により解除の通知を行います。
- ③ 前2項の規定により、当社がこの保険契約を解除した場合は、すでに領収した保険料は返還しません。
- ④ 第1項および第2項の規定により当社がこの保険契約を解除した場合において、前条第2項の規定により当社がすでに支払った保険金があるときには、当社は保険契約者に対してこの保険金の全額の返還を請求することができます。

### 第5条（解除の効力に関する特則）

- ① 保険契約者が保険料を払込期日の属する月の翌月末までに払い込んだときであっても、保険契約者がこの保険契約における保険料の払込みを免れることを目的として、故意にその次の払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みを怠ったと当社が認めるときには、当社は

前条第1項第2号(イ)の規定にかかわらず、解除の効力が生じる時を当該払込期日の前月の応当日とします。

- ② 前項の場合において、当該保険料を払い込むべき払込期日の前月の応当日の翌日以降に発生した事故による損害または傷害に対して、当会社がすでに支払った保険金があるときには、当会社は保険契約者に対してこの保険金の全額の返還を請求することができます。

### Ⅲ 追加保険料払込条項

#### 第1条（保険料の変更－告知・通知事項等の承認等の場合）

- ① 当会社は、この特約により、普通保険約款一般条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）第1項の規定の適用にあたっては、次の各号の定めるところによります。
- (1) 承認した日の属する保険年度（初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、保険期間の初日応当日からそれぞれ1年間をいいます。以下同様とします。）末までの保険料については、当会社の定めるところに従い、保険料を返還し、または追加保険料を請求します。
- (2) 承認した日の属する保険年度の翌保険年度以降の保険料については、これを変更します。
- ② 前項の場合において、この保険契約において定められた保険料の全額が払い込まれているときは、当会社は、当会社の定めるところに従い、保険料を返還し、または追加保険料を請求します。
- ③ 当会社は、この特約により、普通保険約款一般条項第11条第2項の規定の適用にあたっては、次の各号の定めるところによります。
- (1) 承認した日の属する保険年度末までの保険料については、当会社の定めるところに従い、保険料を返還し、または追加保険料を請求します。
- (2) 承認した日の属する保険年度の翌保険年度以降の保険料については、これを変更します。
- ④ 前項の場合において、この保険契約において定められた保険料の全額が払い込まれているときは、当会社は、当会社の定めるところに従い、保険料を返還し、または追加保険料を請求します。

#### 第2条（追加保険料の払込み）

- ① 保険契約者は、次の各号のいずれかの方法により追加保険料（前条の追加保険料をいいます。以下同様とします。）を払い込むこととします。
- (1) 保険証券記載の払込方法が月払の場合（この保険契約において定められた保険料の全額が払い込まれている場合を除きます。）は、追加保険料を当会社の定める回数に分割し、毎月、異動承認書記載の金額を払い込む方法（以下「分割払」といいます。）
- (2) 前号以外の場合は、追加保険料を一括して払い込む方法（以下「一括払」といいます。）
- ② 保険契約者は、下表に定める期日までに、追加保険料を払い込まなければなりません。

区 分	分割払の場合	一括払の場合
第1回追加保険料	異動承認書記載の払込期日	同 左
第2回以降の追加保険料	第1回追加保険料の払込期日以降に到来する毎月の払込期日	

### 第3条（追加保険料不払の場合の免責）

- ① 第1条（保険料の変更－告知・通知事項等の承認等の場合）第1項第1号または同条第2項に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合で、保険契約者が払込期日の属する月の翌月末までに当該払込期日に払い込むべき第1回追加保険料の払込みを怠ったときは、当社は、当該追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、この保険契約に被保険自動車の入替における自動担保特約があわせて適用され、当社が保険証券記載の自動車の入替の通知を受領したときは、同特約第2条（入替自動車に対する自動担保）第2項に規定する取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、このかぎりではありません。
- ② 第1条第3項第1号または同条第4項に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合で、保険契約者が払込期日の属する月の翌月末までに当該払込期日に払い込むべき第1回追加保険料の払込みを怠ったときは、当社は、当該追加保険料領収前による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款（付帯された他の特約を含みます。）に従い、保険金を支払います。ただし、この保険契約に運転者年齢条件特約または子供運転者年齢条件特約（以下この項において「年齢条件特約」といいます。）が適用されている場合で、かつ、当社が年齢条件特約第3条（運転免許資格取得に対する自動担保）第1項第3号の承認の請求を受領したときは、同項第2号に規定する免許取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、このかぎりではありません。
- ③ 当社は、保険契約者が第2回以降の追加保険料について、当該追加保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- ④ 保険契約者が前3項の追加保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当社が認めた場合には、当社は、「払込期日の属する月の翌月末」を「払込期日の属する月の翌々月の25日」に読み替えてこの条項の規定を適用します。この場合において、当社は保険契約者に対して当社が別に定める額をあわせて請求できるものとします。

### 第4条（事故発生時の取扱い）

- ① 保険契約者が、事故発生の日以前に到来した払込期日に払い込むべき追加保険料の払込みを怠っていた場合において、最初に払込みを怠った払込期日の属する月の翌月末までに当社に保険金の支払の請求が行われるときは、次の各号に定めるところによります。
  - (1) 当該追加保険料が前条第1項の追加保険料である場合は、当社は、保険契約者がすでに到来した払込期日に払い込むべき追加保険料の全額を払い込んだときにかぎり、当該事故に対する保険金を支払います。
  - (2) 当該追加保険料が前条第2項の追加保険料である場合は、当社は、保険契約者がすでに到来した払込期日に払い込むべき追加保険料の全額を払い込んだときにかぎり、保険契約条件の変更の承認後の条件に従い、保険金を支払います。
- ② 事故発生の日が、第2条（追加保険料の払込み）第2項に定める第1回追加保険料の期日（以下「第1回追加保険料払込期日」といいます。）以前であり、保険契約者が、第1回追加保険料を第1回追加保険料払込期日に払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当社が承認したときは、当社は、第1回追加保険料が払い込まれたものとし

て当該事故に対して保険金を支払います。

- ③ 前項の確約に反して保険契約者が第1回追加保険料払込期日に第1回追加保険料の払込みを怠り、かつ、第1回追加保険料払込期日の属する月の翌月末までにその払込みを怠った場合は、当社は、次の各号に定める保険金の額の返還を請求することができます。
  - (1) 当該追加保険料が前条第1項の追加保険料である場合は、すでに支払った保険金の全額
  - (2) 当該追加保険料が前条第2項の追加保険料である場合は、すでに支払った保険金の額から、前条第2項の保険金の額を差し引いた保険金の額

## 第5条（解除－追加保険料不払の場合）

- ① 当社は、払込期日の属する月の翌月末までに当該払込期日に払い込むべき追加保険料の払込みがない場合には、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、払い込まれなかった追加保険料の払込期日の属する月の翌月末が、保険期間の末日以降の日である場合は、保険期間の末日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- ② 当社は、前項の解除を行う場合には、保険証券記載の保険契約者の住所にあてた書面により解除の通知を行います。
- ③ 前2項の規定により、当社がこの保険契約を解除した場合は、すでに領収した保険料は返還しません。
- ④ 第1項および第2項の規定により当社がこの保険契約を解除した場合において、前条第2項の規定により当社がすでに支払った保険金があるときには、当社は保険契約者に対してこの保険金の全額の返還を請求することができます。

## 第6条（更正の申出等に関する特則）

- ① 第2条（追加保険料の払込み）から前条までの規定にかかわらず、当社は、普通保険約款一般条項第3条（告知義務）第3項第3号もしくは同条項第4条（通知義務）第1項の承認をする場合または同条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）第1項第2号の通知をした場合には、当社の定めるところに従い、保険料を返還し、または追加保険料を請求できます。
- ② 保険契約者が前項の追加保険料の払込みを怠った場合は、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

## 第7条（返還保険料の取扱い）

- ① この保険契約の保険料が口座振替の方法により払い込まれており、かつ、保険契約の内容に変更が生じ、保険料の返還が生じた場合には、当社は、返還保険料の全額を一括してまたは当社の定める回数に分割して、当社の定める日に、指定口座への振込みによって保険料を返還することができるものとします。
- ② 前項の規定は、保険契約者からあらかじめ当社に反対の意思表示がなされている場合には適用しません。

## 7-7 初回口座振替特約

【正式名称】 初回保険料の口座振替に関する特約

### 第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に保険料一括払特約（即時払用）または保険料分割払特約（大口口座振替用）の適用があり、かつ、この保険契約の締結が、保険期間の初日の属する月の前月末日までになされている場合で、保険契約締結の際に、保険契約者が、書面をもってこの特約の適

用を申し出て、当社がこれを承認したときに適用されます。

## 第2条（初回保険料の払込方法）

- ① 保険契約者は、初回保険料を口座振替の方法により払い込むこととします。この場合には、保険契約締結の際に、次の各号に定める条件をいずれも満たさなければなりません。
  - (1) 保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が提携金融機関に設定されていること。
  - (2) 当社に損害保険料口座振替依頼書の提出等がなされていること。
- ② 初回保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による初回保険料の払込みが当該休業日の翌営業日に行われた場合には、当社は、初回保険料払込期日に払込みがあったものとみなします。
- ③ 保険契約者は、初回保険料払込期日の前日までに初回保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

## 第3条（用語の定義）

この特約において、次の各号の用語は、それぞれ次の定義によります。

- (1) 提携金融機関  
当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
- (2) 初回保険料  
保険料一括払特約（即時払用）第2条（保険料の払込み）の保険料および保険料分割払特約（大口口座振替用）Ⅱ 契約保険料払込条項第1条（保険料の払込み）第2項の第1回保険料をいいます。
- (3) 初回保険料払込期日  
保険期間の初日の属する月の提携金融機関ごとに当社の定める期日をいいます。
- (4) 保険期間  
保険証券記載の保険期間をいいます。

## 第4条（保険料の払込み）

保険契約者は、この特約により、保険料一括払特約（即時払用）第2条（保険料の払込み）および保険料分割払特約（大口口座振替用）Ⅱ 契約保険料払込条項第1条（保険料の払込み）第2項にかかわらず、初回保険料を初回保険料払込期日までに払い込まなければなりません。

## 第5条（初回保険料不払の場合の取扱い）

- ① 保険契約者が初回保険料払込期日に初回保険料の払込みを怠った場合には、保険契約者は、初回保険料を初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに当社に払い込まなければなりません。
- ② 当社は、保険契約者が初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに初回保険料を払い込んだ場合には、初回保険料払込み前に生じた事故による損害または傷害に対して、保険料一括払特約（即時払用）第3条（保険料領収前の事故）および保険料分割払特約（大口口座振替用）Ⅱ 契約保険料払込条項第2条（第1回保険料領収前の事故）の規定は適用しません。
- ③ 保険契約者が初回保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったと当社が認めた場合には、当社は、「初回保険料払込期日の属する月の翌月末」を「初回保険料払込期日の属する月の翌々月の25日」に読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当社は保険契約者に対して当社が別に定める額をあわせて請求できるものとします。

7-6  
7-7

保険料のお支払いに関する特約

## 第6条（事故発生時の取扱い）

保険契約者が、事故発生の日以前に到来した初回保険料払込期日に払い込むべき初回保険料の払込みを怠っていた場合において、初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに当会社に保険金の支払の請求が行われるときは、当社は、保険契約者が初回保険料の全額を払い込んだときにかぎり、当該事故に対する保険金を支払います。

## 第7条（解除—初回保険料不払の場合）

- ① 当社は、初回保険料払込期日の属する月の翌月末までに初回保険料の払込みがない場合には、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- ② 当社は、前項の解除を行う場合には、保険証券記載の保険契約者の住所にあてた書面により解除の通知を行います。
- ③ 前2項の規定により、当社がこの保険契約を解除した場合は、すでに領収した保険料は返還しません。

## 7-8 クレジットカード払特約

〔正式名称〕 クレジットカードによる保険料支払に関する特約

## 第1条（クレジットカードによる保険料支払の承認）

- ① 当社は、この特約に従い、当社の指定するクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）により、保険契約者が、この保険契約の保険料（異動時の追加保険料を含みます。以下同様とします。）を支払うことを承認します。
- ② 前項にいう保険契約者とは、クレジットカード発行会社（以下「カード会社」といいます。）との間で締結した会員規約等（以下「会員規約等」といいます。）に基づく会員またはクレジットカードの使用が認められた者にかぎります。

## 第2条（保険料領収前に生じた事故の取扱い）

- ① 保険契約者から、この保険契約の申込時または異動承認請求時にクレジットカードによる保険料の支払の申出があった場合は、当社は、カード会社へ当該クレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、当社がクレジットカードによる保険料の支払を承認した時（保険証券記載の保険期間の開始前に承認した場合は保険期間の開始した時とします。）に当該保険料を領収したものとみなします。
- ② 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定は適用しません。
  - (1) 当社がカード会社から保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、カード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額の全額をすでに支払っている場合は、このかぎりではありません。
  - (2) 会員規約等に定める手続が行われない場合

## 第3条（保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い）

- ① 当社は、前条第2項第1号の保険料相当額を領収できない場合には、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、カード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額をすでに支払っているときは、当社は、その支払った保険料相当額について保険契約者に請求できないものとします。

- ② 保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用した場合において、前項の規定により当社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なく当該保険料を支払ったときは、前条第1項の規定を適用します。
- ③ 保険契約者が前項の保険料の支払を怠った場合は、当社は保険証券記載の保険契約者の住所にあてた書面による通知をもって、この特約が付帯された保険契約を解除することができます。ただし、この場合の保険料は、保険契約の申込時に支払う保険料にかぎるものとし、異動承認請求時の保険料の支払を怠った場合は、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を適用します。
- ④ 前項の解除は、保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。

#### 第4条（保険料の返還の特則）

普通保険約款および付帯された他の特約の規定により、当社が保険料を返還する場合は、当社は、カード会社からの保険料相当額の領収を確認の後に保険料を返還します。ただし、前条第2項の規定により保険契約者が保険料を直接当社に払い込んだ場合、および保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、カード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額の全額をすでに支払っている場合は、このかぎりではありません。

#### 第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

### 7-9 初回追加保険料30日猶予特約

〔正式名称〕 初回追加保険料の払込みに関する30日間猶予特約

#### 第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約者または被保険者が、普通保険約款一般条項第3条（告知義務）第3項第3号の更正の申出または同条項第4条（通知義務）第1項、同条項第5条（被保険自動車の譲渡）第1項、同条項第6条（被保険自動車の入替）第1項もしくは同条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）第2項の通知（以下「通知等」といいます。）を書面または当社の定める通信手段により、当社の所定の連絡先に対して直接行った場合に適用されます。

#### 第2条（初回追加保険料の払込み）

- ① 普通保険約款一般条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）第1項第1号または第2項に定めるところに従い、当社が追加保険料の請求を行う場合、保険契約者は、この特約により、契約条件の変更日（前条に定める通知等を行った日以後の保険契約者が指定する日で、契約条件を変更すべき期間の初日をいいます。以下同様とします。）からその日を含めて30日以内の当社の定める期日（以下「初回追加保険料払込期日」といいます。）までに、初回追加保険料の全額を当社に払い込まなければなりません。
- ② 前項に定める期間内に初回追加保険料が払い込まれた場合には、当社は、保険契約条件の変更を承認した時に初回追加保険料を領収したものとみなします。
- ③ この特約において、初回追加保険料とは、追加保険料を一括して払い込む場合は追加保険料の全額をいい、追加保険料を分割して払い込む場合は第1回追加保険料をいいます。

### 第3条（初回追加保険料不払の場合の免責）

- ① 普通保険約款一般条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）第1項第1号に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合で、保険契約者が初回追加保険料払込期日までに当該初回追加保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、当該初回追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、この保険契約に被保険自動車の入替における自動担保特約があわせて適用され、当会社が保険証券記載の自動車の入替の通知を受領したときは、同特約第2条（入替自動車に対する自動担保）第2項に規定する取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、このかぎりではありません。
- ② 普通保険約款一般条項第11条第2項に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合で、保険契約者が初回追加保険料払込期日までに当該初回追加保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、当該初回追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款（付帯された他の特約を含みます。）に従い、保険金を支払います。ただし、この保険契約に運転者年齢条件特約または子供運転者年齢条件特約（以下この項において「年齢条件特約」といいます。）が適用されている場合で、かつ、当会社が年齢条件特約第3条（運転免許資格取得に対する自動担保）第1項第3号の承認の請求を受領したときは、同項第2号に規定する免許取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、このかぎりではありません。

### 第4条（解除－初回追加保険料不払の場合）

- ① 普通保険約款一般条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）第1項第1号または第2項に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合で、初回追加保険料払込期日までに当該初回追加保険料が払い込まれなかったときには、当会社は保険契約を解除することができます。この場合の解除は将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、初回追加保険料払込期日が、保険証券記載の保険期間の末日以降の日である場合は、保険期間の末日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- ② 当会社は、前項の解除を行う場合には、保険証券記載の保険契約者の住所にあてた書面により解除の通知を行います。
- ③ 前2項の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合は、すでに領収した保険料は返還しません。

## 団体扱・集団扱に関わる特約

### 8-1 団体扱分割払特約（一般A）

【正式名称】 団体扱保険料分割払特約（一般A）

#### 第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次の各号に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- (1) 保険契約者が公社、公団、会社等の企業体（法人・個人の別を問いません。以下「団体」といいます。）に勤務し、毎月その団体から給与の支払を受けていること。
- (2) 次のいずれかの契約が締結されていること。
  - (イ) 保険契約者が給与の支払を受けている団体と当会社との間の

「保険料集金に関する契約書（一般A-1）」による保険料集金契約。ただし、団体が労働基準法第24条に定める賃金の一部控除に関する書面による協定またはその他の法令に基づき、保険契約者の受け取るべき給与から保険料の控除を行うことができる場合にかぎります。

- (ロ) 団体に勤務する者によって構成されている労働組合または共済組織（以下この条において、「職域労働組合等」といいます。）と当会社との間の「保険料集金に関する契約書（一般A-2）」による保険料集金契約。ただし、職域労働組合等が上記(イ)のただし書に定める団体によって控除された保険料を受領することができる場合にかぎります。
- (3) 保険契約者が、当会社との間に「保険料集金に関する契約書（一般A-1）」または「保険料集金に関する契約書（一般A-2）」による保険料集金契約（以下「集金契約」といいます。）を締結した者（以下「集金者」といいます。）に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
  - (イ) 集金者が団体である場合には、保険契約者の受け取るべき給与から保険料を控除して、これを当会社の指定する場所に支払うこと。
  - (ロ) 集金者が職域労働組合等である場合には、団体によって控除された保険料を団体から受領して、これを当会社の指定する場所に支払うこと。

## 第2条（保険料の分割払）

当会社は、この特約により、保険契約者が保険料（この保険契約に定められた保険料をいいます。以下同様とします。）を保険証券記載の回数および金額（以下「分割保険料」といいます。）に分割して払い込むことを承認します。

## 第3条（分割保険料の払込み）

- ① 保険契約者は、第1回分割保険料を保険契約締結のとき直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
- ② 第2回以降の分割保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

## 第4条（保険料領収前の事故）

保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）が始まった後であっても、当会社は、前条第1項の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、このかぎりではありません。

## 第5条（追加保険料の払込み）

- ① 普通保険約款一般条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）第1項に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- ② 保険契約者が前項の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、この保険契約に被保険自動車の入替における自動担保特約があわせて適用され、当会社が保険証券記載の自動車の入替の通知を受領したときは、同特約第2条（入替自動車に対する自動担保）第2項に規定する取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、このかぎりではありません。

ません。

- ③ 普通保険約款一般条項第11条第2項に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当社に払い込まなければなりません。
- ④ 保険契約者が前項の追加保険料の払込みを怠った場合は、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。ただし、この保険契約に運転者年齢条件特約または子供運転者年齢条件特約（以下この項において「年齢条件特約」といいます。）が適用されている場合で、かつ、当社が年齢条件特約第3条（運転免許資格取得に対する自動担保）第1項第3号の承認の請求を受領したときは、同項第2号に規定する免許取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、このかぎりではありません。

## 第6条（保険料領収証の発行）

当社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

## 第7条（特約の失効）

- ① この特約は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日（以下「集金不能日」といいます。）から将来に向かってのみその効力を失います。
  - (1) 集金契約が解除された場合
  - (2) 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合
  - (3) 保険契約者がその受け取るべき給与から保険料を控除することを拒んだ場合
  - (4) 前3号の場合のほか、この保険契約について集金契約に基づく集金者による保険料の集金が行われなくなった場合
- ② 前項第1号の事実が発生した場合は、当社は遅滞なく、書面をもって保険証券記載の保険契約者の住所にあててその旨を通知します。

## 第8条（特約失効後の未払込分割保険料の払込み）

前条第1項の規定により特約が効力を失った場合は、保険契約者は集金不能日から1か月以内に、未払込分割保険料（保険料からすでに払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。以下同様とします。）の全額を集金者を経ることなく、一時に当社に払い込まなければなりません。

## 第9条（未払込分割保険料不払の場合の免責）

当社は、前条に定める期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

## 第10条（解除—特約失効による未払込分割保険料不払の場合）

- ① 当社は、第8条（特約失効後の未払込分割保険料の払込み）に定める期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれない場合は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は集金不能日から将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、集金不能日が保険期間の末日以降となる場合は、保険期間の末日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- ② 当社は、前項の解除を行う場合には、保険証券記載の保険契約者

の住所にあてた書面により解除の通知を行います。

- ③ 第1項の規定により、当社がこの保険契約を解除した場合は、すでに領収した保険料は返還しません。

## 8-2 団体扱分割払特約（一般B）

[正式名称] 団体扱保険料分割払特約（一般B）

### 第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次の各号に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- (1) 保険契約者が公社、公団、会社等の企業体（法人・個人の別を問いません。以下「団体」といいます。）に勤務し、毎月その団体から給与の支払を受けていること。
- (2) 次のいずれかの者と当社との間に「保険料集金に関する契約書（一般B）」による保険料集金契約（以下「集金契約」といいます。）が締結されていること。
  - (イ) 保険契約者が給与の支払を受けている団体
  - (ロ) 団体に勤務する者によって構成されている労働組合または共済組織
- (3) 保険契約者が、当社との間に集金契約を締結した者（以下「集金者」といいます。）に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
  - (イ) 保険契約者がこの保険契約締結の時に勤務している事業所（以下「当該事業所」といいます。）において、給与支払日に保険契約者またはその代理人から直接保険料を集金すること。
  - (ロ) 上記(イ)により集金した保険料を当社の指定する場所に支払うこと。

8-1  
8-2

団体扱・  
集団扱に  
関わる  
特約

### 第2条（保険料の分割払）

当社は、この特約により、保険契約者が保険料（この保険契約に定められた保険料をいいます。以下同様とします。）を保険証券記載の回数および金額（以下「分割保険料」といいます。）に分割して払い込むことを承認します。

### 第3条（分割保険料の払込み）

- ① 保険契約者は、第1回分割保険料を保険契約締結のとき直接当社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
- ② 第2回以降の分割保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

### 第4条（保険料領収前の事故）

保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）が始まった後であっても、当社は、前条第1項の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、このかぎりではありません。

### 第5条（追加保険料の払込み）

- ① 普通保険約款一般条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）第1項に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当社に払い込まなければなりません。
- ② 保険契約者が前項の追加保険料の払込みを怠った場合は、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保

險金を支払いません。ただし、この保険契約に被保険自動車の入替における自動担保特約があわせて適用され、当社が保険証券記載の自動車の入替の通知を受領したときは、同特約第2条（入替自動車に対する自動担保）第2項に規定する取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、このかぎりではありません。

- ③ 普通保険約款一般条項第11条第2項に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当社に払い込まなければなりません。
- ④ 保険契約者が前項の追加保険料の払込みを怠った場合は、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。ただし、この保険契約に運転者年齢条件特約または子供運転者年齢条件特約（以下この項において「年齢条件特約」といいます。）が適用されている場合で、かつ、当社が年齢条件特約第3条（運転免許資格取得に対する自動担保）第1項第3号の承認の請求を受領したときは、同項第2号に規定する免許取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、このかぎりではありません。

## 第6条（保険料領収証の発行）

当社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

## 第7条（特約の失効）

- ① この特約は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日（以下「集金不能日」といいます。）から将来に向かってのみその効力を失います。
  - (1) 集金契約が解除された場合
  - (2) 保険契約者が当該事業所において団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合
  - (3) 保険契約者またはその代理人が保険料を当該事業所において、給与支払日に直接集金者に支払わなかった場合
  - (4) 前3号の場合のほか、この保険契約について集金契約に基づく集金者による保険料の集金が行われなかった場合
- ② 前項第1号の事実が発生した場合は、当社は遅滞なく、書面をもって保険証券記載の保険契約者の住所にあててその旨を通知します。

## 第8条（特約失効後の未払込分割保険料の払込み）

前条第1項の規定により特約が効力を失った場合は、保険契約者は集金不能日から1か月以内に、未払込分割保険料（保険料からすでに払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。以下同様とします。）の全額を集金者を経ることなく、一時に当社に払い込まなければなりません。

## 第9条（未払込分割保険料不払の場合の免責）

当社は、前条に定める期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

## 第10条（解除—特約失効による未払込分割保険料不払の場合）

- ① 当社は、第8条（特約失効後の未払込分割保険料の払込み）に定

める期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれない場合は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は集金不能日から将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、集金不能日が保険期間の末日以降となる場合は、保険期間の末日から将来に向かってのみその効力を生じます。

- ② 当社は、前項の解除を行う場合には、保険証券記載の保険契約者の住所にあてた書面により解除の通知を行います。
- ③ 第1項の規定により、当社がこの保険契約を解除した場合は、すでに領収した保険料は返還しません。

## 8-3 団体扱分割払特約（一般C）

【正式名称】 団体扱保険料分割払特約（一般C）

8-2  
8-3

団体扱・集金扱に関する特約

### 第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次の各号に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- (1) 保険契約者が公社、公団、会社等の企業体（法人・個人の別を問いません。以下「団体」といいます。）に勤務し、毎月その団体から給与の支払を受けていること、または団体を退職した者（以下「退職者」といいます。）であること。
- (2) 次のいずれかの者と当社との間に「保険料集金に関する契約書（一般C）」による保険料集金契約（以下「集金契約」といいます。）が締結されていること。
  - (イ) 保険契約者が給与の支払を受けている団体（保険契約者が退職者である場合には、退職前に給与の支払を受けていた団体とします。）
  - (ロ) 団体に勤務する者によって構成されている労働組合または共済組織
- (3) 保険契約者が、当社との間に集金契約を締結した者（以下「集金者」といいます。）に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
  - (イ) 保険契約者が指定する口座（以下「指定口座」といいます。）から、口座振替により、保険料を集金者の指定する所定の期日（以下「集金日」といいます。）に集金すること。
  - (ロ) 上記(イ)により集金した保険料を当社の指定する場所に支払うこと。

### 第2条（保険料の分割払）

当社は、この特約により、保険契約者が保険料（この保険契約に定められた保険料をいいます。以下同様とします。）を保険証券記載の回数および金額（以下「分割保険料」といいます。）に分割して払い込むことを承認します。

### 第3条（分割保険料の払込み）

- ① 保険契約者は、第1回分割保険料を保険契約締結のとき直接当社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
- ② 第2回以降の分割保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

### 第4条（保険料領収前の事故）

保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）が始まった後であっても、当社は、前条第1項の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経

て払い込まれる場合には、このかぎりではありません。

## 第5条（追加保険料の払込み）

- ① 普通保険約款一般条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）第1項に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当社に払い込まなければなりません。
- ② 保険契約者が前項の追加保険料の払込みを怠った場合は、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、この保険契約に被保険自動車の入替における自動担保特約があわせて適用され、当社が保険証券記載の自動車の入替の通知を受領したときは、同特約第2条（入替自動車に対する自動担保）第2項に規定する取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、このかぎりではありません。
- ③ 普通保険約款一般条項第11条第2項に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当社に払い込まなければなりません。
- ④ 保険契約者が前項の追加保険料の払込みを怠った場合は、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。ただし、この保険契約に運転者年齢条件特約または子供運転者年齢条件特約（以下この項において「年齢条件特約」といいます。）が適用されている場合で、かつ、当社が年齢条件特約第3条（運転免許資格取得に対する自動担保）第1項第3号の承認の請求を受領したときは、同項第2号に規定する免許取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、このかぎりではありません。

## 第6条（保険料領収証の発行）

当社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

## 第7条（特約の失効）

- ① この特約は、次の各号（保険契約者が退職者である場合は次の第1号、第2号または第4号）のいずれかに該当する事実が発生した場合、第1号の事実のときは、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった日、または第2号、第3号もしくは第4号の事実のときは、その事実が発生した日（以下「集金不能日等」といいます。）から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、第2号については集金者が保険契約者にかわって保険料を集金不能日等の翌日から起算して1か月以内に当社に支払った場合には、このかぎりではありません。
  - (1) 集金契約が解除されたこと。
  - (2) 保険契約者または集金者の責に帰すべき事由により、保険料が集金日の翌日から起算して1か月以内に集金されなかったこと。
  - (3) 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなったこと。（退職後もこの特約に従い保険料を払い込む場合を除きます。）
  - (4) 当社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けたこと。
- ② 前項第1号または第4号の事実が発生した場合は、当社は遅滞なく、書面をもって保険証券記載の保険契約者の住所にあててその旨を通知します。

## 第8条（特約失効後の未払込分割保険料の払込み）

前条第1項の規定により特約が効力を失った場合は、保険契約者は集金不能日等から1か月以内に、未払込分割保険料（保険料からすでに払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。以下同様とします。）の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

## 第9条（未払込分割保険料不払の場合の免責）

当会社は、前条に定める期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日等から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

## 第10条（解除—特約失効による未払込分割保険料不払の場合）

- ① 当会社は、第8条（特約失効後の未払込分割保険料の払込み）に定める期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれない場合は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は集金不能日等から将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、集金不能日等が保険期間の末日以降となる場合は、保険期間の末日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- ② 当会社は、前項の解除を行う場合には、保険証券記載の保険契約者の住所にあてた書面により解除の通知を行います。
- ③ 第1項の規定により、当社がこの保険契約を解除した場合は、すでに領収した保険料は返還しません。

## 8-4 団体扱分割払特約

【正式名称】 団体扱保険料分割払特約

### 第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次の各号に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- (1) 保険契約者が給与の支払を受けている官公署、会社などの団体（以下「団体」といいます。）と当会社との間に「保険料集金に関する契約」（以下「集金契約」といいます。）が締結されていること。
- (2) 保険契約者が、その受け取るべき給与から保険料を差し引いて、これを当会社の本社または当会社の指定する場所に支払うことを団体に委託し、団体がそれを承諾していること。

### 第2条（保険料の分割払）

当会社は、この特約により、保険契約者が保険料（この保険契約に定められた保険料をいいます。以下同様とします。）を保険証券記載の回数および金額（以下「分割保険料」といいます。）に分割して払い込むことを承認します。

### 第3条（分割保険料の払込み）

- ① 保険契約者は、第1回分割保険料を保険契約締結のとき直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、団体を経て払い込まなければなりません。
- ② 第2回以降の分割保険料は、集金契約に定めるところにより、団体を経て払い込まなければなりません。

### 第4条（保険料領収前の事故）

保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）が始まった後であっても、当会社は、前条第1項の第1回分割保険料領収前に生

じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、団体を経て払い込まれる場合には、このかぎりではありません。

## 第5条（追加保険料の払込み）

- ① 普通保険約款一般条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）第1項に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は団体を経ることなく、その全額を一時に当社に払い込まなければなりません。
- ② 保険契約者が前項の追加保険料の払込みを怠った場合は、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、この保険契約に被保険自動車の入替における自動担保特約があわせて適用され、当社が保険証券記載の自動車の入替の通知を受領したときは、同特約第2条（入替自動車に対する自動担保）第2項に規定する取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、このかぎりではありません。
- ③ 普通保険約款一般条項第11条第2項に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は団体を経ることなく、その全額を一時に当社に払い込まなければなりません。
- ④ 保険契約者が前項の追加保険料の払込みを怠った場合は、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。ただし、この保険契約に運転者年齢条件特約または子供運転者年齢条件特約（以下この項において「年齢条件特約」といいます。）が適用されている場合で、かつ、当社が年齢条件特約第3条（運転免許資格取得に対する自動担保）第1項第3号の承認の請求を受領したときは、同項第2号に規定する免許取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、このかぎりではありません。

## 第6条（保険料領収証の発行）

当社は、団体を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を団体に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

## 第7条（特約の失効）

- ① この特約は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その事実が発生したことにより団体による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日（以下「集金不能日」といいます。）から将来に向かってその効力を失います。
  - (1) 集金契約が解除された場合
  - (2) 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合、またはその他この保険契約について団体による保険料の集金が行われなくなった場合
  - (3) 保険契約者が保険料を給与から差し引くことを拒んだ場合
- ② 前項第1号の事実が発生した場合は、当社は遅滞なく書面をもって保険証券記載の保険契約者の住所にあててその旨を通知します。

## 第8条（特約失効後の未払込分割保険料の払込み）

前条第1項の規定により特約が効力を失った場合は、保険契約者は集金不能日から1か月以内に、未払込分割保険料（保険料からすでに払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。以下同様とします。）の全額を団体を経ることなく、一時に当社に払い込まなければなりません。

## 第9条（未払込分割保険料不払の場合の免責）

当社は、前条に定める期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

## 第10条（解除—特約失効による未払込分割保険料不払の場合）

- ① 当社は、第8条（特約失効後の未払込分割保険料の払込み）に定める期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれない場合は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は集金不能日から将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、集金不能日が保険期間の末日以降となる場合は、保険期間の末日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- ② 当社は、前項の解除を行う場合には、保険証券記載の保険契約者の住所にあてた書面により解除の通知を行います。
- ③ 第1項の規定により、当社がこの保険契約を解除した場合は、すでに領収した保険料は返還しません。

## 8-5 団体扱分割払特約（口座振替用）

【正式名称】 団体扱保険料分割払特約（口座振替用）

### 第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次の各号に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- (1) 保険契約者が官公署（以下「団体」といいます。）に勤務していること、または団体を退職した者（以下「退職者」といいます。）であること。
- (2) 次のいずれかの者と当社との間に、「保険料集金に関する契約書（口座振替方式）」による保険料集金契約（以下「集金契約」といいます。）が締結されていること。
  - (イ) 保険契約者が給与の支払を受けている団体（保険契約者が退職者である場合には、退職前に給与の支払を受けていた団体とします。）
  - (ロ) 団体に勤務する者または団体を退職した者の生活の安定または福祉の向上等に寄与することを目的として設立された組織
- (3) 保険契約者が、当社との間に集金契約を締結した者（以下「集金者」といいます。）に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
  - (イ) 保険契約者が指定する口座（以下「指定口座」といいます。）から、口座振替により、保険料を集金者の指定する所定の期日（以下「集金日」といいます。）に集金すること。
  - (ロ) 上記(イ)により集金した保険料を当社の指定する場所に支払うこと。

### 第2条（保険料の分割払）

当社は、この特約により、保険契約者が保険料（この保険契約に定められた保険料をいいます。以下同様とします。）を保険証券記載の回数および金額（以下「分割保険料」といいます。）に分割して払い込むことを承認します。

### 第3条（分割保険料の払込み）

- ① 保険契約者は、第1回分割保険料を保険契約締結のとき直接当社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

- ② 第2回以降の分割保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

#### 第4条（保険料領収前の事故）

保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）が始まった後であっても、当社は、前条第1項の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、このかぎりではありません。

#### 第5条（追加保険料の払込み）

- ① 普通保険約款一般条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）第1項に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当社に払い込まなければなりません。
- ② 保険契約者が前項の追加保険料の払込みを怠った場合は、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、この保険契約に被保険自動車の入替における自動担保特約があわせて適用され、当社が保険証券記載の自動車の入替の通知を受領したときは、同特約第2条（入替自動車に対する自動担保）第2項に規定する取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、このかぎりではありません。
- ③ 普通保険約款一般条項第11条第2項に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当社に払い込まなければなりません。
- ④ 保険契約者が前項の追加保険料の払込みを怠った場合は、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。ただし、この保険契約に運転者年齢条件特約または子供運転者年齢条件特約（以下この項において「年齢条件特約」といいます。）が適用されている場合で、かつ、当社が年齢条件特約第3条（運転免許資格取得に対する自動担保）第1項第3号の承認の請求を受領したときは、同項第2号に規定する免許取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、このかぎりではありません。

#### 第6条（保険料領収証の発行）

当社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

#### 第7条（特約の失効）

- ① この特約は、次の各号（保険契約者が退職者である場合は次の第1号、第2号または第4号）のいずれかに該当する事実が発生した場合、第1号の事実のときは、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった日、または第2号、第3号もしくは第4号の事実のときは、その事実が発生した日（以下「集金不能日等」といいます。）から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、第2号については集金者が保険契約者にかわって保険料を集金不能日等の翌日から起算して1か月以内に当社に支払った場合には、このかぎりではありません。
- (1) 集金契約が解除されたこと。
- (2) 保険契約者または集金者の責に帰すべき事由により、保険料が集金日の翌日から起算して1か月以内に集金されなかったこと。

- (3) 保険契約者が毎月給与の支払を受けなくなったこと。(退職後もこの特約に従い保険料を払い込む場合を除きます。)
  - (4) 当社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けたこと。
- ② 前項第1号または第4号の事実が発生した場合は、当社は遅滞なく、書面をもって保険証券記載の保険契約者の住所にあててその旨を通知します。

### 第8条 (特約失効後の未払込分割保険料の払込み)

前条第1項の規定により特約が効力を失った場合は、保険契約者は集金不能日等から1か月以内に、未払込分割保険料(保険料からすでに払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。以下同様とします。)の全額を集金者を経ることなく、一時に当社に払い込まなければなりません。

### 第9条 (未払込分割保険料不払の場合の免責)

当社は、前条に定める期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日等から未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

### 第10条 (解除一特約失効による未払込分割保険料不払の場合)

- ① 当社は、第8条(特約失効後の未払込分割保険料の払込み)に定める期間内に未払込分割保険料の全額が払い込まれない場合は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は集金不能日等から将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、集金不能日等が保険期間の末日以降となる場合は、保険期間の末日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- ② 当社は、前項の解除を行う場合には、保険証券記載の保険契約者の住所にあてた書面により解除の通知を行います。
- ③ 第1項の規定により、当社がこの保険契約を解除した場合は、すでに領収した保険料は返還しません。

## 8-6 団体扱一括払特約

[正式名称] 団体扱保険料一括払特約

### 第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、次の各号に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- (1) 保険契約者が、官公署、公社、公団、会社等の団体(法人・個人の別を問いません。以下「団体」といいます。)に勤務し、毎月その団体から給与の支払を受けていること、または団体を退職した者(以下「退職者」といいます。)であること。
- (2) 次のいずれかの者と当社との間に「保険料集金に関する契約書(一括払)」による保険料集金契約(以下「集金契約」といいます。)が締結されていること。
  - (イ) 保険契約者が給与の支払を受けている団体(保険契約者が退職者である場合には、退職前に給与の支払を受けていた団体とします。)
  - (ロ) 団体に勤務する者または団体を退職した者の生活の安定または福祉の向上等に寄与することを目的として設立された組織
- (3) 保険契約者が、当社との間に集金契約を締結した者(以下「集金者」といいます。)に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
  - (イ) 保険契約者から、集金者の指定する所定の期日(以下「集金日」)

- といたします。)に保険料を集金すること。  
(ロ) 上記(イ)により集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

## 第2条 (保険料の一括払)

当会社は、この特約により、保険契約者が保険料（この保険契約に定められた保険料をいいます。以下同様とします。）を一括して払い込むことを承認します。

## 第3条 (保険料の払込み)

保険契約者は、保険料を保険契約締結のとき直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

## 第4条 (保険料領収前の事故)

保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）が始まった後であっても、当会社は、前条の保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、このかぎりではありません。

## 第5条 (追加保険料の払込み)

- ① 普通保険約款一般条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）第1項に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- ② 保険契約者が前項の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、この保険契約に被保険自動車の入替における自動担保特約があわせて適用され、当会社が保険証券記載の自動車の入替の通知を受領したときは、同特約第2条（入替自動車に対する自動担保）第2項に規定する取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、このかぎりではありません。
- ③ 普通保険約款一般条項第11条第2項に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- ④ 保険契約者が前項の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。ただし、この保険契約に運転者年齢条件特約または子供運転者年齢条件特約（以下この項において「年齢条件特約」といいます。）が適用されている場合で、かつ、当会社が年齢条件特約第3条（運転免許資格取得に対する自動担保）第1項第3号の承認の請求を受領したときは、同項第2号に規定する免許取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、このかぎりではありません。

## 第6条 (保険料領収証の発行)

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

## 第7条 (特約の失効)

- ① この特約は、次の各号（保険契約者が退職者である場合は次の第1

号、第2号または第4号)のいずれかに該当する事実が発生した場合、第1号の事実のときは、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった日、または第2号、第3号もしくは第4号の事実のときは、その事実が発生した日(以下「集金不能日等」といいます。)から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、第2号については集金者が保険契約者にかわって保険料を集金不能日等の翌日から起算して1か月以内に当会社に支払った場合には、このかぎりではありません。

- (1) 集金契約が解除されたこと。
  - (2) 保険契約者または集金者の責に帰すべき事由により、保険料が集金日の翌日から起算して1か月以内に集金されなかったこと。
  - (3) 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなったこと。(退職後もこの特約に従い保険料を払い込む場合を除きます。)
  - (4) 当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けたこと。
- ② 前項第1号または第4号の事実が発生した場合は、当会社は遅滞なく、書面をもって保険証券記載の保険契約者の住所にあててその旨を通知します。

### 第8条(特約失効後の未払込保険料の払込み)

前条第1項の規定により特約が効力を失った場合は、保険契約者は集金不能日等から1か月以内に、未払込保険料(払い込まれていない保険料をいいます。以下同様とします。)の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

### 第9条(未払込保険料不払の場合の免責)

当会社は、前条に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日等から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

### 第10条(解除一特約失効による未払込保険料不払の場合)

- ① 当会社は、第8条(特約失効後の未払込保険料の払込み)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は集金不能日等から将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、集金不能日等が保険期間の末日以降となる場合は、保険期間の末日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- ② 当会社は、前項の解除を行う場合には、保険証券記載の保険契約者の住所にあてた書面により解除の通知を行います。
- ③ 第1項の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合は、すでに領収した保険料は返還しません。

## 8-7 団体扱特約の追加保険料払込方法等に関する特約

[正式名称] 団体扱に関する特約の追加保険料払込方法等に関する特約

### 第1条(この特約の適用条件)

この特約は、次の各号に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- (1) この保険契約に、団体扱保険料分割払特約(一般A)、団体扱保険料分割払特約(一般B)、団体扱保険料分割払特約(一般C)、団体扱保険料分割払特約、団体扱保険料分割払特約(口座振替用)または団体扱保険料一括払特約(以下「団体扱特約」といいます。)のいずれかが締結されていること。

- (2) 団体扱特約第1条（この特約の適用条件）に定める集金者（以下「集金者」といいます。）と当会社との間に「追加保険料集金に係わる覚書」（以下「覚書」といいます。）が締結されていること。
- (3) 保険契約者または被保険者が、普通保険約款一般条項第3条（告知義務）第3項第3号の更正の申出または同条項第4条（通知義務）第1項、同条項第5条（被保険自動車の譲渡）第1項、同条項第6条（被保険自動車の入替）第1項もしくは同条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）第2項の通知を書面または当会社の定める通信手段により、当会社の所定の連絡先に対して直接行ったこと。

## 第2条（追加保険料の払込方法）

- ① 団体扱特約第5条（追加保険料の払込み）第1項および第3項の規定にかかわらず、普通保険約款一般条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）第1項第1号または同条第2項の規定により、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、この特約により、団体扱特約第1条（この特約の適用条件）に定める保険料集金契約および前条に定める覚書の規定により、集金者を経て、当会社に払い込むことができます。
- ② 団体扱保険料一括払特約第2条（保険料の一括払）に定めるところにより、保険料を一括して払い込んでいる場合は、前項の規定により、集金者を経て、追加保険料の全額を一時に当会社に払い込むこととします。
- ③ 団体扱特約（団体扱保険料一括払特約を除きます。）第2条（保険料の分割払）に定めるところにより、保険料を分割して払い込んでいる場合は、第1項の規定により、集金者を経て、追加保険料の全額を一時にまたは異動承認書記載の回数および金額（以下「分割追加保険料」といいます。）に分割して当会社に払い込むこととします。

## 第3条（特約の失効）

団体扱特約第7条（特約の失効）の規定により、同特約が効力を失った場合には、この特約も効力を失います。

## 第4条（特約失効後の未払込追加保険料等の払込み）

前条の規定によりこの特約が効力を失った場合は、保険契約者は団体扱保険料分割払特約（一般A）、団体扱保険料分割払特約（一般B）もしくは団体扱保険料分割払特約に規定する集金不能日、または団体扱保険料分割払特約（一般C）、団体扱保険料分割払特約（口座振替用）もしくは団体扱保険料一括払特約に規定する集金不能日等（以下「集金不能日等」といいます。）から1か月以内に、未払込追加保険料または未払込分割追加保険料（追加保険料からすでに払い込まれた分割追加保険料の総額を差し引いた額をいいます。以下同様とします。）の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

## 第5条（未払込追加保険料等不払の場合の免責）

当会社は、前条に定める期間内に未払込追加保険料または未払込分割追加保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日等から未払込追加保険料または未払込分割追加保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

## 第6条（解除－特約失効による未払込追加保険料等不払の場合）

- ① 当会社は、第4条（特約失効後の未払込追加保険料等の払込み）に定める期間内に未払込追加保険料または未払込分割追加保険料の全額が払い込まれなかった場合は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は集金不能日等から将来に向かってのみその効力

を生じます。ただし、集金不能日等が保険期間の末日以降となる場合は、保険期間の末日から将来に向かってのみその効力を生じます。

- ② 当社は、前項の解除を行う場合には、保険証券記載の保険契約者の住所にあてた書面により解除の通知を行います。
- ③ 第1項の規定により、当社がこの保険契約を解除した場合は、すでに領収した保険料は返還しません。

## 8-8 団体扱特約の追加保険料の分割払に関する特約

[正式名称] 団体扱に関する特約の追加保険料の分割払に関する特約

### 第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に、団体扱保険料分割払特約（一般A）、団体扱保険料分割払特約（一般B）、団体扱保険料分割払特約（一般C）、団体扱保険料分割払特約または団体扱保険料分割払特約（口座振替用）（以下「団体扱特約」といいます。）のいずれかが締結されている場合に適用されます。

### 第2条（追加保険料の分割払）

団体扱特約第5条（追加保険料の払込み）第1項および第3項の規定にかかわらず、普通保険約款一般条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）第1項第1号または同条第2項の規定により、当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、この特約により、異動承認書記載の回数および金額（以下「分割追加保険料」といいます。）に分割して当社に払い込むことができます。この場合、第2回以降の分割追加保険料については、団体扱特約第1条（この特約の適用条件）に定める保険料集金契約の規定により、集金者を経て払い込まなければなりません。

### 第3条（第1回分割追加保険料の払込み）

- ① 普通保険約款一般条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）第1項第1号に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、第1回分割追加保険料を一時に当社に払い込まなければなりません。
- ② 保険契約者が前項の第1回分割追加保険料の払込みを怠った場合は、当社は、第1回分割追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、この保険契約に被保険自動車の入替における自動担保特約があわせて適用され、当社が保険証券記載の自動車の入替の通知を受領したときは、同特約第2条（入替自動車に対する自動担保）第2項に規定する取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、このかぎりではありません。
- ③ 普通保険約款一般条項第11条第2項に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、第1回分割追加保険料を一時に当社に払い込まなければなりません。
- ④ 保険契約者が前項の第1回分割追加保険料の払込みを怠った場合は、当社は、第1回分割追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。ただし、この保険契約に運転者年齢条件特約または子供運転者年齢条件特約（以下この項において「年齢条件特約」といいます。）が適用されている場合で、かつ、当社が年齢条件特約第3条（運転免許資格取得に対する自動担保）第1項第3号の承認の請求

8-7  
8-8

団体扱・  
集団扱に関する特約

を受領したときは、同項第2号に規定する免許取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、このかぎりではありません。

#### 第4条（特約の失効）

団体扱特約第7条（特約の失効）の規定により、同特約が効力を失った場合には、この特約も効力を失います。

#### 第5条（特約失効後の未払込分割追加保険料の払込み）

前条の規定によりこの特約が効力を失った場合は、保険契約者は団体扱保険料分割払特約（一般A）、団体扱保険料分割払特約（一般B）もしくは団体扱保険料分割払特約に規定する集金不能日、または団体扱保険料分割払特約（一般C）もしくは団体扱保険料分割払特約（口座振替用）に規定する集金不能日等（以下「集金不能日等」といいます。）から1か月以内に、未払込分割追加保険料（追加保険料からすでに払い込まれた分割追加保険料の総額を差し引いた額をいいます。以下同様とします。）の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

#### 第6条（未払込分割追加保険料不払の場合の免責）

当会社は、前条に定める期間内に未払込分割追加保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日等から未払込分割追加保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

#### 第7条（解除－特約失効による未払込分割追加保険料不払の場合）

- ① 当会社は、第5条（特約失効後の未払込分割追加保険料の払込み）に定める期間内に未払込分割追加保険料の全額が払い込まれなかった場合は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は集金不能日等から将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、集金不能日等が保険期間の末日以降となる場合は、保険期間の末日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- ② 当会社は、前項の解除を行う場合には、保険証券記載の保険契約者の住所にあてた書面により解除の通知を行います。
- ③ 第1項の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合は、すでに領収した保険料は返還しません。

### 8-9 団体扱特約失効後の追加保険料の払込みに 関する特約

【正式名称】 団体扱特約失効後の追加保険料の払込みに関する特約

#### 第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に、団体扱保険料分割払特約（一般A）、団体扱保険料分割払特約（一般B）、団体扱保険料分割払特約（一般C）、団体扱保険料分割払特約、団体扱保険料分割払特約（口座振替用）または団体扱保険料一括払特約（以下「団体扱特約」といいます。）の適用がある場合に適用されます。

#### 第2条（特約失効後の追加保険料の払込み）

団体扱特約第7条（特約の失効）第1項の規定により団体扱特約が効力を失った場合において、その効力を失った時以後、普通保険約款一般条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）第1項または同条第2項の規定により、当会社が追加保険料を請求したときは、次の各号に定めるところによります。

- (1) 普通保険約款一般条項第11条第1項に定めるところに従い、当会

社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

- (2) 保険契約者が前号の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、この保険契約に被保険自動車の入替における自動担保特約があわせて適用され、当会社が保険証券記載の自動車の入替の通知を受領したときは、同特約第2条（入替自動車に対する自動担保）第2項に規定する取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、このかぎりではありません。
- (3) 普通保険約款一般条項第11条第2項に定めるところに従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (4) 保険契約者が前号の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款（付帯された他の特約を含みます。）に従い、保険金を支払います。ただし、この保険契約に運転者年齢条件特約または子供運転者年齢条件特約（以下この号において「年齢条件特約」といいます。）が適用されている場合で、かつ、当会社が年齢条件特約第3条（運転免許資格取得に対する自動担保）第1項第3号の承認の請求を受領したときは、同項第2号に規定する免許取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、このかぎりではありません。

## 8-10 集団扱特約

【正式名称】 集団扱に関する特約

### 第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次の各号に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- (1) 保険契約者が保険証券記載の集団（以下「集団」といいます。）の構成員（当該集団自身および当該集団を構成する集団の構成員を含みます。以下同様とします。）であること。
- (2) 集団、または集団から保険料集金の委託を受けた者と当会社との間に「集団扱保険料集金に関する契約書」による保険料集金契約（以下「集金契約」といいます。）が締結されていること。
- (3) 保険契約者が、当会社との間に集金契約を締結した者（以下「集金者」といいます。）に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
  - (イ) 集金手続きを行い得る最初の集金日に保険料を集金すること。
  - (ロ) 上記(イ)により集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

### 第2条（保険料の払込方法）

- ① 当会社は、この特約により、保険契約者が保険料（この保険契約に定められた保険料をいいます。以下同様とします。）を一括してまたは保険証券記載の回数および金額（以下「分割保険料」といいます。）に分割して払い込むことを承認します。
- ② 保険契約者が保険料を一括して払い込む場合は、一括払保険料を保険契約締結のとき直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
- ③ 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第1回分割保険料を保険契約締結のとき直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

- ④ 保険契約者が保険料を分割して払い込む場合は、第2回以降の分割保険料を集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

### 第3条（保険料領収前の事故）

保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）が始まった後であっても、当社は、前条第2項の一括払保険料または第3項の第1回分割保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、一括払保険料または第1回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、このかぎりではありません。

### 第4条（追加保険料の払込み）

- ① 普通保険約款一般条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）第1項に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当社に払い込まなければなりません。
- ② 保険契約者が前項の追加保険料の払込みを怠った場合は、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、この保険契約に被保険自動車の入替における自動担保特約があわせて適用され、当社が保険証券記載の自動車の入替の通知を受領したときは、同特約第2条（入替自動車に対する自動担保）第2項に規定する取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、このかぎりではありません。
- ③ 普通保険約款一般条項第11条第2項に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、その全額を一時に当社に払い込まなければなりません。
- ④ 保険契約者が前項の追加保険料の払込みを怠った場合は、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。ただし、この保険契約に運転者年齢条件特約または子供運転者年齢条件特約（以下この項において「年齢条件特約」といいます。）が適用されている場合で、かつ、当社が年齢条件特約第3条（運転免許資格取得に対する自動担保）第1項第3号の承認の請求を受領したときは、同項第2号に規定する免許取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、このかぎりではありません。

### 第5条（保険料領収証の発行）

当社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

### 第6条（特約の失効）

- ① この特約は、次の各号のいずれかに該当する事実が発生した場合、第1号の事実のときは、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった日、または第2号もしくは第3号の事実のときは、その事実が発生した日（以下「集金不能日等」といいます。）から将来に向かってのみその効力を失います。ただし、第2号については集金者が保険契約者にかわって保険料を集金不能日等の翌日から起算して1か月以内に当社に支払った場合には、このかぎりではありません。
- (1) 集金契約が解除されたこと。
  - (2) 保険契約者または集金者の責に帰すべき事由により、保険料が集

金日の翌日から起算して1か月以内に集金されなかったこと。

- (3) 当社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けたこと。
- ② 前項第1号または第3号の事実が発生した場合は、当社は遅滞なく、書面をもって保険証券記載の保険契約者の住所にあててその旨を通知します。

## 第7条（特約失効後の未払込保険料等の払込み）

前条第1項の規定により特約が効力を失った場合は、保険契約者は集金不能日等から1か月以内に、未払込保険料または未払込分割保険料（保険料からすでに払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。以下同様とします。）の全額を集金者を経ることなく、一時に当社に払い込まなければなりません。

## 第8条（未払込保険料等不払の場合の免責）

当社は、前条に定める期間内に未払込保険料または未払込分割保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日等から未払込保険料または未払込分割保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

## 第9条（解除－特約失効による未払込保険料等不払の場合）

- ① 当社は、第7条（特約失効後の未払込保険料等の払込み）に定める期間内に未払込保険料または未払込分割保険料の全額が払い込まれない場合は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は集金不能日等から将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、集金不能日等が保険期間の末日以降となる場合は、保険期間の末日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- ② 当社は、前項の解除を行う場合には、保険証券記載の保険契約者の住所にあてた書面により解除の通知を行います。
- ③ 第1項の規定により、当社がこの保険契約を解除した場合は、すでに領収した保険料は返還しません。

## 8-11 集団扱特約の追加保険料払込方法等に関する特約

〔正式名称〕 集団扱に関する特約の追加保険料払込方法等に関する特約

### 第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次の各号に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- (1) この保険契約に、集団扱に関する特約（以下「集団扱特約」といいます。）が適用されていること。
- (2) 集団扱特約第1条（この特約の適用条件）に定める集金者（以下「集金者」といいます。）と当社との間に「追加保険料集金に係わる覚書」（以下「覚書」といいます。）が締結されていること。
- (3) 保険契約者または被保険者が、普通保険約款一般条項第3条（告知義務）第3項第3号の更正の申出または同条項第4条（通知義務）第1項、同条項第5条（被保険自動車の譲渡）第1項、同条項第6条（被保険自動車の入替）第1項もしくは同条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）第2項の通知を書面または当社の定める通信手段により、当会社の所定の連絡先に対して直接行ったこと。

### 第2条（追加保険料の払込方法）

- ① 集団扱特約第4条（追加保険料の払込み）第1項および第3項の規定にかかわらず、普通保険約款一般条項第11条（保険料の返還または

追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）第1項第1号または同条第2項の規定により、当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、この特約により、集団扱特約第1条（この特約の適用条件）に定める保険料集金契約および前条に定める覚書の規定により、集金者を経て、当社に払い込むことができます。

- ② 集団扱特約第2条（保険料の払込方法）第1項に定めるところにより、保険料を一括して払い込んでいる場合は、前項の規定により、集金者を経て、追加保険料の全額を一時に当社に払い込むこととします。
- ③ 集団扱特約第2条第1項に定めるところにより、保険料を分割して払い込んでいる場合は、第1項の規定により、集金者を経て、追加保険料の全額を一時にまたは異動承認書記載の回数および金額（以下「分割追加保険料」といいます。）に分割して当社に払い込むこととします。

### 第3条（特約の失効）

集団扱特約第6条（特約の失効）の規定により、同特約が効力を失った場合には、この特約も効力を失います。

### 第4条（特約失効後の未払込追加保険料等の払込み）

前条の規定によりこの特約が効力を失った場合は、保険契約者は集団扱特約第6条（特約の失効）に規定する集金不能日等（以下「集金不能日等」といいます。）から1か月以内に、未払込追加保険料または未払込分割追加保険料（追加保険料からすでに払い込まれた分割追加保険料の総額を差し引いた額をいいます。以下同様とします。）の全額を集金者を経ることなく、一時に当社に払い込まなければなりません。

### 第5条（未払込追加保険料等不払の場合の免責）

当社は、前条に定める期間内に未払込追加保険料または未払込分割追加保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日等から未払込追加保険料または未払込分割追加保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

### 第6条（解除－特約失効による未払込追加保険料等不払いの場合）

- ① 当社は、第4条（特約失効後の未払込追加保険料等の払込み）に定める期間内に未払込追加保険料または未払込分割追加保険料の全額が払い込まれなかった場合は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は集金不能日等から将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、集金不能日等が保険期間の末日以降となる場合は、保険期間の末日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- ② 当社は、前項の解除を行う場合には、保険証券記載の保険契約者の住所にあてた書面により解除の通知を行います。
- ③ 第1項の規定により、当社がこの保険契約を解除した場合は、すでに領収した保険料は返還しません。

## 8-12 集団扱特約の追加保険料の分割払に関する特約

【正式名称】 集団扱に関する特約の追加保険料の分割払に関する特約

### 第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次の各号に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- (1) この保険契約に、集団扱に関する特約（以下「集団扱特約」といいます。）が締結されていること。
- (2) 集団扱特約第2条（保険料の払込方法）第1項に定めるところに

より、保険料を分割して払い込んでいること。

## 第2条（追加保険料の分割払）

集団扱特約第4条（追加保険料の払込み）第1項および第3項の規定にかかわらず、普通保険約款一般条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）第1項第1号または同条第2項の規定により、当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、この特約により、異動承認書記載の回数および金額（以下「分割追加保険料」といいます。）に分割して当社に払い込むことができます。この場合、第2回目以降の分割追加保険料については、集団扱特約第1条（この特約の適用条件）に定める保険料集金契約の規定により、集金者を経て払い込まなければなりません。

## 第3条（第1回分割追加保険料の払込み）

- ① 普通保険約款一般条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）第1項第1号に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、第1回分割追加保険料を一時に当社に払い込まなければなりません。
- ② 保険契約者が前項の第1回分割追加保険料の払込みを怠った場合は、当社は、第1回分割追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、この保険契約に被保険自動車の入替における自動担保特約があわせて適用され、当社が保険証券記載の自動車の入替の通知を受領したときは、同特約第2条（入替自動車に対する自動担保）第2項に規定する取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、このかぎりではありません。
- ③ 普通保険約款一般条項第11条第2項に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は集金者を経ることなく、第1回分割追加保険料を一時に当社に払い込まなければなりません。
- ④ 保険契約者が前項の第1回分割追加保険料の払込みを怠った場合は、当社は、第1回分割追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。ただし、この保険契約に運転者年齢条件特約または子供運転者年齢条件特約（以下この項において「年齢条件特約」といいます。）が適用されている場合で、かつ、当社が年齢条件特約第3条（運転免許資格取得に対する自動担保）第1項第3号の承認の請求を受領したときは、同項第2号に規定する免許取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、このかぎりではありません。

## 第4条（特約の失効）

集団扱特約第6条（特約の失効）の規定により、同特約が効力を失った場合には、この特約も効力を失います。

## 第5条（特約失効後の未払込分割追加保険料の払込み）

前条の規定によりこの特約が効力を失った場合は、保険契約者は集団扱特約に規定する集金不能日等（以下「集金不能日等」といいます。）から1か月以内に、未払込分割追加保険料（追加保険料からすでに払い込まれた分割追加保険料の総額を差し引いた額をいいます。以下同様とします。）の全額を集金者を経ることなく、一時に当社に払い込まなければなりません。

## 第6条（未払込分割追加保険料不払の場合の免責）

当社は、前条に定める期間内に未払込分割追加保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日等から未払込分割追加保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

## 第7条（解除－特約失効による未払込分割追加保険料不払の場合）

- ① 当社は、第5条（特約失効後の未払込分割追加保険料の払込み）に定める期間内に未払込分割追加保険料の全額が払い込まれなかった場合は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は集金不能日等から将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、集金不能日等が保険期間の末日以降となる場合は、保険期間の末日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- ② 当社は、前項の解除を行う場合には、保険証券記載の保険契約者の住所にあてた書面により解除の通知を行います。
- ③ 第1項の規定により、当社がこの保険契約を解除した場合は、すでに領収した保険料は返還しません。

## 8-13 集団扱特約失効後の追加保険料の払込みに 関する特約

〔正式名称〕 集団扱特約失効後の追加保険料の払込みに関する特約

### 第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に、集団扱に関する特約の適用がある場合に適用されます。

### 第2条（特約失効後の追加保険料の払込み）

集団扱に関する特約第6条（特約の失効）第1項の規定により同特約が効力を失った場合において、その効力を失った時以後、普通保険約款一般条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）第1項または同条第2項の規定により、当社が追加保険料を請求したときは、次の各号に定めるところによります。

- (1) 普通保険約款一般条項第11条第1項に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に当社に払い込まなければなりません。
- (2) 保険契約者が前号の追加保険料の払込みを怠った場合は、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。ただし、この保険契約に被保険自動車の入替における自動担保特約があわせて適用され、当社が保険証券記載の自動車の入替の通知を受領したときは、同特約第2条（入替自動車に対する自動担保）第2項に規定する取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、このかぎりではありません。
- (3) 普通保険約款一般条項第11条第2項に定めるところに従い、当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に当社に払い込まなければなりません。
- (4) 保険契約者が前号の追加保険料の払込みを怠った場合は、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款（付帯された他の特約を含みます。）に従い、保険金を支払います。ただし、この保険契約に運転者年齢条件特約または子供運転者年齢条件特約（以下この号において「年齢条件特約」といいます。）が適用されている場合で、かつ、当社が年齢条件特約第3条（運転免許資格取得に対する自動担保）第1項第3号の承認の

請求を受領したときは、同項第2号に規定する免許取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故による損害または傷害に対しては、このかぎりではありません。

## お手続きに関わる特約

### 9-1 被保険自動車の入替自動担保特約

[正式名称] 被保険自動車の入替における自動担保特約

#### 第1条（この特約の適用条件）

- ① この特約は、保険証券記載の被保険者が個人である場合、または保険証券にノンフリート契約である旨記載されている場合に適用されます。
- ② この特約において、入替自動車とは、普通保険約款一般条項第6条（被保険自動車の入替）第1項第1号に定める新規取得自動車のうち保険証券記載の自動車（原動機付自転車を含みます。以下「被保険自動車」といいます。）を廃車、譲渡または返還した後、その代替として同号(イ)から(ニ)までのいずれかに該当する者が新たに取得（所有権留保条項付売買契約に基づく購入を含みます。）し、または1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車をいいます。

#### 第2条（入替自動車に対する自動担保）

- ① 当社は、この特約により、普通保険約款一般条項第6条（被保険自動車の入替）第3項の規定にかかわらず、同条第1項第1号に定める自動車の新規取得において、被保険自動車が廃車、譲渡または返還された場合であって、入替自動車の取得日の翌日から起算して30日以内に、保険契約者が当社の指定する方法により被保険自動車の入替の通知を行い、当社がこれを受領したときにかぎり、取得日以後入替の承認をするまでの間は、入替自動車を被保険自動車とみなして、普通保険約款（付帯された他の特約を含みます。）を適用します。ただし、同条第1項第1号に定める自動車の新規取得において、廃車、譲渡または返還された被保険自動車について生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。
- ② この特約において、取得日とは実際に入替自動車を取得した日であって、保険契約者または入替自動車の所有者が、当社に対して入替自動車を取得した日が確認できる資料を提出し、当社が妥当であると認めた日をいいます。ただし、入替自動車の自動車検査証（自動車届出済証および標識交付証明書を含みます。以下同様とします。）以外の資料で確認できない場合は、入替自動車の自動車検査証に入替自動車の所有者の氏名が記載された日とします。
- ③ この特約において、所有者とは次の各号のいずれかに該当する者をいいます。
  - (1) 入替自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
  - (2) 入替自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
  - (3) 前2号以外の場合は、入替自動車を所有する者

#### 第3条（車両保険の特則）

取得日から、当社が前条の被保険自動車の入替の承認をした時までの期間の入替自動車についての普通保険約款車両条項、車両価額協定保険特約および車両新価保険特約の適用においては、前条の規定にかかわらず、次の各号の定めるところによります。

- (1) 車両新価保険特約は適用しません。

8-12  
9-1

お手続きに関わる特約

- (2) 車両価額協定保険特約第3条（協定保険価額の変更）第2項の規定は適用しません。
- (3) 取得日における入替自動車の価額（入替自動車と同一の用途および車種、同年式で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。）を普通保険約款車両条項の保険金額ならびに車両価額協定保険特約の保険金額および協定保険価額とみなします。

#### 第4条（保険料の返還または追加保険料の請求）

- ① 当社は、第2条（入替自動車に対する自動担保）の場合には、その定めるところに従い、保険料を返還し、または追加保険料を請求できます。
- ② 当社は、前項の追加保険料を、普通保険約款一般条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）第1項第1号の追加保険料とみなします。この場合において、保険契約者が当該追加保険料の支払を怠ったときの取扱いについては、取得日の翌日から起算して30日以内に生じた事故を除き、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を適用します。

### 9-2 安心更新サポート特約

〔正式名称〕 安心更新サポート特約

#### 第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

#### 第2条（保険契約の更新）

- ① この保険契約の満了する日（以下「満期日」といいます。）ごとに定められた次の各号の日（以下「通知締切日」といいます。）までに、当会社または保険契約者のいずれか一方よりこの特約を適用しない旨の意思表示がされない場合には、この保険契約は次条（更新後契約の内容）に定める内容で更新されるものとします。以後毎年同様とします。
  - (1) 満期日が1日から15日までの日である場合は、満期日の属する月の前月10日
  - (2) 満期日が16日から末日までの日である場合は、満期日の属する月の前月25日
- ② 前項の規定により更新される保険契約（以下「更新後契約」といいます。）の保険期間の初日は満期日とします。
- ③ 前2項の規定によりこの保険契約が更新された場合には、当会社は、保険証券または保険契約継続証もしくはこれに代わる書面（以下「継続証等」といいます。）を保険契約者に交付します。ただし、この保険契約更新の際に、保険契約者と当会社との間に継続証等を交付しないことについての合意がある場合（この保険契約がこの特約の規定により更新された保険契約である場合で、当会社がこの保険契約の継続証等を保険契約者に交付していないときを含みます。）は、当会社は、継続証等の保険契約者への交付を省略できます。

#### 第3条（更新後契約の内容）

- ① 次の各号に定める条件をいずれも満たす場合には、この保険契約は、保険契約者が申し出た内容で更新されるものとします。
  - (1) 当会社が、保険契約者に対して、前条第1項に定める通知締切日までに、更新後の内容についての提示を行うこと。
  - (2) 前号の提示に基づき、保険契約者が、当会社に対して、更新後契約の内容の申し出（当会社の定める通信手段による申し出を含みます。以下同様とします。）を行い、当会社がこれを承認すること。

- ② 前項以外の場合は、この保険契約は、別表に定める内容を除き、満期日と同一の内容にて更新されるものとします(当該更新後契約を「自動更新後契約」といいます)。

#### 第4条 (更新後契約の保険料の取扱い)

更新後契約の保険料の払込みに関する取扱いは、更新後契約の普通保険約款および付帯される他の特約の定めるところによります。

#### 第5条 (更新後契約の告知義務)

- ① 第2条(保険契約の更新)第1項の規定によりこの保険契約を更新する場合において、保険契約申込書に記載した事項、保険証券に記載された事項もしくは継続証等に記載された事項に変更があったときまたはこの保険契約の普通保険約款および付帯された特約の規定により当会社に通知すべき事項が生じたときは、保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人は、書面をもって当会社に告げなければなりません。
- ② 前項の告知については、更新後契約の普通保険約款一般条項第3条(告知義務)の規定を適用します。

#### 第6条 (被保険自動車の入替における自動担保特約の適用)

この保険契約に被保険自動車の入替における自動担保特約が適用される場合で、この保険契約の保険期間が満了する時までと同特約第2条(入替自動車に対する自動担保)第2項に定める取得日があり、同条の承認の請求があったときは、取得日の翌日から起算して30日以内の、更新後契約の保険期間が始まった時以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、更新後契約の同特約を適用します。

#### 第7条 (新規運転免許取得者に関する特則)

この保険契約に運転者年齢条件特約または子供運転者年齢条件特約(以下「年齢条件特約」といいます。)が適用される場合で、この保険契約の保険期間が満了する時まで年齢条件特約第3条(運転免許資格取得に対する自動担保)第1項第2号に定める免許取得日があり、同項第3号の承認の請求があったときは、免許取得日の翌日から起算して30日以内の、更新後契約の保険期間が始まった時以後に生じた事故による損害に対しては、更新後契約の年齢条件特約を適用します。

#### 第8条 (継続契約の取扱いに関する特約の適用)

当会社は、第2条(保険契約の更新)第1項の規定により、この保険契約が更新された場合には、継続契約の取扱いに関する特約の規定を適用しません。

<別表>自動更新後契約に適用される内容（同一条件の例外）

項	目	内 容
保 險 金 額 関 連	車両保険の保険金額（普通保険約款車両条項の適用がある場合）	<p>① 自動更新後契約に車両価額協定保険特約が適用される場合の協定保険価額は、継続証等に記載された保険契約者の住所にあてた書面（以下「継続通知」といいます。）に記載された額（被保険自動車と同一の用途・車種・車名・型式・仕様・初度登録年月または初度検査年月の自動車の市場販売価格相当額を基準として算定した自動更新後契約の保険期間の初日時点での被保険自動車の価額見積額とします。）とします。</p> <p>② 前項以外の場合の車両保険金額は、継続通知に記載された額（この保険契約の車両保険金額を基準とし、被保険自動車の税法上の減価償却残存率等を参考にして算定した自動更新後契約の保険期間の初日時点における被保険自動車の価額見積額とします。）とします。</p>
	この保険契約に等級プロテクト特約が付帯されている場合	自動更新後契約の保険期間の初日における保険事故歴等の条件が、当会社の定める範囲外となるときは、等級プロテクト特約は自動更新後契約には適用されません。
補 償 お よ び 保 險 料 関 連	この保険契約に車両新価保険特約が付帯されている場合	<p>自動更新後契約の保険期間の末日が車両新価保険特約第1条（この特約の適用条件）に定める期間の範囲外となるときは、車両新価保険特約は自動更新後契約には適用されません。</p> <p>① 上記に記載のほか、特約に定める適用条件により、この保険契約に適用されている特約が自動更新後契約に適用されないこと、またはこの保険契約に適用されていない特約が自動更新後契約に適用されることがあります。</p> <p>② 自動更新後契約の保険期間の初日におけるこの保険契約の保険事故歴等、自動更新後契約の保険料を決定するための条件が変更となる場合には、自動更新後契約の保険料は、変更後の条件によって定めるものとします。</p> <p>③ 当会社は、自動更新後契約の保険料の払込みについては、この保険契約と異なる払込方法とすることまたはこの保険契約に適用されている特約と異なる特約を適用することがあります。</p> <p>④ 前3項のほか、当会社が普通保険約款、特約、保険引受に関する制度または保険料率等（以下「制度・料率等」といいます。）を改定（普通保険約款または特約（以下「特約等」といいます。）の新設または廃止、名称の変更、内容の変更、適用条件の変更等を含みます。）した場合は、次の各号に定めるところによります。</p> <p>(1) 当会社は、自動更新後契約には、保険期間の初日における制度・料率等を適用するものとします。</p> <p>(2) 当会社は、自動更新後契約には、この保険契約に適用されている特約等と内容の全部または一部を同じくする他の特約等を適用することがあります。</p> <p>⑤ 第1項から前項までのいずれかに該当する場合、当会社は、満期日以前の当会社所定の日までに、その変更の内容または変更がある旨を、この保険契約の保険証券記載の保険契約者の住所にあてて書面により通知します。</p>

## 9-3 継続うっかり特約

[正式名称] 継続契約の取扱いに関する特約

### 第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にノンフリート契約である旨記載されており、かつ、次の各号に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されません。

- (1) この保険契約が1年以上を保険期間とする保険契約または当会社の定めるノンフリート保険期間通算特則を継続契約に適用する保険契約のいずれかであること。
- (2) この保険契約がこの特約を適用して締結されたものではないこと。

### 第2条 (継続契約)

この特約において継続契約とは、この保険契約と保険契約者、保険証券記載の被保険者および保険証券記載の自動車（原動機付自転車を含みます。以下「被保険自動車」といいます。）を同一として当会社と締結する契約で、この保険契約の保険証券記載の保険期間の末日を保険期間の初日とする保険契約をいいます。

### 第3条 (継続契約に関する特則)

- ① この保険契約の継続契約の締結手続き漏れ（以下この条において、「継続漏れ」といいます。）があった場合であっても、次の各号に定める条件をいずれも満たしているときにかぎり、この保険契約が満了する日と同一の内容（別表に定める内容を除きます。）で継続されたものとして取り扱います。ただし、この保険契約の保険期間が1年に満たない場合、継続契約の保険期間は1年とします。
  - (1) この保険契約の保険証券記載の保険期間中に当会社が保険金を支払う事故が発生していないこと。
  - (2) 被保険自動車を同一とする他の保険契約等がないこと。
  - (3) この保険契約の保険期間内に、保険契約者または当会社から継続契約を締結しない旨の意思表示がなかったこと。
  - (4) 保険契約者が、この保険契約の保険証券記載の保険期間の末日の翌日から起算して30日以内に書面により継続契約の申込みを行うこと。
  - (5) 継続契約に付帯される特約に別に定める場合を除いて、保険契約者が前号の申込みと同時に継続契約の保険料を当会社に払い込むこと。
- ② 当会社が、電話、面談等により保険契約者に対して直接継続の意思表示を行ったにもかかわらず、保険契約者側の事情により継続漏れとなった場合は、前項の規定を適用しません。

### 第4条 (保険責任に関する特則)

前条の規定により締結された継続契約に対しては、次の各号の規定は適用しません。

- (1) 普通保険約款一般条項第1条（保険責任の始期および終期）第2項の規定
- (2) 継続契約に付帯された他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定。ただし、前条第1項第5号の規定により、同項第4号の申込みと同時に払い込まれた継続契約の保険料にかぎりません。

### 第5条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないか

ぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

## <別表> 継続契約に適用される内容（同一条件の例外）

項 目	内 容
保 險 金 額 関 連	<p>① 継続契約に車両価額協定保険特約が適用される場合の協定保険価額は、被保険自動車と同一の用途・車種・車名・型式・仕様・初度登録年月または初度検査年月の自動車の市場販売価格相当額を基準として算定した継続契約の保険期間の初日時点での被保険自動車の価額見積額とします。</p> <p>② 継続契約に車両新価保険特約が適用される場合の新車価格相当額は、被保険自動車と同一の用途・車種・車名・型式・仕様の自動車があるときは、継続契約の保険期間の初日時点における当会社が別に定める「自動車保険車両標準価格表」等（以下「車両標準価格表等」といいます。）に記載された当該自動車の新車の市場販売価格相当額とし、被保険自動車と同一の用途・車種・車名・型式・仕様の自動車がないときは、継続契約の保険期間の初日時点における車両標準価格表等に記載された初度登録1年未満の被保険自動車と同等クラスの自動車の価格とします。</p> <p>③ 前2項以外の場合の車両保険金額は、この保険契約の車両保険金額を基準とし、被保険自動車の税法上の減価償却残存率等を参考にして算定した継続契約の保険期間の初日時点における被保険自動車の価額見積額とします。</p>
補 償 お よ び 保 険 料 関 連	<p>この保険契約に車両新価保険特約が付帯されている場合</p> <p>継続契約の保険期間の末日が車両新価保険特約第1条（この特約の適用条件）に定める期間の範囲外となるときは、車両新価保険特約は継続契約には適用されません。</p> <p>① 上記に記載のほか、特約に定める適用条件により、この保険契約に適用されている特約が継続契約に適用されないこと、またはこの保険契約に適用されていない特約が継続契約に適用されることがあります。</p> <p>② 継続契約の保険期間の初日におけるこの保険契約の無事故実績等、継続契約の保険料を決定するための条件が変更となる場合には、継続契約の保険料は、変更後の条件によって定めるものとします。</p> <p>③ 当会社は、継続契約の保険料の払込みについては、この保険契約と異なる払込方法とすることまたはこの保険契約に適用されている特約と異なる特約を適用することができます。</p> <p>④ 前3項のほか、当会社が普通保険約款、特約、保険引受に関する制度または保険料率等（以下「制度・料率等」といいます。）を改定（普通保険約款または特約（以下「特約等」といいます。）の新設または廃止、名称の変更、内容の変更、適用条件の変更等を含みます。）した場合は、次の各号に定めるところによります。</p> <p>(1) 当会社は、継続契約には、継続契約の保険期間の初日における制度・料率等を適用するものとします。</p> <p>(2) 当会社は、継続契約には、この保険契約に適用されている特約等と内容の全部または一部を同じくする他の特約等を適用することがあります。</p>

## 9-4 リースカーに関する特約

[正式名称] リースカーに関する特約

### 第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険契約者と当会社との間に、保険契約者がリース契約（あらかじめ借受人を定めて有償で自動車を貸渡しすることを業としている者との貸借契約をいいます。以下同様とします。）により貸出す自動車（あらかじめ別段の約定を行った自動車を除きます。）を被保険自動車として保険契約を引き受ける旨の契約書（以下「契約書」といいます。）が締結されており、かつ、この保険契約が当該契約書に基づいて締結されたものである場合に適用されます。

### 第2条 (保険責任の始期)

当会社は、この特約により、普通保険約款一般条項第1条（保険責任の始期および終期）第2項ならびに保険料一括払特約（即時払用）第2条（保険料の払込み）および同特約第3条（保険料領収前の事故）の規定は適用しません。ただし、次の各号のいずれかに該当する事故による損害または傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。

- (1) 保険契約者が契約書に定められた保険料の払込期日までに保険料の払込みを行わなかった場合は、保険料領収前に生じた事故
- (2) 保険契約者が契約書に定められた保険契約の申込期日までに保険契約の申込みを行わなかった場合で、その事実について保険契約者が自己の故意および重大な過失によらなかったことを立証できなかったときは、保険契約者が契約書に定められた更正の手続を行うまでの間に生じた事故

### 第3条 (リース契約の終了または解除の場合)

当会社は、この特約により、保険証券記載の自動車（原動機付自転車を含みます。以下「被保険自動車」といいます。）についてのリース契約の終了または解除により保険契約者が借入人から被保険自動車の返還を受けた場合（以下「事実発生」といいます。）は、その事実発生の時以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。

### 第4条 (解除)

保険契約者が前条の事実発生に基づき、契約書に定められた期日までに当会社に対してこの保険契約を解除する旨を通知した場合は、普通保険約款一般条項第10条（解除）第4項の規定にかかわらず、事実発生時から将来に向かってのみその効力を生ずるものとします。

## 9-5 全車両一括付保特約

[正式名称] 全車両一括付保特約

### 第1条 (この特約の適用条件)

① この特約は、この保険契約締結の時において、被保険者（普通保険約款賠償責任条項の適用がある場合は、保険証券記載の被保険者をいい、同条項の適用がない場合は、保険証券記載の自動車（原動機付自転車を含みます。以下「被保険自動車」といいます。）の所有者をいいます。以下同様とします。）が自ら使用するためにすでに取得（所有権留保条項付売買契約による購入または1年以上を期間とする賃貸借契約による借入れを含みます。以下同様とします。）していた自動車（原動機付自転車を含みます。以下同様とします。）で保険証券記

9-3  
9-5

お手続きに関わる特約

載の条件に該当するものすべてを、この保険契約によって一括して保険に付し、かつ、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）の途中で被保険者が自ら使用するために取得する自動車で、保険証券記載の条件に該当するものすべてを、この保険契約によって漏れなく保険に付すこととする場合であって、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

- ② この特約において、所有者とは次の各号のいずれかに該当する者をいいます。
  - (1) 自動車が所有権留保条項付売買契約により売買されている場合は、その買主
  - (2) 自動車が1年以上を期間とする貸借契約により貸借されている場合は、その借主
  - (3) 前2号以外の場合は、自動車を所有する者
- ③ この保険契約に、フリート成績合算制度（当会社の定めるところに従い、連結決算を行っている親企業を中核とした企業集団内における各企業の合算保険成績に基づきそれらの保険契約に適用する保険料の割増引を決定する制度をいいます。以下同様とします。）が適用されている場合は、当社は、当該フリート成績合算制度の対象となる他の法人（以下「他の成績合算対象企業」といいます。）がすでに取得していた自動車および保険期間の途中で取得する自動車を、被保険者がすでに取得していた自動車および保険期間の途中で取得する自動車とみなしてこの特約の規定を適用します。

## 第2条（中途対象自動車に対する自動担保）

- ① 被保険者が自ら使用するために、保険証券記載の条件に該当する自動車を保険期間の途中で取得した場合は、当社は、この特約により、その自動車（以下「中途対象自動車」といいます。）に対して、自動的にこの保険契約を適用します。
- ② 中途対象自動車にかかわる当社の保険責任は、中途対象自動車が被保険者（この保険契約にフリート成績合算制度が適用されている場合は、中途対象自動車の所有者を含みます。）の直接の管理下に入った時（以下「取得時」といいます。）に始まり、保険期間の末日の午後4時に終わります。
- ③ 被保険者は、自ら使用するために、第1回目の保険証券記載の通知締切日の2か月前の応当日の翌日から保険期間の始期までに取得した自動車で、保険証券記載の条件に該当するものを、保険期間の始期における中途対象自動車に含めることができますものとします。
- ④ 前項に定める自動車にかかわる当社の保険責任は、第2項の規定にかかわらず、保険期間の始期に始まり、保険期間の末日の午後4時に終わります。
- ⑤ 第3項に定める自動車は、第6条（付保漏れがあった場合）に定める付保漏れ自動車に含みません。この場合、第8条（特約の解除）第1項第2号の規定は適用しません。

## 第3条（通知）

- ① 保険契約者または被保険者は、毎月、保険証券記載の通知締切日以前1か月分の中途対象自動車を、保険証券記載の通知日（以下「通知日」といいます。）までに、当会社所定の書面により当会社に通知しなければなりません。
- ② この保険契約締結の時に保険に付された自動車または中途対象自動車を、被保険者が廃車、譲渡または返還した場合（この保険契約にフリート成績合算制度が適用されている場合は、保険証券記載の他の成績合算対象企業が所有する自動車が、保険証券記載の条件に該当しなくなった場合を含みます。）も、前項と同様とします。

#### 第4条（保険料の精算）

- ① 当会社は、前条第1項の通知を受領した場合は、その定めるところに従い、追加保険料を請求します。
- ② 当会社は、前条第2項の通知を受領した場合は、その定めるところに従い、保険料を返還します。
- ③ 前2項の保険料は、毎月、保険証券記載の精算日（以下「精算日」といいます。）までに精算するものとします。
- ④ この保険契約に保険料分割払特約（大口口座振替用）または保険料分割払特約（大口）が適用されている場合は、第1項の追加保険料（第2項の保険料がある場合は、相殺した後の保険料とします。以下この条において、同様とします。）を、異動承認書記載の回数および金額に分割して払い込むことができます。この場合の取扱いについては、次の各号に定めるところによります。
  - (1) 保険契約者は、第1回追加保険料を精算日までに払い込まなければなりません。
  - (2) 第2回以降の追加保険料については、次に定める払込期日までに払い込まなければなりません。この場合において、保険契約者が第2回以降の追加保険料の払込みを怠ったときの取扱いについては、第2回以降の追加保険料を保険料分割払特約（大口口座振替用）Ⅲ追加保険料払込条項または保険料分割払特約（大口）Ⅲ追加保険料払込条項（以下この号において、「追加保険料払込条項」といいます。）に定める第2回以降の追加保険料とみなして、追加保険料払込条項の規定を適用します。
    - (イ) 第2回追加保険料については、異動承認書記載の払込期日
    - (ロ) 第3回以降の追加保険料については、第2回追加保険料の払込期日以降に到来する毎月の払込期日
- ⑤ 第1項の追加保険料の全額または前項第1号の第1回追加保険料が精算日までに払い込まれなかった場合は、当会社は、その精算日に対応する保険証券記載の通知締切日の1か月前の応当日の翌日以後に取得した中途対象自動車（以下この条において、「未精算等の中途対象自動車」といいます。）について生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。
- ⑥ 未精算等の中途対象自動車のうちすでに精算日の到来しているものにつき第1項の追加保険料の全額または第4項第1号の第1回追加保険料が払い込まれた場合は、その払込みの時以後に生じた事故による損害または傷害に対しては、前項の規定を適用しません。

#### 第5条（契約条件等の変更）

- ① この保険契約締結の時に保険に付された自動車または第3条（通知）第1項の通知を当会社がすでに受領している中途対象自動車について、保険期間の途中で保険契約の条件を変更する場合には、保険契約者は、自動車1台ごとに、その都度書面をもってその旨を当会社に通知し、承認の請求を行わなければなりません。
- ② 第3条第1項の通知を当会社が受領していない中途対象自動車（通知漏れの中途対象自動車を除きます。）について、その取得時から保険証券記載の条件と異なる条件で保険に付す場合または保険期間の途中で保険契約の条件を変更する場合には、保険契約者は、自動車1台ごとに、その都度書面をもってその旨を当会社に通知し、承認の請求を行わなければなりません。
- ③ 当会社は、前2項の場合には、その定めるところに従い、保険料を返還し、または追加保険料を請求できます。
- ④ 当会社は、前項の追加保険料を、普通保険約款一般条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場

合) 第2項の追加保険料とみなします。この場合において、保険契約者が当該追加保険料の払込みを怠ったときの取扱いについては、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を適用します。

## 第6条 (付保漏れがあった場合)

- ① この保険契約締結の時に、被保険者が自ら使用するためにすでに取得していた自動車に保険証券記載の条件に該当するものを、この保険契約によって保険に付していなかったこと(以下この条において、「付保漏れ」といいます。)が判明した場合には、当社は、第2条(中途対象自動車に対する自動担保)の規定を適用しません。ただし、その付保漏れの事実を当社が知った時までに前条第1項の通知を受領している中途対象自動車については、このかぎりではありません。
- ② 付保漏れが保険契約者または被保険者の故意および重大な過失によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明した場合で、当社が付保漏れの事実を知った時以後のもっとも早い通知日までに保険契約者または被保険者が当該付保漏れ自動車について書面によって更正を申し出て、当社がこれを承認したときは、前項の規定を適用しません。

## 第7条 (通知に遅滞または脱漏があった場合)

第3条(通知)第1項の通知に遅滞または脱漏があった場合は、遅滞または脱漏のあった中途対象自動車(以下「通知漏れの中途対象自動車」といいます。)および当社がその遅滞または脱漏の事実を知った時以後、同項の規定により通知されるすべての中途対象自動車に対して、当社は第2条(中途対象自動車に対する自動担保)の規定を適用しません。ただし、その遅滞または脱漏が、保険契約者または被保険者の故意および重大な過失によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明した場合で、当社がその遅滞または脱漏の事実を知った時以後のもっとも早い通知日までに保険契約者または被保険者が当該通知漏れの中途対象自動車について書面によって更正を申し出て、当社がこれを承認したときは、このかぎりではありません。

## 第8条 (特約の解除)

- ① 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、保険証券記載の保険契約者の住所にあてた書面による通知をもって、この特約を解除することができます。
  - (1) 第4条(保険料の精算)第1項の追加保険料(同条第2項の保険料がある場合は、相殺した後の保険料とします。)の全額または同条第4項第1号の第1回追加保険料が精算日までに払い込まれなかった場合。ただし、同条第6項に該当する場合を除きます。
  - (2) 第6条(付保漏れがあった場合)第1項に該当する場合。ただし、同条第2項の規定により更正がなされた場合を除きます。
  - (3) 前条に該当する場合。ただし、同条ただし書の規定により更正がなされた場合を除きます。
- ② 保険契約者は、この保険契約を普通保険約款一般条項第10条(解除)第3項の規定により解除する場合を除き、この特約を解除することができません。

## 9-6 通販特約

[正式名称] 通信販売に関する特約

### 第1条 (保険契約の申込み)

- ① 当社に対して保険契約の申込みをしようとする者は、次の各号に掲げるいずれかの方法により保険契約の申込みをすることができるものとします。

- (1) 当会社所定の保険契約申込書（以下「申込書」といいます。）に所要の事項を記載し、当会社へ送付すること。
- (2) 電話、情報処理機器等の通信手段（以下「通信手段」といいます。）を媒介とし、当会社に対し保険契約申込みの意思表示（以下「申込意思の表示」といいます。）を行うこと。
- ② 前項第1号の規定により当会社が申込書の送付を受けた場合は、当会社は、保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行うものについては、保険契約の条件、保険料、保険料払込期限、保険料の払込方法等（以下「保険契約の条件等」といいます。）を記載した通知書を保険契約者に送付するものとします。
- ③ 第1項第2号の規定により当会社が申込意思の表示を受けた場合は、当会社は、保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行うものについては、通信手段を媒介として保険契約者に対して保険契約引受けの意思表示（以下「引受意思の表示」といいます。）を行い、保険契約の条件等を記載した通知書および申込書を送付するものとします。保険契約者は、申込書に所要の事項を記載し、所定の期間内に当会社へ送付するものとします。この場合、保険契約者は通知書および申込書に記載された保険契約の条件等の変更を行うことはできません。
- ④ 保険契約者が前項の通知書および申込書に記載された保険契約の条件等の変更を行った場合は、当会社は、前項の引受意思の表示を行わなかったものとします。この場合、当会社は、保険契約者が第1項第1号の方法により保険契約の申込みをしたものとしてこの特約の規定を適用します。
- ⑤ 当会社は、この特約により、第2項の場合においては当会社が通知書を保険契約者に送付した時以後、第3項の場合においては当会社が引受意思の表示を行った時以後、普通保険約款一般条項第1条（保険責任の始期および終期）第2項の規定を適用しません。

## 第2条（解除—申込書が送付されない場合）

- ① 当会社は、保険契約者により前条第3項の申込書が所定の期間内に当会社へ送付されない場合は、この保険契約を解除することができます。
- ② 当会社は、前項の解除を行う場合には、保険契約者が申し出た住所にあてた書面によりその旨を通知します。この場合の解除は、当会社が引受意思の表示を行った日から将来に向かってその効力を生じます。

## 第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

## 9-7 インターネット特約

[正式名称] インターネット販売に関する特約

### 第1条（保険契約の申込み）

- ① 当会社に対して保険契約の申込みをしようとする者は、情報処理機器等の通信手段（以下「通信手段」といいます。）を媒介とし、当会社に対し保険契約申込みの意思表示（以下「申込意思の表示」といいます。）を行うことにより保険契約の申込みをすることができるものとします。
- ② 前項の規定により当会社が申込意思の表示を受けた場合は、当会社は、保険契約引受けの可否を審査し、引受けを行うものについては、契約情報提示・入力画面（以下「契約情報画面」といいます。）を保険契約者に明示するものとします。

- ③ 当社は、保険契約の契約条項のうち重要な事項（以下「重要事項」といいます。）を、契約情報画面に表示するものとします。
- ④ 保険契約者は、前項の重要事項を確認および同意したうえで契約情報画面に定められた必要な事項を入力し、所定の期間内に当社へ返信するものとします。
- ⑤ 当社は、この特約により、保険契約者が前項の契約情報画面を返信した時以後、普通保険約款一般条項第1条（保険責任の始期および終期）第2項の規定を適用しません。

## 第2条（契約情報画面が返信されない場合の取扱い）

保険契約者により前条第2項の契約情報画面が所定の期間内に返信されない場合は、この保険契約は成立しないものとします。

## 第3条（当社への通知）

保険契約者または被保険者は普通保険約款一般条項第3条（告知義務）第3項第3号、同条項第4条（通知義務）第1項、同条項第5条（被保険自動車の譲渡）第1項、同条項第6条（被保険自動車の入替）第1項または同条項第11条（保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合）第2項に規定する更正の申出または通知（以下「通知等」といいます。）を、通信手段により、行うことができます。

## 第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。この場合において、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定中、「保険申込書の記載事項」とあるのを「契約情報提示・入力画面の入力事項」と、「保険申込書に記載」とあるのを「契約情報提示・入力画面に入力」と読み替えるものとします。

# 共同保険に関わる特約

## 10-1 共同保険特約

【正式名称】 共同保険に関する特約条項

### 第1条（独立責任）

この保険契約は、保険証券記載の保険会社（以下「引受保険会社」といいます。）による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

### 第2条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、全ての引受保険会社のために次の各号に掲げる事項を行います。

- (1) 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- (2) 保険料の収納および受領または返戻
- (3) 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
- (4) 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領および当該告知または通知の承認
- (5) 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領および当該譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領および当該設定、譲渡もしくは消滅の承認
- (6) 保険契約に係る異動承認書の発行および交付または保険証券に対

する裏書等

- (7) 保険の目的その他の保険契約に係る事項の調査
- (8) 事故発生もしくは損害発生のお知らせに係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- (9) 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- (10) その他前各号の事務または業務に付随する事項

### 第3条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条各号に掲げる事項は、全ての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

### 第4条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、全ての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

## 用途・車種別免責金額表

### 1 対物賠償保険の免責金額

用途・車種	免責金額	
	ノンフリート契約	フリート契約
二輪自動車	0万円	0万円
	3	3
	5	5
	10	10
原動機付自転車 農耕作業用自動車	0	0
	3	3
	5	5
上記以外の用途・車種	0	0
	3	3
	5	5
	10	10
	15	15
	10	20

### 2 車両保険の免責金額

(1) 車両保険 ((2)および(3)で定める車両保険を除く。)

#### ① ノンフリート契約

用途・車種	免責金額	
	第1回目の事故のとき	第2回目以降の事故のとき
二輪自動車	5万円	5万円
原動機付自転車 農耕作業用自動車	1	1
上記以外の用途・車種	0	10
	5	10
	0	0
	3	3
	5	5
	7	7
	10	10
	15	15
	20	20

※レンタカー・教習用自動車の場合は、②フリート契約と同様の免責金額となります。

#### ② フリート契約

用途・車種	免責金額
二輪自動車	5万円
原動機付自転車 農耕作業用自動車	1
上記以外の用途・車種	0
	3
	5
	7
	10
	15
	20

(2) 車両危険限定特約(A)が付帯されている車両保険 (車対車衝突危険限定特約とあわせて車両危険限定特約(A)が付帯されている車両保険を除く。)

用途・車種	免責金額
車両危険限定特約(A)の適用対象用途・車種	0万円
	5
	7

(3) 車両危険限定特約(B)が付帯されている車両保険

用途・車種	免責金額
自家用普通乗用車 自家用小型乗用車 自家用軽四輪乗用車 自家用軽四輪貨物車 自家用小型貨物車 軽三輪自動車	1万円
営業用普通貨物車 営業用小型貨物車 営業用軽四輪貨物車 営業用軽四輪貨物車 営業用三輪自動車 営業用三輪自動車 特種用途自動車(キャンピング車) 特種用途自動車(キャンピング車以外)	3
小型ダンプカー 三輪ダンプカー	1
上記以外の車両危険限定特約(B)の適用対象用途・車種	5

# 損保ジャパンのサービスと 社外相談窓口



# ロードアシスタンス (スーパー安心サポート)

ロードアシスタンスをご利用になる場合には、必ず事前にロードアシスタンス専用デスクにご連絡ください。

## ロードアシスタンスの対象となるご契約

ご契約のお車が「 <b>家用8車種*</b> で「 <b>車両保険 (リース車両費用保険特約を含みます。)</b> 」を付帯しているご契約	左記以外のご契約
○	×

※家用8車種とは「**家用普通乗用車**」、「**家用小型乗用車**」、「**家用軽四輪乗用車**」、「**家用小型貨物車**」、「**家用軽四輪貨物車**」、「**家用普通貨物車 (最大積載量0.5トン以下)**」、「**家用普通貨物車 (最大積載量0.5トン超2トン以下)**」、「**特種用途自動車 (キャンピング車)**」のことをいいます。

## ロードアシスタンスの内容

ご契約のお車が、**事故・故障**で自力走行できなくなった場合、ロードアシスタンス専用デスクにお電話ください。JAF\*にお取り次ぎし、JAFにてロードアシスタンスを実施します。なお、ロードアシスタンスの費用は、**現場にてお客さまに一時的にお立替え**いただき、後日当社からお客さまに、**レッカーけん引**や、**自力走行回復**のための現場での**30分程度**の緊急修理などの下表記載の費用をお支払いいたします。

※**事故・故障**の形態等によっては、当社の判断により、他のロードアシスタンス業者にお取り次ぎする場合があります。(事前にご連絡なく、当社がお取り次ぎするロードアシスタンス業者以外を手配された場合、ロードアシスタンス費用のお支払いはできません。)

<p><b>レッカー (最寄り搬入先まで)</b></p> 	<p>事故や故障により自力走行が不能な場合に、現場に急行し、最寄りの搬入先までお車をレッカーします。</p> <p><b>ロードアシスタンスの対象となるレッカー距離</b></p> <table border="1"> <tr> <td><b>JAF会員</b></td> <td> <p style="text-align: center;"><b>最長35km*</b></p> <p>事故・故障の現場から35km以内に搬入先がない場合にかぎり、35kmを超える最寄り搬入先までの費用も対象になります。</p> </td> </tr> <tr> <td><b>JAF会員以外</b></td> <td> <p style="text-align: center;"><b>最長30km</b></p> </td> </tr> </table> <p>※JAF会員の場合、当社が提供しているレッカーサービスにJAFが提供している会員サービスの5kmが加算され、最長35kmとなります。</p>	<b>JAF会員</b>	<p style="text-align: center;"><b>最長35km*</b></p> <p>事故・故障の現場から35km以内に搬入先がない場合にかぎり、35kmを超える最寄り搬入先までの費用も対象になります。</p>	<b>JAF会員以外</b>	<p style="text-align: center;"><b>最長30km</b></p>	
<b>JAF会員</b>	<p style="text-align: center;"><b>最長35km*</b></p> <p>事故・故障の現場から35km以内に搬入先がない場合にかぎり、35kmを超える最寄り搬入先までの費用も対象になります。</p>					
<b>JAF会員以外</b>	<p style="text-align: center;"><b>最長30km</b></p>					
<p><b>緊急修理 (30分程度)</b></p> 	<p>故障やトラブルにより自力走行が不能となった場合に現場に急行し、現場にて<b>30分程度</b>で完了する応急修理を行います。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="4"><b>主な事例</b></td> <td>バッテリー上がり時のジャンピング (ケーブルをつないでエンジンをスタートさせます。)</td> </tr> <tr> <td>キー閉じこみ時の鍵開け</td> </tr> <tr> <td>パンク時のスペアタイヤ交換</td> </tr> <tr> <td>溝に落輪した場合の引き上げ作業</td> </tr> </table> <p><b>【ご注意】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自力走行不能とは、「事故・故障で動かない、もしくは道路交通法上運転してはいけない状態」をいいます。</li> <li>30分程度で対応できないケースについては、作業費用が有料になる場合があります。</li> <li>イモビライザーキーなどセキュリティ装置付車両では、サービスのご提供ができません場合があります。</li> <li>クレーン作業等の特殊作業が発生した場合にはお客さまのご負担となります。</li> </ul>	<b>主な事例</b>	バッテリー上がり時のジャンピング (ケーブルをつないでエンジンをスタートさせます。)	キー閉じこみ時の鍵開け	パンク時のスペアタイヤ交換	溝に落輪した場合の引き上げ作業
<b>主な事例</b>	バッテリー上がり時のジャンピング (ケーブルをつないでエンジンをスタートさせます。)					
	キー閉じこみ時の鍵開け					
	パンク時のスペアタイヤ交換					
	溝に落輪した場合の引き上げ作業					
<p><b>燃料切れ時の給油</b></p> 	<p>燃料切れで走行不能となった場合に、燃料をお届けします。</p> <p style="text-align: center;"><b>最大10リットルまで無料</b></p> <p><b>【ご注意】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1保険年度1回かぎり対象となります。</li> <li>自宅駐車場および同等と判断できる保管場所での燃料切れは対象となりません。</li> </ul>					

## 費用のご精算

- ロードアシスタンス費用は、クレジットカード払または現金払により、お客さまに現場で一時的にお立替えいただきます。
- 作業実施後、再度ロードアシスタンス専用デスクにご連絡ください。お立替えいただいた費用をご確認させていただき、後日当社からお支払請求書類をお客さま宛に送付いたします。
- 作業終了時お受け取りになる「ロードサービス書(領収書)」は、ご請求の際、必要となりますので必ず保管ください。

※当社所定のクレジットカードでお支払いいただいた場合、ロードアシスタンスの対象となる費用は、当社からカード会社に直接お支払いし、カード会社からのお客さまへの請求を相殺させていただきます。専用デスクではクレジットカード番号、利用金額などをお伺いします。なお、毎月の締切日の関係により、お客さまに一時的にお立替えいただく場合がございます。  
(ご注意)専用デスクにお知らせいただいた内容は、専用デスクを運営している(株)損保ジャパン・ハートフルライン社から当社に伝えられます。

当社所定のクレジットカード

《セゾン》カード、JCB、DC、UC

### お客さまがJAF会員の場合

※JAFにてロードアシスタンス実施時にJAF会員証のご提示が必要です。

ロードアシスタンスの対象となる費用(燃料代を除きます。)は、お客さまに現場でお立替えいただく必要がありません。

その費用は、当社からJAFへ直接お支払いします。ただし、35kmを超えるレッカーで最寄りの搬入先より遠方へのレッカー費用はお客さまのご負担となります。

(注1)ロードアシスタンスの対象となる燃料代は、クレジットカード払または現金払により、お客さまに一時的にお立替えいただき、後日当社からお客さまにお支払いします。

(注2)部品代や消耗品代、および特殊作業等で作業がJAFで完結しない場合の費用は、お客さまのご負担となり、現場でJAFにクレジットカード払または現金払によりお支払いいただきます。

### ご利用にあたって(ご注意)

- ロードアシスタンスが必要な場合、必ず事前にロードアシスタンス専用デスクにご連絡ください。
- 下記の費用は、ロードアシスタンスの対象となりません。
  - ・JAF入会金、年会費
  - ・部品代
  - ・消耗品代
  - ・クレーン作業などの特殊作業費用
  - ・バンク修理の作業費用(出勤費などの基本料金はロードアシスタンスの対象です。また、JAF会員の場合は作業費用も対象となります。)
  - ・事故、故障以外での点検費用
  - ・事故、故障現場以外の場所(警察やレッカー会社に一時的に保管された場所等)からのレッカーけん引費用
  - ・故意による、事故や故障時の作業費用
- 下記の場合は、ロードアシスタンスの対象となりません。
  - ・セキュリティ装置付車両の鍵の開錠(含イモビライザー付)
  - ・自宅駐車場および同等と判断できる保管場所での燃料切れ
  - ・けん引不可能な構造の車両
  - ・最寄りに搬入場所がない場合
  - ・重大事故、転落など保有する装備で作業が不可能な場合
  - ・チェーン脱着作業や積雪による走行困難など故障でない場合
  - ・違法改造車、無免許運転、飲酒運転など法律に違反している場合
  - ・酒酔い、酒気を帯びた状態もしくは麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転している場合
  - ・地震、噴火、津波等天災に起因する場合
  - ・戦争、暴動危険、原子力に起因する場合など
  - ・一部離島、レッカー車等の立ち入りができない場所など、JAFがサービス提供不可能な地域
  - ・レース、ラリーまたはこれらに類似するモータースポーツ等使用方法が通常の自動車走行と異なる場合
  - ・雪道、泥道、砂浜などでタイヤがスリップやスタックして単に走行が困難な場合
- 車両保険でお支払いの対象となる費用については、保険金でお支払いします。そのため、車両保険でお支払いした場合はノンフリート等級別料率制度における事故の件数にカウントされ、翌年の等級が下がったり、また、等級がすえおきとなることがあります。
- ロードアシスタンスの内容は、ご案内せずに変更となる場合があります。

# 損保ジャパンのWEBサービス

～交通安全とハッピーなカーライフを願って～



<http://www.sompo-japan.co.jp/>

## 事故防止倶楽部

### 法人のお客さまに

企業の自動車事故防止活動をサポートする、お客さま専用のサービスです。安全運転管理体制チェック「RM診断25」や「WEB危険予測診断」など豊富なメニューをご用意しています。当社ホームページ「法人のお客さま」コーナーからアクセスしてください。※ログインはお客さまの自動車保険証券番号を入力してください。

### すべてのお客さまに

## クルマのあんぜん教室

インターネットで毎日の交通安全を考えるサイトです。交通安全のための運転適性検査ゲームやアニメーションなどお子さまからベテランドライバーまでだれでもご利用いただけます。当社ホームページからアクセスしてください。

# 社外相談窓口

## 自動車事故のご相談または苦情の受付

自動車保険および自賠責保険の保険金のご請求について、ご不審な点またはご不満な点がある場合には、損保ジャパンの全国営業・サービス網のほか、次のような各種の交通事故相談機関が設置されており、無料でご相談等に応じておりますので、あわせてご利用ください。なお、これらの設置場所および連絡先については、小冊子を用意いたしておりますので、損保ジャパンの全国営業・サービス網にお問い合わせください。

### 1.自動車保険請求相談センター

日本損害保険協会が全国48か所に設置しており、自動車保険および自賠責保険の内容、保険金請求手続等について、ご説明、ご相談を行っています。

名称	所在地	電話番号	名称	所在地	電話番号
札幌	札幌市中央区北一条西7-1-2	011(290)1881	四日市	四日市市諏訪栄町1-12	059(353)5946
青森	青森市橋本2-19-3	017(722)1025	大津	大津市梅林1-3-10	077(525)3954
盛岡	盛岡市中央通り2-2-5	019(651)4495	京都	京都市中京区烏丸通錦小路上手洗水町652	075(211)9601
秋田	秋田市山王2-1-43	018(823)5922	大阪	大阪市中央区北浜2-6-26	06(6202)2640
仙台	仙台市青葉区一番町1-3-1	022(223)9222	奈良	奈良市大宮町6-2-19	0742(35)1751
山形	山形市香澄町3-1-7	023(633)0589	和歌山	和歌山市美園町3-32-1	073(431)6290
福島	福島市栄町10-21	024(521)1295	神戸	神戸市中央区御幸通4-2-20	078(222)7220
新潟	新潟市万代2-3-16	025(241)9515	鳥取	鳥取市今町1-103	0857(24)4233
水戸	水戸市三の丸1-4-73	029(226)1693	松江	松江市御手船場町伊勢宮565-8	0852(24)2165
宇都宮	宇都宮市大通り1-4-22	028(621)6463	岡山	岡山市幸町8-22	086(232)7020
さいたま	さいたま市中央区上落合1-12-16	048(854)9463	広島	広島市中区紙屋町1-2-29	082(247)5003
千葉	千葉市中央区弁天1-15-3	043(284)7955	山口	山口市泉都町7-11	083(925)0999
東京	千代田区神田淡路町2-7	03(3255)1377	高松	高松市塩屋町10-1	087(821)0389
立川	立川市曙町2-35-2	042(525)9216	徳島	徳島市八百屋町2-7	088(622)5279
前橋	前橋市南町3-9-5	027(223)2316	松山	松山市三番町4-12-7	089(945)2335
長野	長野市南千歳1-15-3	026(226)3582	高知	高知市塚町2-26	088(825)0318
甲府	甲府市丸の内3-1-6	055(228)8335	福岡	福岡市中央区大名2-4-30	092(713)7318
横浜	横浜市西区北幸1-4-1	045(323)6211	佐賀	佐賀市駅前中央1-4-8	0952(29)8768
静岡	静岡市葵区呉服町1-1-2	054(252)3334	長崎	長崎市万才町3-5	095(824)2571
富山	富山市桜橋通1-18	076(432)2294	大分	大分市都町1-1-23	097(536)5043
金沢	金沢市高岡町2-37	076(232)0214	熊本	熊本市辛島町8-23	096(324)8740
福井	福井市中央3-6-2	0776(22)3282	宮崎	宮崎市広島1-18-13	0985(28)1199
名古屋	名古屋市中区錦3-23-31	052(971)7161	鹿児島	鹿児島市中央町12-2	099(252)3466
岐阜	岐阜市橋本町2-20	058(252)7513	沖縄	那覇市久米2-2-20	098(868)8950

### 2.そんがいほけん相談室

日本損害保険協会が全国13か所に設置しており、自動車保険および自賠責保険を含めて損害保険全般について、ご説明、ご相談および苦情の受付を行っています。

## 中立の第三者機関による示談斡旋制度

損保ジャパンがお支払いする賠償保険金または損害賠償額について、ご不満が生じたときには、中立でしかも独立した次の機関をご利用いただくことができます。

### 1.財団法人日弁連交通事故相談センター

日弁連交通事故相談センターの相談所が次表の場所を含め全国（各弁護士会内等）に設置されており、専門の弁護士が交通事故に関するご相談や示談の斡旋を無料で行っています。

#### (示談の斡旋をしている主な相談所)

相談所名	所在地	電話番号
本部	東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館14階	03 (3581) 4724
札幌	札幌市中央区北1条西10丁目 札幌弁護士会館2階	011 (251) 7730
岩手	盛岡市大通1-2-1 サンビル2階 弁護士会内	019 (623) 5005
仙台	仙台市青葉区一番町2-9-18 弁護士会館内	022 (223) 7811
山形	山形市七日町2-7-10 NANA-BEANS 8階	023 (635) 3648
水戸	水戸市大町2-2-75 弁護士会館内	029 (221) 3501
栃木	宇都宮市小幡2-7-13 弁護士会内	028 (622) 2008
前橋	前橋市大手町3-6-6 弁護士会内	027 (234) 9321
埼玉	さいたま市浦和区高砂4-2-1 浦和高砂パークハウス1階 埼玉弁護士会法律相談センター内	048 (710) 5666
千葉	千葉市中央区中央4-13-12 弁護士会内	043 (227) 8530
東京	千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館3階	03 (3581) 1782
横浜	横浜市中区日本大通9 弁護士会内	045 (211) 7700
山梨	甲府市中央1-8-7 弁護士会内	055 (235) 7202
新潟	新潟市中央区学校町通一番町1 弁護士会内	025 (222) 3765
岐阜	岐阜市端詰町22 弁護士会内	058 (265) 0020
静岡	静岡市葵区追手町10-80 弁護士会内	054 (252) 0008
沼津	沼津市御幸町21-1 弁護士会支部内	055 (931) 1848
浜松	浜松市中区中央1-9-1 弁護士会支部内	053 (455) 3009
名古屋	[相談]名古屋市中区栄4-1-1 中日ビル3階 栄法律相談センター [示談あつ旋]名古屋市中区三の丸1-4-2 弁護士会館内	052 (252) 0044 052 (221) 7097
三重	津市中央3-23 弁護士会内	059 (228) 2232
京都	京都市中京区富小路通丸太町下ル 弁護士会内	075 (231) 2378
大阪	大阪市北区西天満1-12-5 弁護士会内	06 (6364) 8289
神戸	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー13階 兵庫県弁護士会分館内	078 (341) 1717
奈良	奈良市登大路町5 弁護士会内	0742 (22) 2035
岡山	岡山市南方1-8-29 弁護士会内	086 (223) 4401
広島	広島市中区基町6-27 広島そごう新館6階 紙屋町法律相談センター内	082 (225) 1600
高松	高松市丸の内2-22 弁護士会内	087 (822) 3693
愛媛	松山市三番町4-8-8 弁護士会内	089 (941) 6279
高知	高知市越前町1-5-7 弁護士会内	088 (822) 4867
福岡	福岡市中央区渡辺通5-14-12 南天神ビル5階	092 (741) 3208
北九州	北九州市小倉北区金田1-4-2 北九州法律相談センター内	093 (561) 0360
佐賀	佐賀市中の小路4-16 弁護士会内	0952 (24) 3411
熊本	熊本市花畑町7-10 熊本市産業文化会館5階 熊本法律相談センター内	096 (325) 0009
鹿児島	鹿児島市易居町2-3 弁護士会内	099 (226) 3765
那覇	那覇市楚辺1-5-17 プロフェスビル那覇203号室	098 (835) 4343

## 2.財団法人交通事故紛争処理センター

この紛争処理センターでは、学識経験者および弁護士からなる審査員が無料で、被害者の正当な利益を守るため、公正な立場から和解の斡旋を行っています。

名 称	所 在 地	電話番号
本 部	東京都新宿区西新宿2-6-1 新宿住友ビル44階	03(3346)1756
札幌支部	札幌市中央区北1条西10丁目 札幌弁護士会館4階	011(281)3241
仙台支部	仙台市青葉区中央2-2-1 仙台三菱ビル4階	022(263)7231
名古屋支部	名古屋市中村区名駅南2-14-19 住友生命名古屋ビル24階	052(581)9491
大阪支部	大阪市中央区北浜2-5-23 小寺プラザビル4階南側	06(6227)0277
広島支部	広島市中区立町1-20 広島立町NOFビル5階	082(249)5421
高松支部	高松市丸の内2-22 香川県弁護士会館3階	087(822)5005
福岡支部	福岡市中央区天神1-9-17 ダヴィンチ福岡天神10階	092(721)0881
さいたま相談室	さいたま市大宮区吉敷町1-75-1 太陽生命大宮吉敷町ビル2階	048(650)5271
金沢相談室	金沢市本町2-11-7 金沢フコク生命駅前ビル12階	076(234)6650

◎略称による五十音順

<b>あ</b>	
安心更新サポート特約	269
安全運転教育費用特約	211
一般条項	74
インターネット特約	278
運転者限定特約	115
運転者年齢条件特約	113
<b>か</b>	
休車費用特約	172
共同保険特約	279
クレジットカード払特約	243
継続うっかり特約	272
けん引自動車の対物賠償保険に関する特約	120
個人情報対策費用特約	217
個人賠償責任特約	202
子供特約	114
<b>さ</b>	
事故時代車費用特約	168
地震・噴火・津波車両損害特約	163
地震・噴火・津波搭乗者傷害特約	137
自損事故傷害特約	144
自賠償適用除外車対人賠償特約	117
車対車自己負担なし特約	156
車対車衝突危険限定特約	163
車両価額協定特約	149
車両価額協定不適用特約	152
車両危険限定特約(A)	164
車両危険限定特約(B)	165
車両条項	69
車両新価特約	152
車両積載動産特約	193
車両全損修理時特約	156
車両全損臨費不担保特約	166
車両費用保険の修理費優先支払特約	162
車両保険の適用範囲に関する特約	166
集団扱特約	262
集団扱特約失効後の追加保険料の払込みに関する特約	267
集団扱特約の追加保険料の分割払に関する特約	265
集団扱特約の追加保険料払込方法等に関する特約	264
宿泊・移動費用特約	170
受託貨物賠償責任特約	208
初回口振特約	241
初回追加保険料30日猶予特約	244
人身傷害補償条項	63
人身被保険自動車搭乗中のみ特約	121
積載中の売上金盗難特約	215
全車両一括付保特約	274

**た**

対人臨時費用不担保特約	117
対物全損時修理差額費用特約	117
他車運転特約	175
他車運転特約(二輪・原付)	178
団体扱一括払特約	256
団体扱特約失効後の追加保険料の払込みに関する特約	261
団体扱特約の追加保険料の分割払に関する特約	260
団体扱特約の追加保険料払込方法等に関する特約	258
団体扱分割払特約	252
団体扱分割払特約(一般A)	245
団体扱分割払特約(一般B)	248
団体扱分割払特約(一般C)	250
団体扱分割払特約(口座振替用)	254
通販特約	277
等級プロテクト特約	175
搭乗者傷害特約(医療保険金なし)	131
搭乗者傷害特約(日額払)	127
搭乗者傷害特約(部位・症状別定額払)	122
搭乗中の犯罪被害傷害特約	212

**は**

賠償責任条項	54
バスの人身傷害補償保険金支払特約	121
バスの搭乗者傷害保険金支払特約	135
被保険自動車に関する盗難不担保特約	166
被保険自動車の入替自動担保特約	268
ファミリーバイク特約(自損)	185
ファミリーバイク特約(人身)	183
部位・症状別定額払医療保険金倍額特約	135
ブーム不担保特約	168
弁護士費用特約	197
保険料一括払特約	220
保険料一括払特約(即時払用)	224
保険料分割払特約	224
保険料分割払特約(大口)	233
保険料分割払特約(大口口座振替用)	229
保険料分割払特約(長期契約用)	236

**ま**

無保険車傷害特約	137
----------	-----

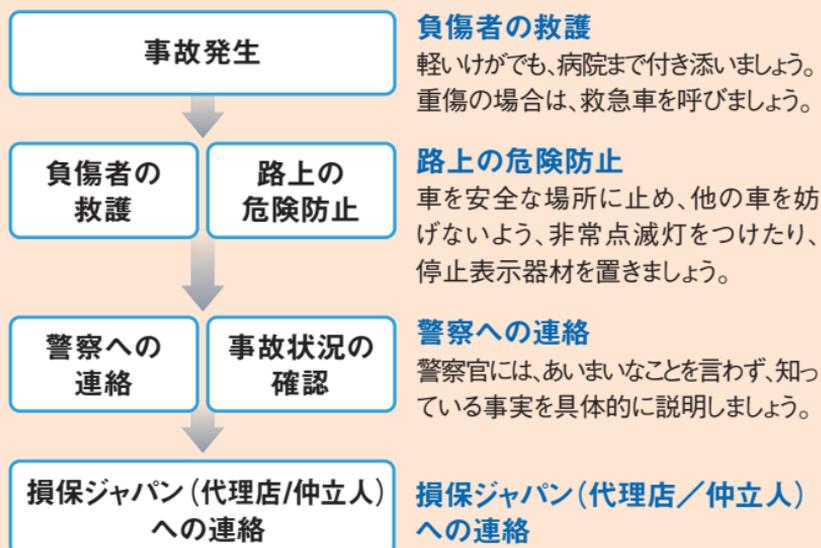
**ら**

リースカーに関する特約	274
リースカーの車両費用保険特約	157
臨時代替自動車特約	180
レンタカーの対物賠償保険に関する特約	119

ご契約から事故のアドバイスまで損保ジャパンがサポートします。

## もしも 事故にあわれたら

### 事故の際の行動のフローチャートと注意点



できるだけ早く、次のことを電話連絡しましょう。

- |             |                 |
|-------------|-----------------|
| ① 契約者名・運転者名 | ⑤ 事故の状況         |
| ② 証券番号      | ⑥ 損害の程度         |
| ③ 事故車の登録番号  | ⑦ 相手方の住所・氏名・連絡先 |
| ④ 事故の日時・場所  | ⑧ 目撃者の住所・氏名・連絡先 |

## 24時間365日事故受付対応

事故受付センター  
フリーダイヤル

 **0120-256-110**  
(株) 損保ジャパン・ハートフルライン社が運営しています。  
【受付時間】終日(24時間)  
※午後10時以降は、事故の受付・相談のみとなります。

## 商品に関するお問い合わせ

お客様  
フリーダイヤル

 **0120-888-089**  
【受付時間】平 日：午前9時～午後8時  
土日 祝日：午前9時～午後5時  
(12/31～1/3は休業)



株式会社 損害保険ジャパン

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL.03(3349)3111  
ホームページアドレス <http://www.sompo-japan.co.jp>